

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																		
		<div data-bbox="1339 172 1953 454"> <p>【穴部】 ○ : アクセスルート（車両・要員） □ : 地中埋設構造物 ● : 損壊評価箇所</p> <p>※：地中埋設構造物等については、道路排水路等の小規模構造物を除き主要な地中埋設構造物等を示す。 ※：損壊評価箇所及び損壊想定箇所については、今後変更となる可能性がある。</p> </div> <div data-bbox="1339 491 1953 518"> <p>第6-44図 構造物損壊による段差発生想定箇所（5/5）（Dエリア）</p> </div> <div data-bbox="1339 550 1953 577"> <p>第6-16表 構造物損壊による段差発生評価結果（4/5）（Dエリア）</p> </div> <div data-bbox="1348 587 1944 885"> <p>条件①：基準地震動に対して機能維持する設計がされた構造物 条件②：鋼管及びコンクリートで骨き立てられ補強された構造物 （骨き上がり対策としてコンクリートで骨き立てられた構造物を含む） 条件③：貯盤内の構造物 条件④：内訳のない構造物</p> <p>（凡例） ○：条件に該当する場合 □：条件に該当しない場合 ■：損壊が想定される箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>条件①</th> <th>条件②</th> <th>条件③</th> <th>条件④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2</td><td>日守伊吹水塔</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>5</td><td>正水塔</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>20</td><td>日守伊吹水塔</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>29</td><td>3号道路排水</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>30</td><td>3号道路排水</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>31</td><td>3号道路排水</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>33</td><td>3号道路排水</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>40</td><td>3号道路排水</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>42</td><td>3号道路排水</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>43</td><td>3号道路排水</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>49</td><td>3号道路排水</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>53</td><td>3号道路排水</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>56</td><td>貯盤B</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>57</td><td>貯盤C</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>59</td><td>1,2号伊吹水塔</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td></td><td>損壊想定箇所</td><td></td><td>○ (箇所)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1339 896 1630 924"> <p>※2：断面図を第6-17表に示す。</p> </div> <div data-bbox="1348 954 1944 981"> <p>第6-16表 構造物損壊による段差発生評価結果（5/5）（まとめ）</p> </div> <div data-bbox="1444 986 1848 1152"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア</th> <th>損壊想定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>2</td></tr> <tr><td>B</td><td>2</td></tr> <tr><td>C</td><td>6</td></tr> <tr><td>D</td><td>0</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10（箇所）</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1702 1189 1926 1228"> <p>：本日ご説明範囲</p> </div>	通し番号	名称	条件①	条件②	条件③	条件④	2	日守伊吹水塔	○	—	—	—	5	正水塔	—	—	—	○	20	日守伊吹水塔	—	—	○	—	29	3号道路排水	—	—	○	—	30	3号道路排水	—	—	○	—	31	3号道路排水	—	—	○	—	33	3号道路排水	—	—	○	—	40	3号道路排水	—	—	○	—	42	3号道路排水	—	—	○	—	43	3号道路排水	—	—	○	—	49	3号道路排水	—	—	○	—	53	3号道路排水	—	—	○	—	56	貯盤B	○	—	—	○	57	貯盤C	○	—	—	○	59	1,2号伊吹水塔	○	—	—	—		損壊想定箇所		○ (箇所)			エリア	損壊想定箇所	A	2	B	2	C	6	D	0	合計	10（箇所）	<p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は地中埋設構造物等の損壊の対象外とする条件②の構造物の断面図を記載。</p>
通し番号	名称	条件①	条件②	条件③	条件④																																																																																																																
2	日守伊吹水塔	○	—	—	—																																																																																																																
5	正水塔	—	—	—	○																																																																																																																
20	日守伊吹水塔	—	—	○	—																																																																																																																
29	3号道路排水	—	—	○	—																																																																																																																
30	3号道路排水	—	—	○	—																																																																																																																
31	3号道路排水	—	—	○	—																																																																																																																
33	3号道路排水	—	—	○	—																																																																																																																
40	3号道路排水	—	—	○	—																																																																																																																
42	3号道路排水	—	—	○	—																																																																																																																
43	3号道路排水	—	—	○	—																																																																																																																
49	3号道路排水	—	—	○	—																																																																																																																
53	3号道路排水	—	—	○	—																																																																																																																
56	貯盤B	○	—	—	○																																																																																																																
57	貯盤C	○	—	—	○																																																																																																																
59	1,2号伊吹水塔	○	—	—	—																																																																																																																
	損壊想定箇所		○ (箇所)																																																																																																																		
エリア	損壊想定箇所																																																																																																																				
A	2																																																																																																																				
B	2																																																																																																																				
C	6																																																																																																																				
D	0																																																																																																																				
合計	10（箇所）																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第6-17表 条件②に該当する構造物の断面図(1/2)</p> <p>条件②：鋼管及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物 （浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">条件</th> <th style="width: 10%;">通し番号</th> <th style="width: 80%;">地中埋設構造物等の断面図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>12, 13 2号炉循環水管</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>15, 16 2号炉循環水管</td> <td> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>24 管理道路排水 接続管</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"> : 本日で説明範囲 </p>	条件	通し番号	地中埋設構造物等の断面図		12, 13 2号炉循環水管		②	15, 16 2号炉循環水管			24 管理道路排水 接続管		
条件	通し番号	地中埋設構造物等の断面図													
	12, 13 2号炉循環水管														
②	15, 16 2号炉循環水管														
	24 管理道路排水 接続管														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第6-17表 条件②に該当する構造物の断面図(2/2)</p> <p>条件②：鋼管及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物 (浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む)</p> <table border="1" data-bbox="1344 263 1926 766"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>通し番号</th> <th>地中埋設構造物等の断面図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>44 管理道路排水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>40^② 3f 道路排水</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>52^② e 道路排水</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられたカルバート構造（その他該当構造物：3, 4, 7, 8, 9, 14, 19, 26, 27, 28, 51） ※2：浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた管路構造（その他該当構造物：25, 29, 30, 31, 33, 34, 35, 39, 41, 42, 43, 45, 49, 53, 58）</p> <p style="text-align: right;">: 本日ご説明範囲</p>	条件	通し番号	地中埋設構造物等の断面図		44 管理道路排水		②	40 ^② 3f 道路排水			52 ^② e 道路排水		
条件	通し番号	地中埋設構造物等の断面図													
	44 管理道路排水														
②	40 ^② 3f 道路排水														
	52 ^② e 道路排水														

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

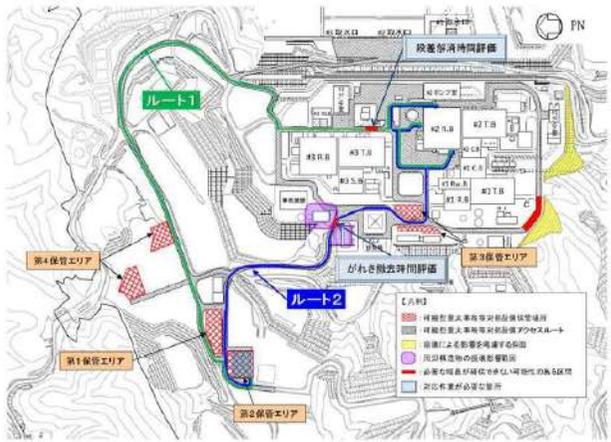
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>アクセスルートの調査結果より、第 2-3 図に示したルートは、周辺構造物の倒壊・損壊による影響がないこと、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりに対する影響がないこと、並びに沈下等に対する影響については事前対策を実施することにより可搬型設備の通行性が確保できることを確認した。</p> <p>別紙(32)を踏まえ、敷地の地質・地質構造に関する特徴から想定されるリスクについて検討した。</p> <p>a. 発電所建設時において大規模な掘削・埋戻による地山と埋戻部の不等沈下については、前述の b. 「地山と埋戻部との境界部」にて個別箇所の影響を評価した。</p> <p>b. 液状化を仮定すると噴砂によるアクセスルートの不陸が生じるが、迂回又は復旧作業を行うため、通行へのリスクは小さいと評価した。</p> <p>c. 岩盤の傾斜に伴う被覆層厚の変化による沈下量の場所的な変化については、岩盤上限面の傾斜が 1:1 以下であり、被覆層全層が沈下したとしても地表面の傾斜は 3.5% 以下となり、当該箇所のアクセスルートにこの傾斜を考慮しても勾配は登坂可能な勾配 15% を下回ることから、通行への影響はない。</p> <p>また、万一、想定を上回る沈下、浮き上がり、陥没が発生し、通行に支障のある段差が生じた場合に備えて、段差を応急的に復旧する作業ができるよう資材（砕石等）を保管場所又はアクセスルート近傍に配備する。なお、砕石による段差復旧の訓練を実施し、車両が通行できることを確認している。（別紙(9)、(10)参照）</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に総括は記載しない構成としている。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 地震時のアクセスルートの評価結果</p> <p>「(2) 屋外アクセスルートの評価方法及び結果」において、地震時における屋外アクセスルートの影響を評価した結果、第6-41図のとおり仮復旧が必要な区間を抽出した。</p> <p>アクセスルートのうち、構造物の損壊や段差発生により通行性を確保できない可能性がある区間については、仮復旧を実施し、その作業に要する時間の評価を行う。</p> <p>なお、ルート1、ルート2及び別紙(2)に示す海水取水ホース敷設ルート以外の時間評価に関わらないルートは自主的なアクセスルートとする。</p>  <p>第6-41図 地震時における仮復旧が必要な区間</p>	<p>(5) 地震時におけるアクセスルートの選定結果</p> <p>①～⑦の被害想定結果（別紙(19)参照）を踏まえると、緊急時対策所～保管場所～2号炉までのアクセスルートについて、あらかじめ段差緩和対策を行うことで、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p>	<p>(5) 地震時のアクセスルートの評価結果</p> <p>①～⑦の被害想定結果（別紙(25)参照）を踏まえると、屋外のアクセスルートについて、あらかじめ段差緩和対策及び道路拡幅対策を行うことで、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ルート設定の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 仮復旧時間の評価</p> <p>a. 周辺構造物がれきの仮復旧方法 アクセスルート上に周辺構造物のがれきが発生し、必要な幅員が確保できない箇所については、ブルドーザ及びバックホウを用いてがれきを道路脇に撤去することにより、対象車両が通行可能な道路として仮復旧する。</p> <p>b. 不等沈下及び地下構造物損壊による段差の仮復旧方法 不等沈下及び地下構造物損壊による段差が発生し、必要な幅員が確保できない箇所については、ブルドーザを用いて砕石運搬・埋戻し・転圧を行うことにより段差を解消し、対象車両が通行可能な道路として仮復旧する。</p> <p>c. アクセスルートの仮復旧に要する時間の評価 アクセスルートの仮復旧に要する時間は、被害想定をもとに、構内の移動時間や各作業に要する時間などを考慮し、設定した2つのアクセスルートについて算出する。(第6-17表, 第6-18表参照)</p> <p>各アクセスルートの仮復旧時間の詳細評価については別紙(21)に、仮復旧作業の有効性検証を別紙(22), (23)に示す。</p> <p><条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 重機操作人員は、要員待機場所である事務本館からブルドーザ及びバックホウの保管場所へ向かい、ブルドーザ及びバックホウを操作しアクセスルート上のがれき撤去、段差解消作業を実施 バックホウによる電線切断時間：21分（別紙(21)参照） バックホウによる引留鉄構鋼材切断時間：1箇所当たり1.5分 バックホウによる建屋屋根切断時間：0.5分/0.5m バックホウによる建屋構造物材切断時間：1箇所当たり9分（別紙(21)参照） バックホウによる切断したがれきの撤去作業：1回当たり5分 ブルドーザによるがれき撤去速度：0.5km/h（別紙(21)参照） ブルドーザによる段差解消作業量：53m³/h（別紙(23)参照） 			<p>【女川】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。

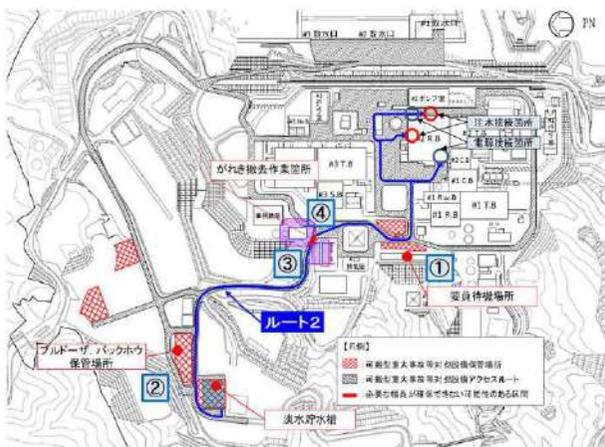
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第6-42図 ルート1の仮復旧時間評価が必要な箇所</p> <p>第6-17表 ルート1の仮復旧時間評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 869 683 1109"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離 [約 m]</th> <th>評価項目</th> <th>所要時間 [分]</th> <th>累積時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>ルート確認・判断</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>-</td> <td>徒歩移動</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>1180</td> <td>重機移動</td> <td>8</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>段差解消</td> <td>70</td> <td>148</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離 [約 m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]	-	-	状況確認・準備	15	15	-	-	ルート確認・判断	40	55	①→②	-	徒歩移動	15	70	②→③	1180	重機移動	8	78	-	-	段差解消	70	148	<p>島根原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。</p>
区間	距離 [約 m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]																													
-	-	状況確認・準備	15	15																													
-	-	ルート確認・判断	40	55																													
①→②	-	徒歩移動	15	70																													
②→③	1180	重機移動	8	78																													
-	-	段差解消	70	148																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
 <p data-bbox="152 662 616 694">第6-43図 ルート2の仮復旧時間評価が必要な箇所</p> <p data-bbox="190 774 571 805">第6-18表 ルート2の仮復旧時間評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 813 683 1204"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離 [約m]</th> <th>評価項目</th> <th>所要時間 [分]</th> <th>累積時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>ルート確認・判断</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>—</td> <td>徒歩移動</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>450</td> <td>重機移動</td> <td>5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">③→④</td> <td rowspan="5">30</td> <td>引留鉄構電線切断作業</td> <td>21</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>引留鉄構分解作業</td> <td>6</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>引留鉄構がれき撤去作業</td> <td>10</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>給排水処理建屋分解作業</td> <td>108</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>給排水処理建屋がれき撤去作業</td> <td>10</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]	—	—	状況確認・準備	15	15	—	—	ルート確認・判断	40	55	①→②	—	徒歩移動	15	70	②→③	450	重機移動	5	75	③→④	30	引留鉄構電線切断作業	21	96	引留鉄構分解作業	6	102	引留鉄構がれき撤去作業	10	112	給排水処理建屋分解作業	108	220	給排水処理建屋がれき撤去作業	10	230			<p data-bbox="1982 140 2161 279">【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。</p>
区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]																																									
—	—	状況確認・準備	15	15																																									
—	—	ルート確認・判断	40	55																																									
①→②	—	徒歩移動	15	70																																									
②→③	450	重機移動	5	75																																									
③→④	30	引留鉄構電線切断作業	21	96																																									
		引留鉄構分解作業	6	102																																									
		引留鉄構がれき撤去作業	10	112																																									
		給排水処理建屋分解作業	108	220																																									
		給排水処理建屋がれき撤去作業	10	230																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 屋外作業の成立性 「重大事故等対策の有効性評価」における事故シーケンスにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業、屋内作業について制限時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、以下のとおり作業は可能である。 なお、内部溢水及び内部火災等の評価結果の反映が必要な場合は、適宜影響について再評価を行う。 外部起因事象考慮時の対応手順と所要時間を第6-20表に示す。 また、可搬型設備の保管場所及びアクセスルートの点検状況について、補足資料(9)に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルートへの影響 (a) 屋外アクセスルートの確認 重大事故等対応要員からアクセスルート等の状況報告を受けた発電所対策本部の全体指揮者が、あらかじめ定めた優先順位及び周辺状況に応じてアクセスルート等を判断し、重大事故等対応要員への指示を実施する。</p> <p>なお、アクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲を別紙(24)に示す。</p> <p>アクセスルート等の判断については、重大事故等対応要員からの報告後速やかに実施するため、作業の成立性への影響はない。</p> <p>アクセスルート等の判断手順については、「重大事故等対応要領書」に明記することとしている。</p>	<p>(6) 屋外作業の成立性 「重大事故等対策の有効性評価」における事故シーケンスにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業について想定時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、作業は可能であることを以下のとおり確認した。</p> <p>なお、可搬型設備の保管場所、屋外のアクセスルート等の点検状況について、別紙(21)、1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの影響を補足(6)、2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による影響を補足(13)に示す。</p> <p>a. アクセスルートへの影響 (a) アクセスルートの確認 緊急時対策要員からアクセスルートの状況等の報告を受けた緊急時対策本部の復旧班長又は指示者*は、通行可能なアクセスルートの状況を緊急時対策本部内に周知する。</p> <p>※：初動体制は指示者、要員参集後は復旧班長が周知する。</p> <p>万一、通行ができない場合は、応急復旧方法、応急復旧の優先順位を考慮の上、アクセスルートを判断し、緊急時対策要員へ指示及び当直長へ連絡する。</p>	<p>(6) 屋外作業の成立性 「重大事故等対策の有効性評価」における重要事故シーケンス等において、時間評価を行う必要のある屋外作業について制限時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、以下のとおり作業は可能である。</p> <p>外部起因事象考慮時の対応手順と所要時間を第6-19表に示す。 なお、可搬型設備の保管場所及びアクセスルートの点検状況について補足資料(8)に、1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について補足資料(7)に示す。</p> <p>a. アクセスルートへの影響 (a) アクセスルートの確認 災害対策要員からアクセスルート等の状況報告を受けた発電課長(当直)又は復旧班長*が、あらかじめ定めた優先順位及び周辺状況に応じてアクセスルート等を判断し、災害対策要員への指示を実施する。</p> <p>※：初動対応は発電課長(当直)、発電所対策本部体制確立後は復旧班長が指示する。</p> <p>なお、アクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲を別紙(24)に示す。</p> <p>アクセスルート等の判断については、災害対策要員からの報告後速やかに実施するため、作業の成立性への影響はない。</p> <p>アクセスルート等の判断手順については、「泊発電所重大事故等および大規模損壊対応要領」に基づく手順に明記することとしている。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は復旧が必要な場合の対応について、本項「(a)アクセスルートの確認」の下段に記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊はアクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲について記載。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は本項「(a)アクセスルートの確認」の最後に記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊はアクセスルートの判断手順等について記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アクセスルートの確認及び仮復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>i. 重大事故等対応要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、発電所対策本部に状況を報告する。</p> <p>ii. 発電所対策本部は、アクセスルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用する。アクセスルートの仮復旧が必要な場合、道路の損壊状況を確認し、早期に対策可能なルートの仮復旧を優先し、重大事故等対応要員に対し仮復旧を指示する。</p> <p>iii. 重大事故等対応要員は、アクセスルートの仮復旧の優先順位に従い、アクセスルートを仮復旧する。</p>	<p>アクセスルートの確認及び復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>①緊急時対策要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、緊急時対策本部に状況を報告する。</p> <p>②緊急時対策本部は、アクセスルートの復旧が必要な場合、以下の優先順位に従い緊急時対策要員に対し復旧を指示する。 <復旧の優先順位設定の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所から車両の寄りつき場所までのルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用する。 2. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所から車両の寄りつき場所までのアクセスルートがいずれも通行できない場合、道路の損壊状況を確認し、早期に復旧可能なルートの復旧を優先する。 3. 緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までのアクセスルートを復旧する。 4. アクセスルートの複数ルート通行が可能となるようにする。 <p>③緊急時対策要員は、アクセスルートの復旧の優先順位に従い、アクセスルートを復旧する。</p> <p>緊急時対策要員からの報告後、速やかにアクセスルートの判断を行うため、作業の成立性への影響はない。</p>	<p>アクセスルートの確認及び仮復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>i. 災害対策要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、発電課長（当直）等に状況を報告する。</p> <p>ii. 発電課長（当直）等は、アクセスルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用する。アクセスルートの仮復旧が必要な場合、道路の損壊状況を確認し、早期に対策可能なルートの仮復旧を優先し、災害対策要員に対し仮復旧を指示する。</p> <p>iii. 災害対策要員は、アクセスルートの仮復旧の優先順位に従い、アクセスルートを仮復旧する。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は本項「(a)アクセスルートの確認」の上段に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(b) 屋外アクセスルートの復旧</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等対処が確実に実施できるように、複数ルート設定しているが、地震時におけるアクセスルートの被害想定（別紙(25)参照）を行い、要員2名でブルドーザ及びバックホウによるがれきの撤去及びブルドーザによる段差の仮復旧を行う時間を評価した結果、状況確認時間、ルート判断時間及び移動時間を含めてルート1は148分（2時間28分）、ルート2は230分（3時間50分）で保管エリアから重大事故等対処設備設置場所へのアクセスルートの仮復旧が可能である。以降、復旧時間の長いルート2の3時間50分を4時間として評価する。</p> <p>なお、アクセスルート復旧時間に含まれる保守性については補足資料(6)に示す。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>アクセスルート仮復旧後の道路幅は一部において3.7m程度となり1車線通行となるが、アクセスルート仮復旧後6時間での車両通行量は5往復程度のため、通行に与える影響はない。（別紙(26)参照）</p> <p>アクセスルートは、揺すり込みにより不等沈下や地下構造物の損壊が発生した場合に備え、車両の徐行による通行が不可能となる段差が15cm以上となる箇所には、あらかじめ段差対策（不等沈下に対する補強材敷設による段差緩和対策や、地下構造物の損壊に対する鋼材敷設）を実施すること及びブルドーザを用いて碎石運搬・埋戻し・転圧を行うことにより段差を解消することにより車両の通行は可能である。</p>	<p>(b) アクセスルートの復旧</p> <p>地震時におけるアクセスルートの被害想定の結果、地震時に通行不能となるアクセスルートはないため、仮復旧は不要である。（別紙(19)）</p> <p>万一、アクセスルートの復旧が必要な場合、がれき撤去、段差解消等を行う。アクセスルート復旧作業はE L 8.5m・15m エリアを1名、E L 44m エリアを1名で分担して実施することとしている。</p> <p>作業安全については、他作業の要員がアクセスルート仮復旧作業と同時にアクセスし、後方から安全確認を行うこと及び作業員・本部要員からの連絡により状況把握可能であることから、作業安全を確保可能である。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>地震時のアクセスルートの通行幅は少なくとも3mで片側通行となるが、タンクローリーを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所を各車両が通行する場合は、無線通信設備（携帯型）を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p> <p>また、段差については、液状化及び揺すり込み不等沈下により15cmを越える段差の発生を想定しているが、あらかじめ段差緩和対策を行うことでアクセスは可能である。（別紙(30)参照）</p>	<p>(b) アクセスルートの復旧</p> <p>地震時におけるアクセスルートの被害想定の結果、地震時に通行不能となるアクセスルートはないため、仮復旧は不要である。（別紙(25)）</p> <p>万一、アクセスルートの復旧が必要な場合、がれき撤去、段差解消等を行う。アクセスルート復旧作業は災害対策要員2名で分担して実施することとしている。</p> <p>作業安全については、他作業の要員がアクセスルート仮復旧作業と同時にアクセスし、後方から安全確認を行うこと及び作業員又は災害対策本部要員からの連絡により状況把握可能であることから、作業安全を確保可能である。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>地震時のアクセスルートの通行幅は少なくとも4.0mで片側通行となるが、可搬型タンクローリー及びホース延長・回収車（送水車用）を除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。（別紙(26)参照）</p> <p>なお、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所やアクセスルートトンネルを各車両が通行する場合は、現場作業員が緊急時対策所又は中央制御室へ衛星電話設備、電力保安通信用電話設備等を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p> <p>また、段差については、液状化及び揺すり込み不等沈下により15cmを越える段差の発生を想定しているが、あらかじめ段差緩和対策を行うことでアクセスは可能である。（別紙(16)参照）</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。 【島根】記載内容の相違 ・島根は復旧作業の分担エリアを記載。 【女川】記載内容の相違 ・泊は作業安全について記載。 【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・片側通行箇所、道路幅及び通行量の相違。 【女川】記載箇所の相違 ・女川は別紙(26)に道幅が狭い箇所の通行について記載。 【島根】記載内容の相違 ・可搬型設備及び通信設備の相違。 ・島根は車両間で相互連絡するが、泊は女川と同様に対策本部と車両間で連絡する。 【女川】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊は、段差想定箇所については事前の段差緩和対策を実施するため、重機での仮復旧は実施しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対応のホースを設置した後のアクセスルートの通行については、ホースブリッジ等の対策を行うことで、アクセスルート上の通行は可能であることを、走行試験を実施して確認している。（詳細は別紙(28)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置については、ホース敷設後の通行を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため、有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは操作場所近傍（可搬型設備は可搬型設備近傍）等に保管する。</p> <p>地震による地盤の沈下の影響を受けても、可搬型設備の接続口への接続や弁操作等、必要な作業は可能である（別紙(29)）。また、可搬型設備のホース、電源ケーブル等十分な長さを確保するとともに、作業場所へのアクセス性を確保する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>重大事故等対応要員から発電所対策本部への報告、発電所対策本部から重大事故等対応要員への指示は、通常連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境化において、通常連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）により発電所対策本部へ連絡することが可能である。</p> <p>夜間における屋外アクセスルート通行時には、車両付属の作業用照明、可搬型照明により夜間における作業性を確保している。（別紙(27)）</p>	<p>重大事故等対応のためのホースを敷設する場合においても、ホースブリッジを設置することで、アクセスルート上の通行は可能であることを確認している。（別紙(20)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置は、ホース敷設完了後のアクセス性を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 作業環境</p> <p>現場での作業を安全に実施するため事故時の作業環境について、あらかじめ想定しておくことが重要である。緊急時対策要員は、アクセスルート復旧後における可搬型設備の設置、ホース又はケーブルの敷設等の作業の実施に当たって、現場の安全確認を考慮し作業を実施する。また、現場の作業環境が悪化（照明の喪失、騒音、放射線量の上昇等）しても作業を可能とするための装備として、ヘッドライト、懐中電灯、LEDライト、耳栓、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。</p> <p>(e) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは可搬型設備の保管場所に保管又は可搬型設備に搭載する。</p> <p>操作に対し知識・訓練を必要とするものについては、教育・訓練により必要な力量を確保する。</p> <p>b. 屋外のアクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>緊急時対策要員から緊急時対策本部への報告、緊急時対策本部から緊急時対策要員への指示は、通常通信連絡設備（所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、無線通信設備、衛星電話設備等の通信連絡設備にて実施することが可能であり、屋外作業への影響はない。</p> <p>夜間における屋外のアクセスルート通行時には、重機・車両に搭載されている照明、ヘッドライト、懐中電灯、LEDライト等の照明設備を使用することが可能であり、屋外作業への影響はない。（別紙(16)参照）</p>	<p>重大事故等対応の可搬型ホースを設置した後のアクセスルートの通行については、ホースブリッジ等の対策を行うことで、アクセスルート上の通行は可能であることを走行試験を実施して確認している。（詳細は別紙(28)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置については、可搬型ホース敷設後の通行を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため、有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 作業環境</p> <p>現場での作業を安全に実施するため事故時の作業環境について、あらかじめ想定しておくことが重要である。発電所災害対策要員は、アクセスルート復旧後における可搬型設備の設置、可搬型ホース又はケーブルの敷設等の作業の実施に当たって、現場の安全確認を考慮し作業を実施する。また、現場の作業環境が悪化（照明の喪失、騒音、放射線量の上昇等）しても作業を可能とするための装備として、ヘッドライト、懐中電灯、耳栓、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。</p> <p>(e) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは操作場所近傍（可搬型設備は可搬型設備近傍）等に保管する。</p> <p>地震による地盤の沈下の影響を受けても、可搬型設備の接続口への接続等、必要な作業は可能である（別紙(29)）。また、可搬型ホース、ケーブル等十分な長さを確保するとともに、作業場所へのアクセス性を確保する。</p> <p>操作に対し知識・訓練を必要とするものについては、教育・訓練により必要な力量を確保する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>発電所災害対策要員から発電所対策本部への報告、発電所対策本部から発電所災害対策要員への指示は、通常連絡手段として電力保安通信用電話設備及び運転指令設備（警報装置を含む。）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常連絡手段が使用不能となった場合でも、衛星電話設備により発電所対策本部へ連絡することが可能である。</p> <p>夜間における屋外アクセスルート通行時には、車両付属の作業用照明、可搬型照明により夜間における作業性を確保している。（別紙(27)）</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 作業の成立性</p> <p>作業時間について、第6-19表のとおり、アクセスルート復旧作業を含めた時間評価を実施し、道路の状況、車両の通行量を考慮しても制限時間内に作業は可能である。</p>	<p>c. 作業の成立性</p> <p>緊急時対策所～保管場所～2号炉までのアクセスルートについて、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能であることから、有効性評価における作業の成立性に影響を与えない。</p> <p>地震時に重大事故等対処を実施するためのアクセスルートは、地震の影響を受けないルートが確保でき、第4-17表に示すとおり、有効性評価の想定時間が最も厳しい重要事故シーケンスの要求時間内での作業が可能である。</p> <p>以下に重要事故シーケンスにおける可搬型設備を用いた屋外作業の成立性の評価条件を示す。</p> <p>(a) 以下の屋外作業について成立すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧原子炉代替注水系（可搬型）準備操作 ・原子炉補機代替冷却系準備操作（資機材配置及びホース敷設起動及び系統水張り） ・格納容器代替スプレイ系（可搬型）準備操作 ・燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プール注水 ・輪谷貯水槽（西1/西2）から低圧原子炉代替注水槽への補給 ・燃料補給準備 ・可搬式窒素供給装置準備 <p>(b) 作業の起点となる緊急時対策要員の出発点は緊急時対策所とする。</p> <p>(c) 可搬型設備は、緊急時対策所から離れている第3保管エリア及び第4保管エリアから出動する。</p>	<p>c. 作業の成立性</p> <p>屋外のアクセスルートについて、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能であることから、有効性評価における作業の成立性に影響を与えない。</p> <p>地震時に重大事故等対処を実施するためのアクセスルートは、地震の影響を受けないルートが確保でき、第6-18表に示すとおり、有効性評価の想定時間が最も厳しい重要事故シーケンス等の要求時間内での作業が可能である。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・作業の成立性確認における評価条件の明確化。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-19表 有効性評価の可搬型設備を用いた作業の成立性評価結果

作業名	アクセスルート 復帰時間①	その他考慮 すべき時間②	有効性評価上の 作業時間③	制限時間※1	評価結果 (①+②+③)
代替注水等確保	4時間	—	6時間※2	18時間	○ (10時間)
原子炉補機代替冷却水系準備操作		6時間※3	9時間	24時間	○ (19時間)
燃料補給準備(ガスタワービン発電設備 軽油タンクへの給油)		—	2時間15分	10時間	○ (6時間15分)
燃料補給準備(大容量送水ポンプ(タ イプ1)への給油)		3時間※4	2時間15分	18時間	○ (9時間15分)
燃料補給準備(原子炉補機代替冷却水 系※4への給油)		—	—	24時間	○ (9時間15分)

※1 重要事故シナリオに制限時間が異なる場合には、最短の制限時間を記載
 ※2 移動時間はアクセスルート復帰時間を含む
 ※3 代替注水等確保からの継続作業を考慮した時間を記載
 ※4 原子炉補機代替冷却水系：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)
 ※5 燃料補給準備(ガスタワービン発電設備軽油タンクへの給油)からの継続作業を考慮した時間を記載

女川原子力発電所 2号炉

第4-17表 屋外作業の成立性評価結果

作業名	アクセス ルート 復帰時間①	移動時間②	作業時間③	有効性評価 想定時間※1	評価結果 (①+②+③)
低圧原子炉代替注水系(可搬型)準備操作	0分	28分	1時間13分	2時間20分	○ (1時間41分)
原子炉補機代替冷却系準備操作(管機材配置 及びホース敷設移動及び系統水張り)	0分	32分	5時間9分	7時間40分	○ (5時間41分)
格納容器代替スプレイ系(可搬型)準備操作	0分	28分	1時間13分	2時間30分	○ (1時間41分)
燃料プールのスプレイ系(可搬型)準備操作 (燃料プールの燃料アール注水)	0分	28分	1時間57分	3時間10分	○ (2時間25分)
燃料貯水槽(西1/西2)から低圧原子炉代 替注水槽への補給	0分	28分	1時間13分	2時間30分	○ (1時間41分)
燃料補給準備	0分	28分	1時間44分	2時間30分	○ (2時間15分)
可搬式蓄新供給装置準備	0分	32分	1時間10分	12時間	○ (1時間45分)

※1：緊急時対策所から保管場所までの移動時間を記載。
 ※2：重要事故シナリオに有効性評価の想定時間が異なる場合には、最短の想定時間を記載。

島根原子力発電所 2号炉

第6-18表 有効性評価の可搬型設備を用いた作業の成立性評価結果

作業名	アクセスルート 復帰時間①	その他考慮 すべき時間②	有効性評価上の 作業時間③	制限時間※1	評価結果 (①又は②)+③
蒸気発生器への注水確保(海水)	0分	2時間00分※2	3時間20分	7時間24分	○ (5時間20分)
燃料補給(代替非常用発電機への燃料補給)		3時間00分※2	1時間45分	6時間05分	○ (4時間45分)

※1：蒸気発生器への注水確保(海水)の制限時間は、「全交流動力電源喪失」及び「原子炉補機冷却機能喪失」を想定。
 燃料補給(代替非常用発電機への燃料補給)の制限時間は、「全交流動力電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能
 の喪失及びRCP シールドLOCAが発生する事故」, 「緊密気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」及び「全交流動力電源喪失(燃料取
 出前のミッドロープ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故)」を想定。
 ※2：有効性評価のタイムチャートにおける屋外作業の作業着手時間を記載している。

泊発電所 3号炉

相違理由
 【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・屋外作業の相違やアク
 セスルート復旧内容の
 相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7. 屋内アクセスルートの評価</p> <p>屋内アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される基準津波については、防潮堤及び防潮壁を設置することで建屋近傍まで遡上する浸水はないことから、評価対象外とした。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、屋内アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動操作失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外としている。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第7-1表に示す。また、屋内アクセスルート図を別紙(30)に示す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートの一覧を第7-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第7-1図～第7-8図に、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第7-3表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との離隔距離の確保等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 	<p>5. 屋内のアクセスルートの評価</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される津波については、津波遡上解析の結果、防波壁内側の屋外アクセスルートへ基準津波が到達しないことを確認していることから、評価の対象外とする。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば、現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外とする。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第5-1表に記す。また、屋内のアクセスルートの設定について別紙(13)に記す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートについて一覧を第5-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第5-1(1)図～第5-1(12)図、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第5-3表、屋内作業の成立性評価結果を第5-4表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作対象場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との離隔距離をとる等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手摺等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響はないことを確認する。 	<p>7. 屋内のアクセスルートの評価</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される基準津波については、防潮堤を設置することで建屋近傍まで遡上する浸水はないことから、評価対象外とする。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外とする。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第7-1表に示す。また、屋内アクセスルート図を別紙(30)に示す。</p> <p>また、重要事故シーケンス等におけるアクセスルートの一覧を第7-2表に、重要事故シーケンス等ごとのアクセスルート経路を第7-1図～第7-15図に、重要事故シーケンス等における現場作業一覧について第7-3表、屋内作業の成立性評価結果を第7-4表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との離隔距離の確保等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設備名称、記載表現の相違（記載内容に相違はない。）</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び記載名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・周辺に転倒する可能性のある常設物品、仮置物品がある場合、固縛等転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p>	<p>・周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置の実施により、アクセス性に与える影響はないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響はないことを確認する。 また、万一、周辺にある常置品が転倒した場合を考慮し、通行可能な通路幅が確保できない場合は、あらかじめ移設・撤去等を行う。</p> <p>なお、常置品、仮置資機材の設置に対する運用、管理については、社内規程に基づき実施する。</p>	<p>・周辺に転倒する可能性のある常設物及び仮置物がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 また、万一、周辺にある常設物及び仮置物が転倒した場合を考慮し、通行可能な通路幅が確保できない場合は、あらかじめ移設・撤去を行う。ただし、常設物及び仮置物の人力による排除又は乗り越えが可能な場合を除く。</p> <p>なお、常設物及び仮置物の設置に対する運用、管理については、社内規程類に基づき実施する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルート の周辺にある常設物及 び仮置物が転倒した場 合の対応及び運用・管 理について記載した。</p> <p>【島根】評価内容の相違 ・泊は、常設物及び仮置 物が転倒し、通路幅が 確保できない場合に人 力による排除又は乗り 越えが可能な場合は通 行可能と評価してい る。(柏崎と同様)</p>
<p>b. 地震随伴火災の影響評価 屋内アクセスルート近傍の油内包又は水素内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(33)に示す。</p>	<p>b. 地震随伴火災の影響評価 アクセスルート近傍の油内包機器又は水素ガス内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(17)に示す。</p>	<p>b. 地震随伴火災の影響評価 アクセスルート近傍の油内包機器又は水素内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(33)に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 屋内アクセスルートのある建屋のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(34)に示す。</p>	<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 アクセスルートがある建物のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(18)に示す。</p>	<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 アクセスルートのある建屋のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(34)に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(31)に現場確認結果、別紙(32)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。上記観点より現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常設物品、仮置物品がある場合、固縛等転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常設物品、仮置物品が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があることを確認しており、通行可能な通路幅がない場合であっても、迂回、乗越え及び排除により対応可能である。また、アクセスルートが通行不可となる物品については影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、アクセスルート周辺のポンベについては、転倒防止処置を実施し、基準地震動 Ss における機能維持を確認しており、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p>	<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(14)に現場確認結果、別紙(15)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。</p> <p>現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常置品及び仮置資機材が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があり、また、通路幅が確保できない場合は移設又は撤去することでアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、仮置資機材は、通行可能な通路幅が確保できるような配置とする。</p> <p>加えて、周辺にある常設のポンベが転倒した場合を考慮し、ポンベ固定器具の耐震補強による転倒防止の実施又はアクセスルート近傍から撤去する。</p>	<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(31)に現場確認結果、別紙(32)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。上記観点より現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常設物品及び仮置物品がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常設物品及び仮置物品が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えにより通行可能であることを確認した。また、アクセスルートが通行不可となる常設物品及び仮置物品については影響がない箇所へ移設することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、仮置物は、通行可能な通路幅が確保できるような配置とする。ただし、人力による排除又は乗り越えが可能な場合は除く。</p> <p>加えて、周辺にある常設のポンベが転倒した場合を考慮し、ポンベを鋼材及びボルトにより固定することで転倒防止を図る又はアクセスルート近傍から撤去する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び記載名称の相違</p> <p>【女川及び島根】評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートの通路幅が万一確保できない場合の対処方法の相違。 泊は、常設物品及び仮置物品が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様) <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、今後設置する仮置物の配置の考え方に關して記載した。 <p>【島根】評価内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、仮置物品が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様) <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はポンベが転倒せず、アクセスルートに影響がないことを記載している。(女川は Ss 機能維持を確認している。) <p>【島根】記載表現の相違</p>

：本日ご説明範囲

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第7-3表に示すとおり、防護具着用時間を含めた時間評価を実施し、制限時間内に作業が実施できることを確認した。溢水を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価上の作業時間を上回ることはない（「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ放射線防護具及び耐熱服着用時間は考慮されていることから、本評価では考慮しない。）。</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震による内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(30)に示す。</p>	<p>【比較のため本比較表の次ページの抜粋を掲載】</p> <p>(5) 作業の成立性</p> <p>有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第5-4表に示すとおり、有効性評価における想定時間内に作業が実施できることを確認した。暗所、溢水、資機材の転倒等を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、有効性評価想定時間内に作業が実施可能であることを確認した。（防護具着用時間は「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ10分間の時間が考慮されていることから、本評価では考慮していない。）</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震随伴内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(13)に示す。</p>	<p>また、有効性評価における重要事故シーケンス等で評価している屋内の現場作業について第7-3表に示すとおり、防護具着用時間を含めた時間評価を実施し、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、制限時間内に作業が実施できることを確認した。溢水、資機材の転倒による影響を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価上の想定時間を上回ることはない。</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震による内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(30)に示す。</p> <div style="border: 1px dashed red; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;"> : 本日ご説明範囲 </div>	<p>【島根】章立て及び記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は、制限時間内の作業の成立性について、作業開始前に作業が無い場合は防護具の着用を実施できるものとして評価している。</p> <p>・泊は、資機材の排除、乗り越えを考慮していることから移動時間の1.5倍の評価に資機材の転倒の影響も含んでいることを記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は、有効性評価の成立性の観点で制限時間内に作業完了できることを確認している。（島根は有効性評価想定時間内に実施可能であることを確認することで有効性評価の成立性を確認している。）</p> <p>【女川及び島根】方針の相違</p> <p>・泊は、有効性評価上の想定時間に放射線防護具着用時間が含まれていることから、本評価においても放射線防護具着用時間を考慮している。（女川・島根は有効性評価において、有効性評価上の想定時間とは別に防護具着用時間を考慮している。）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 屋内作業への影響</p> <p>a. 屋内アクセスルートへの影響</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は手順書に従い、足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置するよう運用管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを選択する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から現場要員への指示は、通常の連絡手段（電力保安通信用電話設備（PHS端末）及び送受話器（ページング））が使用できない場合でも、携帯型通話装置にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建屋内の通常照明が使用できない場合、要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である（別紙(27)）。</p>	<p>(4) 屋内作業への影響について</p> <p>a. 作業環境</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は社内規程に定める運用（足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置する等）により管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを通行する。（別紙(35)参照）</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>緊急時対策要員から中央制御室への報告、中央制御室から緊急時対策要員への指示は、通常の連絡手段（所内通信連絡設備（ハンドセットステーション）及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、有線式通信設備等の通信手段にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建物内の通常照明が使用できない場合、緊急時対策要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯、LEDライトを使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である。また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる照明器具として、電源内蔵型照明を建物内に設置しており、屋内作業への影響はない。（別紙(13)、別紙(16)参照）</p> <p>【本比較表の前ページにて比較する】</p> <p>(5) 作業の成立性</p> <p>有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第5-4表に示すとおり、有効性評価における想定時間内に作業が実施できることを確認した。暗所、溢水、資機材の転倒等を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、有効性評価想定時間内に作業が実施可能であることを確認した。（防護具着用時間は「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ10分間の時間が考慮されていることから、本評価では考慮していない。）</p> <p>また、技術的能力1.1～1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震随伴内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(13)に示す。</p>	<p>(4) 屋内作業への影響</p> <p>a. 作業環境</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は社内規程類に従い、足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置するよう運用管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを選択する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から現場要員への指示は、通常の連絡手段（電力保安通信用電話設備及び運転指令設備（警報装置を含む。））が使用できない場合でも、携帯型通話装置にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建屋内の通常照明が使用できない場合、要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯等を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である（別紙(27)）。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・要員及び設備名称の相違。</p> <p>【島根】設備の相違 ・泊は、ヘッドライト、懐中電灯を使用することで電源喪失時も屋内作業に影響がないと判断している。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (5/8)

対応手順	該当条文	屋内現場操作*	物品の転倒影響*	火災影響の有無*	溢水影響の有無*
原子が格納容器フィルタメント系による原子が格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.7	系統構成 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-25】又は【④-26】 サブプレッションチャンバの場合 【中央制御室→①→③→③階段F⑤→⑤-3】 ドライウェル側の場合 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-27】	無	無	無
フィルタ装置への水補給	1.7	【中央制御室→①→③→③階段F④→④-20】	無	無	無
可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給	1.7	扉開放 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-20】 系統構成 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】	無	無	無
原子が格納容器フィルタメント系停止後の要素バーჯ	1.7	扉開放 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-20】 系統構成 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】→④-23】→④-24】→④-17】→④-18】→④-19】	無	無	無
原子が格納容器下部注水（可搬型）による原子が格納容器下部への注水	1.8	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-57】	無	無	無
原子が格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子が格納容器下部への注水	1.8	格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-57】	無	無	無

※1 屋内現場操作については別紙(30)、物品の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

島根原子力発電所2号炉

第5-1表 技術的能力における対応手段で期待する屋内現場操作一覧 (5/8)

対応手段	該当条文	屋内現場操作*	物品の転倒影響*	火災影響の有無*	溢水影響の有無*
可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給	1.14	可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】→④-23】→④-24】→④-17】→④-18】→④-19】	無	無	無
可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給	1.14	可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】→④-23】→④-24】→④-17】→④-18】→④-19】	無	有	有
可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給	1.14	可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】→④-23】→④-24】→④-17】→④-18】→④-19】	無	有	有
可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給	1.14	可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】→④-23】→④-24】→④-17】→④-18】→④-19】	無	無	無
可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給	1.14	可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】→④-23】→④-24】→④-17】→④-18】→④-19】	無	無	無
可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給	1.14	可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】→④-23】→④-24】→④-17】→④-18】→④-19】	無	無	無
可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給	1.14	可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】→④-23】→④-24】→④-17】→④-18】→④-19】	無	無	無
可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給	1.14	可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】→④-23】→④-24】→④-17】→④-18】→④-19】	無	無	無
可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給	1.14	可搬型要素ガス供給装置による原子が格納容器への要素供給 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-21】又は【④-22】→④-23】→④-24】→④-17】→④-18】→④-19】	無	無	無

※1：屋内現場操作については別紙(13)、火災源については別紙(17)、溢水影響については別紙(18)参照。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起回事象が地震ではないことから、転倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (5/16)

対応手順	該当条文	屋内現場操作*	資機材の転倒影響*	火災影響の有無*	溢水影響の有無*
代替格納容器スプレイポンプによる原子が格納容器内へのスプレイ（フロントライン系故障時の対応手順）	1.6	系統構成、水取り、代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→④階段A④→④階段1④→④階段F④→④-10】→④階段F④→④階段1④→④階段A⑤→⑤-18】 系統構成 【中央制御室→④階段A⑤→⑤-7】→⑤-17】→⑤-9】 代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作 ・A-非常用高圧母線から受電する場合 【中央制御室→④階段A⑤→⑤-23】 ・B-非常用高圧母線から受電する場合 【中央制御室→④階段A⑤→⑤-30】	無	無	有
代替格納容器スプレイポンプによる原子が格納容器内へのスプレイ（フロントライン系故障時の対応手順）	1.6	系統構成、水取り、代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→④階段A④→④階段1④→④階段F④→④-10】→④階段F④→④階段1④→④階段A⑤→⑤-18】 系統構成 【中央制御室→④階段A⑤→⑤-7】→⑤-17】→⑤-9】	無	無	有
代替格納容器スプレイポンプによる原子が格納容器内へのスプレイ（代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子が格納容器から原子が格納容器へ切り替える場合の手順）	1.6	【中央制御室→④階段A⑤→⑤-8】→⑤-9】	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

：本日ご説明範囲

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違

・各プラントの対応手順

や現場作業の有無により

屋内作業が異なる。

【女川及び島根】記載表現の相違

【島根】記載箇所の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第 7-1 表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (8/8)

対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	物品の転倒影響 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}
可搬型代替直流電機設備による給電	1.14	・125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①)階段 L ④→(④)-47→(④)階段 L ④→中央制御室→(①)階段 L ④→(④)-46】 不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①)階段 L ④→(④)-48→(④)-47】 ・125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①)階段 L ④→(④)-48→(④)階段 L ④→中央制御室→(①)階段 L ④→(④)-47】 不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①)階段 L ④→(④)-48→(④)-47】 ・電源車接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)-②→(②)階段 F ④→(④)-48】	無	無	無
	1.14	【中央制御室→(①)-③→(③)階段 F ④→(④)-45】	無	無	無
可搬型計測器による計測又は監視	1.15	【(③)-32→(③)階段 L ④→中央制御室】	無	無	無
中央制御室待避所の運用手順	1.16	【中央制御室→(①)階段 L ④→(④)-51→(④)階段 L ④→(④)-7】	無	無	無
非常用ガス処理系による運転員等の救はく防止手順（現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	1.16	【中央制御室→(①)-②→(②)階段 G ④→(④)階段 B ②→(②)-①→(①)-2】	無	無	有

※1 屋内現場操作については別紙(30)、物品の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

島根原子力発電所2号炉

第 5-1 表 技術的能力における対応手段で期待する屋内現場操作一覧 (8/8)

対応手段	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	管機材の転倒による影響 ^{※2}	火災源の有無 ^{※3}	溢水源の有無 ^{※4}
非常用ガス処理系による運転員等の救はく防止手順（原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	1.16	建屋内で閉止の制御機器のブローアウトパネル部 閉止の操作 原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止 【建屋内→(①)階段 A ②→(②)-3→(②)-4】 原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止 【建屋内→(①)階段 A ②→(②)-3→(②)-4】	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(13)、火災源については別紙(17)、溢水源については別紙(18)参照。

泊発電所3号炉

第 7-1 表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (8/16)

対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	管機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}
可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の操作手順）	1.9	系統構成、可搬型ガスサンプル冷却用冷却ポンプ水流構成、電源操作、起動、電源操作、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動 【中央制御室→(②)階段 A ②→(②)-12→(②)-11→(②)-13→(③)階段 K ④→(④)-15→(④)階段 K ④→(④)-20→(④)階段 K ④→(④)-21→(④)階段 K ④→(④)-20→(④)階段 L ④→(④)-11→(④)階段 L ④→(④)-20→(④)階段 K ④→(④)-21→(④)階段 K ④→(④)階段 L ④→(④)-11→(④)階段 L ④→(④)-22→(④)-11→(④)-16→(④)-17→(④)-22→(④)-16→(④)-12→(④)-17→(④)階段 K ④→(④)-19→(④)階段 K ④→(④)-18】 ガスサンプル冷却器用海水罐外排ラインホース敷設、接続、海水通水、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ停止 【中央制御室→(②)階段 A ②→(②)-24→(②)階段 B ③→(②)階段 A ②→(②)-24→(②)-25→(④)-17→(④)-23】	無	無	有
	1.9	【中央制御室→(②)階段 A ②→(②)-18→(②)-12→(④)-16→(④)-12→(④)階段 K ④→(④)-19】	無	無	有
アニュラス空気浄化設備による水素排出（全交流動力電源又は系統直流電源が喪失した場合の操作手順）	1.10	系統構成、アニュラス全量排気等操作用可搬型装置ガスボンベ供給操作 【中央制御室→(②)階段 A ②→(④)階段 B ②→(②)-3→(②)-4→(②)-5→(②)-6】 既設排気室排気扇のダンパ閉鎖 【中央制御室→(②)階段 A ②→(④)階段 B ②→(②)-7→(②)-8→(②)-9】	無	無	有
可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定	1.10	【中央制御室→(②)階段 A ②→(④)-26→(④)-27→(④)-16→(④)-17→(④)-27→(④)-26】	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(30)、管機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

 ：本日も説明範囲

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。

【女川及び島根】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(9/16)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</td> <td>1.11</td> <td>保管場所への移動 【中央制御室→(③階段B③)→屋外A】 可搬型ホース巻取機、接続 【屋外A又は屋外B→(③-9)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>雨水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</td> <td>1.11</td> <td>【中央制御室→(③階段B③)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A又は屋外B→(③-10)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>1.11</td> <td>可搬型水位計運搬、設置 【中央制御室→(③階段B③)→(③-13)→(③-12)→(③-13)→(③-11)→(③-13)→(③-11)→(③-14)】 可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ交換 観望鏡、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(③階段B③)→(③-18)→(③-15)→(③階段B④)→(③階段G④)→(③-20)→(③-25)→(③階段G④)→(③階段B④)→(③-16)→(③-17)】 ・可搬型エリアモニタを原子炉補助建屋内に設置する場合 【中央制御室→(③階段B③)→(③-18)→(③-15)→(③階段B④)→(③階段G④)→(③-20)→(③-21)→屋外A→(③階段G④)→(③階段B③)→(③-16)→(③-17)】 ・可搬型エリアモニタを原子炉補助建屋内に設置する場合 【中央制御室→(③階段B③)→(③-18)→(③-15)→(③-19)→(③-24)→屋外A→(③-16)→(③-17)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水給による気室への放射性物質の処理時期</td> <td>1.12</td> <td>【中央制御室→(③階段B③)→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び汚濁合流管による放射性物質汚染水への注水</td> <td>1.12</td> <td>【中央制御室→(③階段B③)→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <p style="text-align: right;">: 本日も説明範囲</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	雨水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	1.11	保管場所への移動 【中央制御室→(③階段B③)→屋外A】 可搬型ホース巻取機、接続 【屋外A又は屋外B→(③-9)】	無	無	有	雨水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	1.11	【中央制御室→(③階段B③)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A又は屋外B→(③-10)】	無	無	有	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	1.11	可搬型水位計運搬、設置 【中央制御室→(③階段B③)→(③-13)→(③-12)→(③-13)→(③-11)→(③-13)→(③-11)→(③-14)】 可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ交換 観望鏡、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(③階段B③)→(③-18)→(③-15)→(③階段B④)→(③階段G④)→(③-20)→(③-25)→(③階段G④)→(③階段B④)→(③-16)→(③-17)】 ・可搬型エリアモニタを原子炉補助建屋内に設置する場合 【中央制御室→(③階段B③)→(③-18)→(③-15)→(③階段B④)→(③階段G④)→(③-20)→(③-21)→屋外A→(③階段G④)→(③階段B③)→(③-16)→(③-17)】 ・可搬型エリアモニタを原子炉補助建屋内に設置する場合 【中央制御室→(③階段B③)→(③-18)→(③-15)→(③-19)→(③-24)→屋外A→(③-16)→(③-17)】	無	無	有	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水給による気室への放射性物質の処理時期	1.12	【中央制御室→(③階段B③)→屋外A】	無	無	有	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び汚濁合流管による放射性物質汚染水への注水	1.12	【中央制御室→(③階段B③)→屋外A】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																																		
雨水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	1.11	保管場所への移動 【中央制御室→(③階段B③)→屋外A】 可搬型ホース巻取機、接続 【屋外A又は屋外B→(③-9)】	無	無	有																																		
雨水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	1.11	【中央制御室→(③階段B③)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A又は屋外B→(③-10)】	無	無	有																																		
可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	1.11	可搬型水位計運搬、設置 【中央制御室→(③階段B③)→(③-13)→(③-12)→(③-13)→(③-11)→(③-13)→(③-11)→(③-14)】 可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ交換 観望鏡、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(③階段B③)→(③-18)→(③-15)→(③階段B④)→(③階段G④)→(③-20)→(③-25)→(③階段G④)→(③階段B④)→(③-16)→(③-17)】 ・可搬型エリアモニタを原子炉補助建屋内に設置する場合 【中央制御室→(③階段B③)→(③-18)→(③-15)→(③階段B④)→(③階段G④)→(③-20)→(③-21)→屋外A→(③階段G④)→(③階段B③)→(③-16)→(③-17)】 ・可搬型エリアモニタを原子炉補助建屋内に設置する場合 【中央制御室→(③階段B③)→(③-18)→(③-15)→(③-19)→(③-24)→屋外A→(③-16)→(③-17)】	無	無	有																																		
可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水給による気室への放射性物質の処理時期	1.12	【中央制御室→(③階段B③)→屋外A】	無	無	有																																		
可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び汚濁合流管による放射性物質汚染水への注水	1.12	【中央制御室→(③階段B③)→屋外A】	無	無	有																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (12/16)</p> <table border="1" data-bbox="1346 225 1957 826"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 272 1442 411">所内常設蓄電式直流電源設備による給電</td> <td data-bbox="1442 272 1487 411">1.14</td> <td data-bbox="1487 272 1749 411">不要直流負荷切離し操作（S80発生1時間以内） 【中央制御室→⑤→36→④→31→④→37→⑥→39→⑥→40】 不要直流負荷切離し操作（S80発生8時間以降） 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28→④→41→④→29→④→42→④→43→④→48】 A後備蓄電池給電確認 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28】</td> <td data-bbox="1749 272 1794 411">無</td> <td data-bbox="1794 272 1839 411">無</td> <td data-bbox="1839 272 1883 411">有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 416 1442 826">所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）</td> <td data-bbox="1442 416 1487 826">1.14</td> <td data-bbox="1487 416 1749 826"> ・A系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→27→④→29→④→39→④→28→④→41→④→42→④→43→④→29→④→34→④→48→④→階段A⑧→④→29→④→40→④→37→④→36→④→31→④→38】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→27】 安全補機開閉器外気取入タンク[※]の閉鎖操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28→④→41→④→42】 ・B系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→40→④→30→④→29→④→28→④→41→④→42→④→43→④→29→④→34→④→48→④→階段A⑧→④→29→④→40→④→37→④→36→④→31→④→38】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→40】 安全補機開閉器外気取入タンク[※]の閉鎖操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28→④→41→④→44】 </td> <td data-bbox="1749 416 1794 826">無</td> <td data-bbox="1794 416 1839 826">無</td> <td data-bbox="1839 416 1883 826">有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <div data-bbox="1697 1002 1957 1043" style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;"> ：本日ご説明範囲 </div>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	1.14	不要直流負荷切離し操作（S80発生1時間以内） 【中央制御室→⑤→36→④→31→④→37→⑥→39→⑥→40】 不要直流負荷切離し操作（S80発生8時間以降） 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28→④→41→④→29→④→42→④→43→④→48】 A後備蓄電池給電確認 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28】	無	無	有	所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）	1.14	・A系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→27→④→29→④→39→④→28→④→41→④→42→④→43→④→29→④→34→④→48→④→階段A⑧→④→29→④→40→④→37→④→36→④→31→④→38】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→27】 安全補機開閉器外気取入タンク [※] の閉鎖操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28→④→41→④→42】 ・B系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→40→④→30→④→29→④→28→④→41→④→42→④→43→④→29→④→34→④→48→④→階段A⑧→④→29→④→40→④→37→④→36→④→31→④→38】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→40】 安全補機開閉器外気取入タンク [※] の閉鎖操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28→④→41→④→44】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																
所内常設蓄電式直流電源設備による給電	1.14	不要直流負荷切離し操作（S80発生1時間以内） 【中央制御室→⑤→36→④→31→④→37→⑥→39→⑥→40】 不要直流負荷切離し操作（S80発生8時間以降） 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28→④→41→④→29→④→42→④→43→④→48】 A後備蓄電池給電確認 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28】	無	無	有																
所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）	1.14	・A系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→27→④→29→④→39→④→28→④→41→④→42→④→43→④→29→④→34→④→48→④→階段A⑧→④→29→④→40→④→37→④→36→④→31→④→38】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→27】 安全補機開閉器外気取入タンク [※] の閉鎖操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28→④→41→④→42】 ・B系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→40→④→30→④→29→④→28→④→41→④→42→④→43→④→29→④→34→④→48→④→階段A⑧→④→29→④→40→④→37→④→36→④→31→④→38】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→40】 安全補機開閉器外気取入タンク [※] の閉鎖操作 【中央制御室→⑤→階段A⑧→④→28→④→41→④→44】	無	無	有																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (13/16)</p> <table border="1" data-bbox="1346 225 1957 914"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替直流電源取値による給電</td> <td>1.14</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・A直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-32】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-35→(⑧)-32→(⑧)-33→(⑧)-28】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑧)階段B(⑧)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(⑧)-23→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑧)階段G(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-32】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(⑧)-23→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑧)階段B(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-32】 </td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・B直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-46→(⑧)-48→(⑧)-41】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-47→(⑧)-46→(⑧)-49→(⑧)-41】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑧)階段B(⑧)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(⑧)-23→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑧)階段G(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-46】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(⑧)-23→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑧)階段B(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-46】 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <p style="text-align: right;">: 本日も説明範囲</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	可搬型代替直流電源取値による給電	1.14	<ul style="list-style-type: none"> ・A直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-32】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-35→(⑧)-32→(⑧)-33→(⑧)-28】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑧)階段B(⑧)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(⑧)-23→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑧)階段G(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-32】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(⑧)-23→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑧)階段B(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-32】 	無	無	有			<ul style="list-style-type: none"> ・B直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-46→(⑧)-48→(⑧)-41】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-47→(⑧)-46→(⑧)-49→(⑧)-41】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑧)階段B(⑧)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(⑧)-23→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑧)階段G(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-46】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(⑧)-23→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑧)階段B(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-46】 				<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。 <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																
可搬型代替直流電源取値による給電	1.14	<ul style="list-style-type: none"> ・A直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-32】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-35→(⑧)-32→(⑧)-33→(⑧)-28】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑧)階段B(⑧)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(⑧)-23→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑧)階段G(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-32】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(⑧)-23→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑧)階段B(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-32】 	無	無	有																
		<ul style="list-style-type: none"> ・B直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-46→(⑧)-48→(⑧)-41】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-47→(⑧)-46→(⑧)-49→(⑧)-41】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑧)階段B(⑧)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(⑧)-23→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(⑧)階段G(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-46】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(⑧)-23→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(⑧)階段B(⑧)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧)-50→(⑧)-51→(⑧)-50→(⑧)-46】 																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (14/16)</p> <table border="1" data-bbox="1346 225 1957 914"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 368 1480 459">代替非常用発電機による代替格納容器スプレイング圧正器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</td> <td data-bbox="1451 405 1480 426">1.14</td> <td data-bbox="1496 252 1749 549"> 系統構成 【中央制御室→⑧階段A⑧→③-26→③-27→③-23→③-36→③-39→⑧階段A⑧→③-22→③-50】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→③階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→⑧階段B⑧→③-30→③-31→③-44→③-45→⑧階段A⑧→③-22→③-26→③-24→③-25→③-22→③階段B③→④-47→④階段B④→③-22→③-23→③-48→③-49】 </td> <td data-bbox="1771 405 1800 426">無</td> <td data-bbox="1823 405 1852 426">無</td> <td data-bbox="1906 405 1935 426">有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 687 1480 778">可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイング圧正器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</td> <td data-bbox="1451 724 1480 745">1.14</td> <td data-bbox="1496 560 1749 857"> 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→⑧階段A⑧→④-45→④階段B④→③-22→③階段B③→③-24→③-26→③-25→③階段B③→④-46→④-47→④-48】 系統構成 【中央制御室→⑧階段A⑧→③-26→③-27→③-23→③-36→③-39→⑧階段A⑧→③-22→③-50】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→⑧階段A⑧→③-30→③-31→③-44→③-45→⑧階段A⑧→③-22→③-26→③-24→③-25→③-22→③階段B③→④-47→④階段B④→③-22→③-23→③-48→③-49】 </td> <td data-bbox="1771 724 1800 745">無</td> <td data-bbox="1823 724 1852 745">無</td> <td data-bbox="1906 724 1935 745">有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <p style="text-align: right;">: 本日ご説明範囲</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	代替非常用発電機による代替格納容器スプレイング圧正器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	1.14	系統構成 【中央制御室→⑧階段A⑧→③-26→③-27→③-23→③-36→③-39→⑧階段A⑧→③-22→③-50】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→③階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→⑧階段B⑧→③-30→③-31→③-44→③-45→⑧階段A⑧→③-22→③-26→③-24→③-25→③-22→③階段B③→④-47→④階段B④→③-22→③-23→③-48→③-49】	無	無	有	可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイング圧正器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	1.14	系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→⑧階段A⑧→④-45→④階段B④→③-22→③階段B③→③-24→③-26→③-25→③階段B③→④-46→④-47→④-48】 系統構成 【中央制御室→⑧階段A⑧→③-26→③-27→③-23→③-36→③-39→⑧階段A⑧→③-22→③-50】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→⑧階段A⑧→③-30→③-31→③-44→③-45→⑧階段A⑧→③-22→③-26→③-24→③-25→③-22→③階段B③→④-47→④階段B④→③-22→③-23→③-48→③-49】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																
代替非常用発電機による代替格納容器スプレイング圧正器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	1.14	系統構成 【中央制御室→⑧階段A⑧→③-26→③-27→③-23→③-36→③-39→⑧階段A⑧→③-22→③-50】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→③階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→⑧階段B⑧→③-30→③-31→③-44→③-45→⑧階段A⑧→③-22→③-26→③-24→③-25→③-22→③階段B③→④-47→④階段B④→③-22→③-23→③-48→③-49】	無	無	有																
可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイング圧正器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	1.14	系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→⑧階段A⑧→④-45→④階段B④→③-22→③階段B③→③-24→③-26→③-25→③階段B③→④-46→④-47→④-48】 系統構成 【中央制御室→⑧階段A⑧→③-26→③-27→③-23→③-36→③-39→⑧階段A⑧→③-22→③-50】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→⑧階段A⑧→③-30→③-31→③-44→③-45→⑧階段A⑧→③-22→③-26→③-24→③-25→③-22→③階段B③→④-47→④階段B④→③-22→③-23→③-48→③-49】	無	無	有																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (15/16)</p> <table border="1" data-bbox="1339 236 1964 762"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※1}</th> <th>火災影響の有無^{※1}</th> <th>溢水影響の有無^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可燃性タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可燃性タンクローリーへ補給する場合)</td> <td>1.14</td> <td>系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑧→⑧-52→⑧-階段P⑨→⑧-7→⑧-⑩-階段P⑨→⑧-53→⑧-階段E⑨→⑧-19→⑧-13→⑧-16→⑧-17→⑧-階段E⑨→⑧-18→⑧-54→⑧-20→⑧-54】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑧→⑧-52→⑧-53→⑧-階段S⑩→⑧-8→⑧-階段S⑩→⑧-階段E⑩→⑧-18→⑧-19→⑧-17→⑧-階段E⑩→⑧-55→⑧-39→⑧-55】 ホース敷設、接続 【屋外A→⑧-階段B⑩→⑧-20→⑧-21→⑧-20→⑧-45→⑧-階段B⑩→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>計器の計測範囲(把握能力)を超えた場合 (代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)</td> <td>1.15</td> <td>【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30→⑩-31→⑩-32】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>計測に必要な電源の喪失 (可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)</td> <td>1.15</td> <td>【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30→⑩-31→⑩-32】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> ：本日ご説明範囲 </div>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可燃性タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可燃性タンクローリーへ補給する場合)	1.14	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑧→⑧-52→⑧-階段P⑨→⑧-7→⑧-⑩-階段P⑨→⑧-53→⑧-階段E⑨→⑧-19→⑧-13→⑧-16→⑧-17→⑧-階段E⑨→⑧-18→⑧-54→⑧-20→⑧-54】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑧→⑧-52→⑧-53→⑧-階段S⑩→⑧-8→⑧-階段S⑩→⑧-階段E⑩→⑧-18→⑧-19→⑧-17→⑧-階段E⑩→⑧-55→⑧-39→⑧-55】 ホース敷設、接続 【屋外A→⑧-階段B⑩→⑧-20→⑧-21→⑧-20→⑧-45→⑧-階段B⑩→屋外A】	無	無	有	計器の計測範囲(把握能力)を超えた場合 (代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)	1.15	【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30→⑩-31→⑩-32】	無	無	無	計測に必要な電源の喪失 (可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)	1.15	【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30→⑩-31→⑩-32】	無	無	無	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}																						
ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可燃性タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可燃性タンクローリーへ補給する場合)	1.14	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑧→⑧-52→⑧-階段P⑨→⑧-7→⑧-⑩-階段P⑨→⑧-53→⑧-階段E⑨→⑧-19→⑧-13→⑧-16→⑧-17→⑧-階段E⑨→⑧-18→⑧-54→⑧-20→⑧-54】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-11】→⑩-14】→⑩-階段E⑧→⑧-52→⑧-53→⑧-階段S⑩→⑧-8→⑧-階段S⑩→⑧-階段E⑩→⑧-18→⑧-19→⑧-17→⑧-階段E⑩→⑧-55→⑧-39→⑧-55】 ホース敷設、接続 【屋外A→⑧-階段B⑩→⑧-20→⑧-21→⑧-20→⑧-45→⑧-階段B⑩→屋外A】	無	無	有																						
計器の計測範囲(把握能力)を超えた場合 (代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)	1.15	【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30→⑩-31→⑩-32】	無	無	無																						
計測に必要な電源の喪失 (可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)	1.15	【中央制御室→⑩-27】→⑩-28】→⑩-29】→⑩-30→⑩-31→⑩-32】	無	無	無																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (16/16)</p> <table border="1" data-bbox="1346 225 1955 799"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）</td> <td>1.16</td> <td>・A系統を使用する場合 【中央制御室→⑥階段A③→③-28→③-29→③-31→③-30→③階段J④→③-32→③-33→③-34】 ・B系統を使用する場合 【中央制御室→⑥階段A③→③-28→③-35→③-37→③-36→③階段J④→③-38→③-39→③-40】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の照明を確保する手順</td> <td>1.16</td> <td>【中央制御室→⑥-42→⑥-35→中央制御室】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>1.16</td> <td>【中央制御室→⑥-44→中央制御室】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>チェン징ングエリアの設置及び運用手順</td> <td>1.16</td> <td>【屋外A→③階段B⑥→③-46→③-47→③-41→③-43】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）</td> <td>1.16</td> <td>系統構成、アニュラス全量排気等操作用可搬型酸素ガスボンベ供給操作 【中央制御室→③階段A①→③階段B②→③-3→③-4→③-5→③-6】 試料採取室排気困難ダンパ閉鎖 【中央制御室→⑥階段A①→③階段B②→③-7→③-8→③-9】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>発電所内の通信連絡と通信設備を行うための手順等</td> <td>1.19</td> <td>・携行型通話装置及び携行型通話装置ジャック箱（T.P.17.8a）を使用する場合 【中央制御室→⑥-33→⑥-34→各操作場所】 ・携行型通話装置及び携行型通話装置ジャック箱（T.P.10.3a）を使用する場合 【中央制御室→⑥-33→⑥-34→⑥階段A⑧→⑥-56→各操作場所】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <p style="text-align: right;">: 本日まで説明範囲</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）	1.16	・A系統を使用する場合 【中央制御室→⑥階段A③→③-28→③-29→③-31→③-30→③階段J④→③-32→③-33→③-34】 ・B系統を使用する場合 【中央制御室→⑥階段A③→③-28→③-35→③-37→③-36→③階段J④→③-38→③-39→③-40】	無	無	有	中央制御室の照明を確保する手順	1.16	【中央制御室→⑥-42→⑥-35→中央制御室】	無	無	無	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	1.16	【中央制御室→⑥-44→中央制御室】	無	無	無	チェン징ングエリアの設置及び運用手順	1.16	【屋外A→③階段B⑥→③-46→③-47→③-41→③-43】	無	無	有	アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	1.16	系統構成、アニュラス全量排気等操作用可搬型酸素ガスボンベ供給操作 【中央制御室→③階段A①→③階段B②→③-3→③-4→③-5→③-6】 試料採取室排気困難ダンパ閉鎖 【中央制御室→⑥階段A①→③階段B②→③-7→③-8→③-9】	無	無	有	発電所内の通信連絡と通信設備を行うための手順等	1.19	・携行型通話装置及び携行型通話装置ジャック箱（T.P.17.8a）を使用する場合 【中央制御室→⑥-33→⑥-34→各操作場所】 ・携行型通話装置及び携行型通話装置ジャック箱（T.P.10.3a）を使用する場合 【中央制御室→⑥-33→⑥-34→⑥階段A⑧→⑥-56→各操作場所】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。 【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																																								
中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）	1.16	・A系統を使用する場合 【中央制御室→⑥階段A③→③-28→③-29→③-31→③-30→③階段J④→③-32→③-33→③-34】 ・B系統を使用する場合 【中央制御室→⑥階段A③→③-28→③-35→③-37→③-36→③階段J④→③-38→③-39→③-40】	無	無	有																																								
中央制御室の照明を確保する手順	1.16	【中央制御室→⑥-42→⑥-35→中央制御室】	無	無	無																																								
中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	1.16	【中央制御室→⑥-44→中央制御室】	無	無	無																																								
チェン징ングエリアの設置及び運用手順	1.16	【屋外A→③階段B⑥→③-46→③-47→③-41→③-43】	無	無	有																																								
アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	1.16	系統構成、アニュラス全量排気等操作用可搬型酸素ガスボンベ供給操作 【中央制御室→③階段A①→③階段B②→③-3→③-4→③-5→③-6】 試料採取室排気困難ダンパ閉鎖 【中央制御室→⑥階段A①→③階段B②→③-7→③-8→③-9】	無	無	有																																								
発電所内の通信連絡と通信設備を行うための手順等	1.19	・携行型通話装置及び携行型通話装置ジャック箱（T.P.17.8a）を使用する場合 【中央制御室→⑥-33→⑥-34→各操作場所】 ・携行型通話装置及び携行型通話装置ジャック箱（T.P.10.3a）を使用する場合 【中央制御室→⑥-33→⑥-34→⑥階段A⑧→⑥-56→各操作場所】	無	無	有																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第7-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内アクセスルート整理表

「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス		図番号
1	高圧・低圧注水機能喪失	7-1
2	高圧注水・減圧機能喪失	—
3	全交流動力電源喪失（長期TB）	7-2
4	全交流動力電源喪失（TBD）	7-2で包括
5	全交流動力電源喪失（TBD）	7-3
6	全交流動力電源喪失（TBD）	7-2で包括
7	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	7-4
8	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	7-1で包括
9	原子炉停止機能喪失	—
10	LOCA時注水機能喪失	7-5
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	7-6
12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用する場合）	7-4で包括
13	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用できない場合）	7-5で包括
14	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	7-7
15	原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用	7-7で包括
16	水素燃焼	7-4で包括
17	溶融炉心・コンクリート相互作用	7-7で包括
18	想定事故1	7-8
19	想定事故2	7-8で包括
20	崩壊熱除去機能喪失	—
21	全交流動力電源喪失	7-4で包括
22	原子炉冷却材の流出	—
23	反応度の誤投入	—

※「—」は現場操作がないため図面なし

島根原子力発電所2号炉

第5-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表

「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス		図面作成者	図番号
1	高圧・低圧注水機能喪失	現場操作なし	—
2	高圧注水・減圧機能喪失	○	5-1(1)
3	全交流動力電源喪失（長期TB）	○	5-1(2)
4	全交流動力電源喪失（TBU）	3で包括	—
5	全交流動力電源喪失（TBD）	○	5-1(3)
6	全交流動力電源喪失（TBP）	○	5-1(4)
7	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	○	5-1(5)
8	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が喪失した場合）	現場操作なし	—
9	原子炉停止機能喪失	現場操作なし	—
10	LOCA時注水機能喪失	現場操作なし	—
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	○	5-1(6)
12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用する場合）	○	5-1(7)
13	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用しない場合）	○	5-1(8)
14	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	12で包括	—
15	原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用	現場操作なし	—
16	水素燃焼	現場操作なし	—
17	溶融炉心・コンクリート相互作用	現場操作なし	—
18	想定事故1	○	5-1(9)
19	想定事故2	19で包括	—
20	崩壊熱除去機能喪失（停止時）	○	5-1(10)
21	全交流動力電源喪失（停止時）	○	5-1(11)
22	原子炉冷却材の流出（停止時）	○	5-1(12)
23	反応度の誤投入（停止時）	現場操作なし	—

泊発電所3号炉

第7-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表

No.	「重大事故等対策の有効性評価」重要事故シーケンス等	図番号
1	2次冷却系からの除熱機能喪失 主給水流量喪失時に補助給水機能が喪失する事故	—
2	全交流動力電源喪失 外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びBCPシールドLOCAが発生する事故	7-1
3	全交流動力電源喪失 外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	7-2
4	原子炉補機冷却機能喪失 外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びBCPシールドLOCAが発生する事故	7-3
5	原子炉格納容器の除熱機能喪失 大破断LOCA時に低圧再循環機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	7-4
6	原子炉停止機能喪失 主給水流量喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故	—
7	原子炉停止機能喪失 負荷の喪失時に原子炉トリップ機能が喪失する事故	—
8	ECCS注水機能喪失 大破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故	—
9	ECCS再循環機能喪失 大破断LOCA時に低圧再循環機能及び高圧再循環機能が喪失する事故	7-5
10	格納容器バイパス インターフェイスシステムLOCA	7-6
11	格納容器バイパス 蒸気発生器伝熱管破損時に破損個所蒸気発生器の隔離に失敗する事故	7-7
12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） 大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	7-8
13	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） 外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	7-9
14	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱 外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故	7-9で包括
15	原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用 大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ再循環機能が喪失する事故	7-8で包括
16	水素燃焼 大破断LOCA時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事故	7-10
17	溶融炉心・コンクリート相互作用 大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	7-8で包括
18	想定事故1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故	7-11
19	想定事故2 サイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水が低下する事故	7-11で包括
20	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失） 燃料取出船のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事故	7-12
21	全交流動力電源喪失 燃料取出船のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故	7-13
22	原子炉冷却材の流出 燃料取出船のミッドループ運転中に原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失する事故	7-14
23	反応度の誤投入 原子炉起動時に、化学体積制御系の非の誤動作等により原子炉へ純水が流入する事故	7-15

※：「—」は現場操作がないため図面なし

【女川及び島根】記載内容の相違

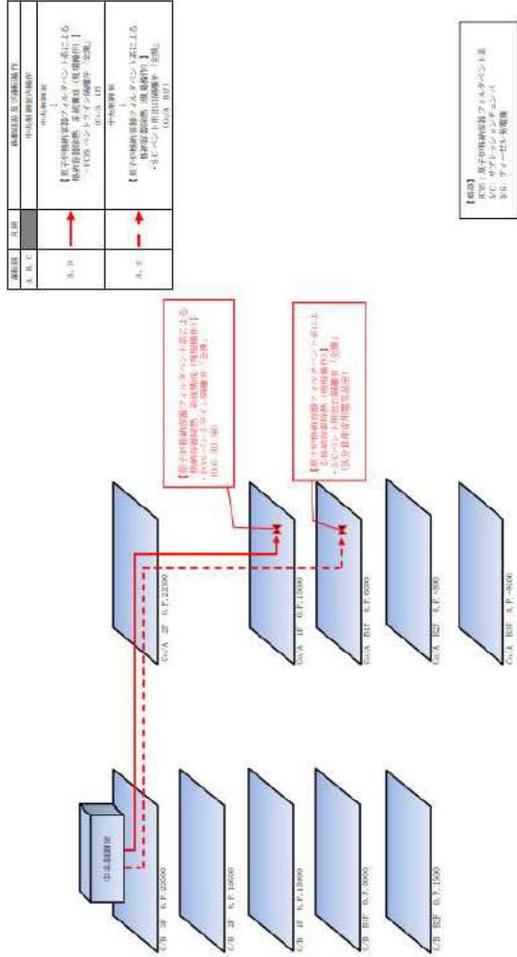
・有効性評価の重要事故シーケンス等の相違及びその屋内作業内容の相違。

【女川及び島根】記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

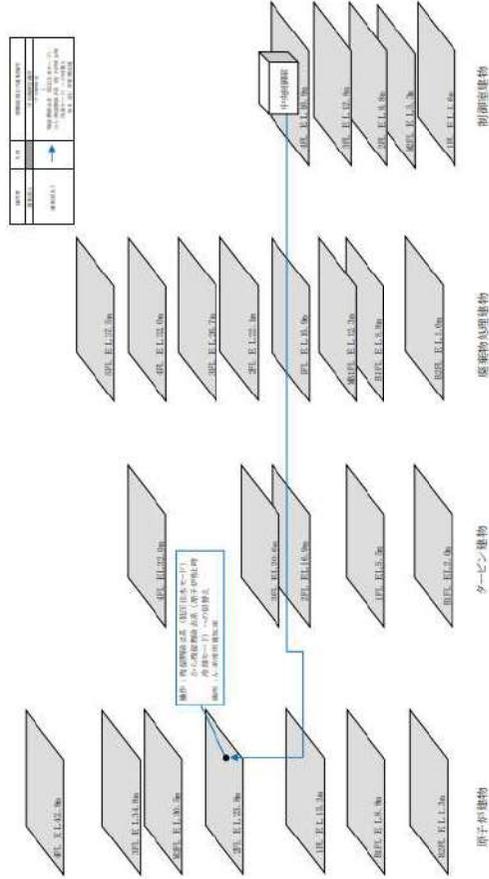
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



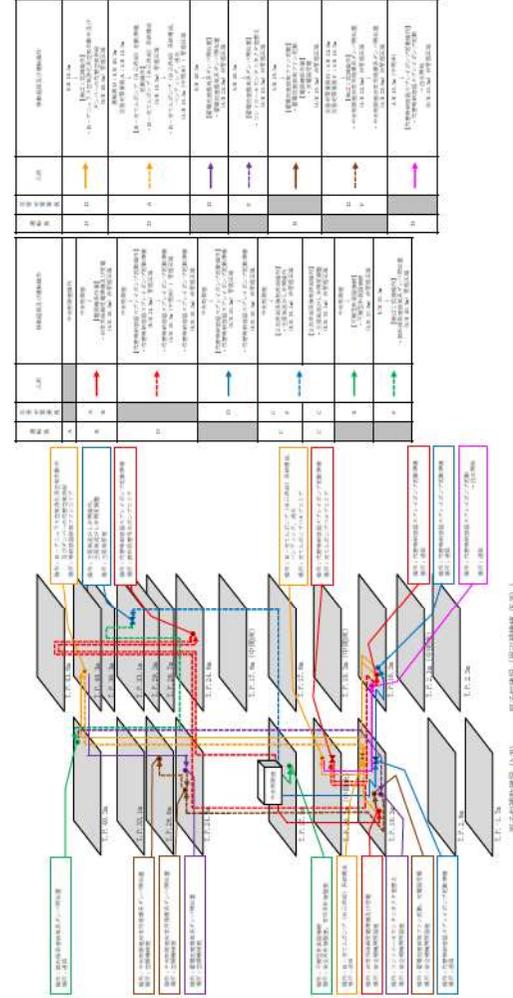
第7-1図 事故対象シケケンス「高圧・低圧注水機能喪失」

島根原子力発電所2号炉



第5-1図(1) 事故シケケンス「高圧注水・減圧機能喪失」

泊発電所3号炉



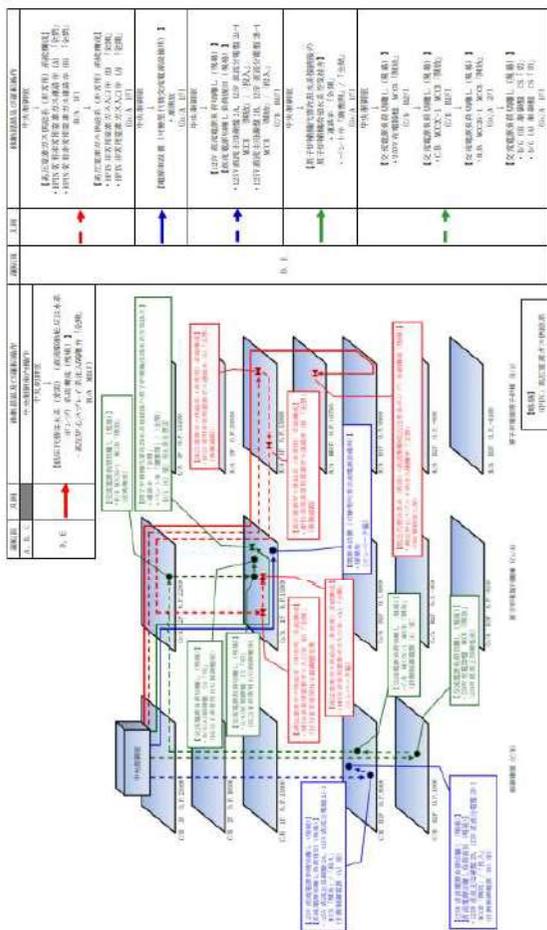
第7-1図 重要事故シケケンス等 全交流動力電源喪失 外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故(1/2)

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

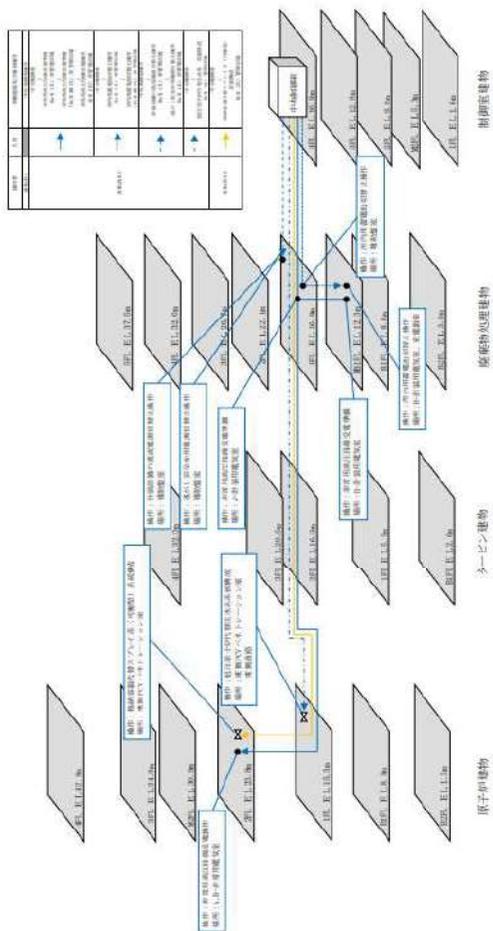
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



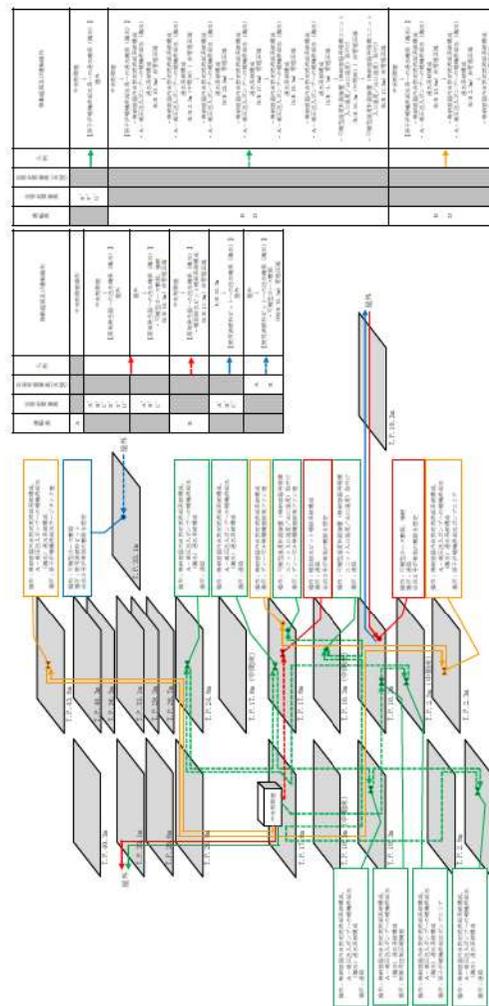
第7-2図 事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失（長期TB）」

島根原子力発電所2号炉



第5-1図(2) 事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失（長期TB）」

泊発電所3号炉



第7-1図 重要事故シーケンス等「全交流動力電源喪失」
 外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシーロールLOCAが発生する事故(2/2)

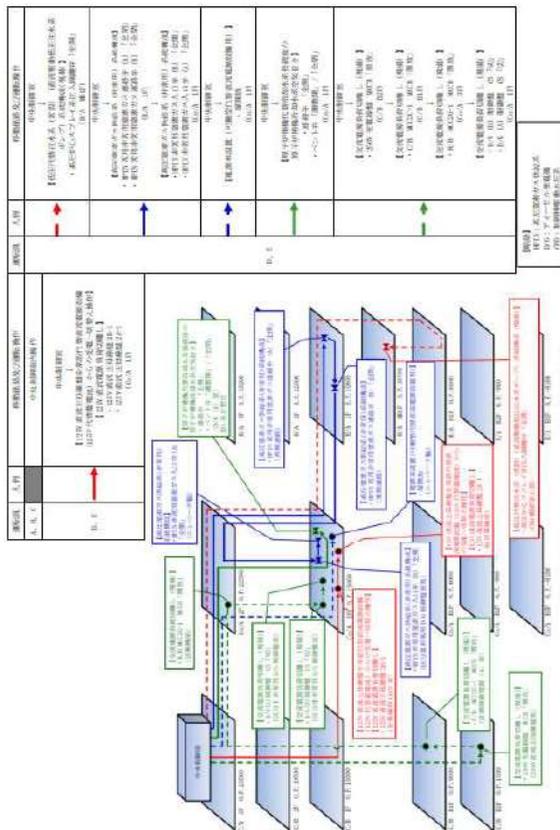
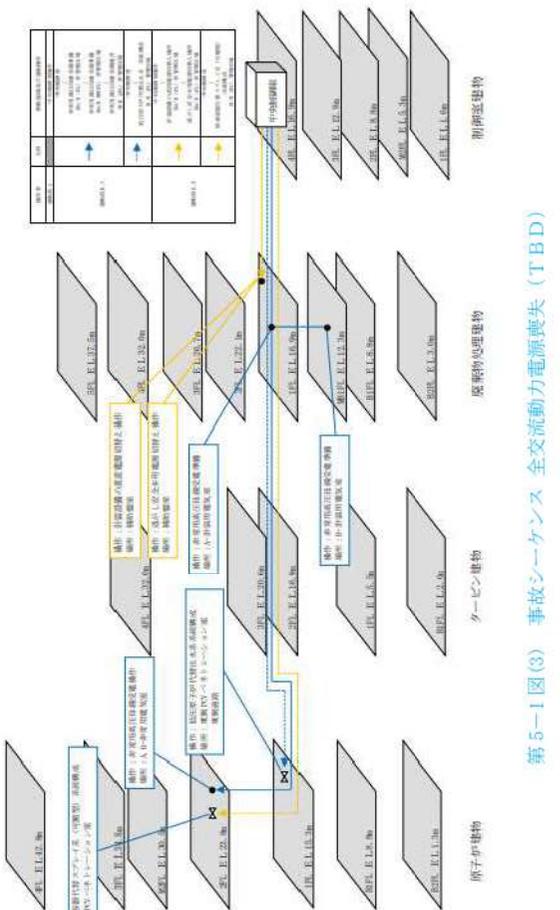
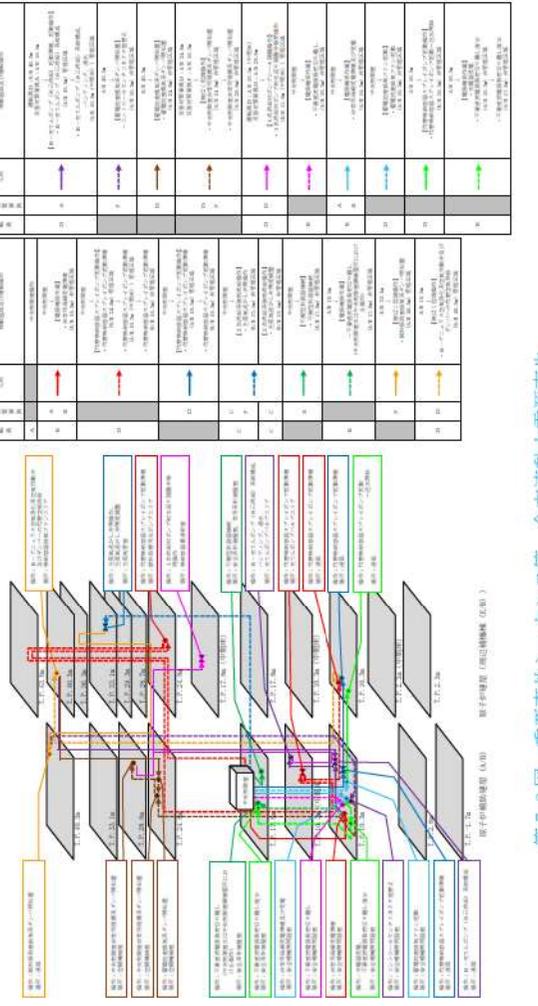
相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

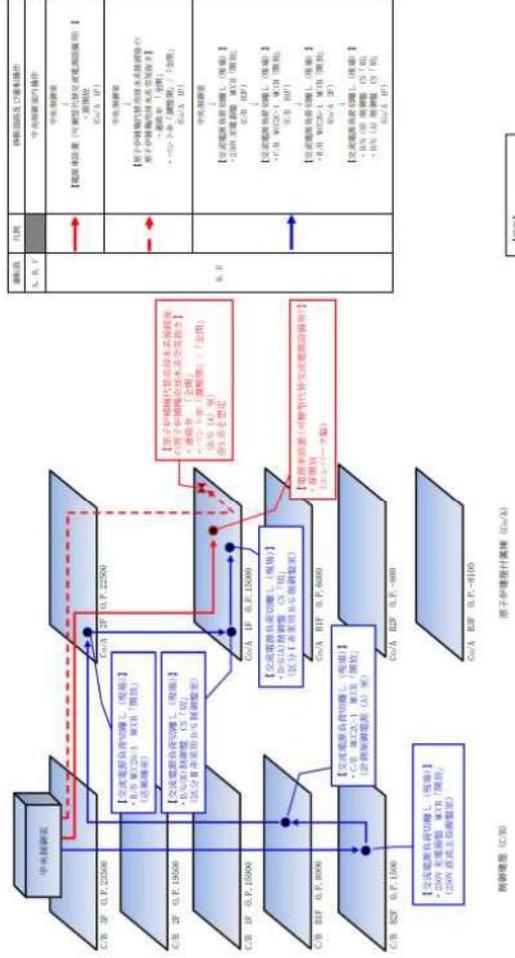
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第7-3図 事故対象シークェンス「全交流動力電源喪失 (TBO)」</p>	 <p>第5-1図(3) 事故シークェンス 全交流動力電源喪失 (TBD)</p>	 <p>第7-2図 重要事故シークェンス等 全交流動力電源喪失 外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故(1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

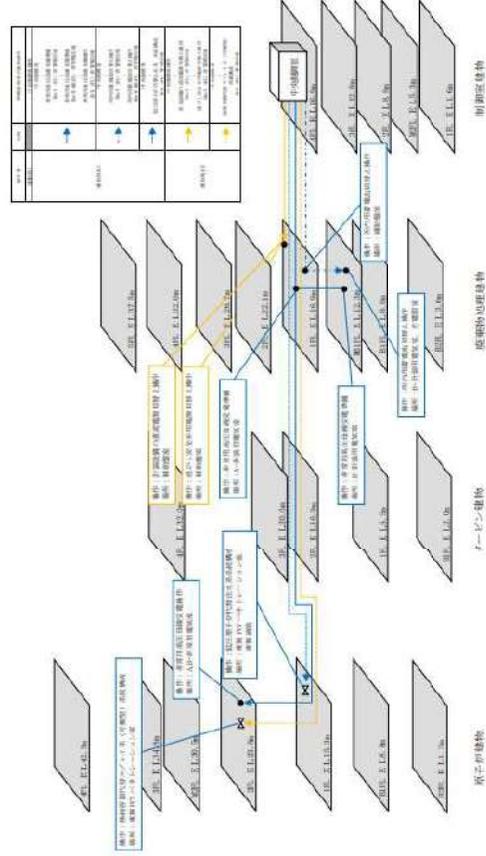
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉



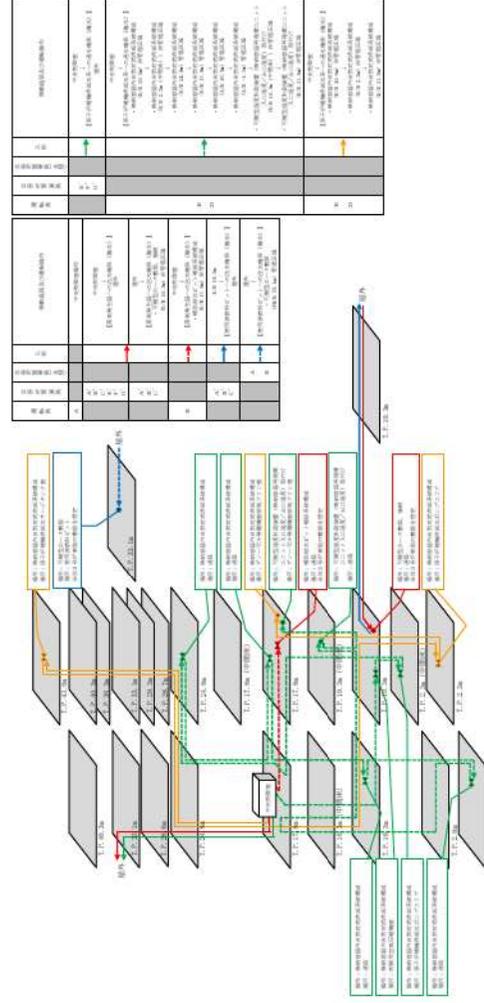
第7-4図 事故対象シーケンス「崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）」

島根原子力発電所2号炉



第5-1図(4) 事故シーケンス 全交流動力電源喪失（TBP）

泊発電所3号炉



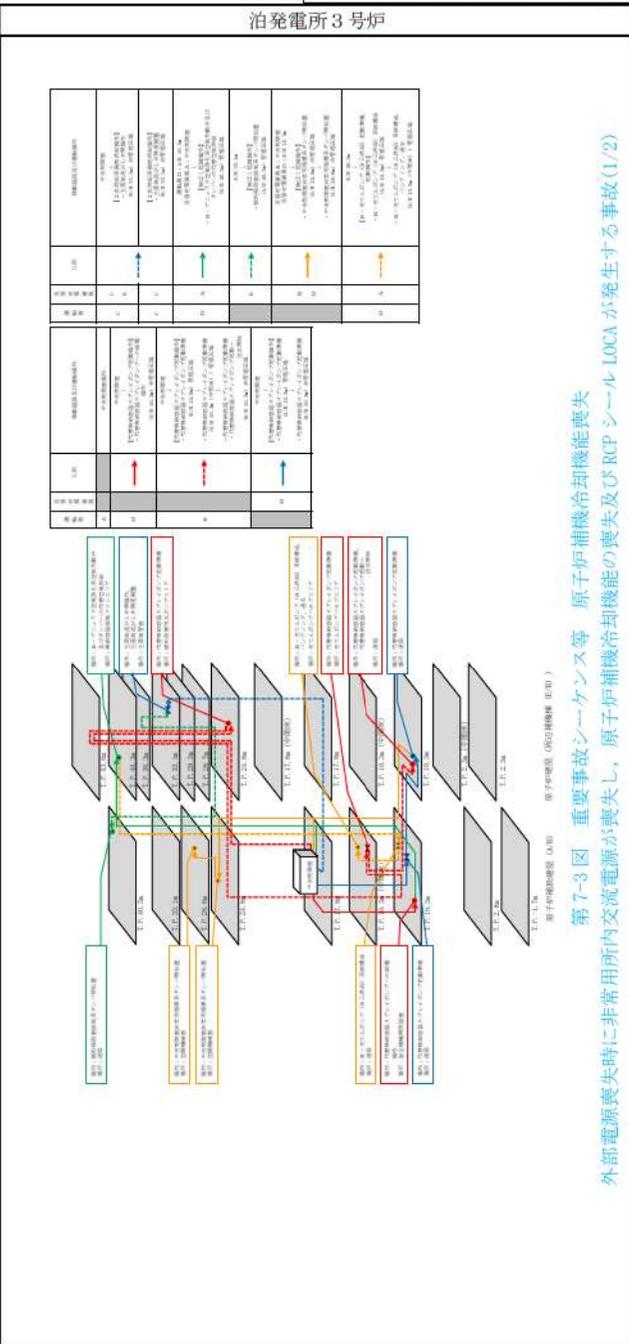
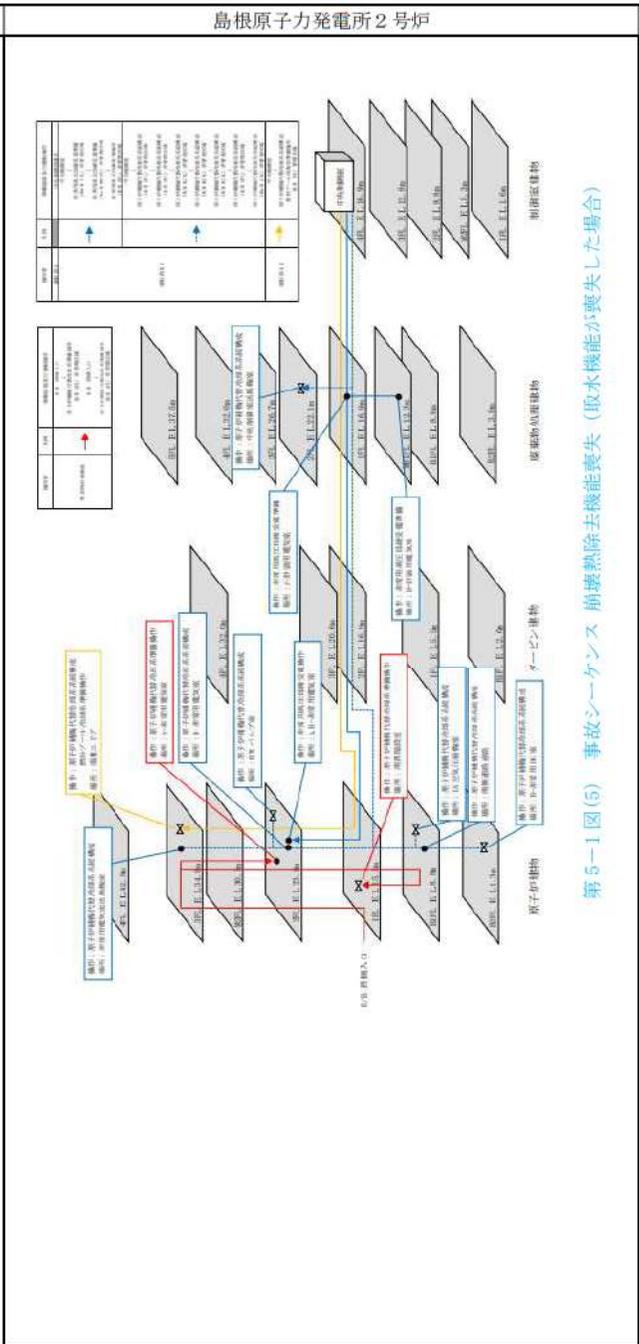
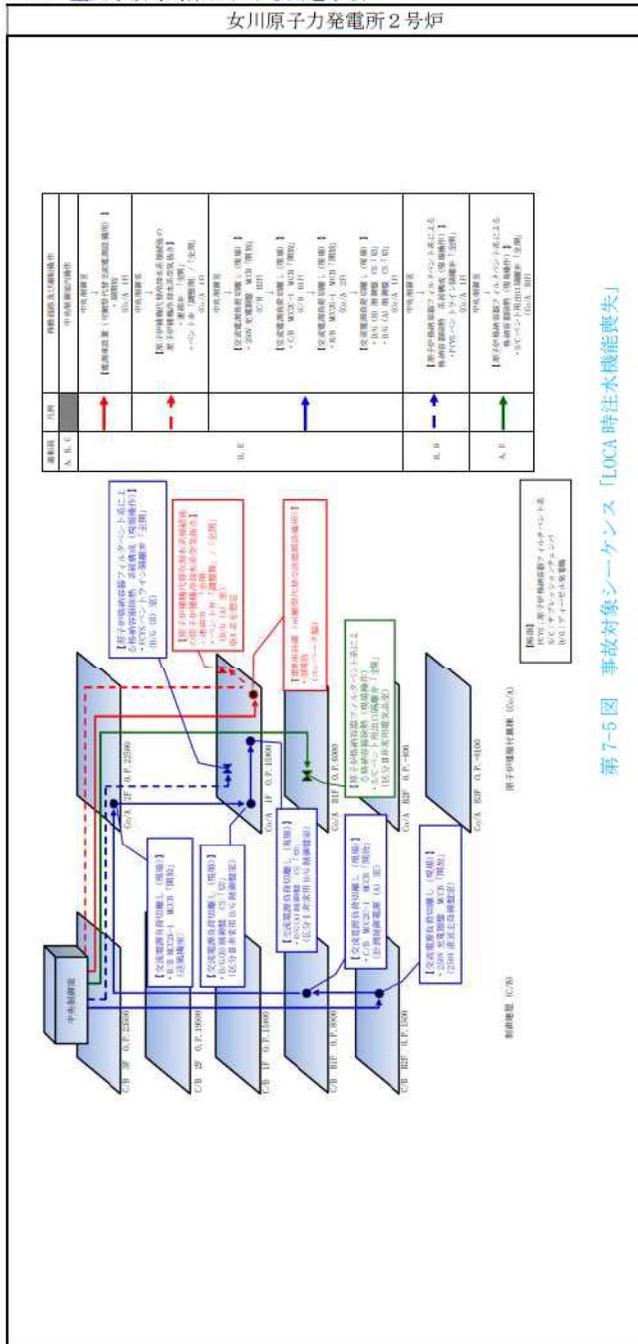
第7-2図 重要事故シーケンス等 全交流動力電源喪失
 外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故(2/2)

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

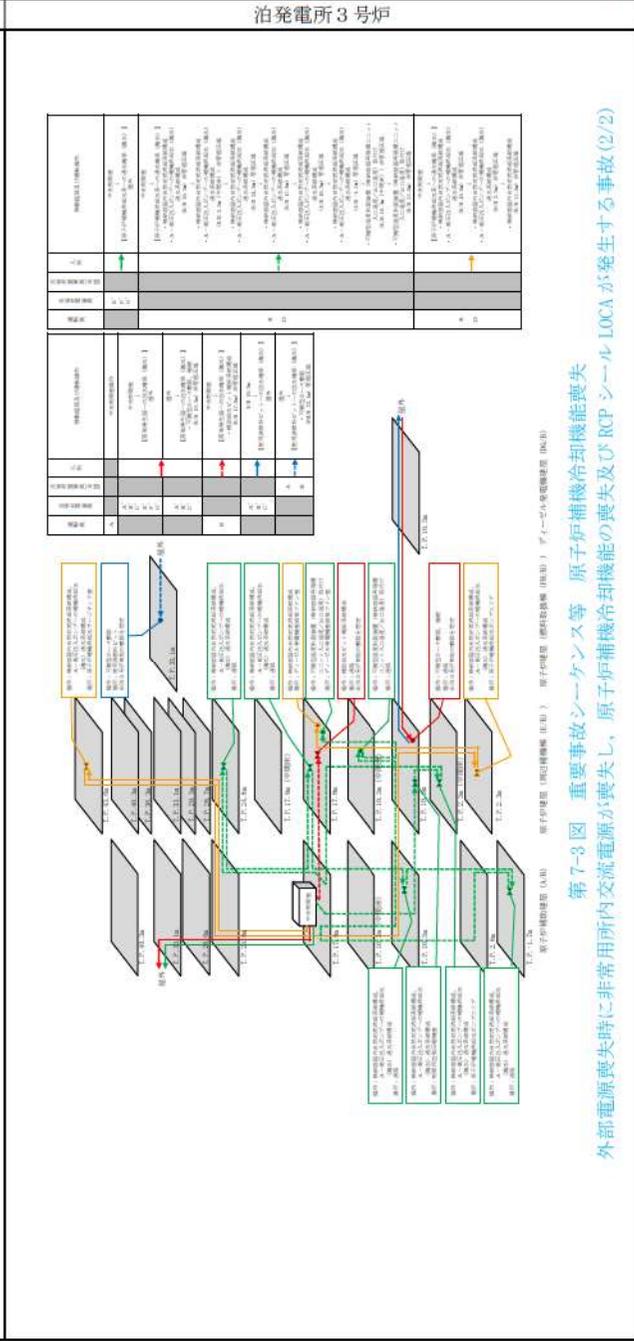
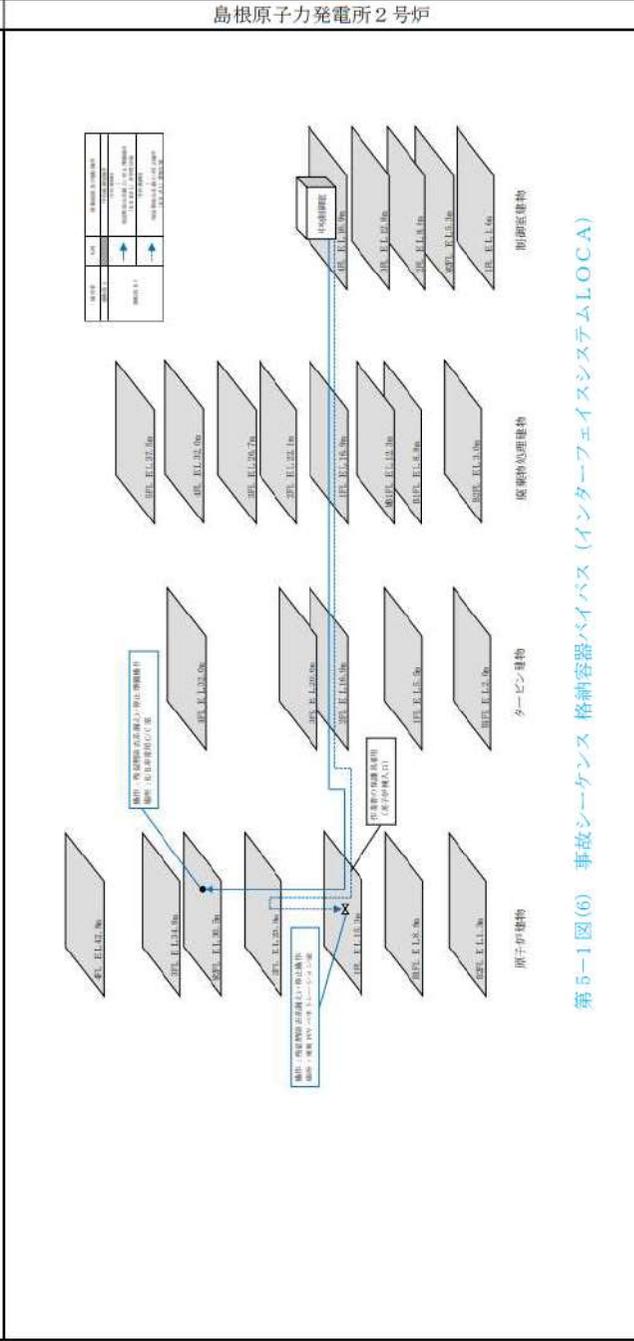
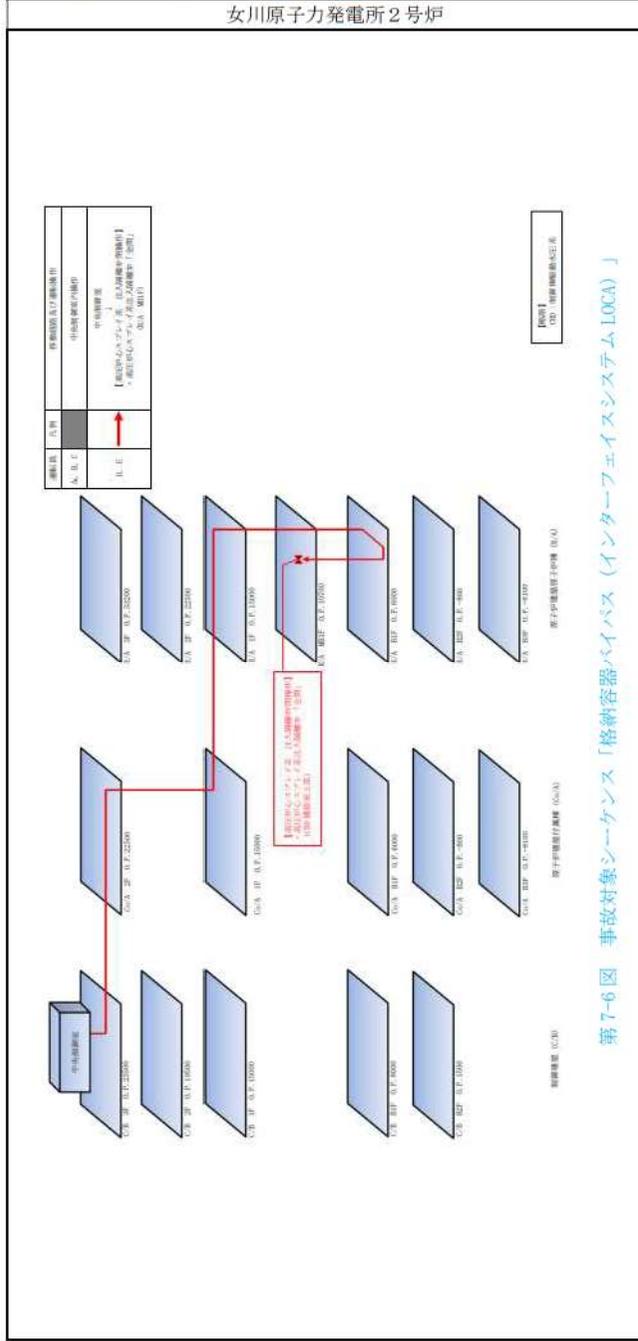


外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故(1/2)

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



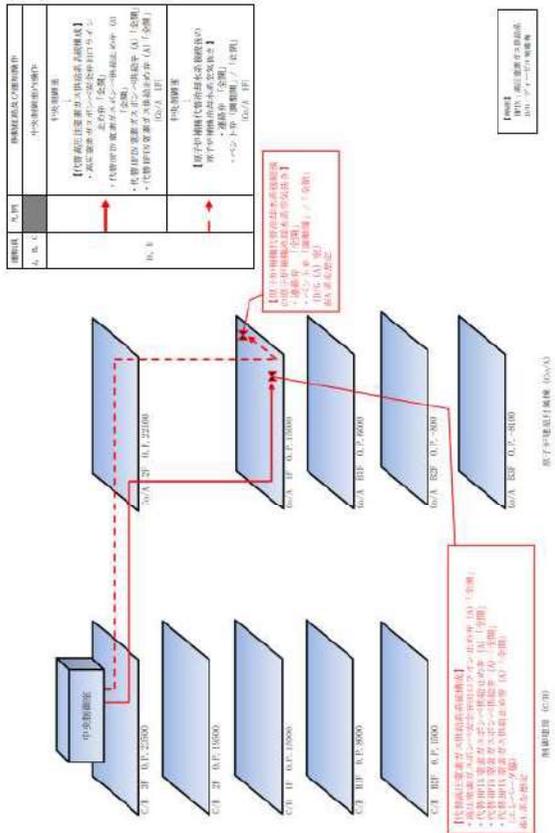
相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

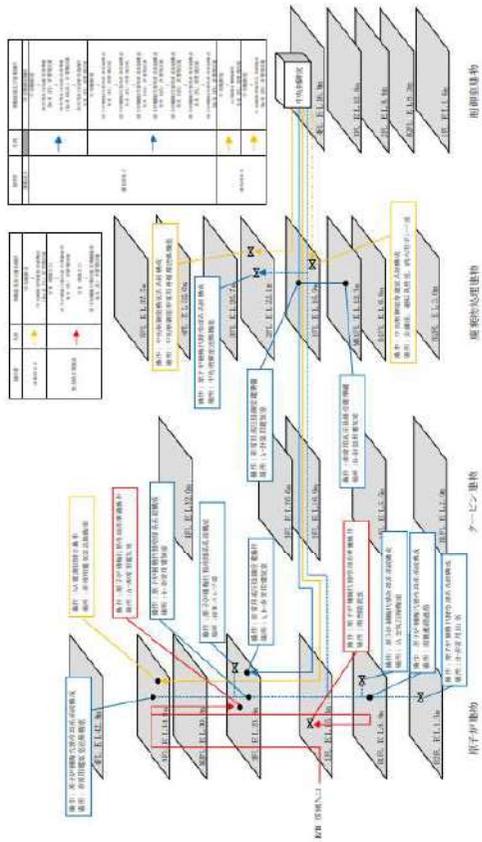
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



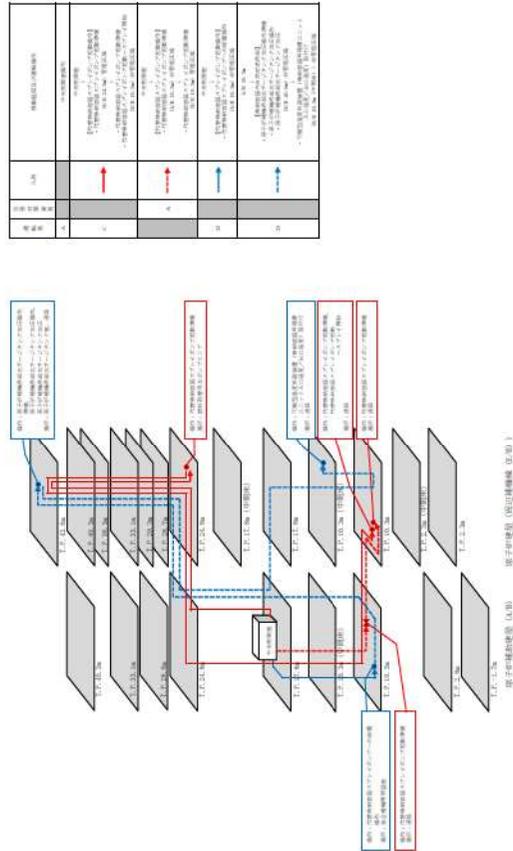
第7-7図 事故対象シーケンス「高圧熔融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」

島根原子力発電所2号炉



第5-1図(7) 事故シーケンス「素気圧・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(残留熱代替除去系を使用する場合)」

泊発電所3号炉



第7-4図 重要事故シーケンス等「原子炉格納容器の除熱機能喪失・大破断LOCA時に低圧再循環機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」

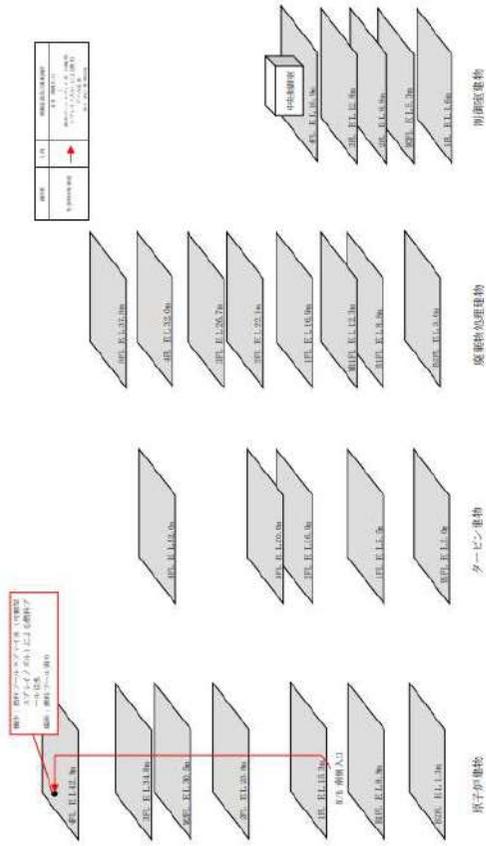
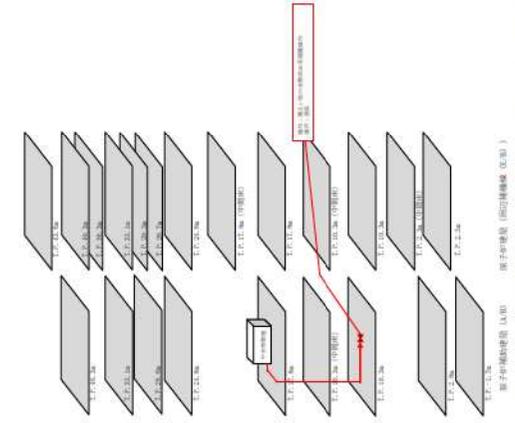
【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

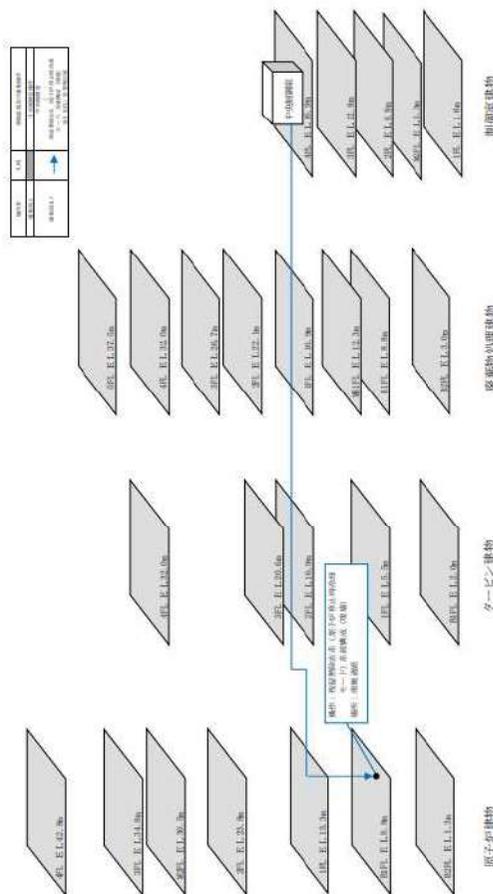
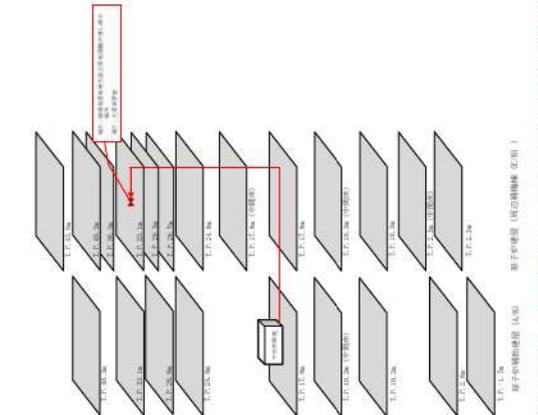
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<div data-bbox="89 271 291 606"> <table border="1"> <tr> <th>運転時</th> <th>緊急事態等 対応時</th> <th>失効</th> <th>稼働時限及び稼働条件</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> <td></td> <td>中圧降圧時「操作」</td> </tr> <tr> <td>B, C</td> <td>Q</td> <td>↑</td> <td>【運転時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F)</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="156 606 627 1212"> </div> <div data-bbox="649 526 683 925"> <p>第7-8図 事故対象シーケンス「想定事故1」</p> </div>	運転時	緊急事態等 対応時	失効	稼働時限及び稼働条件	A			中圧降圧時「操作」	B, C	Q	↑	【運転時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F)	<div data-bbox="761 287 940 478"> <table border="1"> <tr> <th>運転時</th> <th>緊急事態等 対応時</th> <th>失効</th> <th>稼働時限及び稼働条件</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> <td></td> <td>中圧降圧時「操作」</td> </tr> <tr> <td>B, C</td> <td>Q</td> <td>↑</td> <td>【運転時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F)</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="739 510 1187 1212"> </div> <div data-bbox="1209 223 1299 1244"> <p>第5-1図(8) 事故シーケンス 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損) (残留熱代替除去系を使用しない場合)</p> </div>	運転時	緊急事態等 対応時	失効	稼働時限及び稼働条件	A			中圧降圧時「操作」	B, C	Q	↑	【運転時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F)	<div data-bbox="1366 430 1500 638"> <table border="1"> <tr> <th>運転時</th> <th>緊急事態等 対応時</th> <th>失効</th> <th>稼働時限及び稼働条件</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> <td></td> <td>中圧降圧時「操作」</td> </tr> <tr> <td>B, C</td> <td>Q</td> <td>↑</td> <td>【運転時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F)</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="1388 702 1881 1117"> </div> <div data-bbox="1881 462 1948 1069"> <p>第7-5図 重要事故シーケンス等 ECCS 再循環機能喪失 大破断 LOCA 時に低圧再循環機能及び高圧再循環機能が喪失する事故</p> </div>	運転時	緊急事態等 対応時	失効	稼働時限及び稼働条件	A			中圧降圧時「操作」	B, C	Q	↑	【運転時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F)	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違</p>
運転時	緊急事態等 対応時	失効	稼働時限及び稼働条件																																				
A			中圧降圧時「操作」																																				
B, C	Q	↑	【運転時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F)																																				
運転時	緊急事態等 対応時	失効	稼働時限及び稼働条件																																				
A			中圧降圧時「操作」																																				
B, C	Q	↑	【運転時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F)																																				
運転時	緊急事態等 対応時	失効	稼働時限及び稼働条件																																				
A			中圧降圧時「操作」																																				
B, C	Q	↑	【運転時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→一次配管、母管】 ・調整 (GV, 1F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F) 【緊急時→二次配管、母管】 ・調整 (GV, 2F)																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5-1図(9) 事故シナジェンシ 想定事故1</p> <p>原子炉建屋 タービン建屋 燃料物処理建屋 制御室建屋</p>	 <p>第7-6図 重要事故シナジェンシ等 格納容器バイパス インターフェイスシステム LOCA</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5-1図(10) 事故シーケンス 停止中の崩壊熱除去機能喪失</p>	 <p>第7-7図 重要事故シーケンス等 格納容器バイパス 蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

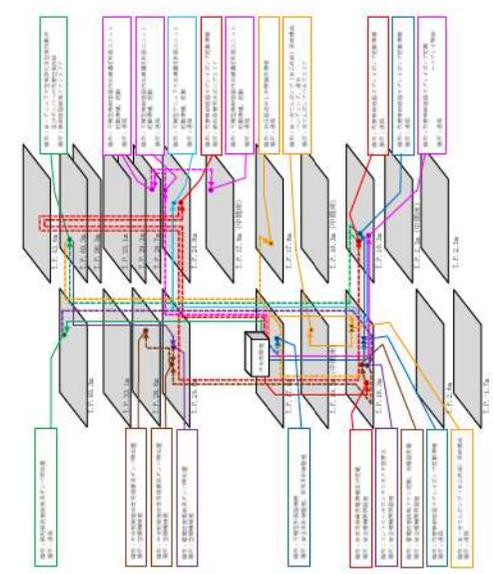
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5-1図(11) 事故シナリケンス 全交流動力電源喪失（停止時）</p>	<p>第7-8図 重要事故シナリケンス等 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） 大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故 (1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</p>

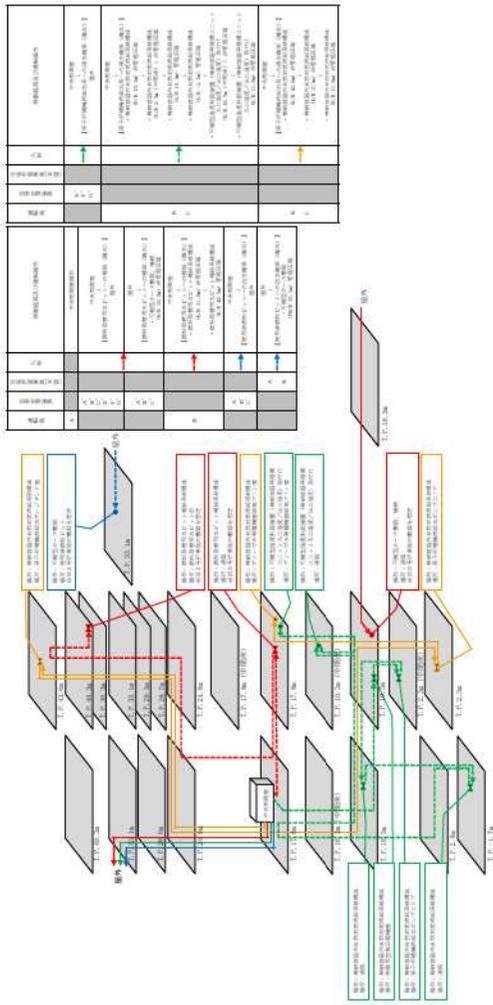
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5-1図(12) 事故シーケンス 原子炉冷却材の流出（停止時）</p>	<p>第7-8図 重要事故シーケンス等 零圧気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） 大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故 (2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</p>

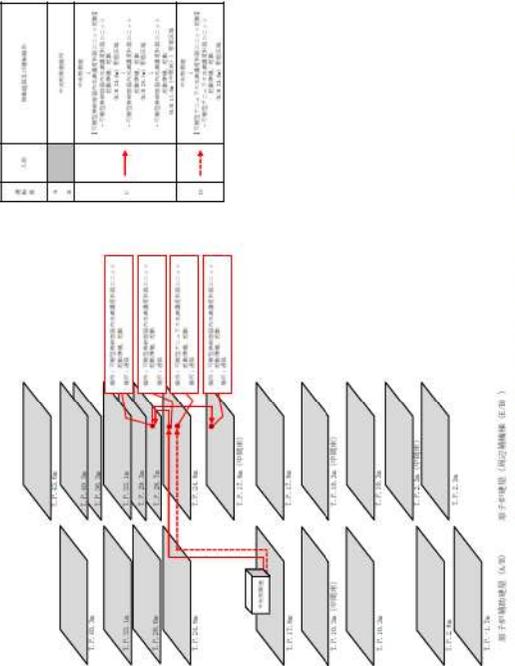
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-9図 重要事故シナジェンセス等 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） 外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故(1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。</p>

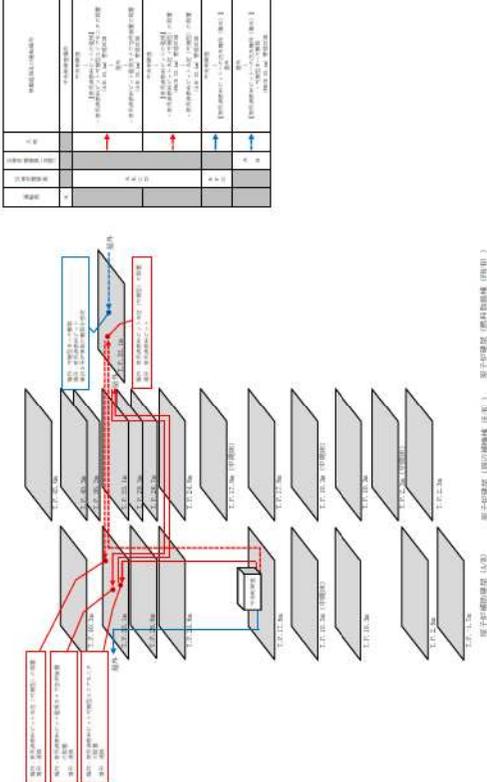
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-9図 重要事故シナジェンス等 蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、補助給水機能が喪失する事故(2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

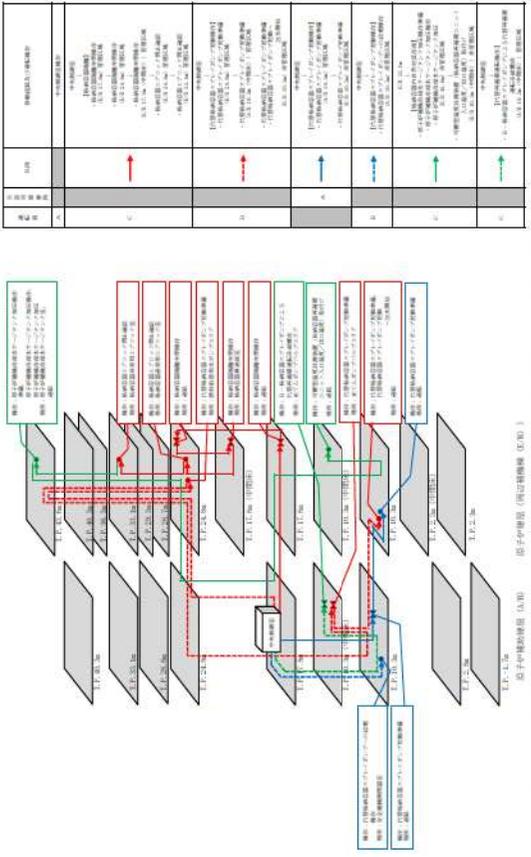
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-10図 重要事故シーケンス等 水素燃焼大破断 LOCA 時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事故</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。

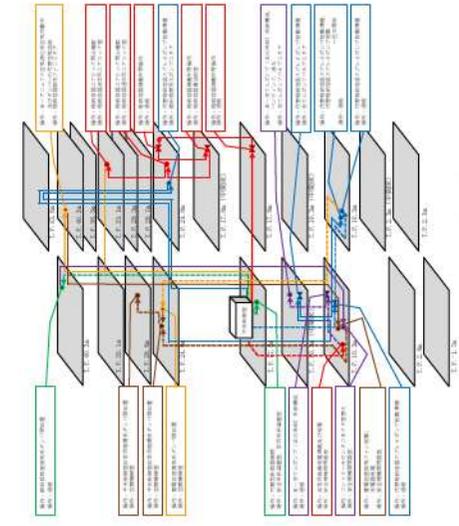
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-11図 重要事故シナシ等 想定事故1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料ピット内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-12図 重要事故シナシケンス等 前線熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失） 燃料取出前のミッドループ運転中に余熱除去機能が喪失する事故</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 7-13 図 重要事故シナリオ等 全交流動力電源喪失 燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故 (1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-13図 重要事故シークェンス等 全交流動力電源喪失 燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故 (2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</p>

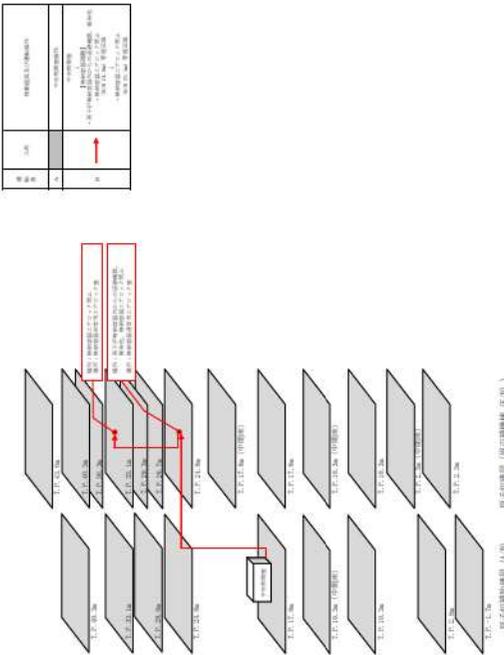
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-14図 重要事故シナシケンス等 原子炉冷却材の流出 燃料取出前のミッドループ運転中に原子炉冷却材圧力カウンタ機能が喪失する事故</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-15図 重要事故シークェンス等 反応度の誤投入 原子炉起動時に、化学体積制御系の弁の誤動作等により原子炉へ純水が流入する事故</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナジェンセスごとの現場作業(3/21)

事故シナジェンセス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効評価上の作業時間③	総時間	新設時間に対する有効性	高圧機器からの作業を制約する可能性がある
重要事故シナジェンセスごとの現場作業(3/21)	屋内	高圧機器の点検	25分(39分)	9分	30分	98分④	事後発生5分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧機器の点検	6分(19分)	45分	60分	9時間④	事後発生4時間後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため余裕がある。	—
		高圧機器の点検	6分(19分)	30分	50分	25時間④	事後発生18時間10分後からの作業を想定しているが、9時間後の別作業終了後から作業着手できるため余裕がある。	—
		高圧機器の点検	14分(21分)	21分	45分	27時間④	事後発生20時間10分後からの作業を想定しているが、10時間後の別作業終了後から作業着手できるため余裕がある。	—
重要事故シナジェンセスごとの現場作業(3/21)	屋内	高圧機器の点検	30分	8時間10分	9時間	25時間④	事後発生10時間後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	高圧機器からの作業を制約する可能性がある
		高圧機器の点検	20分	115分	135分	10時間④	事後発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以外の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリ
重要事故シナジェンセスごとの現場作業(3/21)	屋外	高圧機器の点検	20分	115分	135分	25時間④	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、9時間後の別作業終了後から作業着手できるため余裕がある。	タンクローリ
		高圧機器の点検	20分	115分	135分	25時間④	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、9時間後の別作業終了後から作業着手できるため余裕がある。	タンクローリ

※1：有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※2：屋内内の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している

※3：有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※4：有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※5：有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※6：7日間作業計画(復旧の計画)にて27時間後までに完了することとしている

※7：7日間作業計画(復旧の計画)にて27時間後までに完了することとしている

※8：7日間作業計画(復旧の計画)にて27時間後までに完了することとしている

※9：原子炉制御室作業台(原子炉制御室作業台)による作業

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第5-8表 重要事故シナジェンセスごとの現場作業(3/7)

事故シナジェンセス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効評価上の作業時間③	総時間	新設時間に対する有効性	高圧機器からの作業を制約する可能性がある
重要事故シナジェンセスごとの現場作業(3/7)	屋内	高圧機器の点検	10分	10分	10分	10分	事後発生10分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧機器の点検	10分	10分	10分	10分	事後発生10分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧機器の点検	10分	10分	10分	10分	事後発生10分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧機器の点検	10分	10分	10分	10分	事後発生10分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧機器の点検	10分	10分	10分	10分	事後発生10分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧機器の点検	10分	10分	10分	10分	事後発生10分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧機器の点検	10分	10分	10分	10分	事後発生10分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧機器の点検	10分	10分	10分	10分	事後発生10分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧機器の点検	10分	10分	10分	10分	事後発生10分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧機器の点検	10分	10分	10分	10分	事後発生10分後からの作業を想定しているが、事後発生から開始までの制限時間に対して十分な余裕がある。	—

※1：有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※2：屋内内の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している

※3：有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※4：有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

第7-3表 重要事故シナジェンセス等ごとの現場作業(3/53)

重要事故シナジェンセス等	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効評価上の作業時間③	総時間	新設時間に対する有効性	高圧機器からの作業を制約する可能性がある
重要事故シナジェンセス等ごとの現場作業(3/53)	屋内	高圧機器の点検	29分(31分)	2時間11分	2時間40分(2時間42分)	7時間④	事後発生5時間後からの作業を想定しているが、事後発生5時間20分後に作業完了するため制限時間内に実施可能な場合、制限時間を考慮した場合は、制限時間に対して十分な余裕がある。	高圧機器からの作業を制約する可能性がある
		高圧機器の点検	29分(31分)	2時間11分	2時間40分(2時間42分)	7時間④	事後発生5時間後からの作業を想定しているが、事後発生5時間20分後に作業完了するため制限時間内に実施可能な場合、制限時間を考慮した場合は、制限時間に対して十分な余裕がある。	高圧機器からの作業を制約する可能性がある
		高圧機器の点検	14分(18分)	5分	19分(23分)	25時間④	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、9時間後の別作業終了後から作業着手できるため余裕がある。	高圧機器からの作業を制約する可能性がある

※1：有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※2：屋内内の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している

※3：有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※4：有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

：本日ご説明範囲

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-3表 重要事故シナケンスごとの現場作業(5/21)

事故シナケンス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③④⑤	初期時間	制限時間に対する成立性	既設設備から作業開始に要する可搬設置量
運転中の原子炉の原子力設備の修理・点検等	屋外	原子炉の燃料棒冷却水圧調整作業	20分	8時間40分	9時間	25時間 ^④	作業員30名、作業員からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉の燃料棒冷却水圧調整
		燃料棒冷却回路(ガスタービン駆動設備)のメンテナンス作業	20分	1.15分	1.05分	10時間 ^④	作業員4名、作業員からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料棒冷却回路(原子炉駆動機冷却水系統への配管)のメンテナンス作業	20分	1.15分	1.05分	25時間 ^④	作業員7名、作業員からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を初期時間に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※3 既設設備点検(サブシステムメンテナンス)の開始までの時間。
 ※4 7日間のスケジューリングが考慮されていないような必要の移動を繰返可能な開始時間。
 ※5 原子炉燃料棒冷却水圧調整ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第5-3表 重要事故シナケンスごとの現場作業(5/7)

事故シナケンス	作業場所	作業内容	移動時間①		作業時間②	有効性評価上の作業時間③④⑤		初期時間	制限時間に対する成立性	既設設備から作業開始に要する可搬設置量
			①	②		③	④			
運転中の原子炉の原子力設備の修理・点検等	屋外	原子炉の燃料棒冷却水圧調整作業	30分	10分	8時間40分	9時間	25時間 ^④	25時間 ^④	作業員30名、作業員からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉の燃料棒冷却水圧調整
		燃料棒冷却回路(ガスタービン駆動設備)のメンテナンス作業	20分	1.15分	1.05分	1.05分	10時間 ^④	10時間 ^④	作業員4名、作業員からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料棒冷却回路(原子炉駆動機冷却水系統への配管)のメンテナンス作業	20分	1.15分	1.05分	2.05分	25時間 ^④	25時間 ^④	作業員7名、作業員からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を初期時間に記載している。
 ※3 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※4 7日間のスケジューリングが考慮されていないような必要の移動を繰返可能な開始時間。

第7-3表 重要事故シナケンス等ごとの現場作業(5/53)

重要事故シナケンス等	作業内容	移動時間①		作業時間②	有効性評価上の作業時間③④⑤		初期時間	制限時間に対する成立性	既設設備から作業開始に要する可搬設置量
		①	②		③	④			
運転中の原子炉の原子力設備の修理・点検等	屋外	原子炉の燃料棒冷却水圧調整作業	30分	10分	8時間40分	9時間	25時間 ^④	25時間 ^④	作業員30名、作業員からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。
		燃料棒冷却回路(ガスタービン駆動設備)のメンテナンス作業	20分	1.15分	1.05分	1.05分	10時間 ^④	10時間 ^④	作業員4名、作業員からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。
		燃料棒冷却回路(原子炉駆動機冷却水系統への配管)のメンテナンス作業	20分	1.15分	1.05分	2.05分	25時間 ^④	25時間 ^④	作業員7名、作業員からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を初期時間に記載している。
 ※3 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※4 7日間のスケジューリングが考慮されていないような必要の移動を繰返可能な開始時間。
 ※5 原子炉燃料棒冷却水圧調整ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価 ^③ の作業時間 ^④	制限時限	制限時限に対する成立性	制限時限から作業現場へ移動する可搬型設備
全交機力 力減速 失（TRV）	屋外	原子炉補給水冷却装置 水素補給操作	20分	8時間40分	9時間	25時間 ^⑤	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補給水冷却装置
		燃料補給準備（ガスタービン空燃調整機油タンクへの給油）	20分	115分	135分	10時間 ^⑥	事故発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事故発生7時間後からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 屋内作業の稼働時間については、通常の稼働時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 燃費熱効率は、サブレンジシミュレーション（水素補給機）開始までの時間
 ※4 7日間ガスタービン発電機燃料油タンクが枯渇しないよう必要な燃料を確保可能な開始時間
 ※5 原子炉補給水冷却装置：高圧冷却器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプ1）

島根原子力発電所2号炉

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業（7/7）

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	稼働時間 ^②	有効性評価 ^③ の稼働時間 ^④	有効稼働時間 ^⑤	有効稼働時間に対する成立性	制限時限から作業現場へ移動する可搬型設備
全交機力 力減速 失（TRV）	屋内	燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	6分 (19分)	7分 (19分)	20時間30分	稼働発生2時間後、9時間からの作業を想定しているが、それ以前の作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	9分 (15分)	25分 (15分)	14時間30分	稼働発生2時間後、9時間からの作業を想定しているが、それ以前の作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	1分 (12分)	18分 (12分)	4時間30分	稼働発生1時間後、19時間からの作業を想定しているが、それ以前の作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
全交機力 力減速 失（TRV）	屋内	燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	11分 (11分)	14分 (11分)	6時間	稼働発生4時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	6分 (19分)	7分 (19分)	4時間30分	稼働発生2時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	11分 (11分)	14分 (11分)	6時間	稼働発生4時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
全交機力 力減速 失（TRV）	屋内	燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	11分 (11分)	14分 (11分)	6時間	稼働発生4時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	6分 (19分)	7分 (19分)	4時間30分	稼働発生2時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	11分 (11分)	14分 (11分)	6時間	稼働発生4時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
全交機力 力減速 失（TRV）	屋内	燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	11分 (11分)	14分 (11分)	6時間	稼働発生4時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	6分 (19分)	7分 (19分)	4時間30分	稼働発生2時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	11分 (11分)	14分 (11分)	6時間	稼働発生4時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
全交機力 力減速 失（TRV）	屋内	燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	11分 (11分)	14分 (11分)	6時間	稼働発生4時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	6分 (19分)	7分 (19分)	4時間30分	稼働発生2時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	11分 (11分)	14分 (11分)	6時間	稼働発生4時間後、9時間からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2 屋内作業の稼働時間については、通常の稼働時間から1.5倍した時間を範囲内に記載している。
 ※3 有効性評価で、事故発生を起点とし、当該作業が完了するまで想定している時間。

泊発電所3号炉

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業（7/53）

重要事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	稼働時間 ^②	有効性評価 ^③ の稼働時間 ^④	作業合計稼働時間 ^⑤	制限時限に対する成立性	制限時限から作業現場へ移動する可搬型設備
全交機力 力減速 失（TRV）	屋内	燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	10分 (12分)	7分 (12分)	17分 (13分)	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	10分 (12分)	1分 (12分)	16分 (13分)	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	10分 (12分)	1分 (12分)	16分 (13分)	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
全交機力 力減速 失（TRV）	屋内	燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	10分 (12分)	1分 (12分)	16分 (13分)	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	10分 (12分)	1分 (12分)	16分 (13分)	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	10分 (12分)	1分 (12分)	16分 (13分)	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
全交機力 力減速 失（TRV）	屋内	燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	10分 (12分)	1分 (12分)	16分 (13分)	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	10分 (12分)	1分 (12分)	16分 (13分)	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（原子炉補給水冷却装置への給油）	20分	10分 (12分)	1分 (12分)	16分 (13分)	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、6時間後からの作業が完了したため、制限時限に対して十分な余裕時間がある。	-

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2 屋内作業の稼働時間については、通常の稼働時間から1.5倍した時間を範囲内に記載している。
 ※3 有効性評価で、事故発生を起点とし、当該作業が完了するまで想定している時間。
 ※4 有効性評価の稼働時間は、当該作業が完了するまでの稼働時間を示している。
 ※5 有効性評価の稼働時間は、当該作業が完了するまでの稼働時間を示している。

：本日説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ等	作業場所	作業内容	稼働時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価上の作業時間 ^{③①+②}	総稼働時間 ^④	稼働時間に対する成立性	稼働時間から作業開始に要する可搬型設備
運転中の原子力炉における重大事故等発生した場合の事故	炉内	原子力炉機代替冷却水系統復旧作業	6分(9分)	20分	30分	24時間 ^④	事故発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	—
		機代替冷却水系統復旧作業 機代替冷却水系統	14分(31分)	21分	45分	27時間 ^④	事故発生26時間15分後からの作業を想定しているが、10時間後の別作業終了後から作業着手できるため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	—
運転中の原子力炉における重大事故等発生した場合の事故	炉外	燃料供給設備(ガスタービン)の点検	30分	115分	9時間	10時間 ^④	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	原子力炉機代替冷却水系統 ^⑤
		燃料供給設備(原子力炉機代替冷却水系統)	30分	115分	135分	24時間 ^④	事故発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	タンクローリー

※1 燃料作業の稼働時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※3 稼働時間(サブプレッシャブル水冷却炉モード)開始までの時間。
 ※4 有効性評価(覽覚の参照)にて27時間後までに完了することとしている。
 ※5 7日間ガスタービン発電機稼働率タックが枯渇しないよう必要な稼働を稼働可能開始時間。
 ※6 原子力炉機代替冷却水系統、熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

重要事故シナリオ等	作業場所	作業内容	有効性評価上の稼働時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	作業合計時間 ^{④①+②}	稼働時間に対する成立性	稼働時間から作業開始に要する可搬型設備
運転中の原子力炉における重大事故等発生した場合の事故	炉内	高圧発生炉への注水機(海水)・可搬型ポンプ(海水)・可搬型大容量送水ポンプ(海水)・水一気吸・圧力調整機(海水)による可搬型ポンプ一式設置	3時間20分 ^①	20分 ^② (31分) ^③	2時間11分	2時間40分(2時間42分)	事故発生2時間後からの作業を想定しているが、事故発生5時間30分後には作業が完了する。この稼働時間には、高圧発生炉への注水機(海水)・可搬型大容量送水ポンプ(海水)・水一気吸・圧力調整機(海水)による可搬型ポンプ一式設置の稼働時間として十分な稼働時間がある。	中一気吸機(圧力調整機)
		高圧発生炉への注水機(海水)・可搬型大容量送水ポンプ(海水)・水一気吸・圧力調整機(海水)による可搬型ポンプ一式設置	3時間20分 ^①	20分 ^② (31分) ^③	2時間11分	2時間40分(2時間42分)	事故発生2時間後からの作業を想定しているが、事故発生5時間30分後には作業が完了する。この稼働時間には、高圧発生炉への注水機(海水)・可搬型大容量送水ポンプ(海水)・水一気吸・圧力調整機(海水)による可搬型ポンプ一式設置の稼働時間として十分な稼働時間がある。	可搬型大容量送水ポンプ
運転中の原子力炉における重大事故等発生した場合の事故	炉内	高圧発生炉への注水機(海水)・可搬型大容量送水ポンプ(海水)による可搬型ポンプ一式設置	40分 ^①	14分 ^② (16分) ^③	5分	19分(23分)	事故発生2時間後からの作業を想定しているが、事故発生2時間40分後に作業が完了する。この稼働時間に対して十分な稼働時間がある。なお、可搬型大容量送水ポンプ(海水)による可搬型ポンプ一式設置の稼働時間として十分な稼働時間がある。	—

第7-3表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業(8/53)

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2 炉内の稼働時間。当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※3 稼働時間(機組員の専用時間(6分)を含む)。
 ※4 燃料供給設備の水が枯渇する時間。

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業 (9/21)

事故シナリオ等	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③	制限時間	制限時間に対する成立性	保管場所からの作業機に備える可搬型設備
屋上中分屋下り及び重要事故に起因する機器故障	屋門	屋上中分屋下り及び重要事故に起因する機器故障	4分(6分)	54分	1時間	約14時間*	事業発生後約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉格納容器冷却水ポンプの交換	4分(6分)	81分	90分	約31時間**	事業発生後約44時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
重要事故に起因する機器故障	屋外	重要事故に起因する機器故障	20分*	360分	380分	約23時間**	事業発生後約40分後からの作業を想定しているが、前記の作業は無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	大口径高圧ポンプ(タイプ1)
		原子炉格納容器冷却水ポンプの交換	—	6分	5分	約23時間5分**	事業発生後約23時間後からの作業を想定しているが、前記の作業は無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
重要事故に起因する機器故障	屋外	重要事故に起因する機器故障	20分	115分	135分	約23時間**	事業発生後約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		原子炉格納容器冷却水ポンプの交換	20分	115分	135分	約23時間**	事業発生後約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 移動時間7分(保守用)を1日10回(1日10回)を前提とする

※4 格納容器圧力0.42MPa(約4.2kg/cm²)以下で作業を行う

※5 作業開始時刻は、重要事故発生時刻を0時とする

※6 原子炉格納容器冷却水ポンプの交換作業は、重要事故発生時刻から開始する

※7 有効性評価上の作業完了時間

第7-3表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業 (9/53)

重要事故シナリオ等	作業場所	作業内容	有効性評価上の移動時間①	移動時間②	作業時間③	有効性評価上の作業時間④	制限時間	制限時間に対する成立性	保管場所からの作業機に備える可搬型設備
屋上中分屋下り及び重要事故に起因する機器故障	屋外	屋上中分屋下り及び重要事故に起因する機器故障	3時間20分*	2時間11分	5時間10分(2時間10分)	約5.2日**	事業発生後約3時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	作業機(ポンプ、圧入機、圧入機、圧入機)	
		原子炉格納容器冷却水ポンプの交換	29分*	2時間11分	2時間10分(2時間10分)	約5.2日**	事業発生後約3時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	作業機(ポンプ、圧入機、圧入機)	
重要事故に起因する機器故障	屋外	重要事故に起因する機器故障	3時間20分*	2時間11分	5時間10分(2時間10分)	約5.2日**	事業発生後約3時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	作業機(ポンプ、圧入機、圧入機)	
		原子炉格納容器冷却水ポンプの交換	29分*	2時間11分	2時間10分(2時間10分)	約5.2日**	事業発生後約3時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	作業機(ポンプ、圧入機、圧入機)	
重要事故に起因する機器故障	屋外	重要事故に起因する機器故障	1時間45分	1時間14分	1時間21分	約9時間00分**	事業発生後約3時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	可搬型タンクローリー	
		原子炉格納容器冷却水ポンプの交換	1時間45分	1時間14分	1時間21分	約9時間00分**	事業発生後約3時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無いため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	可搬型タンクローリー	

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※2 屋内の移動時間は、原則として1日10回(1日10回)を前提とする

※3 移動時間7分(保守用)を1日10回(1日10回)を前提とする

※4 格納容器圧力0.42MPa(約4.2kg/cm²)以下で作業を行う

※5 作業開始時刻は、重要事故発生時刻を0時とする

※6 原子炉格納容器冷却水ポンプの交換作業は、重要事故発生時刻から開始する

※7 有効性評価上の作業完了時間

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

：本日で説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業（10/21）

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
重大事故シナリオ等	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価上の想定時間 ^③	作業時間 ^④	相違理由
運転中の原子炉における重大事故	原子炉停止措置実施	—	—	—	—	—	—
		原子炉補機代替品抽出及び再挿入	6分(9分)	39分	50分	24時間 ^⑤	事業発生後、時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため初期段階に対しては十分な余裕時間がある。
運転中の原子炉における重大事故	LOX貯蔵水漏洩発生	格取代替液循環設備職員初期対応	14分(21分)	21分	45分	27時間 ^⑥	事業発生後、24時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため初期段階に対しては十分な余裕時間がある。
		原子炉格納容器ライフルベント系による格納容器冷却設備	4分(6分)	54分	1時間	約11時間 ^⑦	事業発生後、約26時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業を想定しているが、それ以前の作業が早い要因と、25時間後の別作業終了後から作業着手できるため初期段階に対しては十分な余裕時間がある。
運転中の原子炉における重大事故	LOX貯蔵水漏洩発生	原子炉格納容器ライフルベント系による格納容器冷却設備	4分(6分)	84分	90分	約11時間 ^⑧	事業発生後、約44時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が早い要因と、25時間後の別作業終了後から作業着手できるため初期段階に対しては十分な余裕時間がある。

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間（極端喪失を想定）
 ※3 残留熱除去系起動までの時間（極端喪失を想定）
 ※4 有効性評価（原簿の評価）にて27時間後までに完了することとしている
 ※5 格納容器圧力0.427MPa(Low) [1.1F0]到達までの時間
 ※6 過圧の観点で厳しい「3.1 格納容器過圧・過温低減」における格納容器（格納容器過圧・過温低減）における格納容器の格納圧力0.85MPa(Low)に至るまでの時間

第7-3表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業（10/53）

重大事故シナリオ等	作業場所	作業内容	有効性評価上の想定時間 ^①	移動時間 ^②	作業時間 ^③	作業合計時間 ^④	相違時間	相違理由	格納容器圧力0.85MPa(Low)に達するまでの時間
運転中の原子炉における重大事故	屋内	代替格納容器スプレイポンプ駆動操作・代替格納容器スプレイポンプへの配電操作	15分 ^⑤	10分 ^⑥ (12分) ^⑦	3分	13分 (15分)	—	事業発生後、10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が早い要因と、25時間後の別作業終了後から作業着手できるため初期段階に対しては十分な余裕時間がある。	—
		代替格納容器スプレイポンプ駆動操作・代替格納容器スプレイポンプ（圧水）駆動→格納容器	35分 ^⑧	16分 ^⑨ (21分) ^⑩	11分	27分 (32分)	約2.2時間 ^⑪	事業発生後、10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が早い要因と、25時間後の別作業終了後から作業着手できるため初期段階に対しては十分な余裕時間がある。	—
運転中の原子炉における重大事故	屋内	分岐配線格納容器ライフルベント系による格納容器冷却設備	20分	4分 (6分)	8分	15分 (14分)	30分 ^⑫	事業発生後、10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が早い要因と、25時間後の別作業終了後から作業着手できるため初期段階に対しては十分な余裕時間がある。	—

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 屋内の移動時間は、実態に準じて削減した時間と想定し、格納容器圧力0.85MPa(Low)に達するまでの時間を算定している。
 ※3 放射線防護員の作業時間（6分）を含む
 ※4 1次冷却配管の圧力0.79MPa(Low)に到達し、代替格納容器スプレイポンプによる分岐配線格納容器冷却設備の稼働する時間
 ※5 正常配電がし作半自動設備による格納容器冷却設備稼働による格納容器冷却設備稼働する時間

：本日で説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シークエンス等ごとの現場作業(11/21)

事故シークエンス	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	作業開始までの時間①+②	稼働時間	稼働時間に対する成立性	作業開始から作業現場に到着する可能な設備
運転中の異常発生に際しては、迅速に異常発生を把握し、原因を特定し、適切な対応を行うことにより、重大事故の発生を防止する。	機外	代管注水等確保	20分 ^{※1}	30分	30分	約28時間 ^{※4}	事業発生3時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無い。そのため稼働時間に対して十分な余裕時間がある。	可動式ポンプ (タイプ1)
		原子炉補機代替冷却水系統稼働操作	20分	8時間40分	9時間	24時間 ^{※3}	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業からの継続的な稼働時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替冷却水系統 ^{※5}
運転中の異常発生に際しては、迅速に異常発生を把握し、原因を特定し、適切な対応を行うことにより、重大事故の発生を防止する。	機外	燃料補給準備（ガスバーナーと発電機駆動油タンクへの給油）	20分	115分	135分	10時間 ^{※2}	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業を想定しているため、前作業からの継続的な稼働時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給準備（大容積タンクへの給油）による稼働準備	20分	115分	135分	約25時間 ^{※4}	事業発生5時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業を想定しているため、前作業からの継続的な稼働時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1：燃料補給準備（ガスバーナーと発電機駆動油タンクへの給油）
 ※2：燃料補給準備（大容積タンクへの給油）による稼働準備
 ※3：燃料補給準備（大容積タンクへの給油）による稼働準備
 ※4：燃料補給準備（大容積タンクへの給油）による稼働準備
 ※5：燃料補給準備（大容積タンクへの給油）による稼働準備

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シークエンス等ごとの現場作業(11/53)

重要事故シークエンス等	作業場所	作業内容	存在状態 の稼働時間①	稼働時間②	作業開始までの時間①+②	稼働時間	稼働時間に対する成立性	作業開始から作業現場に到着する可能な設備
運転中の異常発生に際しては、迅速に異常発生を把握し、原因を特定し、適切な対応を行うことにより、重大事故の発生を防止する。	機外	代管注水等確保（機外） →可動式ポンプ（機外） による可動式ポンプ稼働準備 による可動式ポンプ稼働準備	3時間20分 ^{※1}	2時間11分	2時間40分 (2時間42分)	約2.4時間 ^{※3}	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、事業発生3時間40分後からの作業を想定しているため、前作業からの継続的な稼働時間に対して十分な余裕時間がある。	可動式ポンプ (送水車)
		燃料補給準備（機外） →可動式ポンプ（機外） による稼働準備	3時間20分 ^{※1}	2時間11分	2時間40分 (2時間42分)	約2.4時間 ^{※3}	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、事業発生3時間40分後からの作業を想定しているため、前作業からの継続的な稼働時間に対して十分な余裕時間がある。	可動式ポンプ (送水車)
運転中の異常発生に際しては、迅速に異常発生を把握し、原因を特定し、適切な対応を行うことにより、重大事故の発生を防止する。	機外	燃料補給準備（機外） →可動式ポンプ（機外） による稼働準備	40分 ^{※2}	5分	19分 (22分)	-	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、事業発生3時間40分後からの作業を想定しているため、前作業からの継続的な稼働時間に対して十分な余裕時間がある。	-
		燃料補給準備（機外） →可動式ポンプ（機外） による稼働準備	40分 ^{※2}	5分	19分 (22分)	-	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、事業発生3時間40分後からの作業を想定しているため、前作業からの継続的な稼働時間に対して十分な余裕時間がある。	-

※1：燃料補給準備（機外）
 ※2：燃料補給準備（機外）
 ※3：燃料補給準備（機外）
 ※4：燃料補給準備（機外）

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シークエンスごとの現場作業 (13/21)

事故シークエンス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効作業上の作業時間③④⑤	制限時間	制限時間に対する余裕性	保管場所から作業現場に運搬する可搬置設備
運転中の原子炉停止後、緊急重大事故	屋内	原子炉内循環冷却剤（原水）系循環操作	6分（19分）	39分	50分	34時間 ^⑥	事故発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の初作業終了後から作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		緊急冷却系交換設備（原水）系循環操作	14分（24分）	21分	45分	27時間 ^⑥	事故発生20時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の初作業終了後から作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋外	原子炉内循環冷却剤（原水）系循環操作	20分	8時間40分	9時間	24時間 ^⑥	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、9時間後の初作業終了後から作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉内循環冷却剤（原水）系
		燃料補給機（原水）系循環操作	20分	115分	135分	10時間 ^⑥	事故発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給機（原水）系循環操作	20分	115分	135分	24時間 ^⑥	事故発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給機（原水）系循環操作	20分	115分	135分	24時間 ^⑥	事故発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 屋内作業の移動時間については、通常の移動時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している。

※2 有効作業上で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※3 有効作業上の作業時間（原水）系循環操作（原水）系循環操作までの時間。

※4 有効作業上の作業時間（原水）系循環操作（原水）系循環操作までの時間。

※5 7日間ガスタービン発電設備（燃料タンク）が枯渇しないよう必要な燃料を移送可能な開始時間。

※6 原子炉内循環冷却剤（原水）系循環操作、緊急冷却系交換設備（原水）系循環操作（タイプ1）

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シークエンスごとの現場作業 (13/53)

事故シークエンス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効作業上の作業時間③④⑤	制限時間	制限時間に対する余裕性	保管場所から作業現場に運搬する可搬置設備
運転中の原子炉停止後、緊急重大事故	屋内	原子炉内循環冷却剤（原水）系循環操作	3時間26分 ^⑥	2時間11分	2時間19分（2時間25分）	2時間19分（2時間25分）	事故発生18時間40分後からの作業を想定しているが、緊急発生19時間10分後の初作業終了後から作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉内循環冷却剤（原水）系
		緊急冷却系交換設備（原水）系循環操作	14時間56分 ^⑥	2時間11分	2時間19分（2時間25分）	2時間19分（2時間25分）	事故発生20時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の初作業終了後から作業着手できるため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉内循環冷却剤（原水）系
屋外	燃料補給機（原水）系循環操作	燃料補給機（原水）系循環操作	1時間45分	1時間14分	1時間24分	1時間24分	事故発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給機（原水）系循環操作	1時間45分	1時間14分	1時間24分	1時間24分	事故発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
	燃料補給機（原水）系循環操作	燃料補給機（原水）系循環操作	7分	1時間14分	1時間24分	1時間24分	事故発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給機（原水）系循環操作	7分	1時間14分	1時間24分	1時間24分	事故発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 屋内作業の移動時間については、通常の移動時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している。

※2 有効作業上で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※3 有効作業上の作業時間（原水）系循環操作（原水）系循環操作までの時間。

※4 有効作業上の作業時間（原水）系循環操作（原水）系循環操作までの時間。

※5 7日間ガスタービン発電設備（燃料タンク）が枯渇しないよう必要な燃料を移送可能な開始時間。

※6 原子炉内循環冷却剤（原水）系循環操作、緊急冷却系交換設備（原水）系循環操作（タイプ1）

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シーンケンス等ごとの現場作業(14/21)

女川原子力発電所2号炉

事故シーンケンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3} (①+②)	制限時間	制限時間に対する成立性	保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備
重要事故中の作業内容の1つとして行われる作業内容	炉内	原子炉格納箱冷却水排水系作動操作	6分(9分)	39分	50分	24時間 ^{※4}	事故発生後約10分後から約30分後の間に作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		炉内冷却水循環設備運転	14分(21分)	21分	45分	27時間 ^{※4}	事故発生後約20分後から約30分後の間に作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	原子炉格納箱冷却水排水系作動操作	4分(6分)	54分	1時間	約14時間 ^{※5}	事故発生後約29分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無い限り、27時間後の作業終了後から作業着手できる程度であるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	原子炉格納箱冷却水排水系作動操作	4分(6分)	81分	90分	約10時間 ^{※5}	事故発生後約43分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無い限り、27時間後の作業終了後から作業着手できる程度であるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.3倍した時間を括弧内に記載している
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 残留熱除去系起動までの時間(機能喪失を想定)
 ※4 有効性評価(算術的評価)にて27時間後までに完了することとしている
 ※5 外部水源注水量世界到達までの時間
 ※6 格納箱静圧が0.85MPa[gage] (2Pa)到達までの時間

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シーンケンス等ごとの現場作業(14/53)

作業場	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3} (①+②)	制限時間	制限時間に対する成立性	保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備
炉内	格納箱冷却水排水系作動操作	14分 ^{※4}	31分	45分(44分)	約4.0時間 ^{※5}	事故発生後約10分後から約30分後の間に作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
炉内	格納箱冷却水排水系作動操作	10分	3分	4分(5分)	約40分 ^{※6}	事故発生後約10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が無い限り、27時間後の作業終了後から作業着手できる程度であるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 炉内での移動時間は、実際に走行し開始した時間と見做し、括弧内に記載した時間を1.3倍した時間を括弧内に記載している
 ※3 残留熱除去系起動までの時間(4分)を想定
 ※4 有効性評価(算術的評価)にて27時間後までに完了することとしている
 ※5 外部水源注水量世界到達までの時間(約19分)を想定
 ※6 格納箱静圧が0.85MPa[gage] (2Pa)到達までの時間

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-8表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業(15/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有資格者以上の作業時間③④⑤	制限時間	制限時間に対する成立性	現場からの作業環境に適用可能な型設備
運転中 原子炉 停止 および 重大 事故	機外	代替圧水管確保	20分*	360分	360分	約29時間**	事業発生3時間、40分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため前制限時間に対して十分な余裕時間がある。	大容積温水ポンプ(タイプ1)
		原子炉補機代替冷却水循環機作	20分	8時間40分	9時間	24時間**	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため前制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替冷却水循環機*
		原子炉補機代替冷却水循環機作	—	5分	6分	約29時間5分**	事業発生30時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため前制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給準備(ガスタービン発電機駆動用ポンプの駆動)	20分	115分	135分	10時間**	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため前制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
		燃料補給準備(炉内冷却水ポンプ(タイプ1)及び原子炉補機代替冷却水への送給)	20分	115分	135分	24時間**	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、6時間15分後の別作業終了後から作業着手であるため前制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

- ※1 機外作業の稼働時間について、通常の稼働時間を5倍した時間を範囲内に記載している
- ※2 有効作業時間、当該作業に要する時間として想定している時間
- ※3 稼働時間(アークセクタ、ボイラ、トランス、コンクリート)の合計
- ※4 原子炉補機代替冷却水ポンプ(タイプ1)の稼働時間(可換機)による稼働開始時刻開始までの時間
- ※5 炉内冷却水循環機稼働までの時間(機能喪失を想定)
- ※6 有効作業後の作業完了時間
- ※7 7日間ガスタービン発電機(燃料補給ポンプ)が稼働しないような必要な稼働を稼働可能な稼働時間
- ※8 原子炉補機代替冷却水ポンプ：熱交換機ユニット、大容積温水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業(15/53)

重要事故シナリオ等	作業場所	作業内容	有資格者以上の稼働時間①	稼働時間②	作業時間③	作業合計時間④⑤⑥	制限時間	制限時間に対する成立性	現場からの作業環境に適用可能な型設備
炉内作業 インターロック 解除	機内	炉内作業(炉内作業機稼働準備)	30分**	16分	16分	約46分**	事業発生30分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため前制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—	
		炉内作業(炉内作業機稼働準備)	30分**	16分	16分	約46分**	事業発生30分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため前制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—	
炉内作業 インターロック 解除	機内	炉内作業(炉内作業機稼働準備)	30分**	16分	16分	約46分**	事業発生30分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため前制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—	

- ※1 有資格者以上の稼働時間(アークセクタ、ボイラ、トランス、コンクリート)の合計
- ※2 有効作業時間、当該作業に要する時間として想定している時間
- ※3 稼働時間(アークセクタ、ボイラ、トランス、コンクリート)の合計
- ※4 原子炉補機代替冷却水ポンプ(タイプ1)の稼働時間(可換機)による稼働開始時刻開始までの時間
- ※5 炉内冷却水循環機稼働までの時間(機能喪失を想定)
- ※6 有効作業後の作業完了時間

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナキス	作業場所	作業内容	稼働時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3}	初期時間	初期時間に対する余裕	保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備
運転中の原子力発電所外方設備の点検・修理作業	臨内	原子力発電所内冷却水系統の点検・修理	0分(9分)	39分	30分	24時間 ^{※4}	事業発生後10分以内の作業を想定しているが、63分後の作業終了後から作業を完了できるため余裕がある。	—
		代替給水設備の点検・修理	20分 ^{※5}	360分	380分	約23時間 ^{※6}	事業発生後3時間40分以内の作業を想定しているが、それ以後の作業は無いため余裕がある。	大容量給水ポンプ(タイプ1)
原子力発電所内設備の点検・修理作業	臨内	原子力発電所内冷却水系統の点検・修理	20分	9時間40分	9時間	24時間 ^{※4}	事業発生後10時間以内の作業を想定しているが、それ以後の作業は無いため余裕がある。	原子力発電所内冷却水系統
		原子力発電所内冷却水系統の点検・修理	—	5分	5分	約23時間5分 ^{※6}	事業発生後23時間以内の作業を想定しているが、23時間5分後の作業終了後から作業を完了できるため余裕がある。	—
		燃料補給設備(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の点検・修理	—	20分	20分	24時間 ^{※4}	事業発生後2時間以内の作業を想定しているが、2時間以内の作業を完了できるため余裕がある。	—
原子力発電所内設備の点検・修理作業	臨内	燃料補給設備(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の点検・修理	20分	135分	135分	約23時間 ^{※6}	事業発生後2時間以内の作業を想定しているが、2時間以内の作業を完了できるため余裕がある。	—
		燃料補給設備(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の点検・修理	20分	135分	135分	約23時間 ^{※6}	事業発生後2時間以内の作業を想定しているが、2時間以内の作業を完了できるため余裕がある。	—

※1 臨内作業の稼働時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している。

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 臨内作業の稼働時間として想定している時間

※4 燃料補給設備(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の稼働時間

※5 原子力発電所内冷却水系統(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の稼働時間

※6 有効性評価上の稼働完了時間

※7 原子力発電所内冷却水系統(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の稼働時間

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナキス等ごとの現場作業(17/58)

重要事故シナキス等	作業場所	作業内容	必要稼働時間 ^{※1} の法定稼働時間	稼働時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業時間 ^{※4}	作業時間 ^{※5}	初期時間	初期時間に対する余裕	保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備
運転中の原子力発電所外方設備の点検・修理作業	臨内	原子力発電所内冷却水系統の点検・修理	20分 ^{※6}	18分 ^{※7} (12分) ^{※8}	5分	18分(17分)	60分 ^{※9}	60分 ^{※9}	事業発生後10分以内の作業を想定しているが、63分後の作業終了後から作業を完了できるため余裕がある。	—
		代替給水設備の点検・修理	20分 ^{※5}	360分 ^{※10} (12分) ^{※8}	2分	360分(324分)	60分 ^{※9}	60分 ^{※9}	事業発生後3時間40分以内の作業を想定しているが、それ以後の作業は無いため余裕がある。	大容量給水ポンプ(タイプ1)
原子力発電所内設備の点検・修理作業	臨内	原子力発電所内冷却水系統の点検・修理	20分	18分 ^{※7} (12分) ^{※8}	9分	20分(18分)	300分 ^{※11}	300分 ^{※11}	事業発生後10時間以内の作業を想定しているが、それ以後の作業は無いため余裕がある。	—
		原子力発電所内冷却水系統の点検・修理	—	5分	5分	20分(18分)	24時間 ^{※4}	24時間 ^{※4}	事業発生後23時間以内の作業を想定しているが、23時間5分後の作業終了後から作業を完了できるため余裕がある。	—
		燃料補給設備(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の点検・修理	—	20分	20分	20分(18分)	24時間 ^{※4}	24時間 ^{※4}	事業発生後2時間以内の作業を想定しているが、2時間以内の作業を完了できるため余裕がある。	—

※1 臨内作業の稼働時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している。

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 臨内作業の稼働時間として想定している時間

※4 燃料補給設備(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の稼働時間

※5 原子力発電所内冷却水系統(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の稼働時間

※6 有効性評価上の稼働完了時間

※7 原子力発電所内冷却水系統(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の稼働時間

※8 原子力発電所内冷却水系統(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の稼働時間

※9 原子力発電所内冷却水系統(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の稼働時間

※10 原子力発電所内冷却水系統(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の稼働時間

※11 原子力発電所内冷却水系統(大容量給水ポンプ(タイプ1)及び原子力発電所内冷却水系統)の稼働時間

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

：本日で説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有資格者以上の作業時間 ^{③④⑤}	初設時間	総設時間に対する成立性	作業場所から作業現場に遷移する可搬型設備
運転中の原子炉における重大事故	炉内	原子炉補機代替冷却水ポンプ組立	6分(19分)	39分	60分	24時間**	事業発生15分後から19分後までの作業を想定しているが、19分後から30分後の作業開始作業から作業着手までの間の作業時間を対して十分な余裕時間がある。	—
		常設代替交流電源設備の取付組立	14分(23分)	21分	45分	27時間**	事業発生20分後から15分後までの作業を想定しているが、19分後からの作業終了後から作業着手までの間の作業時間を対して十分な余裕時間がある。	—
水素燃焼	炉外	原子炉補機代替冷却水ポンプ組立	20分	8時間40分	0時間	24時間**	事業発生10分後から5分後の作業を想定しているが、5分後からの作業の開始時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替冷却水ポンプ
		燃料補給設備(ガスケービン)取付組立	20分	115分	135分	10時間**	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、総設時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		炉補機代替冷却水ポンプへの給油	20分	115分	135分	24時間**	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、7時間後からの作業の開始時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を余裕内に取込んでいる。

※2 有資格者で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※3 代替電源取付系による燃料運送機稼働開始までの時間。

※4 有資格者(作業の計画)にて27時間後までに完了することとしている。

※5 7日間ガスケービン設置設備メンテナンスが実施されないような緊急輸送を後述可能な開始時間。

※6 原子炉補機代替冷却水ポンプ：高圧機器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業(18/53)

作業場所	作業内容	有資格者以上の作業時間 ^①	作業時間 ^②	作業合計時間 ^{③④⑤}	総設時間	総設時間に対する成立性	作業場所から作業現場に遷移する可搬型設備
炉内	常設代替交流電源設備の取付組立	20分**	7分	17分(19分)	—	事業発生15分後からの作業を想定しているが、15分後からの作業の開始時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	常設代替交流電源設備の取付組立	20分**	6分	15分(18分)	約35分**	事業発生15分後からの作業を想定しているが、15分後からの作業の開始時間に対して十分な余裕時間がある。	—
炉内	燃料補給設備(ガスケービン)取付組立	20分**	1分	11分(13分)	—	事業発生10分後からの作業を想定しているが、10分後からの作業の開始時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	燃料補給設備(ガスケービン)への給油	20分**	—	—	—	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、7時間後からの作業の開始時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1：有資格者で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2：有資格者(作業の計画)にて27時間後までに完了することとしている。
 ※3：代替電源取付系による燃料運送機稼働開始までの時間。
 ※4：有資格者(作業の計画)にて27時間後までに完了することとしている。
 ※5：7日間ガスケービン設置設備メンテナンスが実施されないような緊急輸送を後述可能な開始時間。

※6 原子炉補機代替冷却水ポンプ：高圧機器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

：本日ご説明範囲

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

事後シナシス	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効作業上の作業時間 ^{③④⑤}	制限時間	制限時間に対する成立性	取組場所から作業現場に運搬する可搬型設備
運転の原動力となる重大事故	屋内	原子炉補機代替冷却水系統運転	6分(9分)	30分	30分	24時間*	事後発生18時間10分後からの作業を想定しているが、63分後の別機修繕後から作業着手できるため制限時間に對して十分な余裕時間がある。	—
		代替注水設備	20分*	300分	300分	約24時間**	事後発生18時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業を断じたため制限時間に對して十分な余裕時間がある。	冷却機取水ポンプ(タイプ1)
運転の原動力となる重大事故	屋外	原子炉補機代替冷却水系統運転	20分	8時間10分	9時間	24時間*	事後発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業の継続のため制限時間に對して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替冷却水ポンプ
		燃料補給設備(燃料取扱ボンプ(タイプ1)及び原子炉補機代替冷却水系統)による燃料設備冷却	—	5分	5分	約23時間15分*	事後発生23時間40分後からの作業を想定しているが、23時間5分後の別機修繕後から作業着手できるため制限時間に對して十分な余裕時間がある。	—
運転の原動力となる重大事故	屋内	燃料補給設備(燃料取扱ボンプ(タイプ1)及び原子炉補機代替冷却水系統)による燃料設備冷却	20分	30分	30分	24時間*	事後発生23時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業を断じたため制限時間に對して十分な余裕時間がある。	—
		燃料取扱ボンプ(タイプ1)及び原子炉補機代替冷却水系統への燃料取扱ボンプ(タイプ1)の搬入	20分	115分	135分	約23時間**	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業を断じたため制限時間に對して十分な余裕時間がある。	クレーンローリ

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している。
 ※2 有効作業上で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※3 移動時間はクレーンシステム(重量吊り時間)を含む。
 ※4 燃料取扱ボンプ(タイプ1)及び原子炉補機代替冷却水系統の移動時間(約10分)を含む。
 ※5 原子炉補機代替冷却水系統(可搬型)による燃料設備冷却の移動時間(約10分)を含む。
 ※6 有効作業上の作業完了時間。
 ※7 原子炉補機代替冷却水ポンプ・熱交換器ユニット・冷却機取水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナシス等ごとの現場作業(19/53)

事後シナシス等	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効作業上の想定作業時間 ^{③④⑤}	制限時間	制限時間に対する成立性	取組場所から作業現場に運搬する可搬型設備
運転の原動力となる重大事故	屋内	燃料取扱ボンプ(タイプ1)の搬入	29分*	3時間11分	2時間40分(2時間42分)	—	事後発生7時間30分後からの作業を想定しているが、事後発生10時間後の分岐作業が完了するまでの制限時間内に実施可能な場合がある。なお、内配管水を搬入した漏水係員が、約14分(15分)を考慮した場合でも、制限時間に對して十分な余裕時間がある。	クレーン延長・回収車(注水車用)
		燃料取扱ボンプ(タイプ1)の搬出	29分*	3時間11分	2時間40分(2時間42分)	—	事後発生7時間30分後からの作業を想定しているが、事後発生10時間後の分岐作業が完了するまでの制限時間内に実施可能な場合がある。なお、内配管水を搬入した漏水係員が、約14分(15分)を考慮した場合でも、制限時間に對して十分な余裕時間がある。	クレーン延長・回収車(注水車用)
運転の原動力となる重大事故	屋外	燃料取扱ボンプ(タイプ1)の搬入	29分*	3時間11分	2時間40分(2時間42分)	約11.9時間*	事後発生7時間30分後からの作業を想定しているが、事後発生10時間後の分岐作業が完了するまでの制限時間内に実施可能な場合がある。なお、内配管水を搬入した漏水係員が、約14分(15分)を考慮した場合でも、制限時間に對して十分な余裕時間がある。	クレーン延長・回収車(注水車用)
		燃料取扱ボンプ(タイプ1)の搬出	29分*	3時間11分	2時間40分(2時間42分)	約11.9時間*	事後発生7時間30分後からの作業を想定しているが、事後発生10時間後の分岐作業が完了するまでの制限時間内に実施可能な場合がある。なお、内配管水を搬入した漏水係員が、約14分(15分)を考慮した場合でも、制限時間に對して十分な余裕時間がある。	クレーン延長・回収車(注水車用)
運転の原動力となる重大事故	屋内	燃料取扱ボンプ(タイプ1)の搬入	13分*	5分	18分(22分)	—	事後発生7時間30分後からの作業を想定しているが、事後発生10時間後の分岐作業が完了するまでの制限時間内に実施可能な場合がある。なお、内配管水を搬入した漏水係員が、約14分(15分)を考慮した場合でも、制限時間に對して十分な余裕時間がある。	—
		燃料取扱ボンプ(タイプ1)の搬出	13分*	5分	18分(22分)	—	事後発生7時間30分後からの作業を想定しているが、事後発生10時間後の分岐作業が完了するまでの制限時間内に実施可能な場合がある。なお、内配管水を搬入した漏水係員が、約14分(15分)を考慮した場合でも、制限時間に對して十分な余裕時間がある。	—

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-3表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業(20/21)

事故シナリオ等	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価上の作業時間 ^{③④}	制限時間	制限時間に対する成立性	作業場所から作業項目に遷移する可搬型設備
想定事故1 使用燃料1 燃料1 燃料2 燃料3 燃料4 燃料5 燃料6 燃料7 燃料8 燃料9 燃料10 燃料11 燃料12 燃料13 燃料14 燃料15 燃料16 燃料17 燃料18 燃料19 燃料20 燃料21 燃料22 燃料23 燃料24 燃料25 燃料26 燃料27 燃料28 燃料29 燃料30 燃料31 燃料32 燃料33 燃料34 燃料35 燃料36 燃料37 燃料38 燃料39 燃料40 燃料41 燃料42 燃料43 燃料44 燃料45 燃料46 燃料47 燃料48 燃料49 燃料50 燃料51 燃料52 燃料53 燃料54 燃料55 燃料56 燃料57 燃料58 燃料59 燃料60 燃料61 燃料62 燃料63 燃料64 燃料65 燃料66 燃料67 燃料68 燃料69 燃料70 燃料71 燃料72 燃料73 燃料74 燃料75 燃料76 燃料77 燃料78 燃料79 燃料80 燃料81 燃料82 燃料83 燃料84 燃料85 燃料86 燃料87 燃料88 燃料89 燃料90 燃料91 燃料92 燃料93 燃料94 燃料95 燃料96 燃料97 燃料98 燃料99 燃料100	屋外	燃料プールの燃料注水 系（可搬型）による 燃料プールへの注水	25分(26分)	170分	210分	約24時間*	事業発生2時間から4時間の作業を想定しているが、前作業から燃料のため制限時間（0分）を考慮した場合は、制限時間に対して十分な余裕がある。	—
	屋内	燃料プールの燃料注水 系（可搬型）による 燃料プールへの注水	25分(26分)	170分	210分	約24時間*	事業発生2時間から4時間の作業を想定しているが、前作業から燃料のため制限時間（0分）を考慮した場合は、制限時間に対して十分な余裕がある。	—
想定事故2 燃料1 燃料2 燃料3 燃料4 燃料5 燃料6 燃料7 燃料8 燃料9 燃料10 燃料11 燃料12 燃料13 燃料14 燃料15 燃料16 燃料17 燃料18 燃料19 燃料20 燃料21 燃料22 燃料23 燃料24 燃料25 燃料26 燃料27 燃料28 燃料29 燃料30 燃料31 燃料32 燃料33 燃料34 燃料35 燃料36 燃料37 燃料38 燃料39 燃料40 燃料41 燃料42 燃料43 燃料44 燃料45 燃料46 燃料47 燃料48 燃料49 燃料50 燃料51 燃料52 燃料53 燃料54 燃料55 燃料56 燃料57 燃料58 燃料59 燃料60 燃料61 燃料62 燃料63 燃料64 燃料65 燃料66 燃料67 燃料68 燃料69 燃料70 燃料71 燃料72 燃料73 燃料74 燃料75 燃料76 燃料77 燃料78 燃料79 燃料80 燃料81 燃料82 燃料83 燃料84 燃料85 燃料86 燃料87 燃料88 燃料89 燃料90 燃料91 燃料92 燃料93 燃料94 燃料95 燃料96 燃料97 燃料98 燃料99 燃料100	屋外	代替注水設備 燃料補給設備（本型 機注水ポンプ（タイプ 1）への接続）	20分*	360分	380分	約24時間**	事業発生3時間（40分）からの作業を想定しているが、それ以前の作業がなされたため、制限時間に対して十分な余裕がある。	大型搬送水ポンプ （タイプ1）
	屋内	燃料プールの燃料注水 系（可搬型）による 燃料プールへの注水	20分*	360分	380分	約24時間**	事業発生3時間（40分）からの作業を想定しているが、それ以前の作業がなされたため、制限時間に対して十分な余裕がある。	—
想定事故2 燃料1 燃料2 燃料3 燃料4 燃料5 燃料6 燃料7 燃料8 燃料9 燃料10 燃料11 燃料12 燃料13 燃料14 燃料15 燃料16 燃料17 燃料18 燃料19 燃料20 燃料21 燃料22 燃料23 燃料24 燃料25 燃料26 燃料27 燃料28 燃料29 燃料30 燃料31 燃料32 燃料33 燃料34 燃料35 燃料36 燃料37 燃料38 燃料39 燃料40 燃料41 燃料42 燃料43 燃料44 燃料45 燃料46 燃料47 燃料48 燃料49 燃料50 燃料51 燃料52 燃料53 燃料54 燃料55 燃料56 燃料57 燃料58 燃料59 燃料60 燃料61 燃料62 燃料63 燃料64 燃料65 燃料66 燃料67 燃料68 燃料69 燃料70 燃料71 燃料72 燃料73 燃料74 燃料75 燃料76 燃料77 燃料78 燃料79 燃料80 燃料81 燃料82 燃料83 燃料84 燃料85 燃料86 燃料87 燃料88 燃料89 燃料90 燃料91 燃料92 燃料93 燃料94 燃料95 燃料96 燃料97 燃料98 燃料99 燃料100	屋外	代替注水設備 燃料補給設備（本型 機注水ポンプ（タイプ 1）への接続）	20分*	360分	380分	約18時間**	事業発生3時間（40分）からの作業を想定しているが、それ以前の作業がなされたため、制限時間に対して十分な余裕がある。	大型搬送水ポンプ （タイプ1）
	屋内	燃料プールの燃料注水 系（可搬型）による 燃料プールへの注水	20分*	360分	380分	約18時間**	事業発生3時間（40分）からの作業を想定しているが、それ以前の作業がなされたため、制限時間に対して十分な余裕がある。	—

※1 屋内作業の準備時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 移動時間はシナリオ発生時の開始時間から開始時間となるまで
 ※4 燃料車の運搬が制約される最低水位に到達するまでの時間

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業(20/53)

重要事故シナリオ等	作業場所	作業内容	有効性評価上の想定時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	作業時間 ^{④⑤}	制限時間	制限時間に対する成立性	作業場所から作業項目に遷移する可搬型設備
想定事故1 燃料1 燃料2 燃料3 燃料4 燃料5 燃料6 燃料7 燃料8 燃料9 燃料10 燃料11 燃料12 燃料13 燃料14 燃料15 燃料16 燃料17 燃料18 燃料19 燃料20 燃料21 燃料22 燃料23 燃料24 燃料25 燃料26 燃料27 燃料28 燃料29 燃料30 燃料31 燃料32 燃料33 燃料34 燃料35 燃料36 燃料37 燃料38 燃料39 燃料40 燃料41 燃料42 燃料43 燃料44 燃料45 燃料46 燃料47 燃料48 燃料49 燃料50 燃料51 燃料52 燃料53 燃料54 燃料55 燃料56 燃料57 燃料58 燃料59 燃料60 燃料61 燃料62 燃料63 燃料64 燃料65 燃料66 燃料67 燃料68 燃料69 燃料70 燃料71 燃料72 燃料73 燃料74 燃料75 燃料76 燃料77 燃料78 燃料79 燃料80 燃料81 燃料82 燃料83 燃料84 燃料85 燃料86 燃料87 燃料88 燃料89 燃料90 燃料91 燃料92 燃料93 燃料94 燃料95 燃料96 燃料97 燃料98 燃料99 燃料100	屋外	原子炉格納容器本体への過水確保 （備心） ・燃料補給設備（本型機） による可搬型ポンプ（タイプ1）への注水 ・可搬型ポンプ（タイプ1）への注水 ・燃料補給設備（本型機）への注水	4時間10分**	20分** (21分)**	2時間10分	2時間17分 (2時間19分)		事業発生18時間からの作業を想定しているが、前作業から燃料のため制限時間（0分）を考慮した場合は、制限時間（14分）を考慮した場合は、制限時間に対して十分な余裕がある。	可搬型搬送水ポンプ
	屋内	原子炉格納容器本体への過水確保 （備心） ・燃料補給設備（本型機） による可搬型ポンプ（タイプ1）への注水 ・可搬型ポンプ（タイプ1）への注水 ・燃料補給設備（本型機）への注水	4時間10分**	20分** (21分)**	2時間10分	2時間17分 (2時間19分)		事業発生18時間からの作業を想定しているが、前作業から燃料のため制限時間（0分）を考慮した場合は、制限時間（14分）を考慮した場合は、制限時間に対して十分な余裕がある。	可搬型搬送水ポンプ
想定事故2 燃料1 燃料2 燃料3 燃料4 燃料5 燃料6 燃料7 燃料8 燃料9 燃料10 燃料11 燃料12 燃料13 燃料14 燃料15 燃料16 燃料17 燃料18 燃料19 燃料20 燃料21 燃料22 燃料23 燃料24 燃料25 燃料26 燃料27 燃料28 燃料29 燃料30 燃料31 燃料32 燃料33 燃料34 燃料35 燃料36 燃料37 燃料38 燃料39 燃料40 燃料41 燃料42 燃料43 燃料44 燃料45 燃料46 燃料47 燃料48 燃料49 燃料50 燃料51 燃料52 燃料53 燃料54 燃料55 燃料56 燃料57 燃料58 燃料59 燃料60 燃料61 燃料62 燃料63 燃料64 燃料65 燃料66 燃料67 燃料68 燃料69 燃料70 燃料71 燃料72 燃料73 燃料74 燃料75 燃料76 燃料77 燃料78 燃料79 燃料80 燃料81 燃料82 燃料83 燃料84 燃料85 燃料86 燃料87 燃料88 燃料89 燃料90 燃料91 燃料92 燃料93 燃料94 燃料95 燃料96 燃料97 燃料98 燃料99 燃料100	屋外	原子炉格納容器本体への過水確保 （備心） ・燃料補給設備（本型機） による可搬型ポンプ（タイプ1）への注水 ・可搬型ポンプ（タイプ1）への注水 ・燃料補給設備（本型機）への注水	2時間**	21分** (22分)**	27分	28分 (1時間0分)	24時間**	事業発生20時間からの作業を想定しているが、前作業から燃料のため制限時間（0分）を考慮した場合は、制限時間（14分）を考慮した場合は、制限時間に対して十分な余裕がある。	可搬型搬送水ポンプ （タイプ1）
	屋内	原子炉格納容器本体への過水確保 （備心） ・燃料補給設備（本型機） による可搬型ポンプ（タイプ1）への注水 ・可搬型ポンプ（タイプ1）への注水 ・燃料補給設備（本型機）への注水	2時間**	21分** (22分)**	27分	28分 (1時間0分)	24時間**	事業発生20時間からの作業を想定しているが、前作業から燃料のため制限時間（0分）を考慮した場合は、制限時間（14分）を考慮した場合は、制限時間に対して十分な余裕がある。	可搬型搬送水ポンプ （タイプ1）

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 稼働時間はシナリオ発生時の開始時間から開始時間となるまで
 ※3 稼働時間はシナリオ発生時の開始時間から開始時間となるまで
 ※4 燃料車の運搬が制約される最低水位に到達するまでの時間

：本日で説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナジェンス等ごとの現場作業(21/21)

女川原子力発電所2号炉

事故シナジェンス	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	稼働時間上の作業時間③	稼働時間	稼働時間に対する成立性	低燃費時の作業環境に適用する可否
燃料取扱設備の保守	炉内	原子力燃料供給設備の保守	6分(5分)	29分	50分	—	事業発生後約10分以内からの作業と想定されている作業内容の非重複性を考慮し、燃料取扱設備の稼働時に上記の作業が実施可能である。	—
		燃料取扱設備の保守	14分(13分)	31分	65分	24時間*	事業発生後約15分以内からの作業と想定されているが、燃料取扱設備の稼働時に上記の作業が実施可能である。	—
電気設備の保守	炉外	原子力発電所内の電気設備の保守	20分	4時間10分	9時間	24時間*	事業発生後約15分以内からの作業と想定されているが、燃料取扱設備の稼働時に上記の作業が実施可能である。	—
		燃料取扱設備の保守	20分	11分5分	130分	10時間*	事業発生後約15分以内からの作業と想定されているが、燃料取扱設備の稼働時に上記の作業が実施可能である。	燃料取扱設備の保守
原子力発電所の保守	炉外	原子力発電所内の保守	20分	11分5分	138分	24時間*	事業発生後約15分以内からの作業と想定されているが、燃料取扱設備の稼働時に上記の作業が実施可能である。	燃料取扱設備の保守
		燃料取扱設備の保守	—	—	—	—	—	—
反応堆の保守	炉外	反応堆の保守	—	—	—	—	—	—
		燃料取扱設備の保守	—	—	—	—	—	—

※1 燃料取扱設備の保守稼働時間については、通常の稼働時間(1日16時間)を各項目に反映している。
 ※2 本表は、燃料取扱設備の保守稼働時間(1日16時間)を各項目に反映している。
 ※3 燃料取扱設備(原子力燃料供給設備)による稼働時間(1日16時間)を各項目に反映している。
 ※4 通常時稼働(稼働の段階)にて24時間稼働まで完了することとしている。
 ※5 7日間の稼働(稼働の段階)にて24時間稼働まで完了することとしている。
 ※6 原子力発電所内の保守稼働時間は、燃料取扱設備の稼働時間(1日16時間)を各項目に反映している。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第7-3表 重要事故シナジェンス等ごとの現場作業(21/53)

重要事故シナジェンス	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	稼働時間上の作業時間③	稼働時間	稼働時間に対する成立性	低燃費時の作業環境に適用する可否
燃料取扱設備の保守	炉内	原子力燃料供給設備の保守	6分(5分)	29分	50分	—	事業発生後約10分以内からの作業と想定されている作業内容の非重複性を考慮し、燃料取扱設備の稼働時に上記の作業が実施可能である。	—
		燃料取扱設備の保守	14分(13分)	31分	65分	24時間*	事業発生後約15分以内からの作業と想定されているが、燃料取扱設備の稼働時に上記の作業が実施可能である。	—
電気設備の保守	炉外	原子力発電所内の電気設備の保守	20分	4時間10分	9時間	24時間*	事業発生後約15分以内からの作業と想定されているが、燃料取扱設備の稼働時に上記の作業が実施可能である。	—
		燃料取扱設備の保守	20分	11分5分	130分	10時間*	事業発生後約15分以内からの作業と想定されているが、燃料取扱設備の稼働時に上記の作業が実施可能である。	燃料取扱設備の保守
原子力発電所の保守	炉外	原子力発電所内の保守	20分	11分5分	138分	24時間*	事業発生後約15分以内からの作業と想定されているが、燃料取扱設備の稼働時に上記の作業が実施可能である。	燃料取扱設備の保守
		燃料取扱設備の保守	—	—	—	—	—	—
反応堆の保守	炉外	反応堆の保守	—	—	—	—	—	—
		燃料取扱設備の保守	—	—	—	—	—	—

※1 燃料取扱設備の保守稼働時間については、通常の稼働時間(1日16時間)を各項目に反映している。
 ※2 本表は、燃料取扱設備の保守稼働時間(1日16時間)を各項目に反映している。
 ※3 燃料取扱設備(原子力燃料供給設備)による稼働時間(1日16時間)を各項目に反映している。
 ※4 通常時稼働(稼働の段階)にて24時間稼働まで完了することとしている。
 ※5 7日間の稼働(稼働の段階)にて24時間稼働まで完了することとしている。
 ※6 原子力発電所内の保守稼働時間は、燃料取扱設備の稼働時間(1日16時間)を各項目に反映している。

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																			
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナジェンス等ごとの現場作業(22/52)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>重要事故シナジェンス等</th> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>有効作業上の 必要時間^{※1}</th> <th>単独時間^{※2}</th> <th>作業時間^{※3}</th> <th>作業合計時間^{※4}</th> <th>期間時間</th> <th>期間時間に対する有効性</th> <th>重要度^{※5}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転員が、 運転室から、 緊急停止の 指示を出す ことによる 緊急停止</td> <td>運転室</td> <td>電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）</td> <td>15分</td> <td>2分 (3分)</td> <td>8分</td> <td>19分 (11分)</td> <td>約85分^{※6}</td> <td>事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として17分必要時間がある。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱 室</td> <td>電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）</td> <td>5分</td> <td>1分 (2分)</td> <td>3分</td> <td>8分 (4分)</td> <td>約85分^{※6}</td> <td>事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として17分必要時間がある。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転員が、 運転室から、 緊急停止の 指示を出す ことによる 緊急停止</td> <td>運転室</td> <td>電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）</td> <td>25分^{※7}</td> <td>9分^{※8} (11分)</td> <td>8分</td> <td>17分 (9分)</td> <td>約85分^{※6}</td> <td>事後発生10分後からの作業を想定して いるが、作業終了後から継続して作業 着手できるため必要時間に対して十分 な余裕時間がある。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱 室</td> <td>電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）</td> <td>5分</td> <td>2分 (3分)</td> <td>1分</td> <td>4分 (5分)</td> <td>約85分^{※6}</td> <td>事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として17分必要時間がある。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転員が、 運転室から、 緊急停止の 指示を出す ことによる 緊急停止</td> <td>運転室</td> <td>電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）</td> <td>30分^{※9}</td> <td>15分^{※10} (20分)</td> <td>8分</td> <td>23分 (28分)</td> <td>約1.6時間^{※6}</td> <td>事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として十分な余裕時間がある。 なお、作業終了後から継続して作業 着手できるため必要時間に対して十分 な余裕時間がある。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱 室</td> <td>電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）</td> <td>5分</td> <td>2分 (3分)</td> <td>1分</td> <td>4分 (5分)</td> <td>約1.6時間^{※6}</td> <td>事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として十分な余裕時間がある。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効作業時間、当該作業に要する時間として想定している時間 ※2：場所の移動時間、実際に発生し計画した時間と想定し、移動中は想定した時間を見込んでいない ※3：燃料取扱室の作業時間（6分）を含む ※4：メタスタブル状態及びトリップコントロールセンシング系受電による緊急停止の発生を想定する時間 ※5：緊急停止の発生を想定して必要時間の発生を想定する時間 ※6：運転員が、運転室から、緊急停止の指示を出すことによる緊急停止の場合、運転室の緊急停止作業を考慮して30分後を想定した時間 ※7：運転員が、燃料取扱室から、緊急停止の指示を出すことによる緊急停止の場合、燃料取扱室の緊急停止作業を考慮して30分後を想定した時間 ※8：運転員が、運転室から、緊急停止の指示を出すことによる緊急停止の場合、運転室の緊急停止作業を考慮して30分後を想定した時間 ※9：運転員が、燃料取扱室から、緊急停止の指示を出すことによる緊急停止の場合、燃料取扱室の緊急停止作業を考慮して30分後を想定した時間 ※10：運転員が、燃料取扱室から、緊急停止の指示を出すことによる緊急停止の場合、燃料取扱室の緊急停止作業を考慮して30分後を想定した時間</p>	重要事故シナジェンス等	作業場所	作業内容	有効作業上の 必要時間 ^{※1}	単独時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4}	期間時間	期間時間に対する有効性	重要度 ^{※5}	運転員が、 運転室から、 緊急停止の 指示を出す ことによる 緊急停止	運転室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	15分	2分 (3分)	8分	19分 (11分)	約85分 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として17分必要時間がある。	—	燃料取扱 室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	5分	1分 (2分)	3分	8分 (4分)	約85分 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として17分必要時間がある。	—	運転員が、 運転室から、 緊急停止の 指示を出す ことによる 緊急停止	運転室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	25分 ^{※7}	9分 ^{※8} (11分)	8分	17分 (9分)	約85分 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、作業終了後から継続して作業 着手できるため必要時間に対して十分 な余裕時間がある。	—	燃料取扱 室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	5分	2分 (3分)	1分	4分 (5分)	約85分 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として17分必要時間がある。	—	運転員が、 運転室から、 緊急停止の 指示を出す ことによる 緊急停止	運転室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	30分 ^{※9}	15分 ^{※10} (20分)	8分	23分 (28分)	約1.6時間 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として十分な余裕時間がある。 なお、作業終了後から継続して作業 着手できるため必要時間に対して十分 な余裕時間がある。	—	燃料取扱 室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	5分	2分 (3分)	1分	4分 (5分)	約1.6時間 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として十分な余裕時間がある。	—	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
重要事故シナジェンス等	作業場所	作業内容	有効作業上の 必要時間 ^{※1}	単独時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4}	期間時間	期間時間に対する有効性	重要度 ^{※5}																																																													
運転員が、 運転室から、 緊急停止の 指示を出す ことによる 緊急停止	運転室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	15分	2分 (3分)	8分	19分 (11分)	約85分 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として17分必要時間がある。	—																																																													
	燃料取扱 室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	5分	1分 (2分)	3分	8分 (4分)	約85分 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として17分必要時間がある。	—																																																													
運転員が、 運転室から、 緊急停止の 指示を出す ことによる 緊急停止	運転室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	25分 ^{※7}	9分 ^{※8} (11分)	8分	17分 (9分)	約85分 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、作業終了後から継続して作業 着手できるため必要時間に対して十分 な余裕時間がある。	—																																																													
	燃料取扱 室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	5分	2分 (3分)	1分	4分 (5分)	約85分 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として17分必要時間がある。	—																																																													
運転員が、 運転室から、 緊急停止の 指示を出す ことによる 緊急停止	運転室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	30分 ^{※9}	15分 ^{※10} (20分)	8分	23分 (28分)	約1.6時間 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として十分な余裕時間がある。 なお、作業終了後から継続して作業 着手できるため必要時間に対して十分 な余裕時間がある。	—																																																													
	燃料取扱 室	電源供給停止 （メタスタブル状態及びトリップ コントロールセンシング系受電）	5分	2分 (3分)	1分	4分 (5分)	約1.6時間 ^{※6}	事後発生10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が不可欠な期間 時間として十分な余裕時間がある。	—																																																													

：本日（説明範囲）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシエンス等ごとの現場作業(23/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>作業内容</th> <th>作業時間^①</th> <th>準備時間^②</th> <th>作業時間^③</th> <th>作業合計時間^④</th> <th>制限時間</th> <th>制限時間に対する状況</th> <th>備考欄に示す中、 ①～④の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">重要事故シナシエンス等 による 緊急対応 作業時間 削減 効果 向上 に 関 する 研 究 修 改</td> <td>減ばく修繕検査 ・日・アリアス交換時配電 ・異常発生時長クランプへの 対応</td> <td>30分^①</td> <td>10分^② (12分)^③</td> <td>5分</td> <td>15分 (17分)</td> <td>約65分^④</td> <td>修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>減ばく修繕検査 ・燃料検査異常発生タンク交換</td> <td>30分^①</td> <td>10分^② (12分)^③</td> <td>12分</td> <td>22分 (24分)</td> <td>約65分^④</td> <td>修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、燃料検査異常発生タンク交換に 短縮して作業内容が異なる。異常発生時 配電に短縮して作業内容が異なる。異常 発生時配電に短縮して作業内容が異なる。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>減ばく修繕検査 ・中・大規模保守時非常用電源 ・タンク設置</td> <td>30分^①</td> <td>10分^② (12分)^③</td> <td>19分</td> <td>29分 (31分)</td> <td>300分^④</td> <td>修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、中・大規模保守時非常用電源に 短縮して作業内容が異なる。異常発生時 配電に短縮して作業内容が異なる。異常 発生時配電に短縮して作業内容が異なる。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>減ばく修繕検査 ・追加設備が7号炉実行作業</td> <td>30分^①</td> <td>5分^② (11分)^③</td> <td>12分</td> <td>21分 (23分)</td> <td>約5.3時間^④</td> <td>修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、追加設備が7号炉実行作業に 短縮して作業内容が異なる。異常発生時 配電に短縮して作業内容が異なる。異常 発生時配電に短縮して作業内容が異なる。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に関する時間として想定している時間 ※2：配電の稼働時は、業務の進行が止まった時間として想定し、配電内は稼働した時間として想定している時間 ※3：アリアス交換時配電に短縮して作業内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業内容が異なる。 ※4：中・大規模保守時非常用電源に短縮して作業内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業内容が異なる。</p>	作業項目	作業内容	作業時間 ^①	準備時間 ^②	作業時間 ^③	作業合計時間 ^④	制限時間	制限時間に対する状況	備考欄に示す中、 ①～④の項目	重要事故シナシエンス等 による 緊急対応 作業時間 削減 効果 向上 に 関 する 研 究 修 改	減ばく修繕検査 ・日・アリアス交換時配電 ・異常発生時長クランプへの 対応	30分 ^①	10分 ^② (12分) ^③	5分	15分 (17分)	約65分 ^④	修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。	—	減ばく修繕検査 ・燃料検査異常発生タンク交換	30分 ^①	10分 ^② (12分) ^③	12分	22分 (24分)	約65分 ^④	修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、燃料検査異常発生タンク交換に 短縮して作業内容が異なる。異常発生時 配電に短縮して作業内容が異なる。異常 発生時配電に短縮して作業内容が異なる。	—	減ばく修繕検査 ・中・大規模保守時非常用電源 ・タンク設置	30分 ^①	10分 ^② (12分) ^③	19分	29分 (31分)	300分 ^④	修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、中・大規模保守時非常用電源に 短縮して作業内容が異なる。異常発生時 配電に短縮して作業内容が異なる。異常 発生時配電に短縮して作業内容が異なる。	—	減ばく修繕検査 ・追加設備が7号炉実行作業	30分 ^①	5分 ^② (11分) ^③	12分	21分 (23分)	約5.3時間 ^④	修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、追加設備が7号炉実行作業に 短縮して作業内容が異なる。異常発生時 配電に短縮して作業内容が異なる。異常 発生時配電に短縮して作業内容が異なる。	—	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業項目	作業内容	作業時間 ^①	準備時間 ^②	作業時間 ^③	作業合計時間 ^④	制限時間	制限時間に対する状況	備考欄に示す中、 ①～④の項目																																					
重要事故シナシエンス等 による 緊急対応 作業時間 削減 効果 向上 に 関 する 研 究 修 改	減ばく修繕検査 ・日・アリアス交換時配電 ・異常発生時長クランプへの 対応	30分 ^①	10分 ^② (12分) ^③	5分	15分 (17分)	約65分 ^④	修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。異常発生時配電に短縮して作業 内容が異なる。	—																																					
	減ばく修繕検査 ・燃料検査異常発生タンク交換	30分 ^①	10分 ^② (12分) ^③	12分	22分 (24分)	約65分 ^④	修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、燃料検査異常発生タンク交換に 短縮して作業内容が異なる。異常発生時 配電に短縮して作業内容が異なる。異常 発生時配電に短縮して作業内容が異なる。	—																																					
	減ばく修繕検査 ・中・大規模保守時非常用電源 ・タンク設置	30分 ^①	10分 ^② (12分) ^③	19分	29分 (31分)	300分 ^④	修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、中・大規模保守時非常用電源に 短縮して作業内容が異なる。異常発生時 配電に短縮して作業内容が異なる。異常 発生時配電に短縮して作業内容が異なる。	—																																					
	減ばく修繕検査 ・追加設備が7号炉実行作業	30分 ^①	5分 ^② (11分) ^③	12分	21分 (23分)	約5.3時間 ^④	修繕検査30分からの作業を短縮して いるが、追加設備が7号炉実行作業に 短縮して作業内容が異なる。異常発生時 配電に短縮して作業内容が異なる。異常 発生時配電に短縮して作業内容が異なる。	—																																					

：本日（説明範囲）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナジェンス等ごとの現場作業(24/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業時間 ①</th> <th>作業時間 ②</th> <th>作業時間 ③</th> <th>作業時間 ④</th> <th>作業時間 ⑤</th> <th>作業時間 ⑥</th> <th>作業時間 ⑦</th> <th>制限時間に対する成立性</th> <th>保管場所から作業現場に運搬する可能性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉内 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置</td> <td>15分^{※1} (12分)^{※2}</td> <td>7分</td> <td>17分 (19分)</td> <td>約65分^{※3}</td> <td>事故発生時、各プラントからの作業を想定しているが、今回の作業は、限定的な作業時間に対して作業可能な時間がある。なお、今回の作業は、限定的な作業時間に対して十分な余裕時間がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内 ・ コントロールルーム内作業 ・ 送電機系ダンプ内設置</td> <td>20分^{※1} (12分)^{※2}</td> <td>8分</td> <td>18分 (13分)</td> <td>約65分^{※3}</td> <td>事故発生時、各プラントからの作業を想定しているが、今回の作業は、限定的な作業時間に対して十分な余裕時間がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置</td> <td>20分^{※1} (12分)^{※2}</td> <td>1分</td> <td>11分 (13分)</td> <td>約65分^{※3}</td> <td>事故発生時、各プラントからの作業を想定しているが、今回の作業は、限定的な作業時間に対して十分な余裕時間がある。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効時間。当該作業に要する時間として想定している時間。 ※2：炉内作業時間は、実際に作業を行う時間として想定している時間。 ※3：高電圧送電機系ダンプ内作業は、実際に作業を行う時間として想定している時間。 ※4：高電圧送電機系ダンプ内作業は、実際に作業を行う時間として想定している時間。</p>	作業内容	作業時間 ①	作業時間 ②	作業時間 ③	作業時間 ④	作業時間 ⑤	作業時間 ⑥	作業時間 ⑦	制限時間に対する成立性	保管場所から作業現場に運搬する可能性	炉内 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置	15分 ^{※1} (12分) ^{※2}	7分	17分 (19分)	約65分 ^{※3}	事故発生時、各プラントからの作業を想定しているが、今回の作業は、限定的な作業時間に対して作業可能な時間がある。なお、今回の作業は、限定的な作業時間に対して十分な余裕時間がある。	-	炉内 ・ コントロールルーム内作業 ・ 送電機系ダンプ内設置	20分 ^{※1} (12分) ^{※2}	8分	18分 (13分)	約65分 ^{※3}	事故発生時、各プラントからの作業を想定しているが、今回の作業は、限定的な作業時間に対して十分な余裕時間がある。	-	炉内 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置	20分 ^{※1} (12分) ^{※2}	1分	11分 (13分)	約65分 ^{※3}	事故発生時、各プラントからの作業を想定しているが、今回の作業は、限定的な作業時間に対して十分な余裕時間がある。	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	作業時間 ①	作業時間 ②	作業時間 ③	作業時間 ④	作業時間 ⑤	作業時間 ⑥	作業時間 ⑦	制限時間に対する成立性	保管場所から作業現場に運搬する可能性																									
炉内 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置	15分 ^{※1} (12分) ^{※2}	7分	17分 (19分)	約65分 ^{※3}	事故発生時、各プラントからの作業を想定しているが、今回の作業は、限定的な作業時間に対して作業可能な時間がある。なお、今回の作業は、限定的な作業時間に対して十分な余裕時間がある。	-																												
炉内 ・ コントロールルーム内作業 ・ 送電機系ダンプ内設置	20分 ^{※1} (12分) ^{※2}	8分	18分 (13分)	約65分 ^{※3}	事故発生時、各プラントからの作業を想定しているが、今回の作業は、限定的な作業時間に対して十分な余裕時間がある。	-																												
炉内 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置 ・ 高電圧送電機系ダンプ内設置	20分 ^{※1} (12分) ^{※2}	1分	11分 (13分)	約65分 ^{※3}	事故発生時、各プラントからの作業を想定しているが、今回の作業は、限定的な作業時間に対して十分な余裕時間がある。	-																												

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナジェンス等ごとの現場作業(26/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>作業内容</th> <th>作業時間⑤</th> <th>作業合計時間①④⑤</th> <th>制約事項</th> <th>相違内容に対する相違点</th> <th>相違箇所から相違箇所までの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉内</td> <td>原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃</td> <td>20分^{※1} (21分)^{※2}</td> <td>20分 (21分)</td> <td>24時間^{※3}</td> <td>緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。</td> <td>炉内点検用照明器具の点検・清掃 （緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃）</td> </tr> <tr> <td>炉外</td> <td>原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃</td> <td>21分^{※1} (22分)^{※2}</td> <td>21分 (22分)</td> <td></td> <td>緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃</td> <td>8分 (13分)</td> <td>8分 (13分)</td> <td></td> <td>緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉外</td> <td>原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃</td> <td>16分^{※1} (21分)^{※2}</td> <td>16分 (21分)</td> <td></td> <td>緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効時間のみを記載している。 ※2：炉内点検用照明器具の点検・清掃は、緊急時に発生した場合に発生する作業時間として記載している。 ※3：炉内点検用照明器具の点検・清掃は、緊急時に発生した場合に発生する作業時間として記載している。</p>	作業項目	作業内容	作業時間⑤	作業合計時間①④⑤	制約事項	相違内容に対する相違点	相違箇所から相違箇所までの距離	炉内	原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃	20分 ^{※1} (21分) ^{※2}	20分 (21分)	24時間 ^{※3}	緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。	炉内点検用照明器具の点検・清掃 （緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃）	炉外	原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃	21分 ^{※1} (22分) ^{※2}	21分 (22分)		緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。		炉内	原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃	8分 (13分)	8分 (13分)		緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。		炉外	原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃	16分 ^{※1} (21分) ^{※2}	16分 (21分)		緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。		<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業項目	作業内容	作業時間⑤	作業合計時間①④⑤	制約事項	相違内容に対する相違点	相違箇所から相違箇所までの距離																																
炉内	原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃	20分 ^{※1} (21分) ^{※2}	20分 (21分)	24時間 ^{※3}	緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。	炉内点検用照明器具の点検・清掃 （緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃）																																
炉外	原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃	21分 ^{※1} (22分) ^{※2}	21分 (22分)		緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。																																	
炉内	原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃	8分 (13分)	8分 (13分)		緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。																																	
炉外	原子炉内機器の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃 ・炉内点検用照明器具の点検・清掃	16分 ^{※1} (21分) ^{※2}	16分 (21分)		緊急時発生後、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。また、炉内点検用照明器具の点検・清掃は、炉内点検用照明器具の点検・清掃に比べて、作業時間が増加する。																																	

：本日〇〇説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナシケンス等ごとの現場作業(32/53)

作業項目	作業内容	開始時刻(時:分)	終了時刻(時:分)	作業時間(分)	作業の中心となる時間(分)	作業時間(分)	相違時間(分)	相違時間に対する相違値
重要事故シナシケンス等 緊急停止後からの復旧作業	緊急停止後からの復旧作業 （緊急停止後からの復旧作業） ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業	4時00分	4時03分	3分	3分	3分	0分	緊急停止後からの復旧作業 （緊急停止後からの復旧作業） ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業
	緊急停止後からの復旧作業 （緊急停止後からの復旧作業） ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業	4時03分	4時06分	3分	3分	3分	0分	緊急停止後からの復旧作業 （緊急停止後からの復旧作業） ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業
	緊急停止後からの復旧作業 （緊急停止後からの復旧作業） ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業	4時06分	4時09分	3分	3分	3分	0分	緊急停止後からの復旧作業 （緊急停止後からの復旧作業） ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業
	緊急停止後からの復旧作業 （緊急停止後からの復旧作業） ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業	4時09分	4時12分	3分	3分	3分	0分	緊急停止後からの復旧作業 （緊急停止後からの復旧作業） ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業 ・緊急停止後からの復旧作業

※1：各施設間で、当該作業に要する時間として記載している時間
 ※2：各施設間で、当該作業に要する時間として記載している時間
 ※3：各施設間で、当該作業に要する時間として記載している時間
 ※4：各施設間で、当該作業に要する時間として記載している時間

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシエンス等ごとの現場作業(35/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>重要事故シナシエンス等</th> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の想定時間</th> <th>稼働時間^①</th> <th>作業時間^②</th> <th>作業合計時間^{③④⑤}</th> <th>調整時間</th> <th>相違時間に対する成立性</th> <th>稼働時間から作業調整される可算調整値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">重要事故シナシエンス等 原燃燃焼炉の冷 却系停止に伴 う大規模な工 事（運転停止 による） （2.6）</td> <td>炉内</td> <td>細かく塩酸洗浄 → 冷却系停止 → 塩酸洗浄 → 冷却系停止 → 塩酸洗浄</td> <td>29分^①</td> <td>5分</td> <td>15分 (17分)</td> <td>6分^④</td> <td>本発電所 10分後からの作業を想定して いるが、その前の作業がないため所 定時間（4分）を考慮した場合は、前 記時間に対して十分余裕がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>細かく塩酸洗浄 → 燃料取扱装置系系アンパル取組</td> <td>30分^①</td> <td>12分</td> <td>22分 (24分)</td> <td>6分^④</td> <td>本発電所 10分後からの作業を想定して いるが、内訳水を想定した場合は所 定時間（4分）を考慮した場合は、前 記時間に対して十分余裕がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>細かく塩酸洗浄 → 冷却系停止 → 塩酸洗浄</td> <td>35分^①</td> <td>19分</td> <td>29分 (31分)</td> <td>30分^④</td> <td>本発電所 10分後からの作業を想定して いるが、前記調整後から調整して作 業であるため調整時間は別として作 業時間（4分）を考慮した場合は、前 記時間に対して十分余裕がある。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間 ※2：炉内の稼働時間は、実際に実行し計画した時間と算定し、経時的に算定している ※3：稼働時間以外の稼働時間（10分）を含む ※4：中長期調整係数を用いた場合、稼働時間と調整時間を併用する ※5：中長期調整係数を用いた場合、稼働時間と調整時間を併用する</p>	重要事故シナシエンス等	作業場所	作業内容	有効性評価上の想定時間	稼働時間 ^①	作業時間 ^②	作業合計時間 ^{③④⑤}	調整時間	相違時間に対する成立性	稼働時間から作業調整される可算調整値	重要事故シナシエンス等 原燃燃焼炉の冷 却系停止に伴 う大規模な工 事（運転停止 による） （2.6）	炉内	細かく塩酸洗浄 → 冷却系停止 → 塩酸洗浄 → 冷却系停止 → 塩酸洗浄	29分 ^①	5分	15分 (17分)	6分 ^④	本発電所 10分後からの作業を想定して いるが、その前の作業がないため所 定時間（4分）を考慮した場合は、前 記時間に対して十分余裕がある。	-	炉内	細かく塩酸洗浄 → 燃料取扱装置系系アンパル取組	30分 ^①	12分	22分 (24分)	6分 ^④	本発電所 10分後からの作業を想定して いるが、内訳水を想定した場合は所 定時間（4分）を考慮した場合は、前 記時間に対して十分余裕がある。	-	炉内	細かく塩酸洗浄 → 冷却系停止 → 塩酸洗浄	35分 ^①	19分	29分 (31分)	30分 ^④	本発電所 10分後からの作業を想定して いるが、前記調整後から調整して作 業であるため調整時間は別として作 業時間（4分）を考慮した場合は、前 記時間に対して十分余裕がある。	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
重要事故シナシエンス等	作業場所	作業内容	有効性評価上の想定時間	稼働時間 ^①	作業時間 ^②	作業合計時間 ^{③④⑤}	調整時間	相違時間に対する成立性	稼働時間から作業調整される可算調整値																													
重要事故シナシエンス等 原燃燃焼炉の冷 却系停止に伴 う大規模な工 事（運転停止 による） （2.6）	炉内	細かく塩酸洗浄 → 冷却系停止 → 塩酸洗浄 → 冷却系停止 → 塩酸洗浄	29分 ^①	5分	15分 (17分)	6分 ^④	本発電所 10分後からの作業を想定して いるが、その前の作業がないため所 定時間（4分）を考慮した場合は、前 記時間に対して十分余裕がある。	-																														
	炉内	細かく塩酸洗浄 → 燃料取扱装置系系アンパル取組	30分 ^①	12分	22分 (24分)	6分 ^④	本発電所 10分後からの作業を想定して いるが、内訳水を想定した場合は所 定時間（4分）を考慮した場合は、前 記時間に対して十分余裕がある。	-																														
	炉内	細かく塩酸洗浄 → 冷却系停止 → 塩酸洗浄	35分 ^①	19分	29分 (31分)	30分 ^④	本発電所 10分後からの作業を想定して いるが、前記調整後から調整して作 業であるため調整時間は別として作 業時間（4分）を考慮した場合は、前 記時間に対して十分余裕がある。	-																														

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシエンス等ごとの現場作業(37/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業内容</th> <th>開始時間</th> <th>作業完了時間</th> <th>作業完了時刻</th> <th>作業完了時刻</th> <th>作業完了時刻</th> <th>作業完了時刻</th> <th>作業完了時刻</th> <th>作業完了時刻</th> <th>作業完了時刻</th> <th>作業完了時刻</th> <th>作業完了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉外 炉内</td> <td>炉外 炉内</td> <td>20分 01分</td> <td>2時間11分 2時間11分</td> </tr> <tr> <td>炉外 炉内</td> <td>炉外 炉内</td> <td>20分 01分</td> <td>2時間11分 2時間11分</td> </tr> <tr> <td>炉外 炉内</td> <td>炉外 炉内</td> <td>20分 01分</td> <td>2時間11分 2時間11分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：作業内容詳細は、当該作業に要する時間として記載しているが、作業内容は記載した時間を1.5倍した時間を記載している。 ※2：炉内の移動時間は、本表に多計し、計測した時間として記載している。 ※3：燃料貯蔵庫の移動時間は、本表に多計し、計測した時間として記載している。 ※4：燃料貯蔵庫の移動時間は、本表に多計し、計測した時間として記載している。</p>	作業内容	作業内容	開始時間	作業完了時間	作業完了時刻	作業完了時刻	作業完了時刻	作業完了時刻	作業完了時刻	作業完了時刻	作業完了時刻	作業完了時刻	作業完了時刻	炉外 炉内	炉外 炉内	20分 01分	2時間11分 2時間11分	炉外 炉内	炉外 炉内	20分 01分	2時間11分 2時間11分	炉外 炉内	炉外 炉内	20分 01分	2時間11分 2時間11分	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>																											
作業内容	作業内容	開始時間	作業完了時間	作業完了時刻																																																			
炉外 炉内	炉外 炉内	20分 01分	2時間11分 2時間11分																																																				
炉外 炉内	炉外 炉内	20分 01分	2時間11分 2時間11分																																																				
炉外 炉内	炉外 炉内	20分 01分	2時間11分 2時間11分																																																				

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオ等ごとの現場作業(42/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有体作業者の配置時刻</th> <th>開始時刻①</th> <th>作業時間②</th> <th>作業員数③</th> <th>相違時間</th> <th>相違理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対応 ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること</td> <td>20分^{注1}</td> <td>10分^{注2} (12分)^{注3}</td> <td>7分</td> <td>17名 (19名)</td> <td></td> <td>緊急時発生5分後からの作業を開始しているが、5分後の作業開始時刻から開始時刻までの間に作業員が到着するまでの時間を考慮して、平均的な相違時間があるため、作業員数に對して十分の余裕がある。</td> <td>備考欄から、作業員数に對して十分の余裕がある。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応 ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること</td> <td>20分^{注1}</td> <td>10分^{注2} (12分)^{注3}</td> <td>6分</td> <td>16名 (18名)</td> <td>約10分^{注4}</td> <td>緊急時発生5分後からの作業を開始しているが、5分後の作業開始時刻から開始時刻までの間に作業員が到着するまでの時間を考慮して、平均的な相違時間がある。</td> <td>備考欄から、作業員数に對して十分の余裕がある。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応 ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること</td> <td>20分^{注1}</td> <td>10分^{注2} (12分)^{注3}</td> <td>1分</td> <td>11名 (13名)</td> <td></td> <td>緊急時発生5分後からの作業を開始しているが、5分後の作業開始時刻から開始時刻までの間に作業員が到着するまでの時間を考慮して、平均的な相違時間がある。</td> <td>備考欄から、作業員数に對して十分の余裕がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注1：緊急時対応で、緊急時対応要員の到着として想定している時間 注2：緊急時発生時刻から、緊急時対応要員が到着するまでの時間を想定している時間 注3：緊急時発生時刻から、緊急時対応要員が到着するまでの時間を想定している時間 注4：緊急時発生時刻から、緊急時対応要員が到着するまでの時間を想定している時間</p>	作業内容	有体作業者の配置時刻	開始時刻①	作業時間②	作業員数③	相違時間	相違理由	備考	緊急時対応 ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること	20分 ^{注1}	10分 ^{注2} (12分) ^{注3}	7分	17名 (19名)		緊急時発生5分後からの作業を開始しているが、5分後の作業開始時刻から開始時刻までの間に作業員が到着するまでの時間を考慮して、平均的な相違時間があるため、作業員数に對して十分の余裕がある。	備考欄から、作業員数に對して十分の余裕がある。	緊急時対応 ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること	20分 ^{注1}	10分 ^{注2} (12分) ^{注3}	6分	16名 (18名)	約10分 ^{注4}	緊急時発生5分後からの作業を開始しているが、5分後の作業開始時刻から開始時刻までの間に作業員が到着するまでの時間を考慮して、平均的な相違時間がある。	備考欄から、作業員数に對して十分の余裕がある。	緊急時対応 ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること	20分 ^{注1}	10分 ^{注2} (12分) ^{注3}	1分	11名 (13名)		緊急時発生5分後からの作業を開始しているが、5分後の作業開始時刻から開始時刻までの間に作業員が到着するまでの時間を考慮して、平均的な相違時間がある。	備考欄から、作業員数に對して十分の余裕がある。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	有体作業者の配置時刻	開始時刻①	作業時間②	作業員数③	相違時間	相違理由	備考																												
緊急時対応 ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること	20分 ^{注1}	10分 ^{注2} (12分) ^{注3}	7分	17名 (19名)		緊急時発生5分後からの作業を開始しているが、5分後の作業開始時刻から開始時刻までの間に作業員が到着するまでの時間を考慮して、平均的な相違時間があるため、作業員数に對して十分の余裕がある。	備考欄から、作業員数に對して十分の余裕がある。																												
緊急時対応 ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること	20分 ^{注1}	10分 ^{注2} (12分) ^{注3}	6分	16名 (18名)	約10分 ^{注4}	緊急時発生5分後からの作業を開始しているが、5分後の作業開始時刻から開始時刻までの間に作業員が到着するまでの時間を考慮して、平均的な相違時間がある。	備考欄から、作業員数に對して十分の余裕がある。																												
緊急時対応 ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること ・緊急時対応要員が緊急時対応要員として活動すること	20分 ^{注1}	10分 ^{注2} (12分) ^{注3}	1分	11名 (13名)		緊急時発生5分後からの作業を開始しているが、5分後の作業開始時刻から開始時刻までの間に作業員が到着するまでの時間を考慮して、平均的な相違時間がある。	備考欄から、作業員数に對して十分の余裕がある。																												

：本日（説明範囲）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
--------------------	--------------------	----------------	--

第7-3表 重要事故シナジェンス等ごとの現場作業(48/53)

重要事故シナジェンス等	作業場所	作業内容	有原色屋上の型記時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	作業台時時間 ^④	準備時間	期間時間に対する成立性	留意事項等の相違
炉内 炉外 炉内 炉外 炉内 炉外 炉内	炉内 炉外 炉内 炉外 炉内 炉外 炉内	燃焼制御用淡水ベドへの補給 ・燃焼制御用淡水(淡水車車用) ・淡水(淡水車車用) ・ポンプ車用(淡水車車用) ・ポンプ車用(淡水車車用)による可燃物ポンプ(淡水車車用)	3時間30分 ^①	30分 ^② (31分) ^③	3時間11分	3時間06分 (2時間47分)		重要発生後、時間30分以内の作業を開始しているが、重要発生後、10時間以内の作業準備が完了するまで、この期間時間内には、十分な稼働率を確保したとは評価できない。また、この期間(4分)を考慮した場合には、1割程度稼働率を確保している。	作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心
	燃焼制御用淡水ベドへの補給 ・燃焼制御用淡水(淡水車車用) ・淡水(淡水車車用) ・ポンプ車用(淡水車車用) ・ポンプ車用(淡水車車用)による可燃物ポンプ(淡水車車用)	3時間30分 ^①	30分 ^② (31分) ^③	2時間11分	2時間06分 (2時間47分)		約1.5時間 ^④	重要発生後、時間30分以内の作業を開始しているが、重要発生後、10時間以内の作業準備が完了するまで、この期間時間内には、十分な稼働率を確保したとは評価できない。また、この期間(4分)を考慮した場合には、1割程度稼働率を確保している。	作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心
	燃焼制御用淡水ベドへの補給 ・燃焼制御用淡水(淡水車車用) ・淡水(淡水車車用) ・ポンプ車用(淡水車車用) ・ポンプ車用(淡水車車用)による可燃物ポンプ(淡水車車用)	4分 ^①	15分 ^② (17分) ^③	0分	15分 (22分)			重要発生後、時間30分以内の作業を開始しているが、重要発生後、10時間以内の作業準備が完了するまで、この期間時間内には、十分な稼働率を確保したとは評価できない。また、この期間(4分)を考慮した場合には、1割程度稼働率を確保している。	作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心 作業準備中心

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間を想定している時間
 ※2：炉内の稼働率は、当該に発行し稼働した時間を1.5倍した時間を記載している
 ※3：燃料棒取出し作業の稼働率(15分)
 ※4：燃料棒取出し作業の稼働率(15分)

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシエンス等ごとの現場作業(44/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>作業内容</th> <th>表出仕作業上の想定時間^①</th> <th>作業員数^②</th> <th>作業時間^③</th> <th>作業員時間^④</th> <th>制約事項</th> <th>補綴事項に対する対応</th> <th>補綴事項による作業時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">重要事故シナシエンス等</td> <td>機外</td> <td>原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百</td> <td>4時間15分^①</td> <td>20名^② (31名)^②</td> <td>2時間10分^③</td> <td>20時間 (31時間)^④</td> <td></td> <td>専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。</td> <td>専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。</td> </tr> <tr> <td>機内</td> <td>原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百</td> <td>2時間^①</td> <td>21名^② (30名)^②</td> <td>35分^③</td> <td>30分 (1時間6分)^④</td> <td></td> <td>専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。</td> <td>専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。</td> </tr> <tr> <td>機内</td> <td>原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百</td> <td>1時間^①</td> <td>8名^② (12名)^②</td> <td>40分^③</td> <td>48分 (32分)^④</td> <td></td> <td>専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。</td> <td>専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。</td> </tr> <tr> <td>機内</td> <td>原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百</td> <td>30分^①</td> <td>10名^② (13名)^②</td> <td>11分^③</td> <td>37分 (32分)^④</td> <td></td> <td>専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。</td> <td>専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>①：有効作業で、当該作業に要する時間として想定している時間 ②：作業員数及び作業員時間(6分)を含む ③：有効作業で、当該作業に要する時間として想定している時間 ④：有効作業で、当該作業に要する時間として想定している時間</p>	作業区分	作業内容	表出仕作業上の想定時間 ^①	作業員数 ^②	作業時間 ^③	作業員時間 ^④	制約事項	補綴事項に対する対応	補綴事項による作業時間	重要事故シナシエンス等	機外	原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百	4時間15分 ^①	20名 ^② (31名) ^②	2時間10分 ^③	20時間 (31時間) ^④		専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	機内	原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百	2時間 ^①	21名 ^② (30名) ^②	35分 ^③	30分 (1時間6分) ^④		専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	機内	原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百	1時間 ^①	8名 ^② (12名) ^②	40分 ^③	48分 (32分) ^④		専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	機内	原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百	30分 ^①	10名 ^② (13名) ^②	11分 ^③	37分 (32分) ^④		専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業区分	作業内容	表出仕作業上の想定時間 ^①	作業員数 ^②	作業時間 ^③	作業員時間 ^④	制約事項	補綴事項に対する対応	補綴事項による作業時間																																									
重要事故シナシエンス等	機外	原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百	4時間15分 ^①	20名 ^② (31名) ^②	2時間10分 ^③	20時間 (31時間) ^④		専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。																																								
	機内	原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百	2時間 ^①	21名 ^② (30名) ^②	35分 ^③	30分 (1時間6分) ^④		専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。																																								
	機内	原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百	1時間 ^①	8名 ^② (12名) ^②	40分 ^③	48分 (32分) ^④		専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。																																								
	機内	原子炉強制冷却系への過水確保 ・北一・北二・北三・北四・北五・北六・北七・北八・北九・北十・北十一・北十二・北十三・北十四・北十五・北十六・北十七・北十八・北十九・北二十・北二十一・北二十二・北二十三・北二十四・北二十五・北二十六・北二十七・北二十八・北二十九・北三十・北三十一・北三十二・北三十三・北三十四・北三十五・北三十六・北三十七・北三十八・北三十九・北四十・北四十一・北四十二・北四十三・北四十四・北四十五・北四十六・北四十七・北四十八・北四十九・北五十・北五十一・北五十二・北五十三・北五十四・北五十五・北五十六・北五十七・北五十八・北五十九・北六十・北六十一・北六十二・北六十三・北六十四・北六十五・北六十六・北六十七・北六十八・北六十九・北七十・北七十一・北七十二・北七十三・北七十四・北七十五・北七十六・北七十七・北七十八・北七十九・北八十・北八十一・北八十二・北八十三・北八十四・北八十五・北八十六・北八十七・北八十八・北八十九・北九十・北九十一・北九十二・北九十三・北九十四・北九十五・北九十六・北九十七・北九十八・北九十九・北一百	30分 ^①	10名 ^② (13名) ^②	11分 ^③	37分 (32分) ^④		専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。	専業主任、自衛隊員からの作業を想定しているが、専業主任20名中10名程度は十分な作業時間がある。なお、自衛隊員を想定した過水の確保に関する作業は、自衛隊員が十分な作業時間がある。自衛隊員に対して十分な作業時間がある。																																								

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナジェンス等ごとの現場作業(46/53)

作業項目	作業内容	有効性評価上の想定時間 ^(*)	稼働時間 ⁽¹⁾	作業時間 ⁽²⁾	作業合計時間 ⁽³⁾ <small>(①+②)</small>	稼働時間	稼働期間に対する有効性	作業時間に対する有効性
緊急時 ・緊急時対応 ・緊急時対応 ・緊急時対応 ・緊急時対応	燃料調整機（FTR）の点検・調整 （燃料調整機（FTR）の点検・調整）	4時間10分 ^(*)	29分 ⁽⁴⁾ (51分)	3時間10分	3時間40分 (3時間47分)	3時間10分 ^(*)	緊急時10分後の緊急時の作業を実施しているが、緊急時14時間15分後に作業が完了するため、この期間に対して十分な対応が期待できると見られる。この期間には、作業時間の確保に資する十分な余裕がある。	緊急時10分後の緊急時の作業を実施しているが、緊急時14時間15分後に作業が完了するため、この期間に対して十分な対応が期待できると見られる。この期間には、作業時間の確保に資する十分な余裕がある。
	燃料調整機（FTR）の点検・調整 （燃料調整機（FTR）の点検・調整）	1時間5分 ^(*)	23分 ⁽⁴⁾ (12分)	1時間	1時間4分 (4分)	1時間5分 ^(*)	緊急時10分後の緊急時の作業を実施しているが、緊急時14時間15分後に作業が完了するため、この期間に対して十分な対応が期待できると見られる。この期間には、作業時間の確保に資する十分な余裕がある。	緊急時10分後の緊急時の作業を実施しているが、緊急時14時間15分後に作業が完了するため、この期間に対して十分な対応が期待できると見られる。この期間には、作業時間の確保に資する十分な余裕がある。
緊急時 ・緊急時対応 ・緊急時対応 ・緊急時対応	燃料調整機（FTR）の点検・調整 （燃料調整機（FTR）の点検・調整）	1時間5分 ^(*)	23分 ⁽⁴⁾ (12分)	1時間	1時間4分 (4分)	1時間5分 ^(*)	緊急時10分後の緊急時の作業を実施しているが、緊急時14時間15分後に作業が完了するため、この期間に対して十分な対応が期待できると見られる。この期間には、作業時間の確保に資する十分な余裕がある。	緊急時10分後の緊急時の作業を実施しているが、緊急時14時間15分後に作業が完了するため、この期間に対して十分な対応が期待できると見られる。この期間には、作業時間の確保に資する十分な余裕がある。
	燃料調整機（FTR）の点検・調整 （燃料調整機（FTR）の点検・調整）	1時間5分 ^(*)	23分 ⁽⁴⁾ (12分)	1時間	1時間4分 (4分)	1時間5分 ^(*)	緊急時10分後の緊急時の作業を実施しているが、緊急時14時間15分後に作業が完了するため、この期間に対して十分な対応が期待できると見られる。この期間には、作業時間の確保に資する十分な余裕がある。	緊急時10分後の緊急時の作業を実施しているが、緊急時14時間15分後に作業が完了するため、この期間に対して十分な対応が期待できると見られる。この期間には、作業時間の確保に資する十分な余裕がある。

※1：有効性評価で、当該作業に関する時間を15分間として取り扱っている。この間は、当該作業の有効性を評価している。この期間は、稼働時間として扱われている。
 ※2：当該作業の有効性を評価している。この期間は、稼働時間として扱われている。この期間は、稼働時間として扱われている。この期間は、稼働時間として扱われている。
 ※3：当該作業の有効性を評価している。この期間は、稼働時間として扱われている。この期間は、稼働時間として扱われている。この期間は、稼働時間として扱われている。
 ※4：当該作業の有効性を評価している。この期間は、稼働時間として扱われている。この期間は、稼働時間として扱われている。この期間は、稼働時間として扱われている。

：本日ご説明範囲

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シーケンス等ごとの現場作業(47/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効作業上の必要時間^①</th> <th>稼働時間^②</th> <th>作業時間^③</th> <th>作業合計時間^④</th> <th>稼働時間</th> <th>稼働時間に対する有効性</th> <th>留意事項等、作業計画の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉内作業 ・炉内作業員による炉内作業 ・炉内作業員による炉内作業 ・炉内作業員による炉内作業</td> <td>4時間10分^①</td> <td>23分^② (23分)</td> <td>3時間11分</td> <td>3時間11分 (3時間11分)</td> <td>1時間14分</td> <td>事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。</td> <td>事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業</td> <td>1時間10分^①</td> <td>23分^② (23分)</td> <td>18分</td> <td>41分 (41分)</td> <td>1時間14分</td> <td>事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。</td> <td>事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業</td> <td>1時間15分^①</td> <td>7分</td> <td>1時間14分</td> <td>1時間21分 (1時間21分)</td> <td>1時間14分</td> <td>事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。</td> <td>事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>①：有効作業時間。有効作業時間とは、作業員が作業を行うための時間である。 ②：稼働時間。稼働時間とは、作業員が作業を行うための時間である。 ③：作業時間。作業時間とは、作業員が作業を行うための時間である。 ④：作業合計時間。作業合計時間とは、作業員が作業を行うための時間である。</p>	作業内容	有効作業上の必要時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	作業合計時間 ^④	稼働時間	稼働時間に対する有効性	留意事項等、作業計画の留意事項	炉内作業 ・炉内作業員による炉内作業 ・炉内作業員による炉内作業 ・炉内作業員による炉内作業	4時間10分 ^①	23分 ^② (23分)	3時間11分	3時間11分 (3時間11分)	1時間14分	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。	炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業	1時間10分 ^①	23分 ^② (23分)	18分	41分 (41分)	1時間14分	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。	炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業	1時間15分 ^①	7分	1時間14分	1時間21分 (1時間21分)	1時間14分	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	有効作業上の必要時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	作業合計時間 ^④	稼働時間	稼働時間に対する有効性	留意事項等、作業計画の留意事項																												
炉内作業 ・炉内作業員による炉内作業 ・炉内作業員による炉内作業 ・炉内作業員による炉内作業	4時間10分 ^①	23分 ^② (23分)	3時間11分	3時間11分 (3時間11分)	1時間14分	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。																												
炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業	1時間10分 ^①	23分 ^② (23分)	18分	41分 (41分)	1時間14分	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。																												
炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業 ・炉外作業員による炉外作業	1時間15分 ^①	7分	1時間14分	1時間21分 (1時間21分)	1時間14分	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。	事後検査・保守作業の計画等により、作業の効率化を図る。また、作業員の安全確保を図る。																												

：本日ご説明範囲

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシエンス等ごとの現場作業(48/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業時間</th> <th>作業回数</th> <th>作業日数</th> <th>作業時間</th> <th>作業回数</th> <th>作業日数</th> <th>作業時間</th> <th>作業回数</th> <th>作業日数</th> <th>作業時間</th> <th>作業回数</th> <th>作業日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代官時作業シナシエンス等 ・代官時作業シナシエンス等 ・代官時作業シナシエンス等 ・代官時作業シナシエンス等</td> <td>30分</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>27分 (02分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>15分 (10分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>41分 (4分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>代官時作業シナシエンス等 への取組</td> <td>15分</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>15分 (10分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>15分 (10分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>15分 (10分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>代官時作業シナシエンス等 への取組</td> <td>10分</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>10分 (5分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>10分 (5分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>10分 (5分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>代官時作業シナシエンス等 への取組</td> <td>10分</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>10分 (5分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>10分 (5分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> <td>10分 (5分)</td> <td>1回</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有償作業員、当班作業員に限定して実施している作業 ※2：班内作業員は、実施に併行して実施した時点で発生し、班内作業員に限定した作業員 ※3：代官時作業シナシエンス等による作業員 ※4：代官時作業シナシエンス等による作業員 ※5：班内作業員による作業員</p>	作業内容	作業時間	作業回数	作業日数	作業時間	作業回数	作業日数	作業時間	作業回数	作業日数	作業時間	作業回数	作業日数	代官時作業シナシエンス等 ・代官時作業シナシエンス等 ・代官時作業シナシエンス等 ・代官時作業シナシエンス等	30分	1回	1日	27分 (02分)	1回	1日	15分 (10分)	1回	1日	41分 (4分)	1回	1日	代官時作業シナシエンス等 への取組	15分	1回	1日	15分 (10分)	1回	1日	15分 (10分)	1回	1日	15分 (10分)	1回	1日	代官時作業シナシエンス等 への取組	10分	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日	代官時作業シナシエンス等 への取組	10分	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	作業時間	作業回数	作業日数	作業時間	作業回数	作業日数	作業時間	作業回数	作業日数	作業時間	作業回数	作業日数																																																								
代官時作業シナシエンス等 ・代官時作業シナシエンス等 ・代官時作業シナシエンス等 ・代官時作業シナシエンス等	30分	1回	1日	27分 (02分)	1回	1日	15分 (10分)	1回	1日	41分 (4分)	1回	1日																																																								
代官時作業シナシエンス等 への取組	15分	1回	1日	15分 (10分)	1回	1日	15分 (10分)	1回	1日	15分 (10分)	1回	1日																																																								
代官時作業シナシエンス等 への取組	10分	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日																																																								
代官時作業シナシエンス等 への取組	10分	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日	10分 (5分)	1回	1日																																																								

：本日ご説明範囲

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シーケンス等ごとの現場作業(49/53)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業内容</th> <th rowspan="2">作業時間②</th> <th rowspan="2">作業中の時間③</th> <th rowspan="2">作業中の時間④</th> <th rowspan="2">種別時間</th> <th rowspan="2">種別時間に対する状況</th> <th rowspan="2">設備箇所から作業開始位置</th> </tr> <tr> <th>移動時間①</th> <th>作業時間⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 制御室作業 ・非常用電源及び非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 </td> <td>2分 (3分)</td> <td>8分</td> <td>10分 (11分)</td> <td>60分</td> <td> 非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。 </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 </td> <td>1分 (2分)</td> <td>2分</td> <td>3分 (4分)</td> <td>60分</td> <td> 非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。 </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 </td> <td>0分 (0分)</td> <td>8分</td> <td>15分 (16分)</td> <td>60分</td> <td> 非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。 </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 </td> <td>2分 (3分)</td> <td>2分</td> <td>4分 (5分)</td> <td>60分</td> <td> 非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。 </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 </td> <td>16分 (17分)</td> <td>11分</td> <td>27分 (28分)</td> <td>60分</td> <td> 非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。 </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：作業時間、移動時間、作業中の時間、作業中の時間、作業中の時間は、作業開始位置から作業開始位置までの時間を示している。 ※2：作業時間、移動時間、作業中の時間、作業中の時間、作業中の時間は、作業開始位置から作業開始位置までの時間を示している。 ※3：作業時間、移動時間、作業中の時間、作業中の時間、作業中の時間は、作業開始位置から作業開始位置までの時間を示している。 ※4：作業時間、移動時間、作業中の時間、作業中の時間、作業中の時間は、作業開始位置から作業開始位置までの時間を示している。 ※5：作業時間、移動時間、作業中の時間、作業中の時間、作業中の時間は、作業開始位置から作業開始位置までの時間を示している。</p>	作業内容	作業時間②	作業中の時間③	作業中の時間④	種別時間	種別時間に対する状況	設備箇所から作業開始位置	移動時間①	作業時間⑤	制御室作業 ・非常用電源及び非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検	2分 (3分)	8分	10分 (11分)	60分	非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。	-	制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検	1分 (2分)	2分	3分 (4分)	60分	非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。	-	制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検	0分 (0分)	8分	15分 (16分)	60分	非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。	-	制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検	2分 (3分)	2分	4分 (5分)	60分	非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。	-	制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検	16分 (17分)	11分	27分 (28分)	60分	非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	作業時間②	作業中の時間③								作業中の時間④	種別時間	種別時間に対する状況	設備箇所から作業開始位置																																		
			移動時間①	作業時間⑤																																											
制御室作業 ・非常用電源及び非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検	2分 (3分)	8分	10分 (11分)	60分	非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。	-																																									
制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検	1分 (2分)	2分	3分 (4分)	60分	非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。	-																																									
制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検	0分 (0分)	8分	15分 (16分)	60分	非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。	-																																									
制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検	2分 (3分)	2分	4分 (5分)	60分	非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。	-																																									
制御室作業 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検 ・非常用電源モニタリング装置の点検	16分 (17分)	11分	27分 (28分)	60分	非常用電源モニタリング装置の点検作業は、非常用電源モニタリング装置の点検作業と同時に行われる。	-																																									

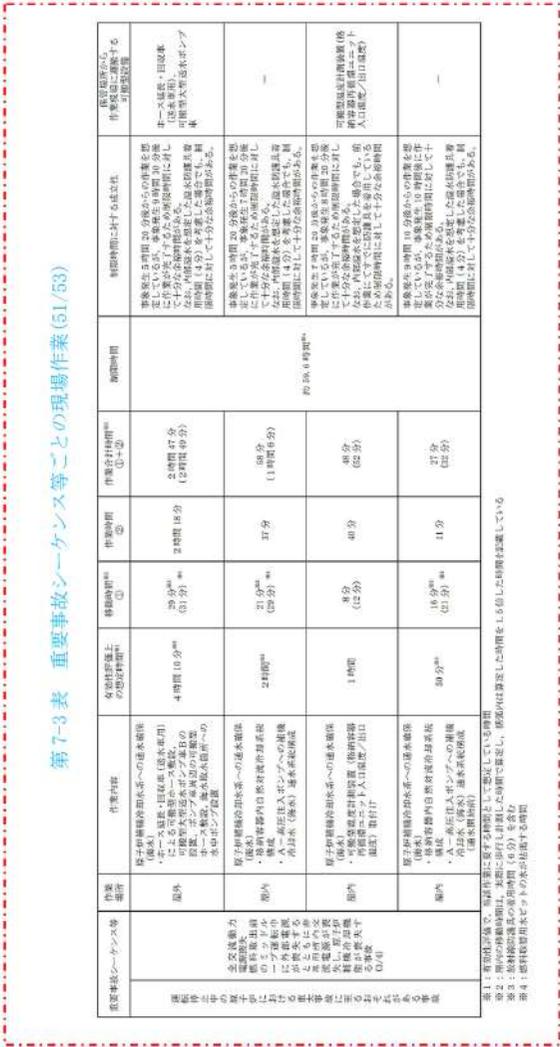
：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナジェンス等ごとの現場作業(50/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業内容</th> <th>有効稼働時間の短縮(%)</th> <th>稼働時間①</th> <th>稼働時間②</th> <th>稼働時間③</th> <th>作業合計稼働時間④</th> <th>相違事項</th> <th>相違事項に対する具体的な相違事項</th> <th>相違事項に対する具体的な相違事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視</td> <td>炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視</td> <td>30分**</td> <td>10分** (12分)**</td> <td>7分</td> <td>17分 (17分)</td> <td></td> <td></td> <td>緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。</td> <td>緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。</td> </tr> <tr> <td>炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視</td> <td>炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視</td> <td>20分**</td> <td>10分** (12分)**</td> <td>6分</td> <td>16分 (16分)</td> <td>約30分*</td> <td></td> <td>緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。</td> <td>緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。</td> </tr> <tr> <td>炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視</td> <td>炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視</td> <td>20分**</td> <td>10分** (12分)**</td> <td>3分</td> <td>11分 (11分)</td> <td></td> <td></td> <td>緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。</td> <td>緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：作業内容が、当該作業に要する時間として指定している作業内容の短縮率(%)を算出している。短縮率は算出した相違をもとに、本欄に記載している。 ※2：炉内監視室からの監視(5分)を算出している。 ※3：炉内監視室からの監視(5分)を算出している。 ※4：炉内監視室からの監視(5分)を算出している。</p>	作業内容	作業内容	有効稼働時間の短縮(%)	稼働時間①	稼働時間②	稼働時間③	作業合計稼働時間④	相違事項	相違事項に対する具体的な相違事項	相違事項に対する具体的な相違事項	炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	30分**	10分** (12分)**	7分	17分 (17分)			緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。	緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。	炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	20分**	10分** (12分)**	6分	16分 (16分)	約30分*		緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。	緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。	炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	20分**	10分** (12分)**	3分	11分 (11分)			緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。	緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	作業内容	有効稼働時間の短縮(%)	稼働時間①	稼働時間②	稼働時間③	作業合計稼働時間④	相違事項	相違事項に対する具体的な相違事項	相違事項に対する具体的な相違事項																																		
炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	30分**	10分** (12分)**	7分	17分 (17分)			緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。	緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。																																		
炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	20分**	10分** (12分)**	6分	16分 (16分)	約30分*		緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。	緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。																																		
炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	炉内 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視 ・炉内監視室からの監視	20分**	10分** (12分)**	3分	11分 (11分)			緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。	緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。緊急発生時、5分以内の作業を指定して作業を行う。																																		

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-3表 重要事故シナジェネシス等ごとの現場作業(51/53)</p> 	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
<p>作業内容 多分炉出力 運転調整 運転中の異常発生時の対応 ・ポンプ運転の監視 ・ポンプ運転中の異常発生時の対応 ・ポンプ運転中の異常発生時の対応 ・ポンプ運転中の異常発生時の対応</p>	<p>作業内容 多分炉出力 運転調整 運転中の異常発生時の対応 ・ポンプ運転の監視 ・ポンプ運転中の異常発生時の対応 ・ポンプ運転中の異常発生時の対応 ・ポンプ運転中の異常発生時の対応</p>	<p>作業内容 多分炉出力 運転調整 運転中の異常発生時の対応 ・ポンプ運転の監視 ・ポンプ運転中の異常発生時の対応 ・ポンプ運転中の異常発生時の対応 ・ポンプ運転中の異常発生時の対応</p>	<p>相違理由 【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシエンス等ごとの現場作業(52/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業内容 が想定時間^{※1}</th> <th>作業時間^{※2}</th> <th>作業の相違^{※3}</th> <th>相違時間</th> <th>相違時間に対する成立性</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピットへの注水確認 (機内) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、可搬型ボース車、ホース巻取機による注水確認</td> <td>3時間30分^{※4}</td> <td>3時間11分</td> <td>①+②</td> <td>約3.2分^{※5}</td> <td>事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。</td> <td>留意事項 ホース巻取機、可搬型ボース車</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの注水確認 (機外) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認</td> <td>3時間30分^{※4}</td> <td>3時間11分</td> <td>①+②</td> <td>約3.2分^{※5}</td> <td>事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。</td> <td>留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの注水確認 (機内) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認</td> <td>1時間5分^{※4}</td> <td>18分</td> <td>①+②</td> <td>4分 (6分)</td> <td>事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。</td> <td>留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの注水確認 (機外) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認</td> <td>1時間5分^{※4}</td> <td>1時間14分</td> <td>①+②</td> <td>約9時間05分^{※5}</td> <td>事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。</td> <td>留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの注水確認 (機内) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認</td> <td>1時間5分^{※4}</td> <td>1時間11分</td> <td>①+②</td> <td>約6時間05分^{※5}</td> <td>事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。</td> <td>留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料ピットへの注水確認作業の想定時間 ※2：島根原子力発電所2号炉の作業時間 ※3：島根原子力発電所2号炉の作業内容との相違 ※4：島根原子力発電所2号炉の作業内容との相違 ※5：島根原子力発電所2号炉の作業内容との相違</p>	作業内容	作業内容 が想定時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業の相違 ^{※3}	相違時間	相違時間に対する成立性	留意事項	使用済燃料ピットへの注水確認 (機内) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、可搬型ボース車、ホース巻取機による注水確認	3時間30分 ^{※4}	3時間11分	①+②	約3.2分 ^{※5}	事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。	留意事項 ホース巻取機、可搬型ボース車	使用済燃料ピットへの注水確認 (機外) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認	3時間30分 ^{※4}	3時間11分	①+②	約3.2分 ^{※5}	事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。	留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機	使用済燃料ピットへの注水確認 (機内) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認	1時間5分 ^{※4}	18分	①+②	4分 (6分)	事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。	留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機	使用済燃料ピットへの注水確認 (機外) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認	1時間5分 ^{※4}	1時間14分	①+②	約9時間05分 ^{※5}	事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。	留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機	使用済燃料ピットへの注水確認 (機内) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認	1時間5分 ^{※4}	1時間11分	①+②	約6時間05分 ^{※5}	事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。	留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	作業内容 が想定時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業の相違 ^{※3}	相違時間	相違時間に対する成立性	留意事項																																							
使用済燃料ピットへの注水確認 (機内) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、可搬型ボース車、ホース巻取機による注水確認	3時間30分 ^{※4}	3時間11分	①+②	約3.2分 ^{※5}	事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。	留意事項 ホース巻取機、可搬型ボース車																																							
使用済燃料ピットへの注水確認 (機外) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認	3時間30分 ^{※4}	3時間11分	①+②	約3.2分 ^{※5}	事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。	留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機																																							
使用済燃料ピットへの注水確認 (機内) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認	1時間5分 ^{※4}	18分	①+②	4分 (6分)	事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。	留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機																																							
使用済燃料ピットへの注水確認 (機外) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認	1時間5分 ^{※4}	1時間14分	①+②	約9時間05分 ^{※5}	事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。	留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機																																							
使用済燃料ピットへの注水確認 (機内) ・可搬型ボース車、ホース巻取機、ホース巻取機による注水確認	1時間5分 ^{※4}	1時間11分	①+②	約6時間05分 ^{※5}	事故発生3時間後からの作業を想定しているが、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。また、事故発生3時間後20分後に十分な余裕がある。	留意事項 可搬型ボース車、ホース巻取機																																							

：本日ご説明範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
		<div data-bbox="1440 252 1904 1281" style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシケンス等ごとの現場作業(53/53)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業場</th> <th>作業内容</th> <th>有効性向上の想定時間</th> <th>移動時間①</th> <th>作業②</th> <th>作業合計時間①+②</th> <th>作業時間</th> <th>目標時間に対する適合性</th> <th>危険有害作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要事故シナシケンス等</td> <td>緊急時対応計画の設計 燃料搬出車 に原子炉内 に原子炉内 のシナシケンス 発生時 の対応</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>死傷者の 搬入 搬出 搬入 搬出 搬入 搬出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">① 搬入・搬出の移動時間 ② 搬入・搬出の作業時間</p> </div>	作業場	作業内容	有効性向上の想定時間	移動時間①	作業②	作業合計時間①+②	作業時間	目標時間に対する適合性	危険有害作業	重要事故シナシケンス等	緊急時対応計画の設計 燃料搬出車 に原子炉内 に原子炉内 のシナシケンス 発生時 の対応						-	-		死傷者の 搬入 搬出 搬入 搬出 搬入 搬出						-	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントの有効性評価における作業内容の相違。
作業場	作業内容	有効性向上の想定時間	移動時間①	作業②	作業合計時間①+②	作業時間	目標時間に対する適合性	危険有害作業																						
重要事故シナシケンス等	緊急時対応計画の設計 燃料搬出車 に原子炉内 に原子炉内 のシナシケンス 発生時 の対応						-	-																						
	死傷者の 搬入 搬出 搬入 搬出 搬入 搬出						-	-																						
<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> : 本日も説明範囲 </div>																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

作業内容	有効性評価上の作業開始時刻①	有効性評価上の作業終了時刻②	有効性評価上の作業完了時間③	評価結果④
原子炉格納容器「アイム」タンクへ水による汚染源の撤去	1時間	約30時間	約31時間	○
原子炉格納容器「アイム」タンク上室による汚染源の撤去	90分	約45時間	約46時間30分	○
風圧調整機	30分	45分	55分	○
125F 直圧発電機負荷切替 (125F 発電機 5A 及び 3C)	60分	8時間	9時間	○
125F 直圧発電機負荷切替 (125F 発電機)	15分	8時間	8時間15分	○
原子炉格納容器汚染源の清掃	30分	18時間30分	19時間	○
汽機発電機運転設備の清掃	45分	29時間30分	27時間	○
省燃料対策推進の一助 (125F 直圧主制御棒異常検出装置の修理)	25分	14分	25分	○
省燃料対策推進の一助 (125F 直圧主制御棒異常検出装置の修理)	25分	31分	1時間	○
低圧炉心スプレイ系の遮断弁の修理 (修理機材)	30分	11分	40分	○
高圧炉心スプレイ系の遮断弁の修理 (修理機材)	40分	4時間20分	5時間	○
燃料プールの水位調整機 (修理機材)	210分	2時間	5時間30分	○

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※2：室内作業の稼働時間から1.5倍した時間を括弧内に記載している。

※3：重要事故シナリオ発生時に作業開始時刻から1.5倍した時間を括弧内に記載している。

※4：有効性評価上の作業開始時刻から1.5倍した時間を括弧内に記載している。

※5：有効性評価上の作業完了時刻から1.5倍した時間を括弧内に記載している。

第5-4表 屋内作業の成立性評価結果(1/2)

作業内容	有効性評価上の作業開始時刻①	有効性評価上の作業完了時刻②	有効性評価上の作業完了時間③	評価結果④
低圧炉心スプレイ系 (可搬型) 系機械	30分	8分	38分	25分 (30分)
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	40分	6分	46分	38分 (41分)
D系非常用高圧炉心スプレイ系 (可搬型) 系機械	準備：35分 準備：1.5分 操作：5分	9分 (11分)	44分 (46分)	27分 (29分)
C系非常用高圧炉心スプレイ系 (可搬型) 系機械	準備：1.5分 準備：5分	1分 (2分)	16分 (18分)	17分 (18分)
中央制御室換気系機械	40分	5分 (8分)	45分 (48分)	19分 (22分)
中央制御室換気系機械	30分	4分 (6分)	34分 (36分)	10分 (12分)
電源切替機 (注水弁電源切替機)	30分	5分 (8分)	35分 (38分)	8分 (11分)
電源切替機 (炉内電源切替機)	10分	3分 (3分)	13分 (13分)	5分 (6分)
電源切替機 (送水弁電源切替機)	10分	2分 (3分)	12分 (13分)	4分 (5分)
炉内用高圧切替機 (負荷切り離し/炉内用高圧切替機)	30分	4分 (6分)	34分 (36分)	25分 (27分)
原子炉格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	1時間40分	33分 (50分)	2時間13分 (2時間50分)	1時間7分 (1時間24分)
原子炉格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	2時間10分	41分 (1時間2分)	2時間51分 (3時間4分)	1時間19分 (1時間40分)
燃料プールの水位調整機 (修理機材)	30分	8分 (12分)	38分 (44分)	12分 (16分)

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※2：室内作業の稼働時間から1.5倍した時間を括弧内に記載している。

第7-4表 屋内作業の成立性評価結果

第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(1/3)

作業内容	有効性評価上の作業開始時刻①	有効性評価上の作業完了時刻②	有効性評価上の作業完了時間③	評価結果④
2次炉心スプレイ系 (可搬型) 系機械	20分	10分	30分	30分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	10分	34分	44分	39分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	15分	10分	25分	19分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	5分	25分	30分	19分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	30分	10分	40分	19分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	20分	48分	1時間	1時間
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	30分	30分	60分	60分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	30分	10分	40分	40分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	30分	10分	40分	40分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	15分	20分	35分	40分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	35分	10分	45分	40分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	25分	30分	55分	70分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	30分	55分	75分	70分
燃料格納容器「アイム」系 (可搬型) 系機械	20分	55分	75分	70分

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※2：重要事故シナリオ発生時に作業開始時刻から1.5倍した時間を括弧内に記載している。

※3：重要事故シナリオ発生時に作業開始時刻から1.5倍した時間を括弧内に記載している。

：本日ご説明範囲

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<p style="text-align: center;">第5-4表 屋内作業の成立性評価結果（2/2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の作業時間①</th> <th>稼働時間①</th> <th>作業時間②</th> <th>評価結果①+②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既留熱除去系（原注止水モード）から既留熱除去系（原子炉停止時待機モード）への切替え</td> <td>30分</td> <td>4分（6分）</td> <td>1分</td> <td>3分（7分）</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系（原子炉停止時待機モード）系統構成（既留）</td> <td>30分</td> <td>6分（9分）</td> <td>1分</td> <td>7分（10分）</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系（原注止水モード）停止用系統構成（既留）</td> <td>30分</td> <td>6分（9分）</td> <td>1分</td> <td>7分（10分）</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系からの凍はい停止操作（既留操作）</td> <td>1時間30分</td> <td>13分（20分）</td> <td>41分</td> <td>54分（1時間1分）</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系からの凍はい停止準備操作</td> <td>30分</td> <td>5分（8分）</td> <td>1分</td> <td>6分（9分）</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低下調査/確認準備操作</td> <td>50分</td> <td>4分（6分）</td> <td>2分</td> <td>6分（8分）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。 ※2：屋内作業の稼働時間について、凍はい稼働時間から1.5倍した時間を基盤内に記載している。 ※3：屋内作業の稼働時間及び作業時間の記載。</p>	作業内容	有効性評価上の作業時間①	稼働時間①	作業時間②	評価結果①+②	既留熱除去系（原注止水モード）から既留熱除去系（原子炉停止時待機モード）への切替え	30分	4分（6分）	1分	3分（7分）	既留熱除去系（原子炉停止時待機モード）系統構成（既留）	30分	6分（9分）	1分	7分（10分）	既留熱除去系（原注止水モード）停止用系統構成（既留）	30分	6分（9分）	1分	7分（10分）	既留熱除去系からの凍はい停止操作（既留操作）	1時間30分	13分（20分）	41分	54分（1時間1分）	既留熱除去系からの凍はい停止準備操作	30分	5分（8分）	1分	6分（9分）	原子炉水位低下調査/確認準備操作	50分	4分（6分）	2分	6分（8分）	<p style="text-align: center;">第7-4表 屋内作業の成立性評価結果（2/3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の稼働時間①</th> <th>有効性評価上の作業時間②</th> <th>有効性評価上の作業時間③</th> <th>評価結果①+②+③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既留熱除去系ファン駆動 ・蓄電池駆動ファン駆動</td> <td>30分</td> <td>6分</td> <td>80分</td> <td>約85分</td> </tr> <tr> <td>毛管漏れ作業 ・水漏れ作業</td> <td>5分</td> <td>80分</td> <td>85分</td> <td>約85分</td> </tr> <tr> <td>加圧液送給し弁開閉作業 ・加圧液送給し弁開閉作業</td> <td>30分</td> <td>55分</td> <td>1時間25分</td> <td>約3.5時間</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系系統切替 ・原子炉停止時待機モード切替 ・原子炉停止時待機モード切替 ・原子炉停止時待機モード切替</td> <td>1時間</td> <td>25分</td> <td>1時間25分</td> <td>約4.0時間</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系系統切替 ・原子炉停止時待機モード切替</td> <td>30分</td> <td>75分</td> <td>1時間40分</td> <td>300分</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系系統切替 ・不凝気系系統切替</td> <td>30分</td> <td>8時間</td> <td>8時間30分</td> <td>8.3時間</td> </tr> <tr> <td>原注止水モードへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替</td> <td>3時間30分</td> <td>2時間</td> <td>5時間20分</td> <td>約7.4時間</td> </tr> <tr> <td>原注止水モードへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替</td> <td>40分</td> <td>2時間</td> <td>2時間40分</td> <td>約2.7時間</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用ベジットへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替</td> <td>3時間20分</td> <td>7時間30分</td> <td>10時間40分</td> <td>約12.9時間</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用ベジットへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替</td> <td>40分</td> <td>7時間30分</td> <td>8時間10分</td> <td>約8.9時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。 ※2：重要事項シークエンス等により作業開始時刻が異なる場合には開始時刻から作業終了時刻までの時間を記載している。 ※3：重要事項シークエンス等により作業時間が異なる場合には開始時刻から作業終了時刻までの時間を記載している。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">第7-4表 屋内作業の成立性評価結果（2/3）</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">：本日ご説明範囲</p>	作業内容	有効性評価上の稼働時間①	有効性評価上の作業時間②	有効性評価上の作業時間③	評価結果①+②+③	既留熱除去系ファン駆動 ・蓄電池駆動ファン駆動	30分	6分	80分	約85分	毛管漏れ作業 ・水漏れ作業	5分	80分	85分	約85分	加圧液送給し弁開閉作業 ・加圧液送給し弁開閉作業	30分	55分	1時間25分	約3.5時間	既留熱除去系系統切替 ・原子炉停止時待機モード切替 ・原子炉停止時待機モード切替 ・原子炉停止時待機モード切替	1時間	25分	1時間25分	約4.0時間	既留熱除去系系統切替 ・原子炉停止時待機モード切替	30分	75分	1時間40分	300分	既留熱除去系系統切替 ・不凝気系系統切替	30分	8時間	8時間30分	8.3時間	原注止水モードへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替	3時間30分	2時間	5時間20分	約7.4時間	原注止水モードへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替	40分	2時間	2時間40分	約2.7時間	燃料取替用ベジットへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替	3時間20分	7時間30分	10時間40分	約12.9時間	燃料取替用ベジットへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替	40分	7時間30分	8時間10分	約8.9時間	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	有効性評価上の作業時間①	稼働時間①	作業時間②	評価結果①+②																																																																																									
既留熱除去系（原注止水モード）から既留熱除去系（原子炉停止時待機モード）への切替え	30分	4分（6分）	1分	3分（7分）																																																																																									
既留熱除去系（原子炉停止時待機モード）系統構成（既留）	30分	6分（9分）	1分	7分（10分）																																																																																									
既留熱除去系（原注止水モード）停止用系統構成（既留）	30分	6分（9分）	1分	7分（10分）																																																																																									
既留熱除去系からの凍はい停止操作（既留操作）	1時間30分	13分（20分）	41分	54分（1時間1分）																																																																																									
既留熱除去系からの凍はい停止準備操作	30分	5分（8分）	1分	6分（9分）																																																																																									
原子炉水位低下調査/確認準備操作	50分	4分（6分）	2分	6分（8分）																																																																																									
作業内容	有効性評価上の稼働時間①	有効性評価上の作業時間②	有効性評価上の作業時間③	評価結果①+②+③																																																																																									
既留熱除去系ファン駆動 ・蓄電池駆動ファン駆動	30分	6分	80分	約85分																																																																																									
毛管漏れ作業 ・水漏れ作業	5分	80分	85分	約85分																																																																																									
加圧液送給し弁開閉作業 ・加圧液送給し弁開閉作業	30分	55分	1時間25分	約3.5時間																																																																																									
既留熱除去系系統切替 ・原子炉停止時待機モード切替 ・原子炉停止時待機モード切替 ・原子炉停止時待機モード切替	1時間	25分	1時間25分	約4.0時間																																																																																									
既留熱除去系系統切替 ・原子炉停止時待機モード切替	30分	75分	1時間40分	300分																																																																																									
既留熱除去系系統切替 ・不凝気系系統切替	30分	8時間	8時間30分	8.3時間																																																																																									
原注止水モードへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替	3時間30分	2時間	5時間20分	約7.4時間																																																																																									
原注止水モードへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替	40分	2時間	2時間40分	約2.7時間																																																																																									
燃料取替用ベジットへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替	3時間20分	7時間30分	10時間40分	約12.9時間																																																																																									
燃料取替用ベジットへの既留熱除去系（既留） ・既留熱除去系系統切替 ・既留熱除去系系統切替	40分	7時間30分	8時間10分	約8.9時間																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p style="text-align: center;">第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の 想定時間^{※1}</th> <th>有効性評価上の 作業開始時間^{※2}</th> <th>有効性評価上の 作業完了時間^{※3}</th> <th>相違時間^{※4}</th> <th>評価結果 ①+②<③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系構築</td> <td>2時間</td> <td>18時間</td> <td>20時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・可搬式風置計装設（格納容器内自然対流冷却系構築） ・格納容器内自然対流冷却系構築（海水）</td> <td>1時間</td> <td>20時間</td> <td>21時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・A-10注入ポンプへの灌漑管取付（海水） ・格納容器内自然対流冷却系構築（海水）</td> <td>50分</td> <td>21時間45分</td> <td>22時間35分</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉燃料ピットへの注水確保（海水） ・可搬式ホース敷設</td> <td>1時間5分</td> <td>10分</td> <td>1時間15分</td> <td>約1.0日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・A-10注入ポンプへの灌漑管取付（海水） ・通水系構築</td> <td>2時間</td> <td>7時間</td> <td>9時間</td> <td>約68時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・A-10注入ポンプへの灌漑管取付（海水） ・通水系構築</td> <td>50分</td> <td>10時間40分</td> <td>11時間30分</td> <td>約68時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間 ※2：重大事故シナリオ等ごとに作業開始想定時間が異なる場合には初期時間に対する余裕が最長のものを記載している ※3：重大事故シナリオ等ごとに作業完了時間が異なる場合には最長の作業時間を記載している ※4：相違時間</p> <p style="text-align: right;">：本日説明範囲</p>	作業内容	有効性評価上の 想定時間 ^{※1}	有効性評価上の 作業開始時間 ^{※2}	有効性評価上の 作業完了時間 ^{※3}	相違時間 ^{※4}	評価結果 ①+②<③	原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系構築	2時間	18時間	20時間	24時間	○	原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・可搬式風置計装設（格納容器内自然対流冷却系構築） ・格納容器内自然対流冷却系構築（海水）	1時間	20時間	21時間	24時間	○	原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・A-10注入ポンプへの灌漑管取付（海水） ・格納容器内自然対流冷却系構築（海水）	50分	21時間45分	22時間35分	24時間	○	原子炉燃料ピットへの注水確保（海水） ・可搬式ホース敷設	1時間5分	10分	1時間15分	約1.0日	○	原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・A-10注入ポンプへの灌漑管取付（海水） ・通水系構築	2時間	7時間	9時間	約68時間	○	原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・A-10注入ポンプへの灌漑管取付（海水） ・通水系構築	50分	10時間40分	11時間30分	約68時間	○	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	有効性評価上の 想定時間 ^{※1}	有効性評価上の 作業開始時間 ^{※2}	有効性評価上の 作業完了時間 ^{※3}	相違時間 ^{※4}	評価結果 ①+②<③																																								
原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系構築	2時間	18時間	20時間	24時間	○																																								
原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・可搬式風置計装設（格納容器内自然対流冷却系構築） ・格納容器内自然対流冷却系構築（海水）	1時間	20時間	21時間	24時間	○																																								
原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・A-10注入ポンプへの灌漑管取付（海水） ・格納容器内自然対流冷却系構築（海水）	50分	21時間45分	22時間35分	24時間	○																																								
原子炉燃料ピットへの注水確保（海水） ・可搬式ホース敷設	1時間5分	10分	1時間15分	約1.0日	○																																								
原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・A-10注入ポンプへの灌漑管取付（海水） ・通水系構築	2時間	7時間	9時間	約68時間	○																																								
原子炉補機冷却排水系への通水確保（海水） ・A-10注入ポンプへの灌漑管取付（海水） ・通水系構築	50分	10時間40分	11時間30分	約68時間	○																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集</p> <p>発電所構外からの重大事故等対策要員の参集方法、参集ルート、想定参集時間について、補足資料(11)に示す。重大事故等対策要員の大多数は女川町に居住しており、集合場所からの参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始及びゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、6時間以内に参集可能な重大事故等対策要員は250名以上と考えられることから、参集時間の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能である。</p>	<p>6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集</p> <p>発電所構外からの重大事故等に対処する要員の参集方法、参集ルート、想定参集時間について、別紙(22)に示す。重大事故等に対処する要員の大多数は松江市内の半径10km圏内に居住しており、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、約7時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、7時間以内に参集可能な要員は150名以上（発電所員約540名の約3割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員（54名[*]）は、要員参集の目安としている8時間以内に確保可能であることを確認した。</p>	<p>8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集</p> <p>発電所構外からの発電所災害対策要員の参集方法、参集ルート、想定参集時間について、補足資料(10)に示す。発電所災害対策要員の大多数は共和町、泊村及び岩内町の発電所から半径12.5km圏内に居住しており、集合場所からの参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始及びゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、10時間以内に参集可能な要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する発電所災害対策要員（51名[*]）は、要員参集の目安としている12時間以内に確保可能であることを確認した。</p>	<p>【女川及び島根】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、要員参集について補足資料に整理した。(女川と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・泊は集合場所からの参集であることを明記した。(女川と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】地理的 要因の相違 ・泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区に約71%、共和町宮丘地区を除く発電所から半径12.5km圏内の共和町、泊村及び岩内町に約28%の発電所員が居住している。</p> <p>【女川及び島根】要員参集調査結果の相違 ・泊は、大型連休であっても10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。要員参集調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要となる参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。</p> <p>【女川及び島根】参集要員の人数の相違 ・泊は、12時間以内に参集要員51名を確保し発電所対策本部を強化する。参集要員の人数は相違するが、女川及び島根と同様に対</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、大型連休（土日、祝日含む。）においては、あらかじめ参集要員を指名することにより、要員を確実に確保する。</p> <p>また、地震等により車両での移動ができない場合を想定して、徒歩による移動にて1時間を目途に4名、12時間を目途に50名を発電所に参集可能な範囲に確保する。</p> <p>(1) 非常招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常招集するため、「自動呼出システム」、「通信連絡設備」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。</p> <p>発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても参集する。</p>	<p>※：必要な要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>(1) 非常招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等に対処する要員を速やかに非常招集するため、「要員招集システム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集を行う。</p> <p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p>	<p>※：必要な要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>(1) 非常招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる発電所災害対策要員を速やかに非常招集するため、「緊急時の呼び出しシステム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。</p> <p>発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震が発生した場合や発電所前面海域における大津波警報が発表された場合には、社内規程類に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p>	<p>策本部として必要な機能は確保できる。</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は、大型連休においてあらかじめ参集要員を指名する運用とはしないが、要員参集調査の結果から必要な参集要員の人数は確保できることを確認している。（島根と同様）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、前の段落にて、徒歩移動を想定した場合でも12時間以内に参集要員51名を確保することを記載している。</p> <p>【女川及び島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違（女川と同様）</p> <p>【女川及び島根】運用の相違 ・泊は、震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。（伊方、玄海と同様）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、社内規程類に基づき自主的に参集することを記載した。（島根と同様）</p> <p>【女川】記載表現の相違（島根と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合は、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮とする。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合又は徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を配備する。</p>	<p>地震等により、家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）とするが、発電所の状況が確実に入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p> <p>構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に集合した要員は、緊急時対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を各5台配備する。</p>	<p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とする。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を2台配備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】地理的 要因の相違 ・泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区（社宅・寮）に約7割の発電所員が居住していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は、徒歩による参集が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。（島根と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違 （女川と同様）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合に集合場所を経由して発電所に向かうことを記載。（女川と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】名称の相違 【女川】記載方針の相違 ・泊は、集合場所に配備する衛星電話設備（携帯型）の台数を記載した。</p> <p>【島根】運用の相違 ・泊は、発電所対策本部との連絡を取り合うために必要な台数として2台確保している。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①発電所の状況、招集人数、必要な装備（放射線防護服、マスク、線量計等）</p> <p>②招集した要員の確認（人数、体調等）</p> <p>③携行資機材（通信連絡設備、懐中電灯等）</p> <p>④天候、災害情報（道路状況含む。）等</p> <p>⑤参集場所（対策室（事務建屋）、緊急時対策所）</p> <p>(2) 非常招集となる要員 重大事故等対策要員については、発電所員約450名のうち、約340名（平成30年1月時点）が女川町に居住しており、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である。</p>	<p>①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し）、発電所に行くための必要な装備（放射線防護具、マスク、線量計を含む。））</p> <p>②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等、移動する上で有益な情報）</p> <p>③発電所へ移動する人の情報（人数、体調、移動手段（徒歩、車両）、連絡先）</p> <p>(2) 非常招集となる要員 緊急時対策本部（全体体制）については、発電所員約540名のうち、約390名（令和3年3月現在）が松江市内の10km圏内に在住しており、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である。</p>	<p>①発電所の状況、発電所構内の本部要員等の要員数</p> <p>②入構時に携行すべきもの（通信連絡設備、懐中電灯、放射線防護具等）</p> <p>③あらかじめ定められている参集ルートの中から、天候・災害情報及び発電所の状況を踏まえ、開放する門扉及び参集する場所も含めた、適切なルートの選定</p> <p>④集合した要員の状況（集合状況、各班の人数、体調等）</p> <p>⑤入構手段（社有車、自家用車、徒歩等）</p> <p>⑥入構手段、天候、災害情報等からの大まかな到着時間</p> <p>(2) 非常招集となる要員 発電所対策本部（全体体制）については、発電所員約490名のうち、約350名（2021年12月時点）が泊発電所から半径2.5km圏内にある共和町宮丘地区に居住しており、さらに約140名（2021年12月時点）が泊発電所から半径12.5km圏内の共和町（宮丘地区を除く）、泊村及び岩内町に居住していることから、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合場所で入手する情報、TSCとの調整事項等については同等。 <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、状況に応じて参集場所を変更する運用。原災法10条以降又は震度6弱以上の場合は緊急時対策所へ参集することとしている。 ・泊は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制発令後は緊急時対策所へ参集することとしている。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所員数の相違 <p>【女川及び島根】地理的要因の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区に約71%、共和町宮丘地区を除く発電所から半径12.5km圏内の共和町、泊村及び岩内町に約28%の発電所員が居住している。

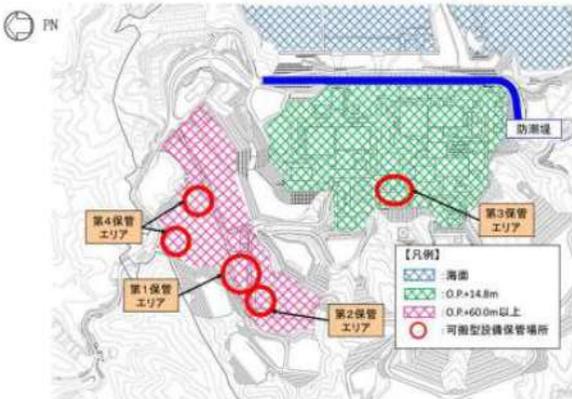
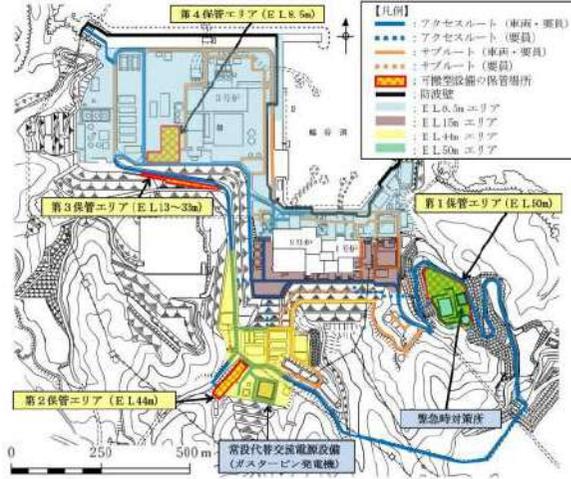
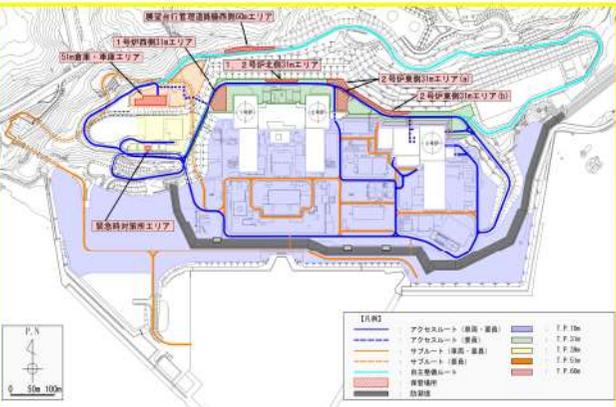
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(1)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所における敷地の特徴について</p> <p>保管場所の設定及び屋外アクセスルートの確保に当たっては、女川原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえた上で、その考え方を整理する必要があることから、発電所の特徴について抽出を行った。</p> <p>女川原子力発電所を設置する敷地は、宮城県牡鹿半島のほぼ中央東部に位置し、三方を山に囲まれ山地と狭小な平地とからなり、敷地の形状は海岸線に直径を持つほぼ半円状の形状であり、敷地全体の広さは約 173 万㎡である。平地は主に、O.P.+14.8m, O.P.+60.0m 以上の高さに分かれている。(第1図参照)</p> <p>このことから、発電所構内の地形の特徴として、「① 高低差が大きいこと」、平地が少なく「② 敷地が狭隘であること」、「③ 周辺斜面が近接していること」が挙げられる。</p> <p>これらの特徴に対して、保管場所の設定及び屋外アクセスルートを確保するに当たり、事前対策を行うことにより対応することとした。</p> <p>1. 「① 高低差が大きいこと」に対する事前対策</p> <p>「① 高低差が大きいこと」に対しては、そのメリットを生かして、基準津波を一定程度超える津波の影響がない、O.P.+60m 以上に 2 セットある可搬型設備のうち少なくとも 1 セット分の保管場所を確保する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(39)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所における敷地の特徴について</p> <p>島根原子力発電所の特徴は以下のとおりであり、これらの特徴を踏まえ、屋外のアクセスルート及び保管場所を設定した。</p> <p>① 標高差があること ② 敷地が狭隘であること ③ 周辺斜面が近接していること</p> <p>1. 「① 標高差があること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図1に示すように、敷地高さは、主に、E L 8.5m, E L 15m, E L 44m, E L 50m に分かれており、この敷地高さを考慮し、第1保管エリアをE L 50m, 第2保管エリアをE L 44m, 第3保管エリアをE L 13~33m, 第4保管エリアをE L 8.5m に設定する。 ・施設護岸にE L 15m の防波壁等を設置することにより、基準津波は敷地（保管場所含む。）に到達しないが、2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは、自主的に第4保管エリア（E L 8.5m）以外の高台に保管場所を確保する。 ・淡水取水場所（E L 44m）及び海水取水場所（E L 8.5m）と接続口（E L 15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（E L 44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリアとの位置的分散を考慮した第3保管エリア（E L 13~33m）に配置する。 ・接続口及び海水取水場所（E L 8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（E L 50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリアとの位置的分散を考慮した第4保管エリア（E L 8.5m）に配置する。 	<p style="text-align: right;">別紙(1)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所における敷地の特徴について</p> <p>泊発電所の特徴は以下のとおりであり、これらの特徴を踏まえ、屋外のアクセスルート及び保管場所を設定した。</p> <p>① 標高差があること ② 敷地が狭隘であること ③ 周辺斜面が近接していること</p> <p>1. 「① 標高差があること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1図に示すように、敷地高さは、主に、T.P. 10m, T.P. 31m, T.P. 39m, T.P. 51m, T.P. 60m に分かれており、この敷地高さを考慮し、保管場所を設定する。 ・施設護岸にT.P. 19.0m の防潮堤を設置することにより、基準津波は敷地（保管場所含む。）に到達しないが、自主的にT.P. 31m 以上の高台に保管場所を確保する。 ・海水取水場所（T.P. 10m）と接続口（T.P. 10m 又は T.P. 33m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、海水取水場所周辺で使用する可搬型設備は、1セットを中央制御室からのアクセス性を考慮した2号炉東側 31m エリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側 31m エリア(a)との位置的分散を考慮した 51m 倉庫・車庫エリアに配置する。 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、島根と同様に、「3.(2). 泊発電所の特徴」に記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・各プラットの相違による対策内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 保管場所の位置と敷地高さ関係</p>	 <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルートと敷地高さ関係</p>	 <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルートと敷地高さ関係</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

2. 「②敷地が狭隘であること」

(1) 保管場所

保管場所における「②敷地が狭隘であること」に対する対策としては、限りある耐震性のある平地を利用することを目的として、設置許可基準規則第五十六条「重大事故等の収束に必要となる水の供給設備」として設置する淡水貯水槽上を保管場所とした。(第2図参照)



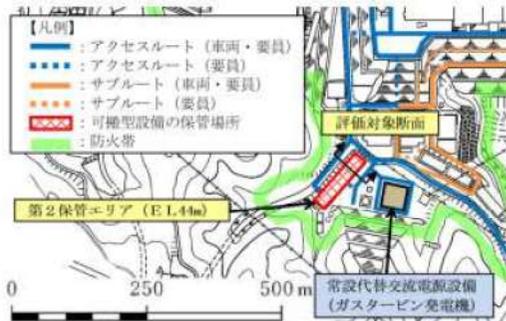
第2図 淡水貯水槽と第2保管エリアの関係

島根原子力発電所2号炉

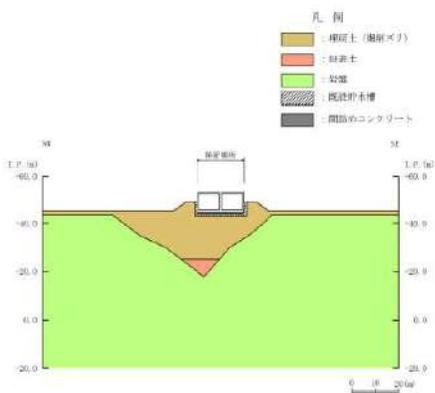
2. 「②敷地が狭隘であること」

(1) 保管場所

敷地が狭隘であり、敷地内の平地部に切土地盤（岩盤）が少ないことから、平地を有効に利用することを目的として、基準地震動 S_s に対して損壊しない設計とする代替淡水源（密閉式貯水槽）である輪谷貯水槽（西1/西2）の上部を第2保管エリアとして設定する。(第2、3図)



第2図 第2保管エリア平面図



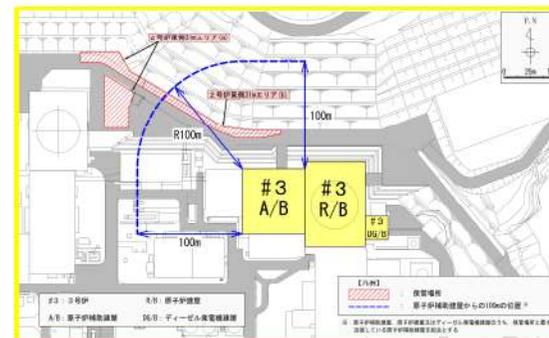
第3図 第2保管エリア 断面図（短辺方向）

泊発電所3号炉

2. 「②敷地が狭隘であること」

(1) 保管場所

敷地が狭隘であることから、敷地内の限りある耐震性を有する平地を有効に利用することを目的として、原子炉建屋等から100m以上離隔していない場所を2号炉東側31mエリア(b)として設定し、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての可搬型設備を配置する。(第2図参照)
 また、敷地T.P.60mエリアは、保管場所からのアクセスルートが基準地震動による被害を受ける可能性があるが、保管場所に限りがあることから、重大事故等時にただちにアクセスする必要のない保守点検による待機除外時のバックアップとしての可搬型設備のみを配置する場所として、展望台行政管理道路脇西側60mエリアを設定する。(第3図参照)



第2図 2号炉東側31mエリア(b)と原子炉建屋等の関係



第3図 展望台行政管理道路脇西側60mエリアと66kV泊支線送電鉄塔の関係

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・各アラートの相違による
 対策内容の相違。

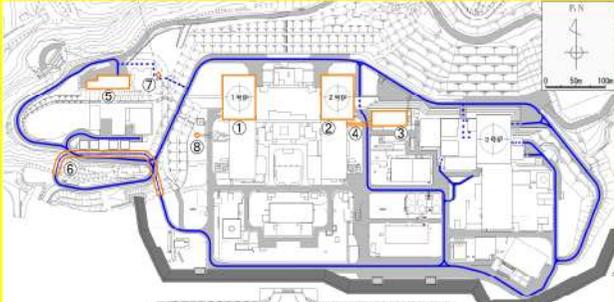
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 屋外アクセスルート</p> <p>屋外アクセスルートにおける「② 敷地が狭隘であること」に対する対策としては、屋外アクセスルートに影響を及ぼすことが考えられる構造物が近接して配置されていることに対する対策が必要と考えられた。</p> <p>このため、地震時に屋外アクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物について、可能な限り以下の対策を実施し、アクセスルートを確保することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上の地下構造物は、H形鋼の敷設により損壊時における仮復旧作業を不要とした。 ・可搬型設備の通行に支障がある段差（許容段差量 15cm 以上）の発生が予想される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策を実施し、仮復旧作業を不要とした。 ・地上式である2号炉軽油タンクは地下埋設化することにより火災影響を排除した。 ・3号炉海水ポンプ室門型クレーンは損壊により可搬型設備の運搬に必要な幅員確保が困難と想定されることから、門型クレーンの耐震評価を実施し、基準地震動 S_s により倒壊しない設計とする。 	<p>(2) 屋外のアクセスルート</p> <p>敷地が狭隘であることに対して、屋外のアクセスルートに影響を及ぼすと考えられる構造物が近接しており、近傍に迂回が可能なアクセスルートが少ないことから、対策が必要と考えられる。</p> <p>このため、地震時に屋外のアクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物については、以下の対策を実施し、アクセスルートを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺構造物^{※1}については、損壊・倒壊により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動 S_s に対して損壊・倒壊しない設計とする。(第4図) ・可搬型設備の通行に支障のある段差（15cm 以上）の発生が想定される箇所について、迂回せずに通行できるよう、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行う設計とする。(第5図) <p>※1：耐震評価対象の周辺構造物 通信用無線鉄塔、66kV鹿島支線No. 2-1鉄塔、220kV第二島根原子力幹線No. 1鉄塔、220kV第二島根原子力幹線No. 2鉄塔、第2-66kV開閉所屋外鉄構、2号炉開閉所防護壁、防火壁、補助消火水槽、第2予備変圧器、重油移送配管、重油タンク (No. 1, 2, 3) の溢水防止壁、第二輪谷トンネル、連絡通路</p>	<p>(2) 屋外のアクセスルート</p> <p>敷地が狭隘であることに対して、屋外のアクセスルートに影響を及ぼすと考えられる構造物が近接しており、近傍に迂回が可能なアクセスルートが少ないことから、対策が必要と考えられる。</p> <p>このため、地震時に屋外のアクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物については、以下の対策を実施し、アクセスルートを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺構造物^{※1}については、倒壊及び外装材の脱落により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動に対して倒壊及び外装材が脱落しない設計とする。 ・可搬型設備の通行に支障のある段差（15cm 以上）の発生が想定される箇所について、迂回せずに通行できるよう、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行う設計とする。(第5図及び第6図参照) ・アクセスルート上の地中埋設構造物等は、H形鋼の敷設により損壊時における仮復旧作業を不要とした。(第7図参照) <p>※1：耐震評価対象の周辺構造物 1号炉原子炉建屋、2号炉原子炉建屋、総合管理事務所、1号及び2号炉連絡通路、51m倉庫・車庫、アクセスルートトンネル、66kV泊支線No. 6鉄塔、66kV泊支線No. 7鉄塔</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの相違による対策内容の相違。 【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの相違による対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・各プラントの相違による対策内容の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・各プラントの相違による対策内容の相違。</p>

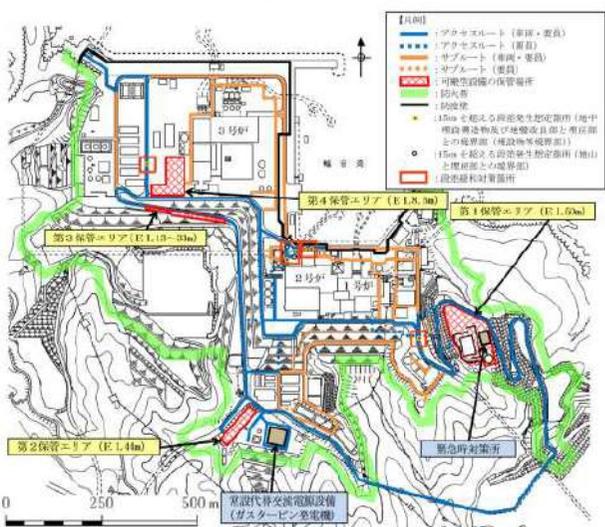
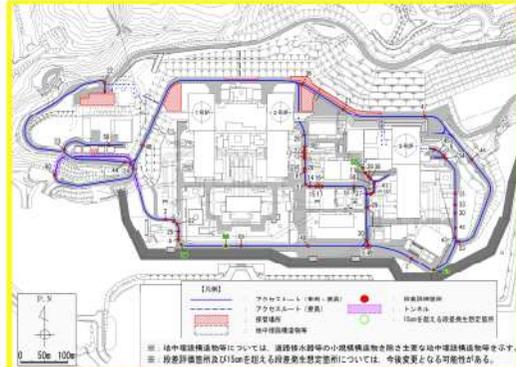
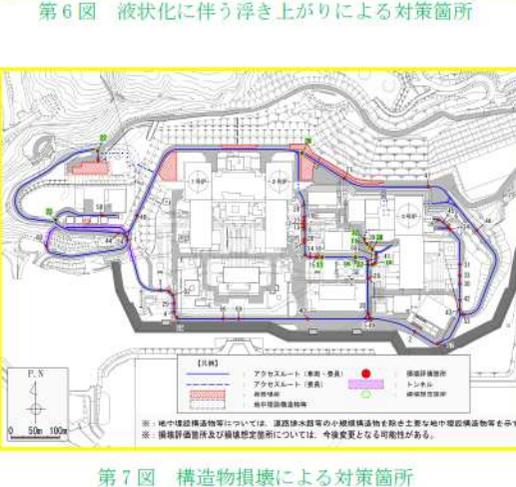
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<div data-bbox="723 204 1303 890" style="border: 1px solid black; height: 430px; width: 259px;"></div> <p data-bbox="824 922 1209 951" style="text-align: center;">第4図 耐震評価対象の周辺構造物の配置</p> <div data-bbox="723 997 1317 1038" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1341 493 1964 890" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <table border="1" data-bbox="1361 810 1765 880" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 1号炉原子炉建屋</td> <td>⑤ 51m倉庫・車庫</td> </tr> <tr> <td>② 2号炉原子炉建屋</td> <td>⑥ アクセスルートトンネル</td> </tr> <tr> <td>③ 総合管理事務所</td> <td>⑦ 66kV泊支線No.6鉄塔</td> </tr> <tr> <td>④ 1号及び2号炉連絡通路</td> <td>⑧ 66kV泊支線No.7鉄塔</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"> ①②③④ アクセスルート 運送 車庫 ⑤⑥ アクセスルート 運送 車庫 ⑦⑧ 耐震評価対象 </p> </div> <p data-bbox="1451 922 1836 951" style="text-align: center;">第4図 耐震評価対象の周辺構造物の配置</p>	① 1号炉原子炉建屋	⑤ 51m倉庫・車庫	② 2号炉原子炉建屋	⑥ アクセスルートトンネル	③ 総合管理事務所	⑦ 66kV泊支線No.6鉄塔	④ 1号及び2号炉連絡通路	⑧ 66kV泊支線No.7鉄塔	<p data-bbox="1982 922 2161 951">【島根】記載表現の相違</p>
① 1号炉原子炉建屋	⑤ 51m倉庫・車庫										
② 2号炉原子炉建屋	⑥ アクセスルートトンネル										
③ 総合管理事務所	⑦ 66kV泊支線No.6鉄塔										
④ 1号及び2号炉連絡通路	⑧ 66kV泊支線No.7鉄塔										

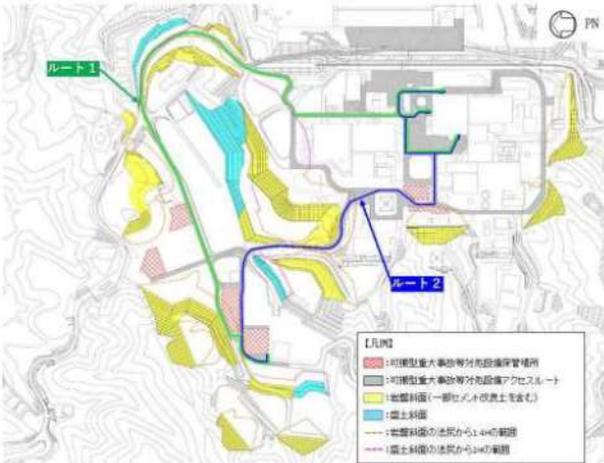
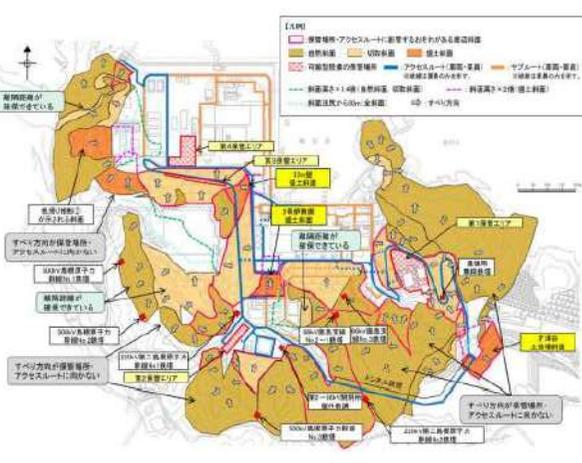
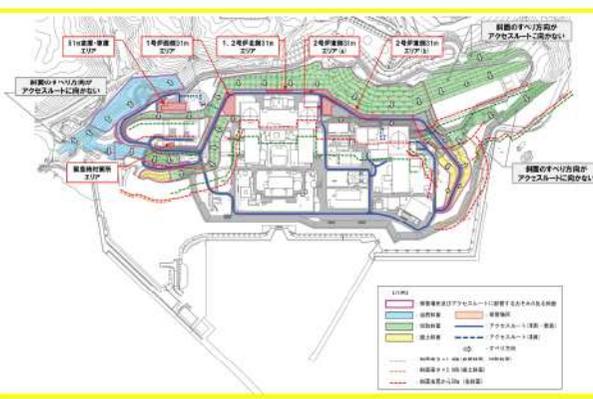
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3図 不等沈下による対策箇所（補強材敷設）（1 / 2）</p>	 <p>第5図 段差緩和対策箇所（沈下量評価結果）</p>	 <p>第5図 不等沈下による対策箇所</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
 <p>第3図 不等沈下による対策箇所（補強材敷設）（2 / 2）</p>		 <p>第6図 液状化に伴う浮き上がりによる対策箇所</p>	
 <p>第4図 地下構造物の損壊による対策箇所（H形鋼敷設）</p>		 <p>第7図 構造物損壊による対策箇所</p>	

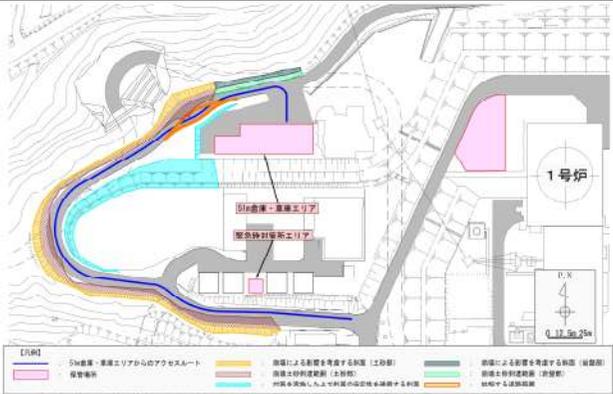
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 「③ 周辺斜面が近接していること」に対する事前対策</p> <p>(1) 保管場所 保管場所における「③ 周辺斜面が近接していること」に対する対策としては、敷地を造成の上、周辺斜面の崩壊土砂の影響を受けない位置に保管場所を設定した。 また、一部隔離が確保できない斜面に対しては安定性評価を実施し、斜面の安定性を確認した。</p> <p>(2) 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートにおける「③ 周辺斜面が近接していること」に対する対策としては、屋外アクセスルートが周辺斜面の崩壊による土砂の影響を受けないよう、又は敷地下斜面のすべりによって屋外アクセスルートが影響を受けないように新たに道路を新設するとともに、敷地を造成の上、可搬型設備の運搬に必要な幅員が確保できるようにした。 また、一部隔離が確保できない斜面に対しては安定性評価を実施し、斜面の安定性を確認した。</p>  <p>第5図 周辺斜面等の状況</p>	<p>3. 「③周辺斜面が近接していること」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及び屋外のアクセスルートに対して周辺斜面が近接しているが、設定した保管場所の周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり並びに、屋外のアクセスルートの周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりについて、保管場所及び屋外のアクセスルートが法尻からの離隔距離があること（斜面が崩壊しても影響しない）、若しくは基準地震動S_sによるすべり安定性評価を実施し問題ないことを確認する。（第6図）  <p>第6図 保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>	<p>3. 「③周辺斜面が近接していること」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及び屋外のアクセスルートに対して周辺斜面が近接しているが、設定した保管場所の周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり並びに、屋外のアクセスルートの周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりについて、保管場所及び屋外のアクセスルートが法尻からの離隔距離があること（斜面が崩壊しても影響しない）、若しくは基準地震動によるすべり安定性評価を実施し問題ないことを確認する。（第8図参照） ただし、51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートについては、万一、ルートが通行不能となった場合に迂回することができないことから、周辺斜面については崩壊するものと想定し、可搬型設備の運搬に必要な道路幅が確保されること（斜面が崩壊しても影響しない）、また、敷地下斜面については土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動による地震応答解析により斜面が崩壊しないことを確認する。（第9図参照）  <p>第8図 保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・各アクトの相違による対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1400 550 1892 598">第9図 5m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p data-bbox="1982 143 2150 311">【女川及び島根】 ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。</p>

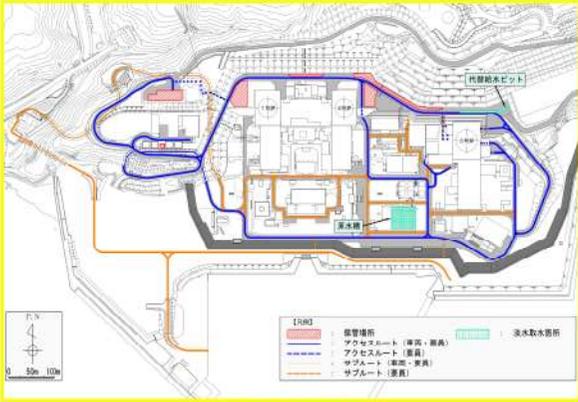
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>別紙(2)</p> <p>海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて</p>	<p>別紙(3)</p> <p>淡水及び海水の取水場所について</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所を以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所</p> <p>淡水取水場所は、第1図に示す防波壁の内側の2箇所の貯水槽となる。</p> <p>①輪谷貯水槽（西1） ②輪谷貯水槽（西2）</p> <p>また、輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）以外に、敷地内で利用可能な淡水取水場所を第2図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 淡水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="712 831 1319 1128"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）</td> <td>代替淡水源（措置）</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>純水タンク（A）、（B）</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1号ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>2号ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>非常用ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	代替淡水源（措置）	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	不要	純水タンク（A）、（B）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	1号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	2号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	非常用ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	<p>別紙(2)</p> <p>淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所並びにホース敷設ルートを以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所</p> <p>敷地内で利用可能な淡水取水場所を第1図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 淡水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="1346 850 1953 1050"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替給水ビット</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>原水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	代替給水ビット	自主対策設備	防潮堤内側	無	アクセスルート	不要	原水槽	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要	<p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は淡水取水箇所について「補足資料(4)」に記載。 【島根】記載箇所の相違 ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載。 【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による淡水取水箇所の相違。</p>
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																										
輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	代替淡水源（措置）	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																										
輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	不要																																																										
純水タンク（A）、（B）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
1号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
2号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
非常用ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																										
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																										
代替給水ビット	自主対策設備	防潮堤内側	無	アクセスルート	不要																																																										
原水槽	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>以下に、淡水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 代替給水ピット</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替給水ピットまでは、第2図の赤線に示すアクセスルートを用いて寄り付くものとする。 アクセスルート脇に位置していることから、地震時においても仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>(2) 原水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 原水槽までは、第3図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 地震時においては、段差（15cm以上）の発生が想定されるため、車両が通行することが困難な見込みである。  <p>第1図 淡水取水場所</p>  <p>第2図 代替給水ピット</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は淡水取水場所の特徴を整理。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 海水取水ポイント及び取水方法</p> <p>(1)海水取水ポイント</p> <p>海水取水ポイントとして、2号炉取水口及び2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアを選択し、各々から取水可能なよう手順を整備しており、仮に漂流物により1つの取水ポイントが影響を受けることがあっても、他方から取水が可能である。</p> <p>なお、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアと2号炉取水口がどちらも使用可能である場合は、接続口に近い2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアを優先して使用する。</p> <p>また、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアと2号炉取水口が大型航空機落下の影響を受けた場合を想定し、同時に機能喪失した場合は、3号炉取水口、1号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、3号炉海水ポンプ室スクリーンエリアより海水を取水することで対応可能である。</p>	<p>2. 海水取水場所</p> <p>海水取水場所は、第1図に示すとおり防波壁内側の非常用取水設備（2号炉取水槽）*に確保している。</p> <p>※：ポンプ投入口：9個</p> <p>また、非常用取水設備（2号炉取水槽）以外に、敷地内で利用可能な海水取水場所を第2図に、海水取水場所の確保状況を第2表に示す。</p> <p>この中で、防波壁内側に位置する「3号炉取水管点検立坑」については、更なる対策として基準地震動Ssで必要な機能を確保できる設計とするが、非常用取水設備（2号炉取水槽）のバックアップとして、引き続き、「自主対策設備」として設定する。</p> <p>なお、「3号炉取水管点検立坑」までのルートは、サブルートとして位置付ける。</p>	<div data-bbox="1357 165 1939 603" style="border: 2px solid black; height: 274px; width: 260px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">第3図 原水槽</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>2. 海水取水場所</p> <p>海水取水場所は、第4図に示すとおり防潮堤内側の3号炉取水ビットスクリーン室*に確保している。</p> <p>※：ポンプ投入口：8個</p> <p>また、3号炉取水ビットスクリーン室以外に、敷地内で利用可能な海水取水場所を第4図に、海水取水場所の確保状況を第2表に示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違。</p>

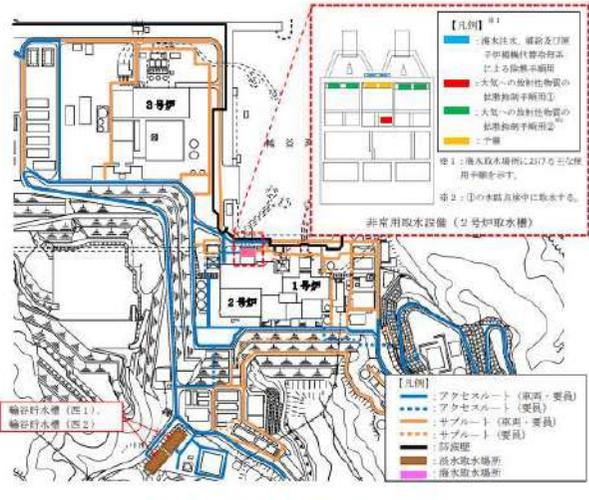
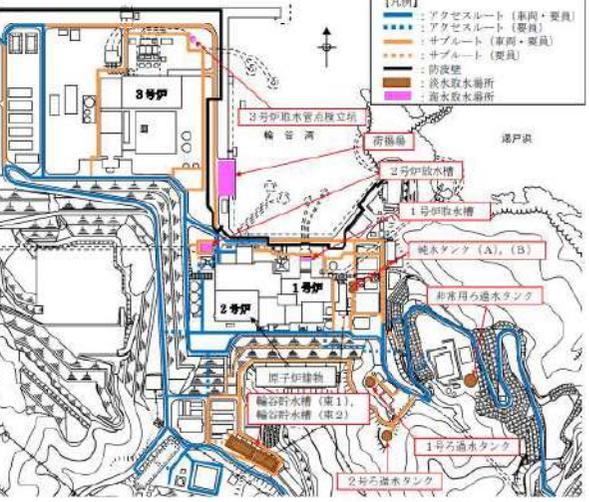
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																		
	<p style="text-align: center;">第2表 海水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="712 164 1319 424"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用取水設備（2号炉取水槽）</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>2号炉放水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>1号炉放水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>荷揚場</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3号炉取水管点検立坑</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、非常用取水設備（2号炉取水槽）以外の海水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 2号炉放水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3図のとおりアクセスルート脇に位置していることから、地震時においても仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>(2) 1号炉取水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4図に示すルートは、補足（17）の1、2号炉北側のサブルート^①の成立性検討結果より、重量物の転倒・落下や、複数の建物の倒壊影響範囲が重畳すると想定されるため、要員又は車両が通行することが困難な見込みである。 <p>(3) 荷揚場</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5図に示すルートを用いて寄り付く場合は、防波壁通路防波扉の開作業^②及び段差復旧作業が必要となる。 なお、防波壁通路防波扉の運用については、補足（8）に示す。 ※：電動で約10分、人力で約30分を要する。 <p>(4) 3号炉取水管点検立坑</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用取水設備（2号炉取水槽）と比較して、2号炉原子炉建物から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及びホース敷設に時間を要する。 3号炉取水管点検立坑までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 <p>[サブルートの設置状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備が通行するのに必要な幅員を確保する。 防波壁内側に確保する。 地震による建造物の倒壊影響範囲を考慮する。 地震により段差等が発生するおそれがある。 	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	非常用取水設備（2号炉取水槽）	重大事故等対応設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	2号炉放水槽	自主対策設備	防波壁内側	無	アクセスルート	不要	1号炉放水槽	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要	荷揚場	自主対策設備	防波壁外側	無	サブルート	要	3号炉取水管点検立坑	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要	<p style="text-align: center;">第2表 海水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="1346 177 1953 475"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>1号及び2号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3号炉取水口</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1号及び2号炉取水口</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、3号炉取水ビットスクリーン室以外の海水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 1号及び2号炉取水ビットスクリーン室</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号炉取水ビットスクリーン室までは、第5図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 地震時においては、複数の建物の倒壊影響が想定されるため、可搬型設備等が通行することが困難な見込みである。 <p>(2) 3号炉取水口</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号炉取水口までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 3号炉取水ビットスクリーン室と比較して、3号炉原子炉建屋から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及び可搬型ホース敷設に時間を要する。 <p>(3) 1号及び2号炉取水口</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号炉取水口までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 3号炉取水ビットスクリーン室と比較して、3号炉原子炉建屋から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及び可搬型ホース敷設に時間を要する。 	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	3号炉取水ビットスクリーン室	重大事故等対応設備	防潮堤内側	有	アクセスルート	不要	1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要	3号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要	1号及び2号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による海水取水箇所の相違。</p>
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																																
非常用取水設備（2号炉取水槽）	重大事故等対応設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																																
2号炉放水槽	自主対策設備	防波壁内側	無	アクセスルート	不要																																																																
1号炉放水槽	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要																																																																
荷揚場	自主対策設備	防波壁外側	無	サブルート	要																																																																
3号炉取水管点検立坑	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要																																																																
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																																
3号炉取水ビットスクリーン室	重大事故等対応設備	防潮堤内側	有	アクセスルート	不要																																																																
1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要																																																																
3号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要																																																																
1号及び2号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：取水ポイント □：代替取水ポイント 	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●：アクセスルート（車両・要員） ■：アクセスルート（要員） ●：サブルート（車両・要員） ●：サブルート（要員） ■：防波壁 ■：淡水取水場所 ■：海水取水場所 	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：海水取水場所 	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による海水取水箇所の相違。 【島根】記載箇所の相違 ・泊は第1図に淡水取水場所を記載。</p>
<p>第1図 海水取水ポイント位置関係図</p>	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●：アクセスルート（車両・要員） ■：アクセスルート（要員） ●：サブルート（車両・要員） ●：サブルート（要員） ■：防波壁 ■：淡水取水場所 ■：海水取水場所 <p>第1図 淡水及び海水取水場所</p> <p>第2図 その他の淡水及び海水取水場所</p>	<p>第4図 海水取水場所</p>	

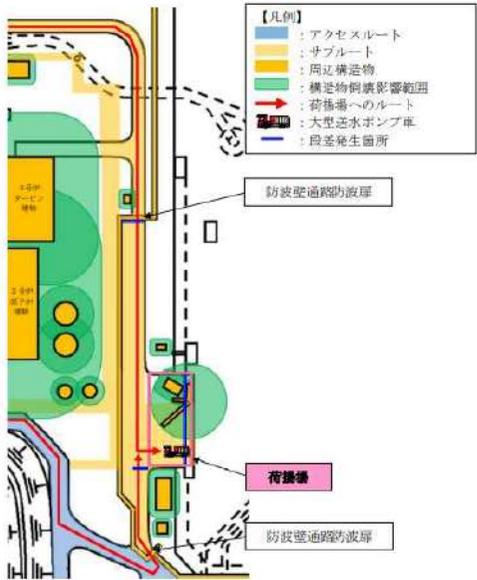
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="734 159 1008 311"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ：アクセスルート ：サブルート ：周辺構造物 ：構造物倒壊影響範囲 ：2号炉放水槽へのルート ：大型送水ポンプ車 </div> <div data-bbox="734 311 1299 702"> </div> <div data-bbox="913 718 1120 746"> <p>第3図 2号炉放水槽</p> </div> <div data-bbox="734 766 1008 917"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ：アクセスルート ：サブルート ：周辺構造物 ：構造物倒壊影響範囲 ：1号炉取水槽へのルート ：大型送水ポンプ車 </div> <div data-bbox="734 917 1299 1396"> </div> <div data-bbox="913 1412 1120 1444"> <p>第4図 1号炉取水槽</p> </div>	<div data-bbox="1355 191 1937 574"> </div> <div data-bbox="1422 574 1870 603"> <p>第5図 1号及び2号炉取水ピットスクリーン室</p> </div> <div data-bbox="1355 614 1937 654"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div> <div data-bbox="1332 694 1960 957"> </div> <div data-bbox="1422 957 1870 986"> <p>第6図 1号及び2号炉取水口及び3号炉取水口</p> </div> <div data-bbox="1355 1013 1937 1053"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違。</p>

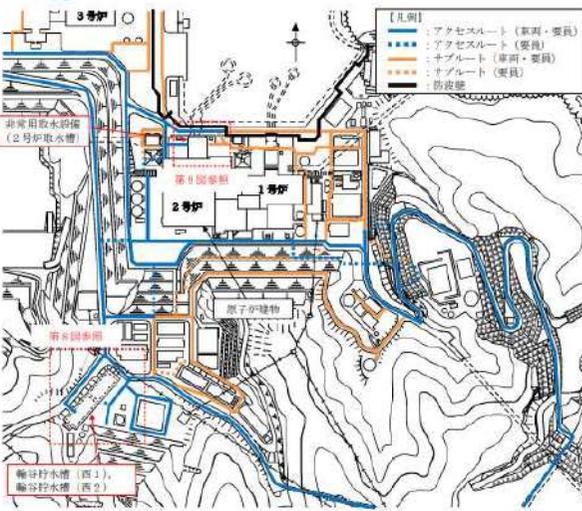
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="945 778 1088 802">第5図 荷揚場</p>	 <p data-bbox="878 1422 1160 1445">第6図 3号炉取水管点検立坑</p>	<p data-bbox="1977 145 2107 165">【女川及び島根】</p> <p data-bbox="1977 172 2096 193">記載内容の相違</p> <p data-bbox="1977 199 2157 248">・プラントの相違による 海水取水箇所の相違</p>

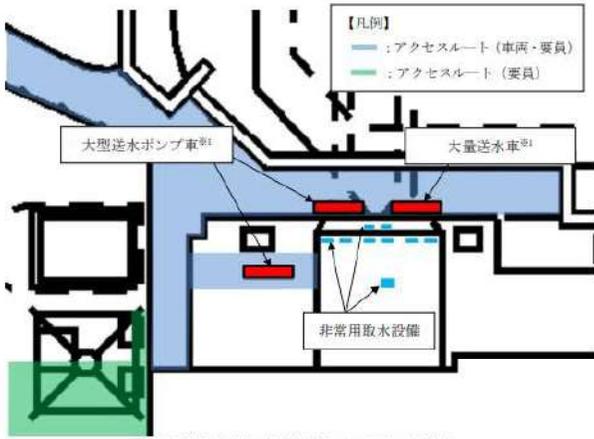
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 淡水及び海水取水時の可搬型設備の配置</p> <p>淡水及び海水取水時の可搬型設備の配置イメージ図を第7図～第9図に示す。</p> <p>可搬型設備は基準地震動Ssの影響を受けない箇所に配置が可能である。</p>  <p>第7図 淡水及び海水取水場所 一覧</p>  <p>第8図 輸谷貯水槽（西1）及び輸谷貯水槽（西2）から取水する時の可搬型設備の配置イメージ</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・可搬型設備の配置場所については、「3. ホース敷設ルート」に示す。</p>

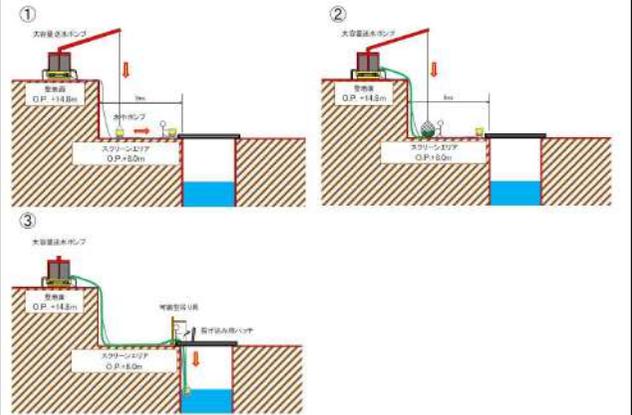
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）及びその周辺は、地震時の被害事象（周辺構造物の損壊、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の評価により、影響を受けないエリアが確保可能であるため、任意の場所に可搬型設備を配置することが可能である。</p>  <p>※1: 配置場所は今後の検討結果等により変更の可能性有。</p> <p>第9図 非常用取水設備から取水する時の可搬型設備の配置イメージ</p> <p>非常用取水設備の周辺は、地震時の被害事象（周辺構造物の損壊、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の評価により、通行に支障のある段差の発生が予想される箇所が確認されたが、あらかじめ段差緩和対策を行うことにより、影響を受けないエリアが確保可能であるため、任意の場所に可搬型設備を配置することが可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・可搬型設備の配置場所については、「3. ホース敷設ルート」に示す。</p>

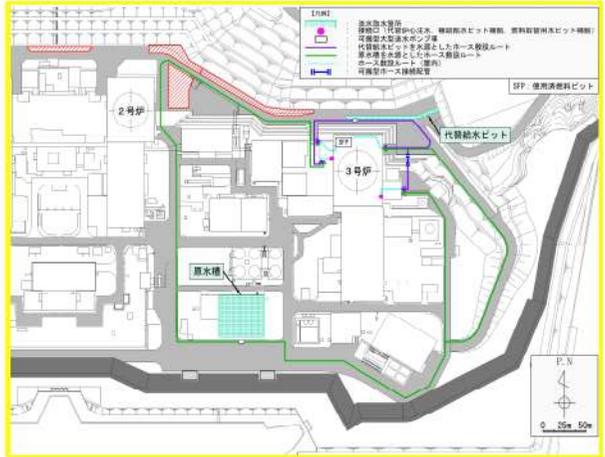
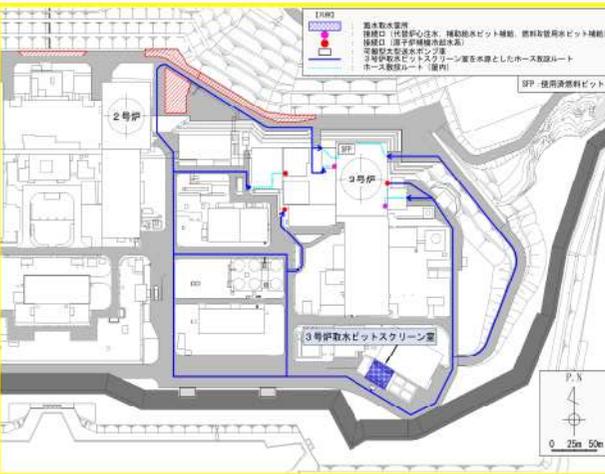
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(2)海水取水方法</p> <p>2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアからの海水取水方法について、以下に示す。</p> <p>津波による影響については、津波により浸水することが考えられるが、取水路を通した湧き上がりによるものであることから、大きな波力は生じないと考えられる。2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアには作業の支障になるような構造物はないことから作業性や海水取水に影響はない。</p> <p>また、海水取水のための作業については津波によるスクリーンエリア浸水より 10 時間経過後であっても問題ないことから浸水した水が取水路を通して排水された後に実施する。</p> <p>①防潮壁のゲートから大容量送水ポンプを防潮壁内に進入させスクリーンエリア付近 (0. P. +14. 8m) に寄せ付ける。その後、水中ポンプを大容量送水ポンプ付属のクレーンでスクリーンエリアに降ろし、投入箇所付近まで人力で運搬する。</p> <p>②大容量送水ポンプに接続したホースをスクリーンエリアまで人力で降ろした後、スクリーンエリアに敷設する分のホースを大容量送水ポンプ付属のクレーンで吊り降ろす。</p> <p>③水中ポンプとホースを接続し、水中ポンプを投げ込み用ハッチから可搬型の吊り具により海面に吊り下ろす。</p> <p>なお、スクリーンエリアの 0. P. +8. 0m への移動については昇降階段を使用する。</p>  <p>第 2 図 スクリーンエリアにおける水中ポンプ吊降ろし作業イメージ</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・女川は海水取水方法を明確化している。</p>

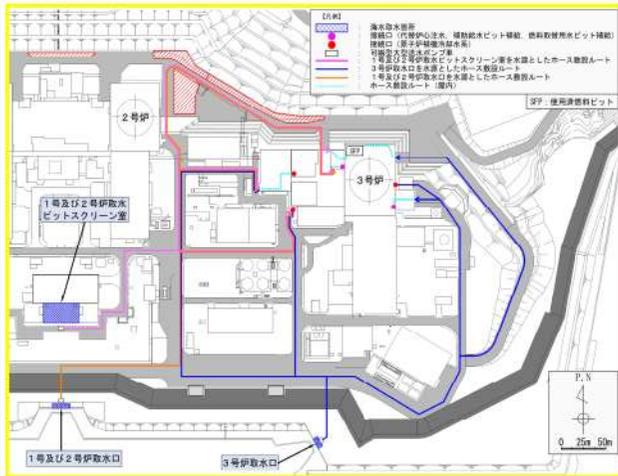
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 海水取水ホース敷設ルート</p> <p>(1) ホース敷設ルート</p> <p>2号炉取水口及び2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアからの海水取水ホースの敷設ルートについて第3図に示す。</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取水ポイント 代替取水ポイント 接続口(除熱) 原子炉補機代替冷却水系(海水送水)ホース敷設ルート1 原子炉補機代替冷却水系(海水排水)ホース敷設ルート1 原子炉補機代替冷却水系(海水送水)ホース敷設ルート2 原子炉補機代替冷却水系(海水排水)ホース敷設ルート2 (破線は建屋否則接続口使用時を示す) 熱交換器ユニット 大容量送水ポンプ 原子炉補機代替冷却水系海水排水エリア 可搬型重大事故等対応設備アクセスルート <p>第3図 原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルート図</p>		<p>3. ホース敷設ルート</p> <p>(1) 淡水取水ホース敷設ルート</p> <p>淡水取水場所からのホースの敷設ルートについて第7図に示す。</p>  <p>第7図 淡水取水ホースの敷設ルート図</p> <p>(2) 海水取水ホース敷設ルート</p> <p>海水取水場所からのホース敷設ルートについて第8図に示す。</p>  <p>第8図 海水取水ホースの敷設ルート図(1/2)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違によるホース敷設ルートの相違。 【島根】記載箇所の相違 ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載している。

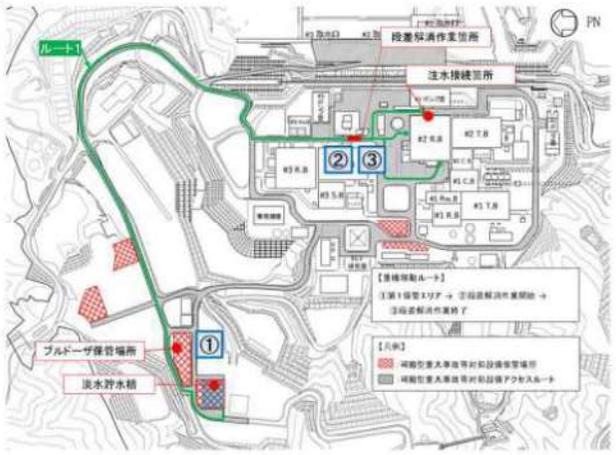
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1444 662 1854 689">第8図 海水取水ホースの敷設ルート図(2/2)</p>	<p data-bbox="1982 143 2161 247">【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による ホース敷設ルートの 相違。</p> <p data-bbox="1982 255 2161 399">【島根】記載箇所の相違 ・島根はホース敷設ルート について「補足資料 (10)」に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(2)海水取水ルートでの復旧時間評価</p> <p>海水取水ルート確保について、復旧により時間を要する2号炉取水口から取水する場合を想定しても、重要事故シーケンスの制限時間が最も短い時間内に原子炉補機代替冷却水系の設置準備が完了することを確認する。</p> <p>a. 復旧ルート（除熱）</p> <p>復旧するルートは復旧時間の最も長い組合せである、注水ルート1のルート1（第4図参照）復旧後、原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルート（第5図参照）を復旧する場合の時間を評価する。</p> <p>なお、アクセスルート復旧方法や条件については、ルート1及びルート2の復旧方法及び条件と同様とする。（添付資料 1.0.2-102 参照）</p>  <p>第4図 注水ルート（ルート1）</p>			<p>【女川】対応方針の相違</p> <p>・泊は、島根と同様に復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：取水ポイント ■：代替取水ポイント ○：接続口(除熱) —：原子伊補機代替冷却水系(海水送水)ホース敷設ルート —：原子伊補機代替冷却水系(海水排水)ホース敷設ルート ■：熱交換器ユニット ■：大容量送水ポンプ □：原子伊補機代替冷却水系海水排水エリア →：重機移動ルート ■：可搬型重大事故等対応設備アクセセルート ■：構想検討構造物 ■：構想影響範囲 <p>第5図 除熱復旧ルート</p>			<p>【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>b. 除熱ルート復旧時間評価結果</p> <p>原子炉補機代替冷却水系のホース敷設ルートの復旧については第1表のとおり213分（3.6時間）にて復旧が可能であることから、原子炉補機代替冷却水系準備制限時間の24.0時間までに熱交換器ユニットを設置できることを確認した（有効性評価上は3.6時間を4時間として評価する。）。</p> <p>なお、タイムチャートについては添付資料1.0.2-110参照。</p> <p>第1表 原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルートの復旧時間評価結果</p> <table border="1" data-bbox="85 430 689 746"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離 [約m]</th> <th>評価項目</th> <th>所要時間 [分]</th> <th>累積時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①→②</td> <td>410</td> <td>重機移動</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②→③</td> <td rowspan="2">50</td> <td>分解作業 (3号給排水処理建屋)</td> <td>144</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>がれき撤去作業 (3号給排水処理建屋)</td> <td>10</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③→④</td> <td rowspan="2">350</td> <td>重機移動</td> <td>3</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>段差解消</td> <td>51</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]	①→②	410	重機移動	5	5	②→③	50	分解作業 (3号給排水処理建屋)	144	149	がれき撤去作業 (3号給排水処理建屋)	10	159	③→④	350	重機移動	3	162	段差解消	51	213			<p>【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p>
区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]																									
①→②	410	重機移動	5	5																									
②→③	50	分解作業 (3号給排水処理建屋)	144	149																									
		がれき撤去作業 (3号給排水処理建屋)	10	159																									
③→④	350	重機移動	3	162																									
		段差解消	51	213																									

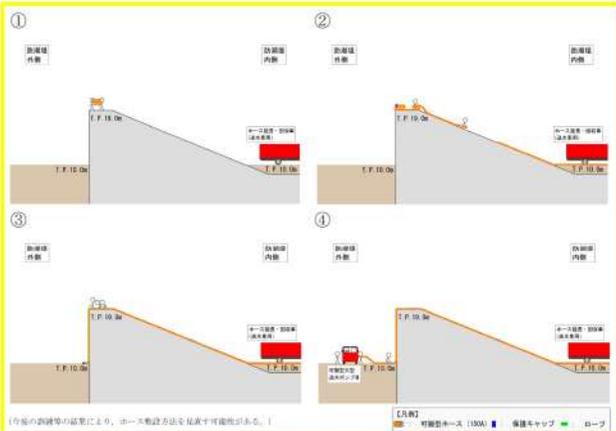
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p>4. ホース敷設方法</p> <p>(1) 2号炉脇の法面箇所</p> <p>2号炉脇の法面箇所における可搬型ホース（150A）の敷設方法について、以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法面付近（T.P. 31.0m）にホース延長・回収車（送水車用）を寄せ付け、2号炉脇の法面に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。 ② ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、2号炉脇の法面に人力で可搬型ホースを敷設する。 ③ 法面付近（T.P. 10.0m）にホース延長・回収車（送水車用）を寄せ付け、可搬型ホースを降ろし、法面に敷設された可搬型ホースと接続する。 <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、法面上に設置された固定梯子を使用し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p> <div data-bbox="1361 635 1939 1066" style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <p>① ② ③</p> <p>【凡例】 ■ 可搬型ホース（150A） ■ 保護キャップ ■ ロープ</p> <p><small>（今後の設備等の状況により、ホース敷設方法が変更される可能性があります。）</small></p> </div>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は2号炉脇の法面箇所、防潮堤を越える箇所のホース敷設方法について明確化している。</p>
		<p>第9図 2号炉脇の法面箇所におけるホース敷設（150A）の作業イメージ</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

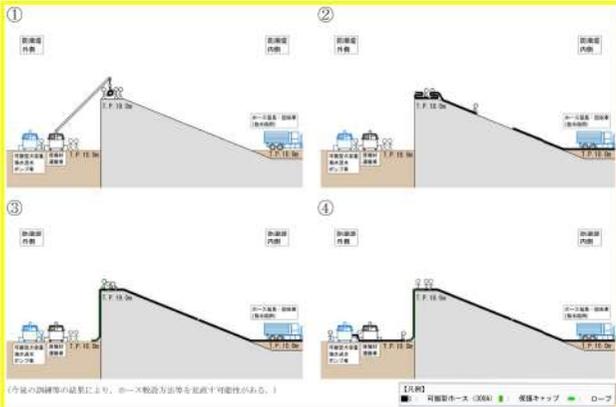
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 防潮堤を越える箇所 防潮堤を越える箇所における可搬型ホース（150A及び300A）の敷設方法について、以下に示す。</p> <p>(a) 可搬型ホース（150A）を敷設する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防潮堤内側（T.P.10.0m）にホース延長・回収車（送水車用）を寄せ付け、防潮堤を越える箇所に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。その後、人力で可搬型ホースを防潮堤天端（T.P.19.0m）まで運搬する。 ② 防潮堤内側の傾斜部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ③ ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、防潮堤外側の垂直部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ④ 防潮堤外側（T.P.10.0m）に可搬型大型送水ポンプ車を寄せ付け、可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホースを接続する。 <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、防潮堤外側に移動梯子を設置し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p>  <p>【注釈】 ①～④：可搬型ホース（150A） ■ 保護キャップ ● ロープ</p>	

第10図 防潮堤を越える箇所におけるホース敷設（150A）の作業イメージ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

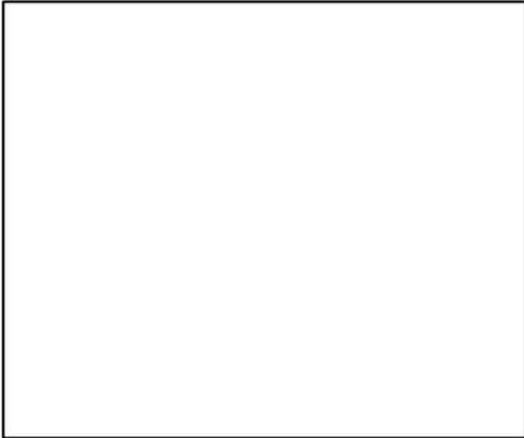
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由				
		<p>(b) 可搬型ホース (300A) を敷設する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防潮堤外側 (T.P. 10.0m) に可搬型大容量海水送水ポンプ車及び資機材運搬車を寄せ付け、防潮堤を越える箇所に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。その後、資機材運搬車に付属のクレーンを用いて、防潮堤天端 (T.P. 19.0m) に可搬型ホースを吊り上げる。 ② 防潮堤内側の傾斜部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ③ ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、防潮堤外側の垂直部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ④ 可搬型大容量海水送水ポンプ車と可搬型ホースを接続する。資機材運搬車の配備イメージを第3表に示す。 <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、防潮堤外側に移動梯子を設置し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p>  <p>第11図 防潮堤を越える箇所におけるホース敷設 (300A) の作業イメージ</p> <p>第3表 資機材運搬車の配備イメージ</p> <table border="1" data-bbox="1344 1157 1960 1380"> <thead> <tr> <th>仕様</th> <th>配備イメージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 車両総重量：8t～15t クレーン容量：2.93t×2.6m 最大作業半径：9.81m 最大地上揚程：約11.7m </td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：今後の検討により仕様等が変更となる可能性がある。</p>	仕様	配備イメージ	車両総重量：8t～15t クレーン容量：2.93t×2.6m 最大作業半径：9.81m 最大地上揚程：約11.7m		
仕様	配備イメージ						
車両総重量：8t～15t クレーン容量：2.93t×2.6m 最大作業半径：9.81m 最大地上揚程：約11.7m							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="902 108 1128 135">島根原子力発電所2号炉</p> <p data-bbox="1211 140 1326 164">参考資料-1</p> <p data-bbox="936 169 1099 193">放水砲の設置位置</p> <p data-bbox="728 228 1326 309">放射性物質拡散抑制及び泡消火放水（航空機燃料火災）のために設置する放水砲について、設置及び運搬が可能な範囲を第1図及び第2図に示す。</p>  <p data-bbox="763 780 1272 804">第1図 放射性物質拡散抑制時の放水砲が設置可能な範囲</p> <div data-bbox="875 852 1303 890" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1574 108 1724 135">泊発電所3号炉</p> <p data-bbox="1843 140 1957 164">参考資料-1</p> <p data-bbox="1563 169 1731 193">放水砲の設置位置</p> <p data-bbox="1361 228 1960 309">放射性物質拡散抑制及び泡消火放水（航空機燃料火災）のために設置する放水砲について、設置及び運搬が可能な範囲を第1図及び第2図に示す。</p>  <p data-bbox="1391 780 1906 804">第1図 放射性物質拡散抑制時の放水砲が設置可能な範囲</p>	<p data-bbox="1982 140 2161 220">【女川】記載方針の相違 ・泊は放水砲の設置位置を明確化している。</p> <p data-bbox="1982 780 2161 860">【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="750 178 1272 619" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="712 635 1321 657" data-label="Caption"> <p>第2図 泡消火放水時（航空機燃料火災）の放水砲が設置可能な範囲</p> </div> <div data-bbox="728 694 1326 746" data-label="Text"> <p>放水砲は現場状況に応じて、第1図及び第2図に示す円の内側の任意の範囲に設置する。</p> </div> <div data-bbox="884 821 1310 861" data-label="Text" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1388 226 1908 630" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1344 635 1953 657" data-label="Caption"> <p>第2図 泡消火放水時（航空機燃料火災）の放水砲が設置可能な範囲</p> </div> <div data-bbox="1361 694 1960 746" data-label="Text"> <p>放水砲は現場状況に応じて、第1図及び第2図に示す円の内側の任意の範囲に設置する。</p> </div>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泡は放水砲の設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

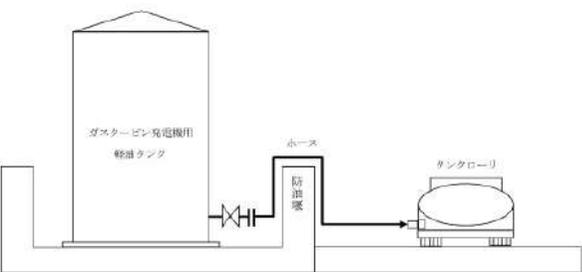
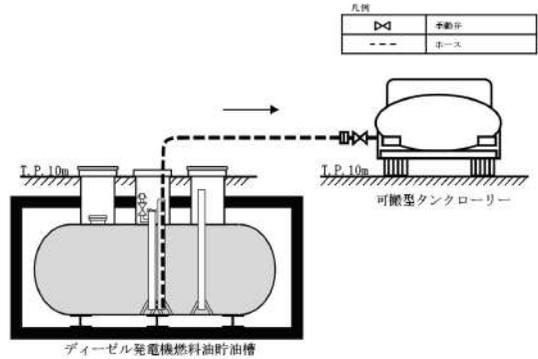
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p>タンクローリーの設置位置及び燃料補給作業について</p> <p>重大事故等対応で必要となるタンクローリーは、ガスタービン発電機用軽油タンク又は非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等より、可搬型設備に給油するための燃料を補給する。第1.3図にタンクローリーの設置が可能な範囲を、第2.4図に燃料補給作業のイメージ図を示す。</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等は、岩盤に直接支持される構造であり、タンクローリー配置範囲はアクセスルート上であることから地震時の液化化及び揺すり込みによる不等沈下により段差が発生しないため、補給作業に影響はない。</p> <p>また、タンクローリーはガスタービン発電機用軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等の近傍にアクセス可能であり、燃料補給作業に影響はない。</p> <p>なお、タンクローリー補給後のホース内残存油については、タンクローリー側のポンプにより吸わせることでタンクローリー側への回収処理が可能である。</p>	<p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p>可搬型タンクローリーの設置位置及び燃料補給作業について</p> <p>重大事故等対応で必要となる可搬型設備に給油するための燃料補給作業は、可搬型タンクローリーによる直接汲み上げ又はディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う。第1.3.5図に可搬型タンクローリーの設置が可能な範囲を第2.4.6図に燃料補給作業のイメージ図を示す。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、岩盤に直接支持される構造であり、可搬型タンクローリー配置範囲はアクセスルート上であることから地震時の液化化及び揺すり込みによる不等沈下により15cm以上の段差が発生しないため、補給作業に影響はない。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合のホース敷設範囲は、頑健な建屋内及び屋外のアクセスルートであることから、燃料補給作業に影響はない。</p> <p>なお、可搬型タンクローリー補給後のホース内残存油については、可搬型タンクローリー側のポンプにより吸わせることで可搬型タンクローリー側への回収処理が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

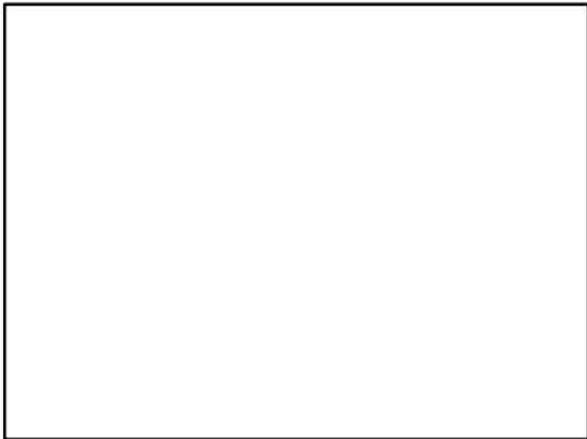
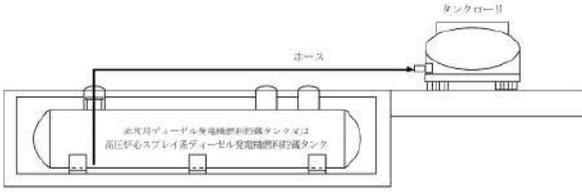
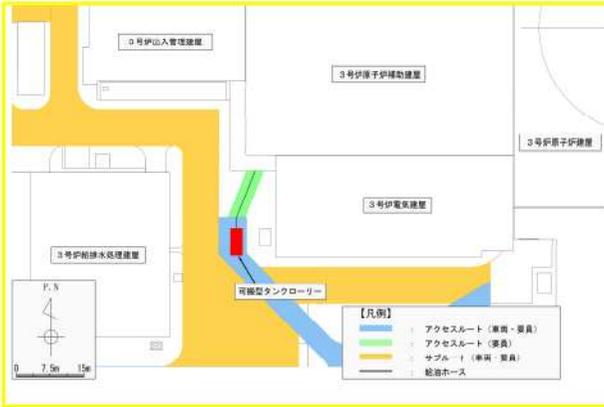
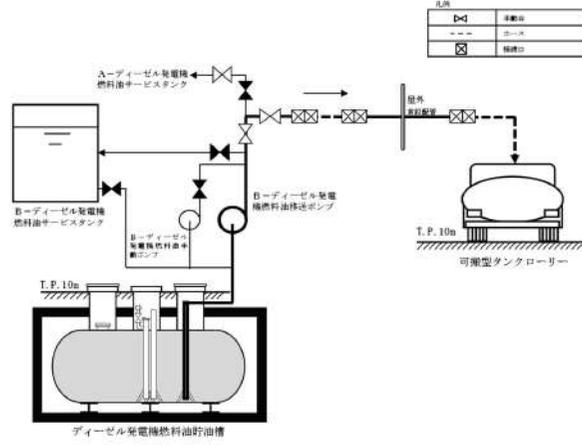
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 青線：アクセスルート（車両・要員） 緑線：アクセスルート（要員）</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク</p> <p>タンクローリ※1</p> <p>※1：配置場所は今後の検討結果等により変更の可能性有。</p> <p>第1図 ガスタービン発電機用軽油タンクから給油する時のタンクローリの配置イメージ</p>  <p>第2図 タンクローリ給油イメージ (ガスタービン発電機用軽油タンクを使用する場合)</p>	 <p>【凡例】 青線：アクセスルート（車両・要員） 緑線：アクセスルート（要員） 紫：ディーゼル発電機燃料油貯油槽 赤：給油ホース</p> <p>3号伊藤子伊藤屋</p> <p>3号伊ディーゼル発電機建屋</p> <p>可搬型タンクローリ</p> <p>第1図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリによる直接汲み上げを行う場合の可搬型タンクローリの配置イメージ</p>  <p>第2図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリ給油イメージ (可搬型タンクローリによる直接汲み上げを行う場合)</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・油は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

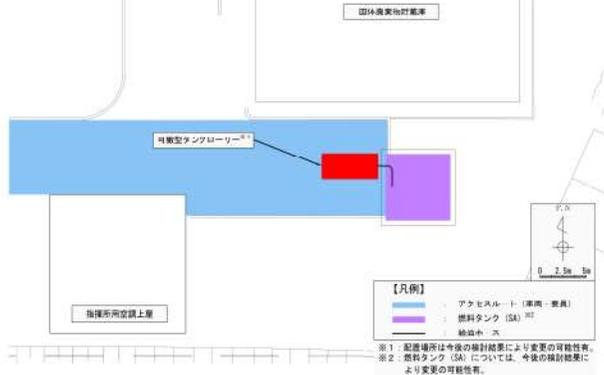
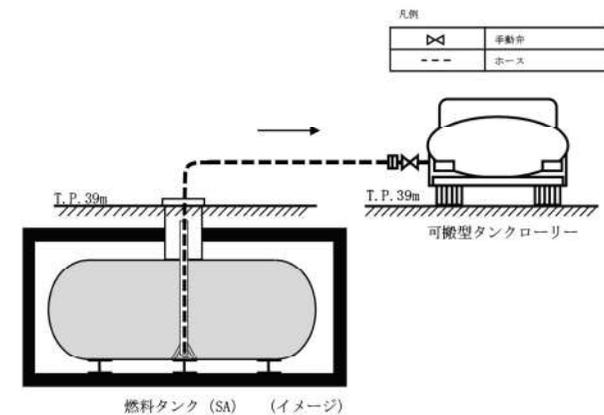
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 606 1265 662">第3図 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等から給油する時のタンクローリーの配置イメージ</p>  <p data-bbox="712 1212 1321 1268">第4図 タンクローリー給油イメージ（非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用する場合）</p> <div data-bbox="884 1324 1310 1364" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	 <p data-bbox="1344 606 1960 686">第3図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合の可搬型タンクローリーの配置イメージ</p>  <p data-bbox="1344 1212 1960 1300">第4図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油イメージ（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合）</p>	<p data-bbox="1982 143 2161 247">【女川】記載方針の相違 ・油は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。</p> <p data-bbox="1982 255 2161 343">【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p>泊発電所 3号炉</p>  <p>第5図 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーによる直接汲み上げを行う場合の可搬型タンクローリーの配置イメージ</p>  <p>第6図 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリー給油イメージ (可搬型タンクローリーによる直接汲み上げを行う場合)</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(3)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について</p> <p>1. 可搬型設備接続箇所の考え方 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものの接続口については、設置許可基準規則第43条第3項第3号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を異なる複数の場所に設置する。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することが可能な数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて更なる安全性向上のために予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口の一覧表を第1表及び第2表に、可搬型設備の接続方法を第1図に、建屋接続場所を第2図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(2)</p> <p>可搬型設備の接続口の配置及び仕様について</p> <p>1. 可搬型設備の接続口の考え方 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電源を供給するものの接続口については、「設置許可基準規則」第四十三条第3項第三号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を複数箇所に設けるとともに、一つの接続口につき一つの機能としている。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することのできる数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて自主的に予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口一覧表を第1表及び第2表、接続口の写真を第1図、可搬型設備の配置図を第2図、接続場所を第3図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(3)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について</p> <p>1. 可搬型設備接続箇所の考え方 可搬型設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給するものの接続口については、設置許可基準規則第四十三条第3項第三号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を異なる複数の場所に設置する。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することのできる数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて自主的に予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口一覧表を第1表及び第2表に、可搬型設備の接続方法を第1図に、可搬型設備の配置図を第2図に、接続場所を第3図に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】設備の相違 ・泊は注水・補給用の接続口については、炉心注水／補助給水ビットへの補給／燃料取替用水ビットへの補給の3つの機能を共有し、配管経路の弁の切替えにより送水先を変更できるよう設計している。有効性評価の想定において、これらの機能を同時に使用することはないため、1つの接続口につき1つの機能とはしていない。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給するもの

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・原子炉・格納容器下部注水接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・格納容器スプレイ接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・燃料プール注水接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・燃料プールのスプレイ接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（RHR供給）	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（RHR戻り）	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（その他負荷供給）	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（その他負荷戻り）	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A
電源車 ・電源車接続口	2箇所 (原子炉建屋 西、建屋内)	コネクタ接続	—

第2表 その他の可搬型設備

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・復水貯蔵タンク接続口	1箇所 (CST連絡トレンチ/ バルブ室)	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・復水貯蔵タンク接続マンホール	1箇所 (復水貯蔵タンク)	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・フィルタ装置水接続口（屋外）	1箇所 (原子炉建屋 北)	フランジ接続	65A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・フィルタ装置水・薬液接続口（屋内）	1箇所 (原子炉建屋 建屋内)	フランジ接続	65A
可搬型窒素ガス供給装置 ・可搬型窒素ガス供給装置接続口	2箇所 (原子炉建屋 北、建屋内)	フランジ接続	50A

島根原子力発電所2号炉

第1表 可搬型設備のうち原子炉建物の外から水又は電源を供給する接続口一覧

接続口に接続する可搬型設備名称	接続口配置箇所	接続方式	仕様
大量送水車 ・低圧原子炉代替注水系（可搬型）接続口	3箇所 (原子炉建物西、南、建物内)	結合金具接続	150A
大量送水車 ・格納容器代替スプレイ系（可搬型）接続口	3箇所 (原子炉建物西、南、建物内)	結合金具接続	150A
大量送水車 ・ベデスタル代替注水系（可搬型）接続口	3箇所 (原子炉建物西、南、建物内)	結合金具接続	150A
大量送水車 ・燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘッダ）接続口	2箇所 (原子炉建物西、南)	結合金具接続	150A
移動式代替熱交換設備 ・原子炉補機代替冷却系接続口	2箇所 (原子炉建物西、南)	フランジ接続	250A
大型送水ポンプ車 ・原子炉補機代替冷却系接続口	1箇所 (原子炉建物内)	結合金具接続	250A
高圧発電機車 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱	2箇所 (原子炉建物西、南)	コネクタ接続	72A
高圧発電機車 ・緊急用メタクラ接続プラグ笠	1箇所 (ガスタービン発電機建物)	コネクタ接続	72A

第2表 その他の可搬型設備の接続口一覧

接続口に接続する可搬型設備名称	接続口配置箇所	接続方法	仕様
直流給電車 ・直流給電車接続口	2箇所 (廃棄物処理建物南、原子炉建物南)	コネクタ接続	57A
大量送水車 ・原子炉ウェル代替注水系接続口	2箇所 (原子炉建物西、南)	結合金具接続	150A
可搬型窒素供給装置 ・窒素ガス代替注入系サブプレッション・チェンバール供給用接続口	2箇所 (原子炉建物南、建物内)	結合金具接続	50A
可搬型窒素供給装置 ・窒素ガス代替注入系ドライウェル側供給用接続口	2箇所 (原子炉建物南、建物内)	結合金具接続	50A
可搬型窒素供給装置 ・格納容器フィルタバント系窒素ガス供給用接続口	2箇所 (原子炉建物南、建物内)	結合金具接続	50A
大量送水車 ・格納容器フィルタバント系スクラパ水補給用接続口	1箇所 (原子炉建物南)	フランジ接続	25A
第1バントフィルタ出口水素濃度 ・格納容器フィルタバント系水素濃度測定用接続口	1箇所 (原子炉建物南)	アダプタ接続	26A

泊発電所3号炉

第1表 可搬型設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する接続口一覧

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
【代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	2箇所 (原子炉建屋 東（建屋内）、原子炉補助建屋 西（建屋内）)	結合金具接続	150A
【原子炉補機冷却水系通水】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水東側接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水南側接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口	3箇所 (原子炉建屋 東、原子炉補助建屋 南、原子炉補助建屋 西（建屋内）)	結合金具接続	150A
【代替交流電源】 可搬型代替電源車 ・A-可搬型代替電源接続盤 ・B-可搬型代替電源接続盤	2箇所 (原子炉建屋 東、原子炉補助建屋 西)	ボルト・ネジ接続	150mm ²
【代替直流電源】 可搬型直流電源用発電機 ・可搬型直流電源接続盤1 ・可搬型直流電源接続盤2	2箇所 (原子炉補助建屋 北、原子炉建屋 東)	ボルト・ネジ接続	60mm ²

第2表 その他の可搬型設備の接続口一覧

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
【代替格納容器スプレイ】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	2箇所 (原子炉建屋 東（建屋内）、原子炉補助建屋 西（建屋内）)	結合金具接続	150A
【使用済燃料ビット注水】 可搬型大型送水ポンプ車 ・使用済燃料ビット冷却用注水配管接続口	1箇所 (原子炉建屋 西)	結合金具接続	100A
【蒸気発生器注水】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口	1箇所 (原子炉建屋 建屋内)	結合金具接続	150A
【原子炉補機冷却海水系通水】 可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車A母管接続口 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車B母管接続口	2箇所 (ディーゼル発電機建屋 建屋内)	フランジ接続	150A
【燃料補給】 可搬型タンクローリー ・3V-DG-333 接続口 ・燃料油移送配管屋内接続口 ・燃料油移送配管屋外接続口	3箇所 (原子炉建屋 建屋内、原子炉補助建屋 建屋内、原子炉補助建屋 南)	継手接続	32A

【女川及び島根】記載内容の相違

・プラントの相違による可搬型設備、接続箇所及び仕様相違。

【女川及び島根】記載内容の相違

・プラントの相違による可搬型設備、接続箇所及び仕様相違。

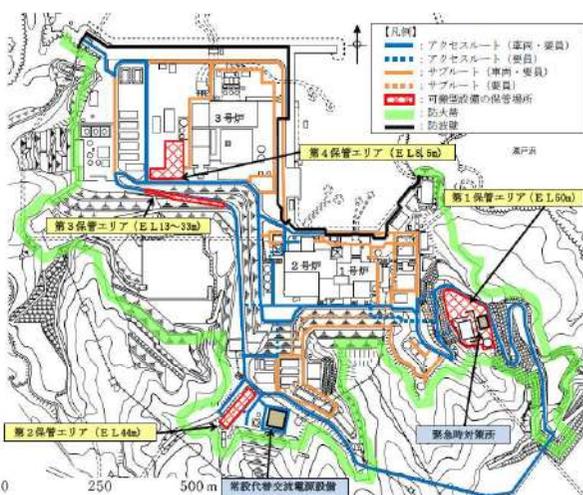
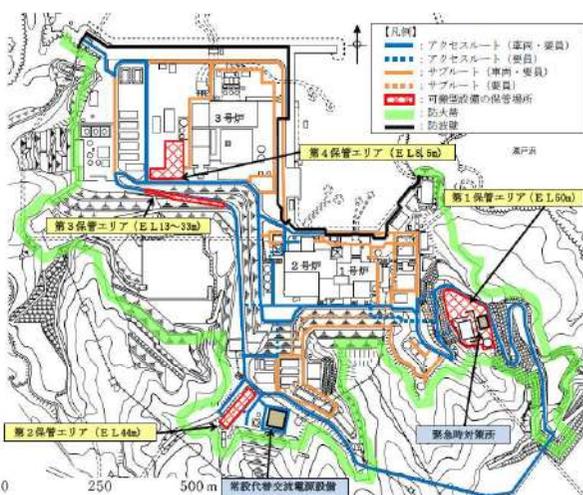
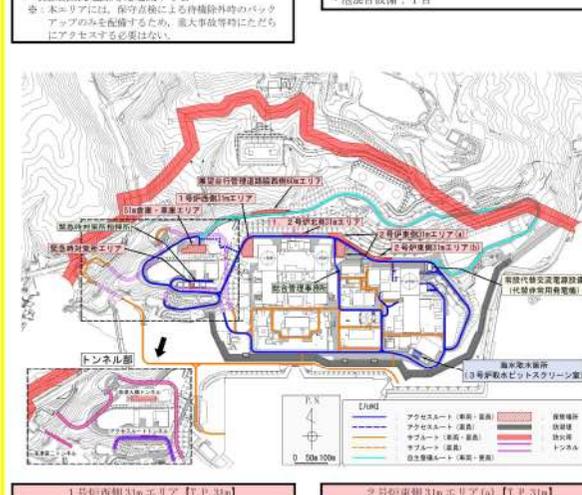
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 418 555 625" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="309 651 452 673" data-label="Caption"> <p>コネクタ接続</p> </div> <div data-bbox="250 721 519 746" data-label="Caption"> <p>第1図 可搬型設備の接続方法</p> </div>	<div data-bbox="788 306 981 459" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="824 475 945 497" data-label="Caption"> <p>結合金具接続</p> </div> <div data-bbox="1039 306 1232 459" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1079 475 1200 497" data-label="Caption"> <p>フランジ接続</p> </div> <div data-bbox="788 513 981 667" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="824 683 945 705" data-label="Caption"> <p>コネクタ接続</p> </div> <div data-bbox="1039 513 1232 667" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1079 683 1200 705" data-label="Caption"> <p>アダプタ接続</p> </div> <div data-bbox="878 721 1146 746" data-label="Caption"> <p>第1図 接続口の写真（例示）</p> </div>	<div data-bbox="1527 194 1796 402" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1617 402 1706 424" data-label="Caption"> <p>結合金具接続</p> </div> <div data-bbox="1438 443 1639 657" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1482 667 1594 705" data-label="Caption"> <p>ボルト・ネジ接続 （代替直流電源）</p> </div> <div data-bbox="1684 443 1886 657" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1729 667 1841 705" data-label="Caption"> <p>ボルト・ネジ接続 （代替交流電源）</p> </div> <div data-bbox="1505 721 1796 746" data-label="Caption"> <p>第1図 可搬型設備の接続方法</p> </div>	<div data-bbox="1975 721 2168 833" data-label="Text"> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による接続方法の相違。</p> </div>

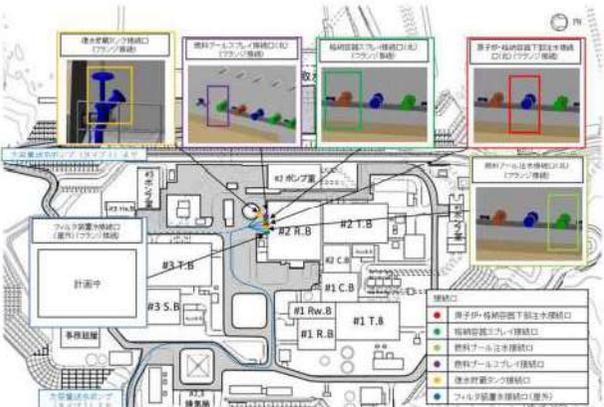
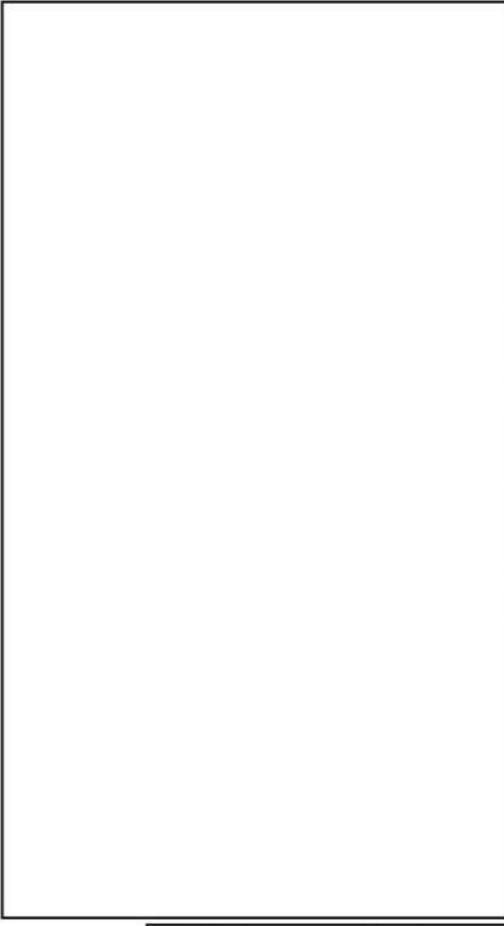
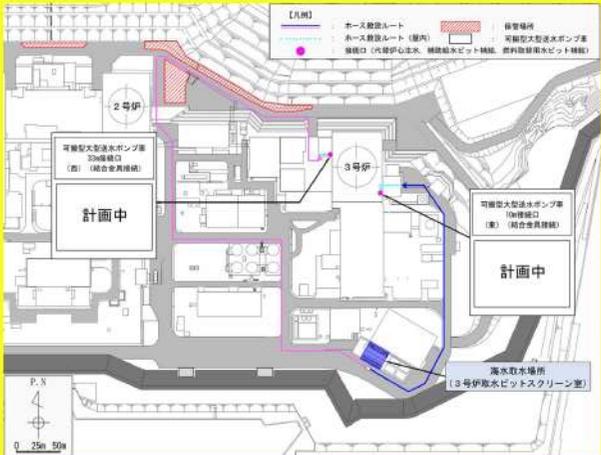
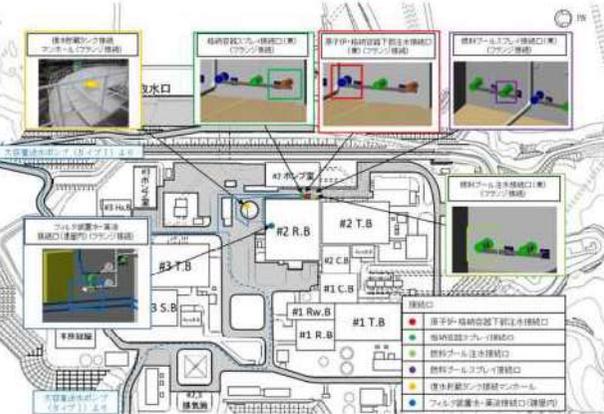
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4保管エリア【E.L.8.5m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：2台 大巻送水車：2台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：2台 可搬式送水供給装置：1台 第1号炉1号炉冷却水出流調整機：1台 シフトフェンス（2号炉取水塔合用）：約20m シフトフェンス（輸送機用）：約30m 小型船舶：1艇 放射線物質貯蔵容器：3組 放水船：1台 消防水高圧ポンプ：1台 可搬式ポンプ：ボスト：8台 可搬式緊急送水装置：1台 緊急時対策用送水ポンプ：2台 緊急時対策用送水ポンプ（空気ポンプ）：30本 緊急時対策用送水ポンプ（空気ポンプ）：2台 緊急時対策用送水ポンプ（空気ポンプ）：1台 ホイールローダ：1台 <p>第3保管エリア【E.L.13~32m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：1台 大巻送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台 タンクローリ：1台 ホイールローダ：1台 <p>第2保管エリア【E.L.44m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大巻送水車：1台 <p>第1保管エリア【E.L.50m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：3台 大巻送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台 可搬式送水供給装置：1台 第1号炉2号炉冷却水出流調整機：1台 シフトフェンス（2号炉取水塔合用）：約20m シフトフェンス（輸送機用）：約30m 小型船舶：1艇 放射線物質貯蔵容器：1組 放水船：1台 消防水高圧ポンプ：1台 可搬式ポンプ：ボスト：1台 可搬式緊急送水装置：1台 緊急時対策用送水ポンプ：ボスト：6台 緊急時対策用送水ポンプ（空気ポンプ）：510本 緊急時対策用送水ポンプ（空気ポンプ）：2台 ホイールローダ：1台  <p>第2図 可搬型設備 配置図</p>	<p>第4保管エリア【E.L.8.5m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：2台 大巻送水車：2台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：2台 可搬式送水供給装置：1台 第1号炉1号炉冷却水出流調整機：1台 シフトフェンス（2号炉取水塔合用）：約20m シフトフェンス（輸送機用）：約30m 小型船舶：1艇 放射線物質貯蔵容器：3組 放水船：1台 消防水高圧ポンプ：1台 可搬式ポンプ：ボスト：8台 可搬式緊急送水装置：1台 緊急時対策用送水ポンプ：2台 緊急時対策用送水ポンプ（空気ポンプ）：30本 緊急時対策用送水ポンプ（空気ポンプ）：2台 緊急時対策用送水ポンプ（空気ポンプ）：1台 ホイールローダ：1台 <p>第3保管エリア【E.L.13~32m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：1台 大巻送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台 タンクローリ：1台 ホイールローダ：1台 <p>第2保管エリア【E.L.44m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大巻送水車：1台 <p>第1保管エリア【E.L.50m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：3台 大巻送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台 可搬式送水供給装置：1台 第1号炉2号炉冷却水出流調整機：1台 シフトフェンス（2号炉取水塔合用）：約20m シフトフェンス（輸送機用）：約30m 小型船舶：1艇 放射線物質貯蔵容器：1組 放水船：1台 消防水高圧ポンプ：1台 可搬式ポンプ：ボスト：1台 可搬式緊急送水装置：1台 緊急時対策用送水ポンプ：ボスト：6台 緊急時対策用送水ポンプ（空気ポンプ）：510本 緊急時対策用送水ポンプ（空気ポンプ）：2台 ホイールローダ：1台  <p>第2図 可搬型設備 配置図</p>	<p>51m倉庫・車庫エリア【T.P.51m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スプレインズル：2台 可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 放水船：1台 泡混合設備：1台 集水用シフトフェンス：1組 <p>2号炉東側31mエリア(b)【T.P.31m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 可搬型タンクローリ：2台 ホイールローダ：1台 バックホウ：1台 緊急時対策用発電機：2台 小型船舶：1艇 <p>1、2号炉北側31mエリア【T.P.31m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 放水船：1台 泡混合設備：1台 <p>緊急時対策用発電機【T.P.00m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 <p>緊急時対策用発電機【T.P.31m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スプレインズル：2台 可搬型代替電源車：2台 可搬型直流電源用発電機：1台 集水用シフトフェンス：2組 緊急時対策用発電機：2台 <p>緊急時対策用発電機【T.P.30m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策用発電機：4台  <p>第2図 可搬型設備 配置図</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊は可搬型設備の配置を記載。</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

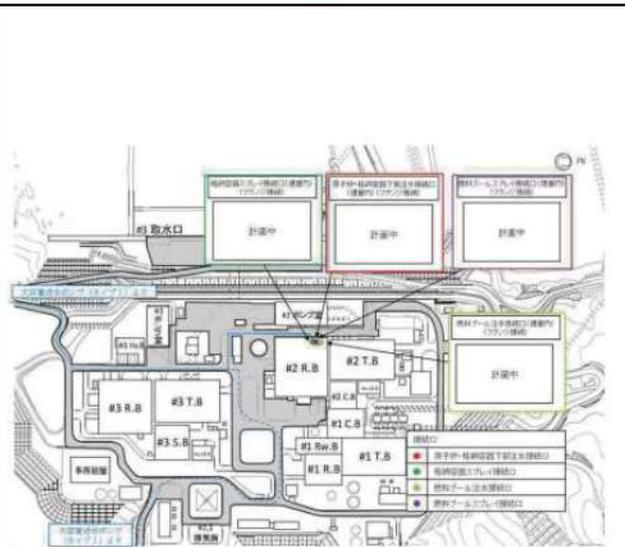
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所 (1/7)</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(1/5)</p> <p>本資料のうち、特図みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(1/8)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による建屋接続場所の相違。</p>
 <p>第2図 建屋接続場所 (2/7)</p>		 <p>第3図 建屋接続場所(2/8)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

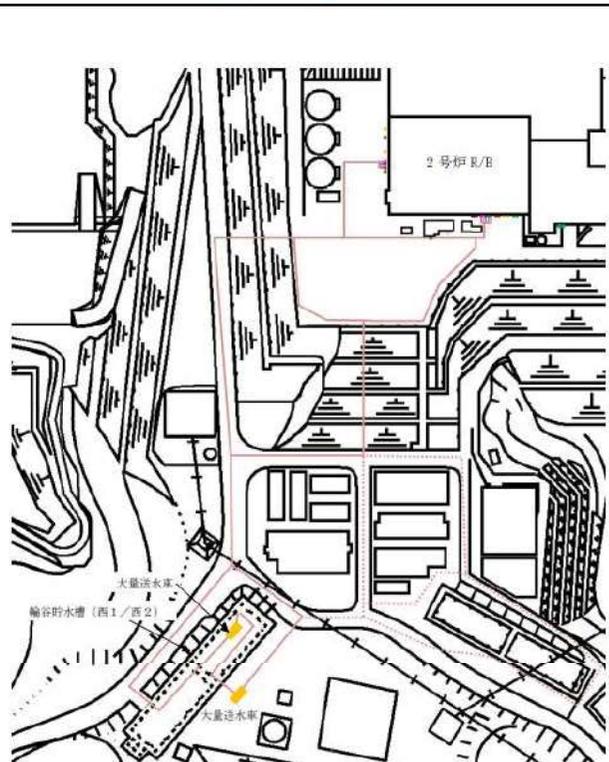
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉



第2図 建屋接続場所 (3/7)

島根原子力発電所 2号炉



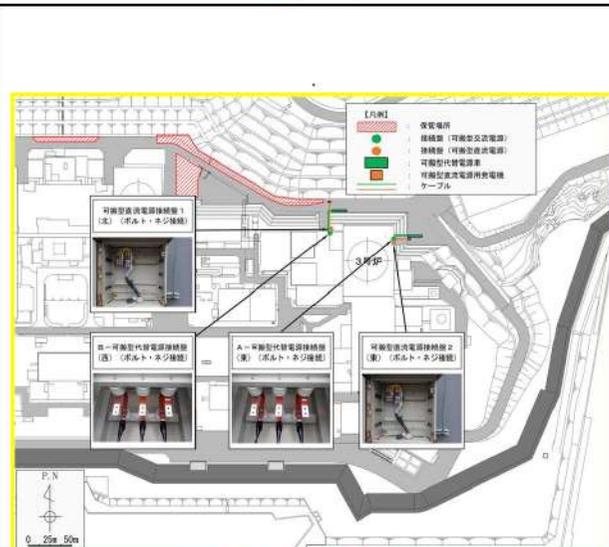
第3図 可搬型設備 接続口の配置図(2/5)



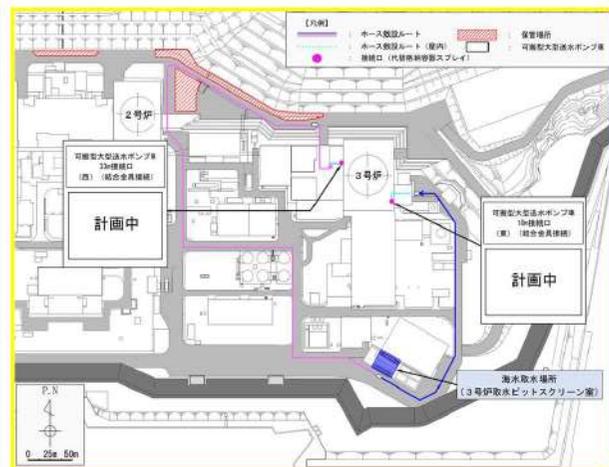
第2図 建屋接続場所 (4/7)

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

泊発電所 3号炉



第3図 建屋接続場所(3/8)

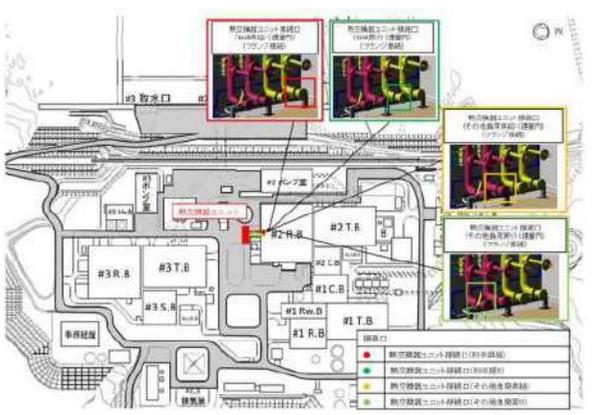
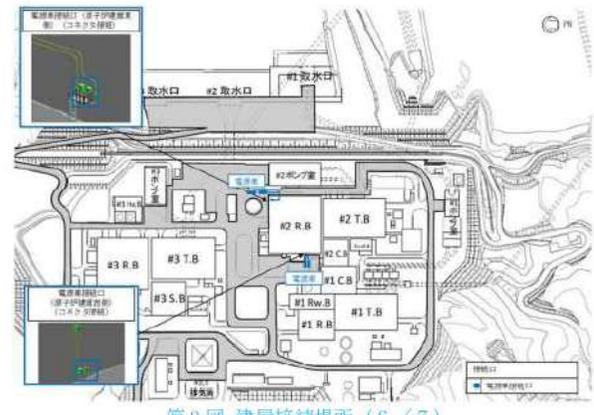
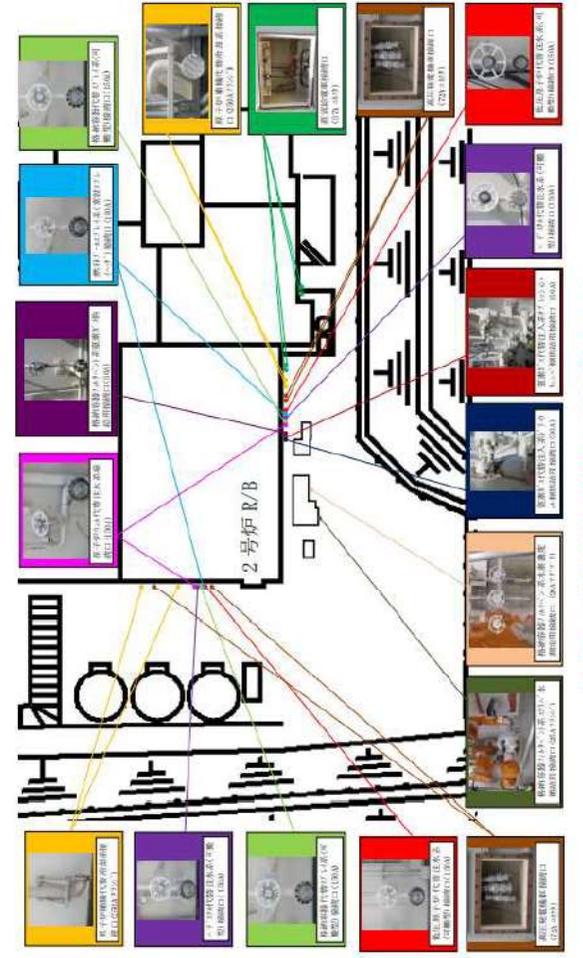


第3図 建屋接続場所(4/8)

相違理由

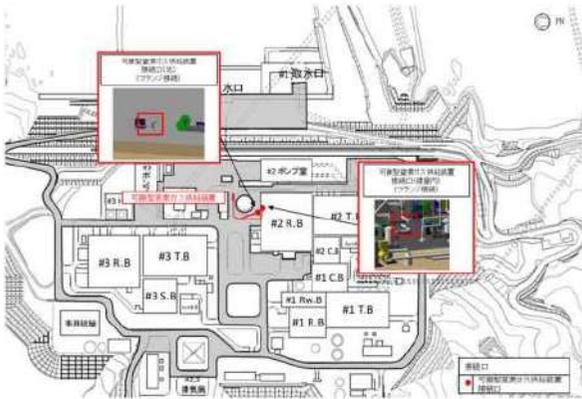
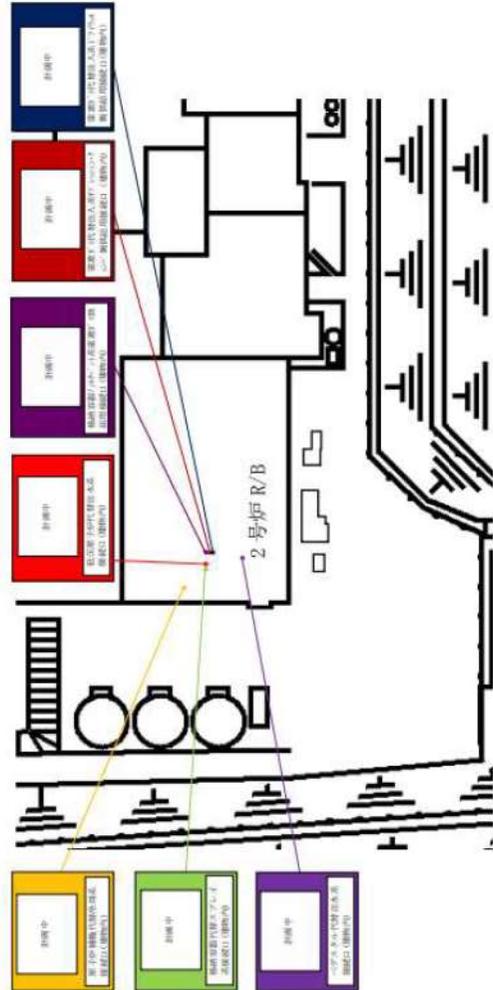
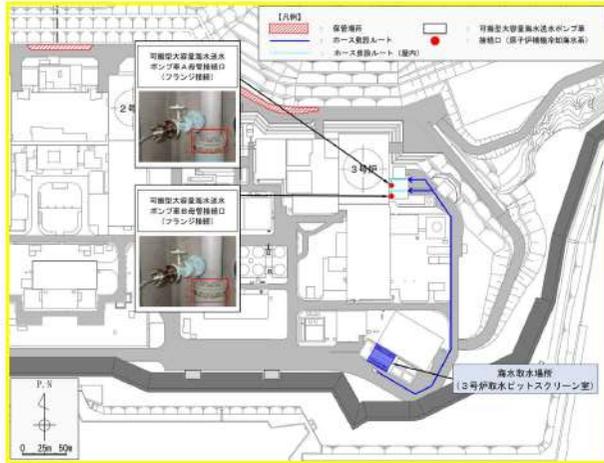
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所 (5/7)</p>  <p>第2図 建屋接続場所 (6/7)</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(3/5)</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(5/8)</p>  <p>第3図 建屋接続場所(6/8)</p>	

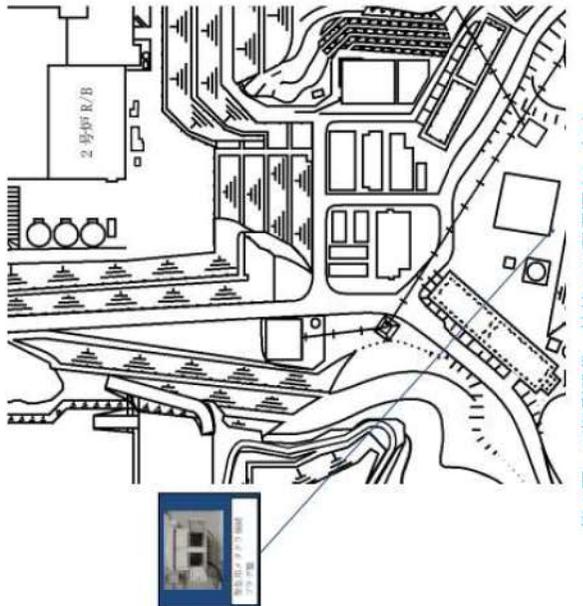
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所(7/7)</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(4/5)</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(7/8)</p>  <p>第3図 建屋接続場所(8/8)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(5/5)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>2. 可搬型設備の配置</p> <p>可搬型設備の配置に当たって、有効性評価シナリオのうち、可搬型設備の配置数が最も多いシナリオ（雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損））を選択し、可搬型設備の配置が可能であること、ホース及びケーブル敷設が可能であることを確認した。</p> <p>ホース及びケーブル敷設完了後におけるタンクローリ等の車両通行が想定されるが、ホースブリッジの設置によってアクセス性を確保する。また、ホース及びケーブル同士の交差箇所は、治具等を設置することで、互いに干渉しないようにする。</p> <p>配置条件を第3表に、可搬型設備の配置図を第4、5図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3表 作業成立性の配置条件</p> <table border="1" data-bbox="712 544 1317 858"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有効性評価シナリオ</td> <td colspan="2">雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）</td> </tr> <tr> <td>配置する可搬型設備*</td> <td> 大量送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台 </td> <td> 可搬式空着供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水素濃度：1台 タンクローリ：1台 </td> </tr> <tr> <td>接続口使用箇所</td> <td colspan="2">2号炉原子炉建屋南側又は西側</td> </tr> <tr> <td>取水箇所</td> <td colspan="2">淡水：輸谷貯水槽（西1）及び輸谷貯水槽（西2） 海水：非常用取水設備（2号炉取水槽）</td> </tr> <tr> <td>ホース敷設前に配置する可搬型設備</td> <td>移動式代替熱交換設備：1台</td> <td>可搬式空着供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水素濃度：1台</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※：大量送水車は輸谷貯水槽（西1）及び輸谷貯水槽（西2）、大型送水ポンプ車は非常用取水設備（2号炉取水槽）周辺に配置するため、第4、5図に記載していない。</small></p>	項目	条件		有効性評価シナリオ	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）		配置する可搬型設備*	大量送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台	可搬式空着供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水素濃度：1台 タンクローリ：1台	接続口使用箇所	2号炉原子炉建屋南側又は西側		取水箇所	淡水：輸谷貯水槽（西1）及び輸谷貯水槽（西2） 海水：非常用取水設備（2号炉取水槽）		ホース敷設前に配置する可搬型設備	移動式代替熱交換設備：1台	可搬式空着供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水素濃度：1台		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は別紙(28)に有効性評価シナリオのうち、可搬型設備の配置数が最も多くなるシナリオでの可搬型設備の配置及びホースが可能であることを記載している。</p>
項目	条件																				
有効性評価シナリオ	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）																				
配置する可搬型設備*	大量送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台	可搬式空着供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水素濃度：1台 タンクローリ：1台																			
接続口使用箇所	2号炉原子炉建屋南側又は西側																				
取水箇所	淡水：輸谷貯水槽（西1）及び輸谷貯水槽（西2） 海水：非常用取水設備（2号炉取水槽）																				
ホース敷設前に配置する可搬型設備	移動式代替熱交換設備：1台	可搬式空着供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水素濃度：1台																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤線：既設式代替換気設備等① 赤字：2号炉本体からの高圧水一系配線ルート 青線：既設式代替換気設備設備の低圧水一系配線ルート 緑線：換気炉水筒（図1/頁2）からの第1ペントオフアウトライン出口本線配線② 緑字：第1ペントオフアウトライン出口本線配線のホース配線ルート 緑字：可搬式遠隔供給装置のホース配線ルート 黄線：タンクローリー③ 黄字：ホースリッジ④ <p>※1：重大事故等対策設備 ※2：設備名称 ※3：地上入口階を示す。</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤線：アタセメント（専用・専用） 青線：アタセメント（専用） 緑線：アタセメント（専用） 黄線：アタセメント（専用） 	<p>第4図 2号炉原子炉建物南側における可搬型設備の配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【注1】 種別式代替施設設備は、 ・2号炉種別式炉心の種別式—水循環ルート ・種別式代替炉心設備の種別式—水循環ルート ・種別式代替炉心（高1/西2）以外の 種別式—水循環ルート ・種別式代替炉心設備の ・種別式代替炉心設備の種別式—水循環ルート ・ポンプローリフト ・種別式代替炉心設備 等1：種別式代替施設設備 等2：設備材 等3：地上入口部を示す。</p> <p>【注2】 アクセスマート（南向・東向） アクセスマート（北向・西向） アクセスマート（東向） アクセスマート（西向）</p>		

第5図 2号炉原子炉建物西側における可搬型設備の配置図

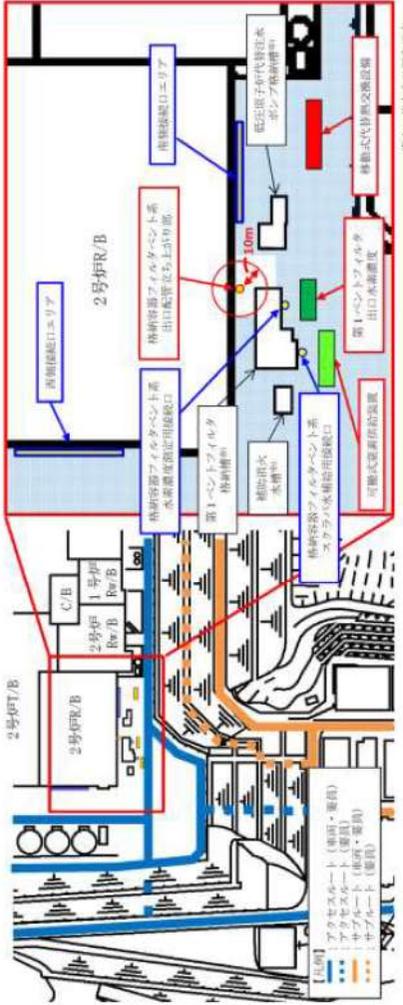
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>3. 環境条件</p> <p>可搬型設備の設置場所に対する環境条件について、2号炉原子炉建物南側に設置してある格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部周辺における被ばく評価を実施した。ベント実施後に想定される作業を考慮した可搬型設備の配置図を第6図に示す。</p> <p>2号炉原子炉建物南側の格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部周辺で、ベント実施直後に実施する作業は無いが、出口配管立ち上がり部から10m地点（2号炉原子炉建物南側接続口付近）において事故後約43時間（ベント後10時間）及び事故後7日時点、出口配管立ち上がり部から1m地点において事故後7日、30日、60日時点の線量率を評価した。なお、作業エリアの比較のため、2号炉原子炉建物西側接続口付近についても評価した。</p> <p>第4表に示す線量評価結果のとおり、短時間のアクセス等は可能な線量率であると考えられる。</p> <p>第4表 格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部周辺の線量評価結果</p> <table border="1" data-bbox="712 662 1317 1037"> <thead> <tr> <th>評価場所</th> <th>事故後時間</th> <th>線量率 (mSv/h) ^{※1} (うち、配管寄半分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価点A (格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部 (雨水排水ライン) から10m地点 (2号炉原子炉建物南側接続口付近))</td> <td>約43時間 (ベント後10時間)</td> <td>約13 (約2.5)</td> </tr> <tr> <td>7日 (168時間)</td> <td>約5.0 (約0.8)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">評価点A (格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部 (雨水排水ライン) から1m地点)</td> <td>7日 (168時間)</td> <td>約85 (約81)</td> </tr> <tr> <td>30日</td> <td>約9.2 (約5.1)</td> </tr> <tr> <td>60日</td> <td>約6.2 (約2.1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価点B (2号炉原子炉建物西側接続口付近)</td> <td>約43時間 (ベント後10時間)</td> <td>約9.0 (約-) ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>7日 (168時間)</td> <td>約3.7 (約-) ^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉原子炉建物からの直接線・スカイシャイン線、クラウドシャイン、グランドシャイン、吸入摂取 (PF50 全面マスク着用) に加えて、W/V ベントに伴い格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部に浮遊する放射性物質及び雨水排水ライン配管に蓄積する放射性物質 (格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部に付着する放射性物質が全て地上近くの雨水排水ライン配管に移動するものと想定) を考慮して評価している。</p> <p>※2：格納容器フィルタベント系出口配管を直視できない場所のため、配管による線量はない。</p>	評価場所	事故後時間	線量率 (mSv/h) ^{※1} (うち、配管寄半分)	評価点A (格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部 (雨水排水ライン) から10m地点 (2号炉原子炉建物南側接続口付近))	約43時間 (ベント後10時間)	約13 (約2.5)	7日 (168時間)	約5.0 (約0.8)	評価点A (格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部 (雨水排水ライン) から1m地点)	7日 (168時間)	約85 (約81)	30日	約9.2 (約5.1)	60日	約6.2 (約2.1)	評価点B (2号炉原子炉建物西側接続口付近)	約43時間 (ベント後10時間)	約9.0 (約-) ^{※2}	7日 (168時間)	約3.7 (約-) ^{※2}		<p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・島根は可搬型設備の設置場所周辺に設置されている格納容器フィルタベント系出口配管からの被ばく評価を実施している。泊は技術的能力1.7の添付資料において、屋外作業の被ばく評価を実施している。</p>
評価場所	事故後時間	線量率 (mSv/h) ^{※1} (うち、配管寄半分)																					
評価点A (格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部 (雨水排水ライン) から10m地点 (2号炉原子炉建物南側接続口付近))	約43時間 (ベント後10時間)	約13 (約2.5)																					
	7日 (168時間)	約5.0 (約0.8)																					
評価点A (格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部 (雨水排水ライン) から1m地点)	7日 (168時間)	約85 (約81)																					
	30日	約9.2 (約5.1)																					
	60日	約6.2 (約2.1)																					
評価点B (2号炉原子炉建物西側接続口付近)	約43時間 (ベント後10時間)	約9.0 (約-) ^{※2}																					
	7日 (168時間)	約3.7 (約-) ^{※2}																					

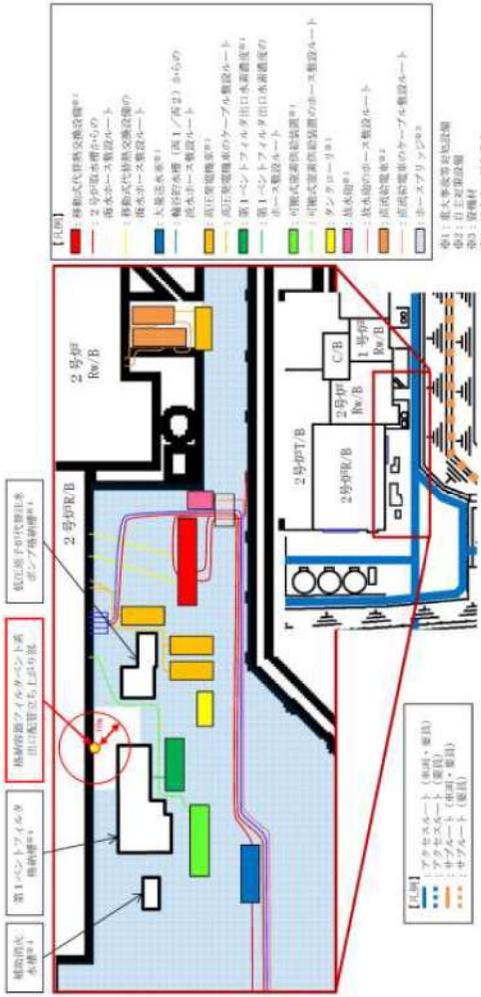
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>第6図 ベント実施後に想定される可搬型設備の配置について</p>		

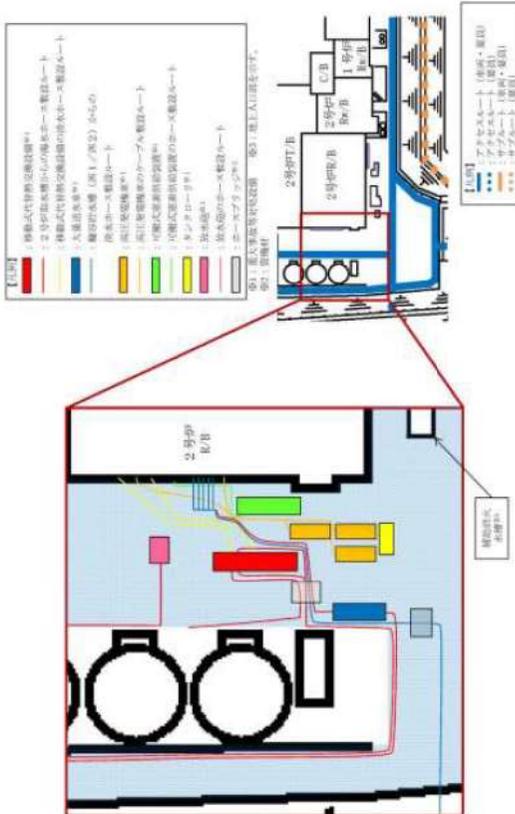
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>4. 全ての可搬型設備の配置</p> <p>自主対策設備を含めて全ての可搬型設備の配置が可能であること、また、ホース及びケーブル敷設が可能であることを確認した。なお、可搬型設備の配置図を第7、8図に示す。</p>  <p>【注1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑：移動式放射線発生設備* 赤：第1ベントフイルター系中心の装置* 黄：移動式放射線発生設備の待機用ホース敷設ルート 青：大東電機本社* 紫：搬送ホース (高1/高2) からの出先ホース敷設ルート 黒：高圧発電機等* 緑：高圧発電機からのケーブル敷設ルート 赤：第1ベントフイルター系中心のホース敷設ルート 黄：第1ベントフイルター系中心のホース敷設ルート 青：可搬式放射線発生装置* 紫：タンクローリー* 黒：本体部 赤：放射線発生装置からのケーブル敷設ルート 黄：高圧発電機等* 青：高圧発電機からのケーブル敷設ルート 紫：ホースアクリル管* <p>【注2】 自主対策設備 【注3】 自主対策設備 【注4】 設備材 【注5】 地上入口部を示す。</p> <p>【注6】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青：アクリル管 (放射線発生装置) 赤：アクリル管 (放射線発生装置) 黄：アクリル管 (放射線発生装置) 紫：アクリル管 (放射線発生装置) 		
	<p>第7図 2号炉原子炉建物南側における可搬型設備の配置図 (全ての可搬型設備を配置した場合)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第8図 2号炉原子炉建物西側における可搬型設備の配置図（全ての可搬型設備を配置した場合）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(4)</p> <p style="text-align: center;">自然現象の重畳による影響について</p> <p>1. 自然現象の組合せ 可搬型設備保管場所及びアクセスルートにおいて考慮する自然現象の組合せ事象の評価フローを第1図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1図 自然現象の組合せの評価フロー</p>	<p style="text-align: right;">別紙(1)</p> <p style="text-align: center;">保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について</p> <p>1. 自然現象の組合せ 可搬型設備保管場所及びアクセスルートにおいて考慮する自然現象の組合せ事象の評価フローを第1図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1図 自然現象の組合せの評価フロー</p>	<p style="text-align: right;">別紙(4)</p> <p style="text-align: center;">保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について</p> <p>1. 自然現象の組合せ 可搬型設備保管場所及びアクセスルートにおいて考慮する自然現象の組合せ事象の評価フローを第1図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1図 自然現象の組合せの評価フロー</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違。 【女川】記載表現の相違</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 組合せを検討する自然現象</p> <p>自然現象の組合せについては、発電所敷地で想定される自然現象（地震、津波を除く。）として抽出された12事象から、洪水、地滑り及び高潮を除いた9事象に、地震及び津波を加えた11事象で網羅的に組合せの検討を実施する。</p> <p>組合せを検討する女川原子力発電所で想定される自然現象は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風(台風) ・竜巻 ・凍結 ・降水 ・積雪 ・落雷 ・火山の影響 ・生物学的事象 ・森林火災 ・地震 ・津波 <p>組合せに当たっては、発生頻度が比較的高いと考えられる風(台風)、凍結、降水又は積雪について、その他の自然現象と組み合わせる前に同時に発生するものとして取り扱う。</p> <p>ただし、凍結と降水、降水と積雪の組合せは同時に発生することは考えられない、又は与える影響が自然現象を重ね合わせることで個々の自然現象が与える影響より緩和されることを考慮し、11事象のうち、風(台風)、凍結、降水、積雪以外の自然現象との組合せは、風(台風)+降水及び風(台風)+凍結+積雪の2つをあらかじめ想定する。</p> <p>以上を踏まえた自然現象の組合せを第1表に示す。</p>	<p>自然現象の重畳として、発電所敷地で想定される自然現象（地震、津波を除く。）として抽出した10事象（洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り・土石流、火山の影響、生物学的事象）から、敷地に影響を及ぼすことがないと判断した、洪水を除いた9事象に、地震、津波及び人為事象として整理した森林火災を加えた12事象について影響を評価した。</p> <p>自然現象の組合せを第1表に示す。</p>	<p>(1) 組合せを検討する自然現象</p> <p>自然現象の組合せについては、発電所敷地で想定される自然現象（地震、津波を除く。）として抽出された12事象から、洪水及び津波に包絡される高潮を除いた10事象に、地震及び津波を加えた12事象で網羅的に組合せの検討を実施する。</p> <p>組合せを検討する泊発電所で想定される自然現象は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風(台風) ・竜巻 ・凍結 ・降水 ・積雪 ・落雷 ・地滑り ・火山の影響 ・生物学的事象 ・森林火災 ・地震 ・津波 <p>組合せに当たっては、発生頻度が比較的高いと考えられる風(台風)、凍結、降水又は積雪について、その他の自然現象と組み合わせる前に同時に発生するものとして取り扱う。</p> <p>ただし、凍結と降水、降水と積雪の組合せは同時に発生することは考えられない、又は与える影響が自然現象を重ね合わせることで個々の自然現象が与える影響より緩和されることを考慮し、12事象のうち、風(台風)、凍結、降水、積雪以外の自然現象との組合せは、風(台風)+降水及び風(台風)+凍結+積雪の2つをあらかじめ想定する。</p> <p>以上を踏まえた自然現象の組合せを第1表に示す。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 自然現象の組合せ

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
A ※1									
B ※2	1								
C 竜巻	2	9							
D 落雷	3	10	16						
E 火山の影響	4	11	17	22					
F 生物学的事象	5	12	18	23	27				
G 森林火災	6	13	19	24	28	31			
H 地震	7	14	20	25	29	32	34		
I 津波	8	15	21	26	30	33	35	36	

※1：風(台風)+降水
 ※2：風(台風)+凍結+積雪

島根原子力発電所2号炉

第1表 自然現象の組合せ

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
A ※1										
B ※2	1									
C 竜巻	2	10								
D 落雷	3	11	18							
E 地滑り・土石流	4	12	19	25						
F 火山の影響	5	13	20	26	31					
G 生物学的事象	6	14	21	27	32	36				
H 森林火災	7	15	22	28	33	37	40			
I 地震	8	16	23	29	34	38	41	43		
J 津波	9	17	24	30	35	39	42	44	45	

※1：風(台風)+降水
 ※2：風(台風)+凍結+積雪

泊発電所3号炉

第1表 自然現象の組合せ

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
A ※1										
B ※2	1									
C 竜巻	2	10								
D 落雷	3	11	18							
E 地滑り	4	12	19	25						
F 火山の影響	5	13	20	26	31					
G 生物学的事象	6	14	21	27	32	36				
H 森林火災	7	15	22	28	33	37	40			
I 地震	8	16	23	29	34	38	41	43		
J 津波	9	17	24	30	35	39	42	44	45	

※1：風(台風)+降水
 ※2：風(台風)+凍結+積雪

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・外部事象の選定結果の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>(2) 影響モードの整理 各自然現象がもたらす影響モードを第2表に示す。また、可搬型設備、屋外アクセスルート及び屋内アクセスルートに影響を及ぼす影響モードについて第3表のとおり整理した。</p> <p>第2表 想定される自然現象とプラントにもたらす影響モード</p> <table border="1" data-bbox="71 311 698 710"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="9">影響モード</th> </tr> <tr> <th>荷重</th> <th>温度</th> <th>閉塞</th> <th>浸水</th> <th>電氣的影響</th> <th>腐食</th> <th>磨耗</th> <th>アクセス性</th> <th>視認性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>風(台風)</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>竜巻</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>凍結</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>降水</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>積雪</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>落雷</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>火山の影響</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>生物学的事象</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>森林火災</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>地震</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>津波</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>第3表 可搬型設備、屋外アクセスルート及び屋内アクセスルートに影響を及ぼす影響モード</p> <table border="1" data-bbox="71 933 698 1220"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="9">影響を及ぼす影響モード</th> </tr> <tr> <th>荷重</th> <th>温度</th> <th>閉塞</th> <th>浸水</th> <th>電氣的影響</th> <th>腐食</th> <th>磨耗</th> <th>アクセス性</th> <th>視認性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>屋外アクセスルート</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>屋内アクセスルート</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>		影響モード									荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗	アクセス性	視認性	風(台風)	○	—	—	—	—	—	—	○	—	竜巻	○	—	—	—	—	—	—	○	—	凍結	—	○	○	—	—	—	—	○	—	降水	—	—	—	○	—	—	—	—	○	積雪	○	—	—	—	—	—	—	○	○	落雷	—	—	—	—	○	—	—	—	—	火山の影響	○	—	○	—	○	○	○	○	○	生物学的事象	—	—	○	—	○	—	—	—	—	森林火災	—	○	○	—	○	—	○	○	○	地震	○	—	—	—	—	—	—	○	○	津波	○	—	—	○	—	—	—	○	—		影響を及ぼす影響モード									荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗	アクセス性	視認性	可搬型設備	○	○	○	○	○	○	○	—	—	屋外アクセスルート	—	—	—	—	—	—	—	○	—	屋内アクセスルート	○	—	—	○	—	—	—	—	—	<p>各自然現象がもたらす影響モードを第2表に示す。</p> <p>第2表 各自然現象がもたらす影響モード</p> <table border="1" data-bbox="698 311 1332 933"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="9">プラントに及ぼす影響</th> </tr> <tr> <th>荷重</th> <th>温度</th> <th>閉塞</th> <th>浸水</th> <th>電氣的影響</th> <th>腐食</th> <th>磨耗</th> <th>アクセス性</th> <th>視認性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>風(台風)</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>竜巻</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>凍結</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>降水</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>積雪</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>落雷</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>地滑り・土石流</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>火山の影響</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>生物学的事象</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>森林火災</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>地震</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>津波</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>		プラントに及ぼす影響									荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗	アクセス性	視認性	風(台風)	○	—	—	—	—	—	—	○	—	竜巻	○	—	—	—	—	—	—	○	—	凍結	—	○	○	—	—	—	—	○	—	降水	○	—	—	○	—	—	—	○	○	積雪	○	—	○	—	—	—	—	○	○	落雷	—	—	—	—	○	—	—	—	—	地滑り・土石流	○	—	—	—	—	—	—	○	—	火山の影響	○	—	○	—	○	○	○	○	○	生物学的事象	—	—	○	—	○	—	—	—	—	森林火災	—	○	○	—	○	—	○	○	○	地震	○	—	—	—	—	—	—	○	○	津波	○	—	—	○	—	—	—	○	—	<p>(2) 影響モードの整理 各自然現象がもたらす影響モードを第2表に示す。また、可搬型設備、屋外のアクセスルート及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす影響モードについて第3表のとおり整理した。</p> <p>第2表 想定される自然現象とプラントにもたらす影響モード</p> <table border="1" data-bbox="1332 319 1966 821"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="9">影響モード</th> </tr> <tr> <th>荷重</th> <th>温度</th> <th>閉塞</th> <th>浸水</th> <th>電氣的影響</th> <th>腐食</th> <th>磨耗</th> <th>アクセス性</th> <th>視認性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>風(台風)</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>竜巻</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>凍結</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>降水</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>積雪</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>落雷</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>地滑り</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>火山の影響</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>生物学的事象</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>森林火災</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>地震</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>津波</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>第3表 可搬型設備、屋外のアクセスルート及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす影響モード</p> <table border="1" data-bbox="1332 941 1966 1268"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="9">影響モード</th> </tr> <tr> <th>荷重</th> <th>温度</th> <th>閉塞</th> <th>浸水</th> <th>電氣的影響</th> <th>腐食</th> <th>磨耗</th> <th>アクセス性</th> <th>視認性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型設備</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>屋外アクセスルート</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>屋内アクセスルート</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>		影響モード									荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗	アクセス性	視認性	風(台風)	○	—	—	—	—	—	—	○	—	竜巻	○	—	—	—	—	—	—	○	—	凍結	—	○	○	—	—	—	—	○	—	降水	—	—	—	○	—	—	—	—	○	積雪	○	—	—	—	—	—	—	○	○	落雷	—	—	—	—	○	—	—	—	—	地滑り	○	—	—	—	—	—	—	○	—	火山の影響	○	—	○	—	○	○	○	○	○	生物学的事象	—	—	○	—	○	—	—	—	—	森林火災	—	○	○	—	○	—	○	○	○	地震	○	—	—	—	—	—	—	○	○	津波	○	—	—	○	—	—	—	○	—		影響モード									荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗	アクセス性	視認性	可搬型設備	○	○	○	○	○	○	○	—	—	屋外アクセスルート	—	—	—	—	—	—	—	○	—	屋内アクセスルート	○	—	—	○	—	—	—	—	—	<p>【島根】記載内容の相違 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・外部事象の選定結果の相違。</p>
		影響モード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗	アクセス性	視認性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
風(台風)	○	—	—	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
竜巻	○	—	—	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
凍結	—	○	○	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
降水	—	—	—	○	—	—	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
積雪	○	—	—	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
落雷	—	—	—	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
火山の影響	○	—	○	—	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
生物学的事象	—	—	○	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
森林火災	—	○	○	—	○	—	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
地震	○	—	—	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
津波	○	—	—	○	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	影響を及ぼす影響モード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗	アクセス性	視認性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
可搬型設備	○	○	○	○	○	○	○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
屋外アクセスルート	—	—	—	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
屋内アクセスルート	○	—	—	○	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	プラントに及ぼす影響																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗	アクセス性	視認性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
風(台風)	○	—	—	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
竜巻	○	—	—	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
凍結	—	○	○	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
降水	○	—	—	○	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
積雪	○	—	○	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
落雷	—	—	—	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
地滑り・土石流	○	—	—	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
火山の影響	○	—	○	—	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
生物学的事象	—	—	○	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
森林火災	—	○	○	—	○	—	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
地震	○	—	—	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
津波	○	—	—	○	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	影響モード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗	アクセス性	視認性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
風(台風)	○	—	—	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
竜巻	○	—	—	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
凍結	—	○	○	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
降水	—	—	—	○	—	—	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
積雪	○	—	—	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
落雷	—	—	—	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
地滑り	○	—	—	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
火山の影響	○	—	○	—	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
生物学的事象	—	—	○	—	○	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
森林火災	—	○	○	—	○	—	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
地震	○	—	—	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
津波	○	—	—	○	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	影響モード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	荷重	温度	閉塞	浸水	電氣的影響	腐食	磨耗	アクセス性	視認性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
可搬型設備	○	○	○	○	○	○	○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
屋外アクセスルート	—	—	—	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
屋内アクセスルート	○	—	—	○	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

(3) 組合せの評価

第1表に示すA、B及び1から36までの自然現象の組合せについて、保管場所、屋外ルート、屋内ルートに対して第4表のとおり影響を評価した、自然現象を組み合わせたとしても重大事故への対応は可能であることを確認した。

なお、荷重の影響モードをもつ自然現象については、津波と地震、地震と積雪と風（台風）、津波と積雪と風（台風）及び火山の影響と風（台風）と積雪の組合せを考慮するが、これらについては、事象が重畳したとしても荷重による影響の程度が変化することのみである。

第4表 自然現象の組合せによる影響評価

番号	評 価	
A 風(台風) +降水	保管場所	風(台風)及び降水の個別評価と変わらない。 降水時に風(台風)による飛散物の撤去作業を行う必要があるため、作業効率が低下するものの、全く作業ができなくなることは考えにくい。 また、風(台風)による飛散物により排水路が閉塞し、降水によって冠水する可能性があるが、排水路については、大雨や台風の接近が予想される場合は事前の点検を実施し、必要に応じて清掃を行い、排水機能を維持することから風(台風)及び降水が重畳しても影響はない。
	屋外ルート	同上
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
B 風(台風) +凍結 +積雪	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)及び積雪による荷重が考えられるが、除雪を行うことにより対応が可能なため風(台風)及び積雪の個別評価と変わらない。 その他については、凍結の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除雪作業と風(台風)による飛散物の撤去作業を行う必要があるため、作業量が増加するが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられるため、重機による除雪作業及びがれき撤去は可能である。また、凍結した場合でも、重機はキャタピラ駆動であることから、除雪作業及びがれき撤去可能である。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
1 風(台風) +降水 +凍結 +積雪	保管場所	降水と凍結は個々の影響より緩和されることから本現象の組合せは評価不要である。降水と積雪は同時に発生するとは考えられない、又は個々の影響より緩和されることから本現象の組合せは評価不要である。
	屋外ルート	同上
	屋内ルート	同上
2 風(台風) +降水 +竜巻	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)及び竜巻による影響が考えられるが、竜巻の評価に包絡される。 浸水の観点からは、Aの個別評価と変わらない。
	屋外ルート	風(台風)と竜巻の飛散物撤去作業が必要であり作業量が増加するが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられること、竜巻による飛散物の影響範囲は限定的であると考えられることから、重機によるがれき撤去は可能である。 また、風(台風)及び竜巻による飛散物により排水路が閉塞し、降水によって冠水する可能性があるが、排水路については、大雨や台風の接近が予想される場合は事前の点検を実施し、必要に応じて清掃を行い、排水機能を維持することからA及び竜巻が重畳しても影響はない。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
3 風(台風) +降水 +高雷	保管場所	A及び高雷の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	高雷はアクセス性に影響を与えないことから、Aの重畳評価と同様。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。

島根原子力発電所 2号炉

自然現象の組合せについて、設備の耐性、作業環境、屋外のアクセスルート（以下「屋外ルート」という。）、屋内のアクセスルート（以下「屋内ルート」という。）に対して、以下に基づき評価を実施した。

1. 評価方針

第1表に示す自然現象の組合せに対し、第2表の影響モードを網羅的に組み合わせ確認する。確認の結果、影響モードが単独の自然現象に比べ増長する可能性が高まる場合、以下項目についてその内容を記載する。

2. 評価対象及び内容

(1) 設備の耐性

保管場所にある重大事故等対処設備が重畳荷重等により機能喪失する可能性について記載する。

(2) 作業環境

保管場所での各種作業や、除雪・除灰等の屋外作業を行う場合の環境について記載する。

(3) 屋外ルート

屋外ルートについて、がれき撤去、除雪・除灰等の屋外作業を行う場合の環境について記載する。

(4) 屋内ルート

屋内ルートへの荷重等による影響について記載する。

3. 評価結果

(A) 風（台風）×降水

設備の耐性：増長する影響モードなし。
 作業環境：降水時に風（台風）による飛散物の撤去作業を行う必要があるため作業効率が低下するものの、対応は可能である。

屋外ルート：降水時に風（台風）による飛散物の撤去作業を行う必要があるため作業効率が低下するものの、対応は可能である。ルートは複数あるため、飛散物の少ないルートを選択する。

屋内ルート：増長する影響モードなし。

(B) 風（台風）×凍結×積雪

設備の耐性：増長する影響モードなし。
 作業環境：強風を避けて除雪作業を実施する必要がある。除雪作業と風（台風）による飛散物撤去作業が同時発生するため作業量が増加するものの、対応は可能である。（気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、重機等を暖機運転する。）

泊発電所 3号炉

(3) 組合せの評価

第1表に示すA、B及び1から45までの自然現象の組合せについて、保管場所、屋外のアクセスルート（以下「屋外ルート」という。）、屋内のアクセスルート（以下「屋内ルート」という。）に対して第4表のとおり影響を評価した、自然現象を組み合わせたとしても重大事故等への対応は可能であることを確認した。

なお、荷重の影響モードをもつ自然現象については、津波と地震、地震と積雪と風（台風）、津波と積雪と風（台風）及び火山の影響と風（台風）と積雪の組合せを考慮するが、これらについては、事象が重畳したとしても荷重による影響の程度が変化することのみである。

第4表 自然現象の組合せによる影響評価(1/7)

番号	評 価	
A 風(台風) +降水	保管場所	風(台風)及び降水の個別評価と変わらない。 降水時に風(台風)による飛散物の撤去作業を行う必要があるが、作業効率が低下するものの、重機によるがれき撤去作業は可能である。 また、風(台風)による飛散物により構内排水設備が閉塞し、降水によって冠水する可能性があるが、構内排水設備については、大雨や台風の接近が予想される場合は事前の点検を実施し、必要に応じて清掃を行い、排水機能を維持することから風(台風)及び降水が重畳しても影響はない。
	屋外ルート	同上
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
B 風(台風) +凍結 +積雪	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)及び積雪による荷重が考えられるが、除雪を行うことにより対応が可能なため風(台風)及び積雪の個別評価と変わらない。 その他については、凍結の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除雪作業と風(台風)による飛散物の撤去作業を行う必要があるため、作業量が増加するが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられるため、重機による除雪及びがれき撤去作業は可能である。 また、凍結した場合でも、凍結の個別評価と変わらない。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
1 風(台風) +降水 +凍結 +積雪	保管場所	降水と凍結は個々の影響より緩和されることから本現象の組合せは評価不要である。降水と積雪は同時に発生するとは考えられない、又は個々の影響より緩和されることから本現象の組合せは評価不要である。
	屋外ルート	同上
	屋内ルート	同上
2 風(台風) +降水 +竜巻	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)及び竜巻による影響が考えられるが、竜巻の評価に包絡される。 浸水の観点からは、Aの評価と変わらない。
	屋外ルート	風(台風)と竜巻の飛散物撤去作業が必要であり作業量が増加するが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられること、竜巻による飛散物の影響範囲は限定的であると考えられることから、重機によるがれき撤去作業は可能である。 また、風(台風)及び竜巻による飛散物により構内排水設備が閉塞し、降水によって冠水する可能性があるが、構内排水設備については、大雨や台風の接近が予想される場合は事前の点検を実施し、必要に応じて清掃を行い、排水機能を維持することからA及び竜巻が重畳しても影響はない。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
3 風(台風) +降水 +高雷	保管場所	A及び高雷の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	高雷はアクセスルートに影響を与えないことから、Aの評価と同様。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
4 風(台風) +降水 +地滑り	保管場所	A及び地滑りの個別評価と変わらない。
	屋外ルート	アクセスルートは地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けないことからAの評価と変わらない。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

第4表 自然現象の組合せによる影響評価

番号	評価	
4 風(台風) +降水 +火山の影響	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)及び降下火砕物による荷重、また、降水による層分積着による荷重増大が考えられるが、除灰を行うことにより対応が可能であるため影響がない。 その他はA及び火山の影響の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除灰作業と風(台風)による飛散物の撤去作業を行う必要があるため、作業量が増加するが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられること、火山の影響による降下火砕物の堆積は時間的余裕があることから重機によるがれき撤去及び除灰作業は可能である。 また、風(台風)飛散物により排水路が閉塞し、降水によって冠水する可能性があるが、排水路については、大雨や台風の場合は事前の点検を実施し、必要に応じて清掃を行い、排水機能を維持すること及び火山の影響による降下火砕物の堆積は小さく、排水路が閉塞することは考えられないことから風(台風)、降水及び火山の影響が重畳しても影響はない。
5 風(台風) +降水 +生物学的事象	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
	保管場所	A及び生物学的事象の個別評価と変わらない。
6 風(台風) +降水 +森林火災	屋外ルート	生物学的事象はアクセス性に影響を与えないことから、Aの評価と同様。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
7 風(台風) +降水 +地震	保管場所	A及び森林火災の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	風(台風)による飛散物の撤去作業を森林火災発生中に対応する必要があるが、アクセスルートは防火帯内に設定しており、森林火災発生時においても作業可能なことは確認していることから、重機によるがれき撤去作業は可能である。 防火帯内積生による火災については、自衛消防隊のアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 なお、降水を考慮した場合は森林火災を緩和する方向のため考慮しない。
8 風(台風) +降水 +津波	屋内ルート	森林火災の個別評価と変わらない。
	保管場所	荷重の観点からは地震の加振力と風荷重が同時に作用した場合が考えられるが、ともに最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いため、重量は考慮しない。 その他はA及び地震の個別評価と変わらない。
9 風(台風) +降水 +津波	屋外ルート	風(台風)による飛散物及び地震によるがれきを撤去する必要があるが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられること、地震によるがれき撤去成立性は確認済みであることから重機によるがれき撤去が可能である。 また、風(台風)による飛散物により排水路が閉塞し、降水によって冠水する可能性があるが、排水路については、大雨や台風の場合は事前の点検を実施し、必要に応じて清掃を行い、排水機能を維持すること、及び途中の流路において一部閉塞が生じても地表水は防漏下部に設置する排水管を通じて側面へ排水されるため風(台風)、降水及び地震が重畳しても影響はない。
	屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。

島根原子力発電所 2号炉

屋外ルート：強風を避けて除雪作業を実施する必要がある。除雪作業と風(台風)による飛散物撤去作業が輻射するため作業量が増加するものの、複数ルートのうち、飛散物の影響が少ないルートを選択して除雪することにより対応は可能である。(気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、重機等を暖機運転する。)
 屋内ルート：積雪荷重と風荷重が加わることによる荷重の増加が考えられるが、設計上考慮する荷重として積雪荷重と風荷重を考慮していることから、影響なし。

(1) 風(台風)×降水×凍結×積雪
 凍結と降水、降水と積雪は同時に発生することは考えられない又は与える影響が自然現象を重ね合わせることで個々の自然現象が与える影響より緩和されることから、上記「(A)風(台風)×降水」又は「(B)風(台風)×凍結×積雪」における評価に包含される。

(2) 風(台風)×降水×竜巻
 設備の耐性：増長する影響モードなし。
 作業環境：風(台風)と竜巻による飛散物撤去作業が輻射するため作業量が増加するものの、対応は可能である。また、降水中に飛散物の撤去作業を行う必要があるため作業効率が低下するもの、対応は可能である。

屋外ルート：風(台風)と竜巻による飛散物撤去作業が輻射するため作業量が増加するもの、対応は可能である。また、降水中に飛散物の撤去作業を行う必要があるため作業効率が低下するもの、対応は可能である。
 ルートは複数あるため、飛散物の少ないルートを選択する。

屋内ルート：増長する影響モードなし。

(3) 風(台風)×降水×落雷
 設備の耐性：増長する影響モードなし。
 作業環境：降水時に風(台風)による飛散物の撤去作業を行う必要があるため作業効率が低下し、落雷を避けて作業を実施する必要があるが、対応は可能である。

屋外ルート：降水時に風(台風)による飛散物の撤去作業を行う必要があるため作業効率が低下し、落雷を避けて作業を実施する必要があるが、ルートは複数あるため、飛散物の影響が少ないルートを選択する。

屋内ルート：増長する影響モードなし。

(4) 風(台風)×降水×地滑り・土石流
 設備の耐性：増長する影響モードなし。
 作業環境：風(台風)による飛散物撤去作業と堆積土砂の撤去作業が輻射するため作業量が増加し、降水時に作業を行う必要があるため作業効率が低下するもの、

泊発電所 3号炉

第4表 自然現象の組合せによる影響評価(2/7)

番号	評価	
5 風(台風) +降水 +火山の影響	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)及び降下火砕物による荷重、また、降水による層分積着による荷重増大が考えられるが、除灰を行うことにより対応が可能であるため影響がない。 その他はA及び火山の影響の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除灰作業と風(台風)による飛散物の撤去作業を行う必要があるため、作業量が増加するが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられること、火山の影響による降下火砕物の堆積は時間的余裕があることから重機によるがれき撤去及び除灰作業は可能である。 また、風(台風)による飛散物により構内排水設備が閉塞し、雨水によって冠水する可能性があるが、構内排水設備については、大雨や台風の場合は事前の点検を実施し、必要に応じて清掃を行い、排水機能を維持することから風(台風)、降水及び火山の影響が重畳しても影響はない。
6 風(台風) +降水 +生物学的事象	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
	保管場所	A及び生物学的事象の個別評価と変わらない。
7 風(台風) +降水 +森林火災	屋外ルート	生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、Aの評価と同様。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
8 風(台風) +降水 +地震	保管場所	A及び森林火災の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	風(台風)による飛散物の撤去作業を森林火災発生中に対応する必要があるが、アクセスルートは防火帯内に設定しており、森林火災発生時においても影響を受けにくいルートにより通行可能なことを確認していることから、重機によるがれき撤去作業は可能である。 防火帯内積生による火災については、消火員がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 なお、降水を考慮した場合は森林火災を緩和する方向のため考慮しない。
9 風(台風) +降水 +津波	屋内ルート	森林火災の個別評価と変わらない。
	保管場所	荷重の観点からは地震の加振力と風荷重が同時に作用した場合が考えられるが、ともに最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いため、重量は考慮しない。 その他はA及び地震の個別評価と変わらない。
10 風(台風) +降水 +津波	屋外ルート	風(台風)による飛散物を撤去する必要があるが、地震による撤去作業は想定されないことから、風(台風)及び地震の個別評価と変わらない。 また、風(台風)による飛散物により構内排水設備が閉塞し、降水によって冠水する可能性があるが、構内排水設備については、大雨や台風の場合は事前の点検を実施し、必要に応じて清掃を行い、排水機能を維持することから風(台風)、降水及び地震が重畳しても影響はない。
	屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

第4表 自然現象の組合せによる影響評価

番号	評価	
9 風(台風) +凍結 +積雪 +竜巻	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)、竜巻及び積雪による荷重が考えられるが、竜巻による荷重の影響は含まれない。 その他は、B及び竜巻の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	風(台風)と竜巻の飛散物除去作業及び除雪作業が必要であり作業量が増加するが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられること、竜巻による飛散物の影響範囲は限定的であると考えられること、積雪は予測可能であり事前に対応可能であることから、重機によるがれき撤去及び除雪作業は可能である。 また、凍結した場合でも、重機はキャタピラー駆動であることから、がれき撤去作業及び除雪作業は可能である。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
10 風(台風) +凍結 +積雪 +落雷	保管場所	B及び落雷の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	落雷はアクセシビリティに影響を与えないことから、Bの個別評価と変わらない。
11 風(台風) +凍結 +積雪 +火山の影響	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)、積雪及び降下火砕物による荷重が考えられるが、除雪、除灰を行うことにより対処が可能なためB及び火山の影響の個別評価と変わらない。 その他は、B及び火山の影響の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除灰作業、除雪作業及び風(台風)による飛散物の撤去作業を行う必要があるため、作業量が増加するが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられること、火山の影響による降下火砕物の堆積は時間的余裕があること、積雪は予測可能であり事前に対応可能であることから、重機によるがれき撤去、除灰作業及び除雪作業は可能である。 また、凍結した場合でも、重機はキャタピラー駆動であることから、がれき撤去、除灰作業及び除雪作業は可能である。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
12 風(台風) +凍結 +積雪 +生物学的事象	保管場所	B及び生物学的事象の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	生物学的事象はアクセシビリティに影響を与えないことから、Bの個別評価と変わらない。
13 風(台風) +凍結 +積雪 +森林火災	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)及び積雪による荷重が考えられるが、除雪を行うことにより対処が可能なため風(台風)及び積雪の個別評価と変わらない。 その他については、B及び森林火災の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	風(台風)による飛散物の撤去作業を森林火災発生中に対応する必要があるが、アクセスルートは防火帯内に設定しており、森林火災発生時においても作業可能なことは確認していることから、重機によるがれき撤去は可能である。 防火帯内発生による火災については、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 また、凍結及び積雪を考慮した場合は森林火災を緩和する方向にある。
	屋内ルート	森林火災の個別評価と変わらない。
14 風(台風) +凍結 +積雪 +地震	保管場所	荷重の観点からは地震の加振力と風荷重が同時に作用した場合が考えられるが、ともに最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いため、重機は考慮しない。また、積雪による荷重も考えられるが、除雪を行うことにより対処可能である。 その他は、B及び地震の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除雪作業及び地震によるがれきを撤去する必要があるが、積雪は予測可能であり事前に対応可能であること、地震によるがれき撤去成立性は確認済みであることから重機による除雪作業及びがれき撤去は可能である。 また、凍結した場合でも、重機はキャタピラー駆動であることから、がれき撤去、除灰作業及び除雪作業は可能である。
屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。	

島根原子力発電所 2号炉

対応は可能である。ただし、降水の影響が強い場合は地滑り・土石流の危険性があるため、降水の状況を見極めて対応する。

屋外ルート：風(台風)による飛散物撤去作業と堆積土砂の撤去作業が輻射するため作業量が増加し、降水時に作業を行う必要があるため作業効率が低下するものの、対応は可能である。ただし、降水の影響が強い場合は地滑り・土石流の危険性があるため、降水の状況を見極めて対応する。ルートは複数あるため、飛散物及び堆積土砂の少ないルートを選択する。

屋内ルート：増長する影響モードなし。

(5) 風(台風) × 降水 × 火山の影響

設備の耐性：降下火砕物が湿分を吸収することによる荷重増加が考えられるが、除灰することで影響を緩和可能。

作業環境：強風を避けて除灰を実施する必要があり、風(台風)による飛散物撤去作業と除灰作業が輻射し、降下火砕物が湿分を吸収することによって、除灰の作業量が増加するものの、対応は可能である。降水時に作業を行う必要があるため作業効率が低下するものの、対応は可能である。また、降水により重大事故等対処設備上の降下火砕物の撤去等、重機を用いない除灰作業の負担が増加するものの、対応は可能である。

屋外ルート：強風を避けて除灰を実施する必要がある。風(台風)による飛散物撤去作業と除灰作業が輻射し、降下火砕物が湿分を吸収することによって、除灰の作業量が増加する。降水時に作業を行う必要があるため作業効率が低下するものの、対応は可能である。ただし、降水の影響が強い場合は斜面で泥流のような状況になり得るため、降水の状況を見極めて対応する。ルートは複数あるため、飛散物の少ないルートの除灰作業を優先する。

屋内ルート：降下火砕物が湿分を吸収することによる荷重増加が考えられるが、設計上考慮する荷重として湿分を含んだ降下火砕物の堆積荷重を考慮していることから、影響なし。また、降下火砕物の堆積荷重に風荷重が加わることによる荷重の増加が考えられるが、設計上考慮する荷重として降下火砕物の荷重と風荷重を考慮していることから、影響なし。

(6) 風(台風) × 降水 × 生物学的事象

風(台風)と生物学的事象、降水と生物学的事象は重畳により影響が増長することはないことから、上記「(A) 風(台風) × 降水」における評価に含まれる。

泊発電所 3号炉

第4表 自然現象の組合せによる影響評価(3/7)

番号	評価	
10 風(台風) +凍結 +積雪 +竜巻	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)、竜巻及び積雪による荷重が考えられるが、竜巻による荷重の影響は含まれる。 その他は、B及び竜巻の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	風(台風)と竜巻の飛散物撤去作業及び除雪作業が必要であり作業量が増加するが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられること、竜巻による飛散物の影響範囲は限定的であると考えられること、積雪は予測可能であり事前に対応可能であることから、重機によるがれき撤去及び除雪作業は可能である。 また、凍結した場合でも、重機の個別評価と変わらない。
11 風(台風) +凍結 +積雪 +落雷	保管場所	B及び落雷の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	落雷はアクセスルートに影響を与えないことから、Bの個別評価と変わらない。
12 風(台風) +凍結 +積雪 +地滑り	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)、積雪及び地滑りによる荷重が考えられるが、地滑りは降水による地滑りを考慮しており、積雪と地滑りが同時に発生することは考えられないことから、風(台風)と積雪の組合せを考慮しているBの組合せ、若しくは風(台風)と地滑りの組合せを考慮している4の評価に含まれる。
	屋外ルート	アクセスルートは地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けないことからBの評価と変わらない。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
13 風(台風) +凍結 +積雪 +火山の影響	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)、積雪及び降下火砕物による荷重が考えられるが、除雪、除灰を行うことにより対処が可能なためB及び火山の影響の個別評価と変わらない。 その他は、B及び火山の影響の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除灰作業、除雪作業及び風(台風)による飛散物の撤去作業を行う必要があるため、作業量が増加するが、風(台風)による飛散物は少ないと考えられること、火山の影響による降下火砕物の堆積は時間的余裕があること、積雪は予測可能であり事前に対応可能であることから、重機によるがれき撤去、除灰作業及び除雪作業は可能である。 また、凍結した場合でも、重機はスノータイヤ等を装着していることから、がれき撤去、除灰作業及び除雪作業は可能である。
14 風(台風) +凍結 +積雪 +生物学的事象	保管場所	B及び生物学的事象の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、Bの個別評価と変わらない。
15 風(台風) +凍結 +積雪 +森林火災	保管場所	荷重の観点からは、風(台風)及び積雪による荷重が考えられるが、除雪を行うことにより対処が可能なため風(台風)及び積雪の個別評価と変わらない。 その他については、B及び森林火災の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	風(台風)による飛散物の撤去作業を森林火災発生中に対応する必要があるが、アクセスルートは防火帯内に設定しており、森林火災発生時においても熱影響を受けないルートにより通行可能なことを確認していることから、重機によるがれき撤去作業は可能である。 防火帯内発生による火災については、消火員がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 また、凍結及び積雪を考慮した場合は森林火災を緩和する方向にある。
屋内ルート	森林火災の個別評価と変わらない。	

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第4表 自然現象の組合せによる影響評価

番号	評価
15 風(台風) +凍結 +積雪 +津波	保管場所 荷重の観点からは風(台風)、積雪及び津波の影響が考えられるが、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから、Bの個別評価と変わらない。 その他は、B及び津波の個別評価と変わらない。
	屋外ルート 津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、B及び津波の個別評価と変わらない。
	屋内ルート Bに対しては建屋内にあるため影響なし。 津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。
16 竜巻 +雷雨	保管場所 竜巻及び雷雨の個別評価と変わらない。
	屋外ルート 雷雨はアクセス性に影響を与えないことから、竜巻個別評価と変わらない。
	屋内ルート 建屋内のため影響なし。
17 竜巻 +火山の影響	保管場所 荷重の観点からは、竜巻及び降下火砕物による荷重が考えられるが、各事象が重畳する程度は十分低いことから考慮しない。 その他については、竜巻及び火山の影響の個別評価と変わらない。
	屋外ルート 竜巻の飛散物撤去作業及び除灰作業が必要であり作業量が増加するが、竜巻による飛散物の影響範囲は限定的であると考慮されること、火山の影響による降下火砕物の堆積は時間的余裕があることから、重機によるがれき撤去及び除灰作業は可能である。
	屋内ルート 建屋内のため影響なし。
18 竜巻 +生物学的事象	保管場所 竜巻及び生物学的影響の個別評価と変わらない。
	屋内ルート 生物学的事象はアクセス性に影響を与えないことから、竜巻個別評価と変わらない。 建屋内のため影響なし。
19 竜巻 +森林火災	保管場所 竜巻及び森林火災の個別評価と変わらない。(風速が上昇するものの、影響は限定的と考えられる。)
	屋外ルート 竜巻による飛散物の撤去作業を森林火災発生中に対応する必要があるが、アクセスルートは防火帯内に設定しており、森林火災発生時においても作業可能なことは確認していることから、重機によるがれき撤去作業は可能である。 防火帯内発生による火災については、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。
	屋内ルート 森林火災の個別評価と変わらない。
20 竜巻 +地震	保管場所 竜巻による飛散物の撤去作業、地震によるがれき撤去作業を実施する必要があることから、作業物量が増加するが、竜巻による飛散物の影響範囲は限定的であると考慮されること、地震によるがれき撤去作業は時間的余裕があることから、重機によるがれき撤去及び除灰作業は可能である。
	屋外ルート 地震によるがれき撤去作業は時間的余裕があることから、重機によるがれき撤去及び除灰作業は可能である。
	屋内ルート 建屋内のため影響なし。
21 竜巻 +津波	保管場所 竜巻と津波による荷重が考えられるが、両者は独立事象であるとともに、各事象が重畳する程度は十分低いことから、組合せは考慮しない。
	屋外ルート 津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、竜巻及び津波の個別評価と変わらない。
	屋内ルート 竜巻に対しては建屋内にあるため影響なし。 津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。
22 津波 +火山の影響	保管場所 津波及び火山の影響の個別評価と変わらない。
	屋外ルート 津波はアクセス性に影響を与えないことから、火山の影響の個別評価と変わらない。
	屋内ルート 建屋内のため影響なし。

島根原子力発電所2号炉

(7) 風(台風)×降水×森林火災
 降水と森林火災は与える影響が重畳することで個々の事象が与える影響より緩和されることから、風(台風)と森林火災による影響を想定する。風(台風)と降水の重畳による影響については、上記「(A)風(台風)×降水」を参照。

設備の耐性：火線強度が増長する。防火帯は一定の裕度を有しているが、防火帯を越えて延焼する可能性がある。防火帯の設計想定以上の強風でかつ、森林火災が発生した場合には、重大事故等対処設備を移動する。

作業環境：重大事故等対処設備への影響が想定される場合には、重大事故等対処設備を移動する。

屋外ルート：防火帯を越えて延焼してきた場合でも、消火活動を踏まえて対応。また、複数ルートのうち、森林火災の影響が少ないルートを選択して風(台風)による飛散物の撤去作業を実施することにより対応は可能である。

屋内ルート：建物まで林縁からの離隔があるため、影響なし。

(8) 風(台風)×降水×地震
 風(台風)と降水と地震は重畳により影響が増長することはないことから、風(台風)と地震、降水と地震の重畳を想定する。なお、風(台風)と降水の重畳による影響については、上記「(A)風(台風)×降水」を参照。

設備の耐性：地震の加振力と風圧が同時に作用した場合は横転の可能性はあるが、重畳が発生するとしても瞬時の事象であり、作用する力のベクトルも考慮に入れると発生傾向は極めて低い。

作業環境：増長する影響モードなし。

屋外ルート：同上。

屋内ルート：地震荷重に風荷重が加わることによる荷重増加が考えられるが、設計上考慮する荷重として地震荷重と風荷重を考慮していることから、影響なし。排水設備が地震で損壊し、建物屋上に滞留水が生じてもすべての排水設備が詰まることは考えにくい。

(9) 風(台風)×降水×津波
 風(台風)と津波、降水と津波は重畳により影響が増長することはないことから、上記「(A)風(台風)×降水」における評価に包含される。

(10) 風(台風)×凍結×積雪×竜巻
 設備の耐性：増長する影響モードなし。
 作業環境：強風を避けて除雪作業を実施する必要がある。風(台風)と竜巻による飛散物撤去作業及び除雪作業が輻射するため作業量が増加するものの、対応は可能である。(気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、

泊発電所3号炉

第4表 自然現象の組合せによる影響評価(4/7)

番号	評価
16 風(台風) +凍結 +積雪 +津波	保管場所 荷重の観点からは地震の加振力と風荷重が同時に作用した場合が考えられるが、ともに最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率が低いので、重畳は考慮しない。 また、積雪による荷重も考えられるが、除雪を行うことにより対応可能である。 その他は、B及び地震の個別評価と変わらない。
	屋外ルート 除雪作業と風(台風)による飛散物の撤去作業を実施する必要があるが、地震による復旧作業は想定されないことから、B及び地震の個別評価と変わらない。 また、凍結した場合でも、凍結の個別評価と変わらない。
	屋内ルート 地震の個別評価と変わらない。
17 風(台風) +凍結 +積雪 +津波	保管場所 荷重の観点からは風(台風)、積雪及び津波の影響が考えられるが、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから、Bの評価と変わらない。 その他は、B及び津波の個別評価と変わらない。
	屋外ルート 津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、B及び津波の個別評価と変わらない。
	屋内ルート Bに対しては建屋内にあるため影響なし。 津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。
18 竜巻 +雷雨	保管場所 竜巻及び雷雨の個別評価と変わらない。
	屋外ルート 雷雨はアクセスルートに影響を与えないことから、竜巻個別評価と変わらない。
	屋内ルート 建屋内のため影響なし。
19 竜巻 +地滑り	保管場所 竜巻及び地滑りの個別評価と変わらない。
	屋外ルート アクセスルートは地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けないことから竜巻の個別評価と変わらない。
	屋内ルート 建屋内のため影響なし。
20 竜巻 +火山の影響	保管場所 荷重の観点からは、竜巻及び降下火砕物による荷重が考えられるが、各事象が重畳する程度は十分低いことから考慮しない。 その他については、竜巻及び火山の影響の個別評価と変わらない。
	屋外ルート 竜巻の飛散物撤去作業及び除灰作業が必要であり作業量が増加するが、竜巻による飛散物の影響範囲は限定的であると考慮されること、火山の影響による降下火砕物の堆積は時間的余裕があることから、重機によるがれき撤去及び除灰作業は可能である。
	屋内ルート 建屋内のため影響なし。
21 竜巻 +生物学的事象	保管場所 竜巻及び生物学的事象の個別評価と変わらない。
	屋外ルート 生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、竜巻の個別評価と変わらない。
	屋内ルート 建屋内のため影響なし。
22 竜巻 +森林火災	保管場所 竜巻及び森林火災の個別評価と変わらない。(風速が上昇するものの、影響は限定的と考えられる。)
	屋外ルート 竜巻による飛散物の撤去作業を森林火災発生中に対応する必要があるが、アクセスルートは防火帯内に設定しており、森林火災発生時においても熱影響を受けないルートにより通行可能なことを確認していることから、重機によるがれき撤去作業は可能である。 防火帯内発生による火災については、消火要員がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。
	屋内ルート 森林火災の個別評価と変わらない。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

第4表 自然現象の組合せによる影響評価

番号	評 価	
23 落雷 +生物学的 事象	保管場所	落雷及び生物学的事象の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	落雷及び生物学的事象はアクセス性に影響を与えないことから、アクセスルートが影響を受けることはない。
24 落雷 +森林火 災	保管場所	落雷及び森林火災の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	落雷はアクセス性に影響を与えないことから、森林火災の個別評価と変わらない。
25 落雷 +地震	保管場所	地震により避難針が損傷することにより、落雷の影響が考えられるが、保管場所は位置的分散を図っていることから影響はない。
	屋外ルート	落雷はアクセス性に影響を与えないことから、地震の個別評価と変わらない。
26 落雷 +津波	保管場所	落雷及び津波の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	落雷はアクセス性に影響を与えないことから、津波の個別評価と変わらない。
27 火山の影 響 +生物学的 事象	保管場所	火山の影響及び生物学的事象の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	生物学的事象はアクセス性に影響を与えないことから、火山の影響の個別評価と変わらない。
28 火山の影 響 +森林火 災	保管場所	火山の影響及び森林火災の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除灰作業を森林火災発生中に対応する必要があるが、アクセスルートは防火扉内に設定しており、森林火災発生時においても作業可能なことは確認していることから、重機による除灰作業は可能である。
29 火山の影 響 +地震	保管場所	荷重の観点からは、地震及び降下火砕物による荷重が考えられるが、両者は独立事象であるとともに、各事象が重畳する程度は十分低いことから、荷重の組合せは考慮しない。その他は、火山の影響及び地震の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除灰作業及び地震によるがれき撤去作業を実施することから、作業量が增加するが、火山の影響による降下火砕物の堆積は時間的余裕があること、地震によるがれき撤去成立性は確認済みであることから重機による除灰作業及びがれき撤去が可能である。
30 火山の影 響 +津波	保管場所	荷重の観点からは、津波及び降下火砕物による荷重が考えられるが、両者は独立事象であるとともに、各事象が重畳する程度は十分低いことから、荷重の組合せは考慮しない。その他は、火山の影響及び津波の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、火山の影響と津波を組み合わせたとしても、それぞれの個別評価と変わらない。
31 生物学的 事象 +森林火 災	保管場所	生物学的事象及び森林火災の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	生物学的事象はアクセス性に影響を与えないことから、生物学的事象及び森林火災の個別評価と変わらない。
32 生物学的 事象 +地震	保管場所	生物学的事象及び地震の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	生物学的事象はアクセス性に影響を与えないことから、生物学的事象及び地震の個別評価と変わらない。

島根原子力発電所 2号炉

重機等を暖機運転する。）

屋外ルート：強風を避けて除雪作業を実施する必要がある。風（台風）と竜巻による飛散物撤去作業及び除雪作業が輻射するため作業量が増加するものの、複数ルートのうち、飛散物の影響が少ないルートを選択して除雪することにより対応は可能である。（気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、重機等を暖機運転する。）

屋内ルート：増長する影響モードなし。

(11) 風（台風）×凍結×積雪×落雷

設備の耐性：増長する影響モードなし。

作業環境：強風及び落雷を避けて除雪作業を実施する必要がある。除雪作業と風（台風）による飛散物撤去作業が輻射するため作業量が増加するものの、対応は可能である。（気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、落雷警報等を踏まえて重大事故等対処設備を暖機運転する。）

屋外ルート：強風及び落雷を避けて除雪作業を実施する必要がある。除雪作業と風（台風）による飛散物撤去作業が輻射するため作業量が増加するものの、複数ルートのうち、飛散物の影響が少ないルートを選択して除雪することにより対応は可能である。（気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、落雷警報等を踏まえて重大事故等対処設備を暖機運転する。）

屋内ルート：増長する影響モードなし。

(12) 風（台風）×凍結×積雪×地滑り・土石流

設備の耐性：増長する影響モードなし。

作業環境：強風を避けて除雪作業及び堆積土砂の撤去作業を実施する必要がある。風（台風）による飛散物撤去作業と堆積土砂の撤去作業が輻射するため作業量が増加するものの、対応は可能である。（気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、重機等を暖機運転する。）

屋外ルート：強風を避けて除雪作業及び堆積土砂の撤去作業を実施する必要がある。風（台風）による飛散物撤去作業と堆積土砂の撤去作業が輻射するため作業量が増加するものの、複数ルートのうち堆積土砂の影響が少ないルートを選択して飛散物撤去作業をすることにより対応は可能である。（気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、重機等を暖機運転する。）

屋内ルート：増長する影響モードなし。

(13) 風（台風）×凍結×積雪×火山の影響

設備の耐性：積雪荷重に降下火砕物の堆積荷重が加わることによ

泊発電所 3号炉

第4表 自然現象の組合せによる影響評価(5/7)

番号	評 価	
23 落雷 +地震	保管場所	竜巻と地震による荷重が考えられるが、両者は独立事象であるとともに、各事象が重畳する程度は十分低いことから、組合せは考慮しない。
	屋外ルート	竜巻による飛散物撤去作業を実施する必要があるが、地震による復旧作業は想定されないことから、竜巻及び地震の個別評価と変わらない。
24 竜巻 +津波	保管場所	竜巻と津波による荷重が考えられるが、両者は独立事象であるとともに、各事象が重畳する程度は十分低いことから、組合せは考慮しない。
	屋外ルート	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、竜巻及び津波の個別評価と変わらない。
25 落雷 +地滑り	保管場所	落雷及び地滑りの個別評価と変わらない。
	屋外ルート	落雷及び地滑りの個別評価と変わらない。
26 落雷 +火山の影 響	保管場所	落雷及び火山の影響の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	落雷はアクセスルートに影響を与えないことから、火山の影響の個別評価と変わらない。
27 落雷 +生物学的 事象	保管場所	落雷及び生物学的事象の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	落雷及び生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことからアクセスルートが影響を受けることはない。
28 落雷 +森林火 災	保管場所	落雷及び森林火災の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	落雷はアクセスルートに影響を与えないことから森林火災の個別評価と変わらない。
29 落雷 +地震	保管場所	地震により避難針が損傷することにより、落雷の影響が考えられるが、保管場所は位置的分散を図っていることから影響はない。
	屋外ルート	落雷はアクセスルートに影響を与えないことから、地震の個別評価と変わらない。
30 落雷 +津波	保管場所	落雷及び津波の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	落雷はアクセスルートに影響を与えないことから、津波の個別評価と変わらない。
31 地滑り +火山の影 響	保管場所	荷重の観点からは、地滑り及び降下火砕物による荷重が考えられるが、保管場所は地滑りの影響を受けないため、火山の影響評価と変わらない。
	屋外ルート	地滑り及び火山の影響の評価と変わらない。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

第4表 自然現象の組合せによる影響評価

番号	評価	
33 生物学的 事象 +津波	保管場所	生物学的事象及び津波の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	生物学的事象はアクセス性に影響を与えないことから、生物学的事象及び津波の個別評価と変わらない。
	屋内ルート	生物学的事象に対しては建屋内にあるため影響なし。 津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。
34 森林火災 +地震	保管場所	地震により防火帯が破壊される可能性があるが、初期消火要員による消火活動を実施することにより対応可能である。
	屋外ルート	地震により防火帯が破壊される可能性があるが、森林火災が発電所に到達するまでに予防放水等の対応が可能である。
	屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。
35 森林火災 +津波	保管場所	森林火災及び津波の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、森林火災及び津波の個別評価と変わらない。
	屋内ルート	森林火災に対しては建屋内にあるため影響なし。 津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。
36 地震 +津波	保管場所	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、地震及び津波の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、地震及び津波の個別評価と変わらない。
	屋内ルート	津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。

島根原子力発電所 2号炉

る荷重増加が考えられるが、除雪及び除灰することで影響を緩和可能。除雪作業及び除灰作業が輻轉するため作業量が増加するものの、対応は可能である。
作業環境：強風を避けて除雪作業及び除灰作業を実施する必要がある。風（台風）による飛散物撤去作業、除雪作業及び除灰作業が輻轉するため作業量が増加するものの、対応は可能である。（気象予報を踏まえ、重大事故等対処設備を暖機運転する。）
屋外ルート：強風を避けて除雪作業及び除灰作業を実施する必要がある。風（台風）による飛散物撤去作業、除雪作業及び除灰作業が輻轉するため作業量が増加するものの、複数ルートのうち飛散物の影響が少ないルートを選択して除雪及び除灰をすることにより対応は可能である。（気象予報を踏まえ、重大事故等対処設備を暖機運転する。）
屋内ルート：積雪荷重と降下火砕物の堆積荷重が加わることによる荷重増加が考えられるが、設計上考慮する荷重として積雪荷重と降下火砕物の堆積荷重を考慮していることから、影響なし。

(14) 風（台風）×凍結×積雪×生物学的事象

設備の耐性：増長する影響モードなし。
作業環境：強風を避けて除雪作業を実施する必要がある。除雪作業と風（台風）による飛散物撤去作業が輻轉するため作業量が増加するものの、対応は可能である。（気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、重機等を暖機運転する。）
屋外ルート：強風を避けて除雪作業を実施する必要がある。除雪作業と風（台風）による飛散物撤去作業が輻轉するため作業量が増加するものの、複数ルートのうち、飛散物の影響が少ないルートを選択して除雪することにより対応は可能である。（気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、重機等を暖機運転する。）
屋内ルート：増長する影響モードなし。

(15) 風（台風）×凍結×積雪×森林火災

設備の耐性：火線強度が増長する。防火帯は一定の裕度を有しているが、防火帯を越えて延焼する可能性がある。防火帯の設計想定以上の強風でかつ、森林火災が発生した場合には、重大事故等対処設備を移動する。
作業環境：重大事故等対処設備への影響が想定される場合には、重大事故等対処設備を移動する。強風を避けて除雪作業を実施する必要がある。除雪作業と風（台風）による飛散物撤去作業が輻轉するため作業量が増加するものの、対応は可能である。（気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、重機等を暖機運転する。）

泊発電所 3号炉

第4表 自然現象の組合せによる影響評価(6/7)

番号	評価	
32 地滑り +生物学的 影響	保管場所	地滑り及び生物学的影響の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、地滑りの個別評価と変わらない。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
33 地滑り +森林火災	保管場所	荷重の観点からは、地滑りによる荷重が考えられるが、保管場所は地滑りの影響を受ける範囲にないため、森林火災の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	アクセスルートは地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けないことから森林火災の個別評価と変わらない。
	屋内ルート	森林火災の個別評価と変わらない。
34 地滑り +地震	保管場所	荷重の観点からは、地滑り及び地震による荷重が考えられるが、保管場所は地滑りの影響を受ける範囲にないため、地震の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	アクセスルートは地滑りによる影響を受ける範囲にないため、地震の個別評価と変わらない。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
35 地滑り +津波	保管場所	荷重の観点からは、地滑り及び津波による荷重が考えられるが、保管場所は地滑りの影響を受ける範囲にないため、津波の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	アクセスルートは地滑りによる影響を受ける範囲にないため、津波の個別評価と変わらない。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
36 火山の影響 +生物学的 事象	保管場所	火山の影響及び生物学的事象の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、火山の個別評価と変わらない。
	屋内ルート	建屋内のため影響なし。
37 火山の影響 +森林火災	保管場所	火山の影響及び森林火災の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除灰作業を森林火災発生中に対応する必要があるが、アクセスルートは防火帯内に設定しており、森林火災発生時においても熱影響を受けないルートにより通行が可能であることを確認していることから、重機による除灰作業が可能である。
	屋内ルート	森林火災の個別評価と変わらない。
38 火山の影響 +地震	保管場所	荷重の観点からは、地震及び降下火砕物による荷重が考えられるが、両者は独立事象であるとともに、各事象が重畳する程度は十分低いことから、荷重の組合せは考慮しない。その他は、火山の影響及び地震の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	除灰作業を実施する必要があるが、地震による復旧作業は想定されないことから、火山の影響及び地震の個別評価と変わらない。
	屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。
39 火山の影響 +津波	保管場所	荷重の観点からは、降下火砕物及び津波による荷重が考えられるが、両者は独立事象であるとともに、各事象が重畳する程度は十分低いことから、荷重の組合せは考慮しない。その他は、火山の影響及び津波の個別評価と変わらない。
	屋外ルート	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、火山の影響と津波を組み合わせたとしても、それぞれの個別評価と変わらない。
	屋内ルート	火山の影響に対しては建屋内にあるため影響なし。 津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																													
	<p>屋外ルート：防火帯を越えて延焼してきた場合でも、消火活動を踏まえて対応、強風を避けて除雪作業を実施する必要がある。除雪作業、風（台風）による飛散物撤去作業及び消火活動が輻射するため作業量が増加するものの、複数ルートのうち、森林火災の影響が少ないルートを選択して除雪作業及び風（台風）による飛散物の撤去作業を実施することにより対応は可能である。（気象予報を踏まえ、凍結が想定される場合は、重機等を暖機運転する。）</p> <p>屋内ルート：建物まで林縁からの離隔があるため、影響なし。</p> <p>(16) 風（台風）×凍結×積雪×地震 凍結と地震は重量により影響が増長することはないことから、風（台風）と地震、積雪と地震の重量を想定する。なお、風（台風）と凍結と積雪の重量による影響については、上記「(B)風（台風）×凍結×積雪」を参照。 設備の耐性：地震の加振力と風圧が同時に作用した場合は横転の可能性があるが、重量が発生するとしても瞬時の事象であり、作用する力のベクトルも考慮に入ると発生頻度は極めて低い。積雪荷重に地震荷重が加わることによる荷重増加が考えられるが、除雪することで影響を緩和可能。 作業環境：増長する影響モードなし。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：地震荷重に積雪荷重又は風荷重が加わることによる荷重増加が考えられるが、設計上考慮する荷重として地震荷重と積雪荷重又は風荷重の組合せを考慮していることから、影響なし。</p> <p>(17) 風（台風）×凍結×積雪×津波 風（台風）と津波、凍結と津波、積雪と津波は重量により影響が増長することはないことから、上記「(B)風（台風）×凍結×積雪」における評価に包含される。</p> <p>(18) 竜巻×落雷 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：竜巻による飛散物を撤去する場合は落雷を避けて作業を実施する必要があるが、対応は可能である。 屋外ルート：竜巻による飛散物を撤去する場合は落雷を避けて作業を実施する必要があるが、複数ルートのうち、飛散物の影響が少ないルートを選択して作業することにより対応は可能である。 屋内ルート：増長する影響モードなし。</p> <p>(19) 竜巻×地滑り・土石流 設備の耐性：増長する影響モードなし。</p>	<p>第4表 自然現象の組合せによる影響評価(7/7)</p> <table border="1" data-bbox="1346 204 1948 786"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th colspan="2">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">40 生物学的 事象 +森林火災</td> <td>保管場所</td> <td>生物学的事象及び森林火災の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td>屋外ルート</td> <td>生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、生物学的事象及び森林火災の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td>屋内ルート</td> <td>森林火災の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">41 生物学的 事象 +地震</td> <td>保管場所</td> <td>生物学的事象及び地震の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td>屋外ルート</td> <td>生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、生物学的事象及び地震の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td>屋内ルート</td> <td>地震の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">42 生物学的 事象 +津波</td> <td>保管場所</td> <td>生物学的事象及び津波の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td>屋外ルート</td> <td>生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、生物学的事象及び津波の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td>屋内ルート</td> <td>生物学的事象に対しては建屋内にあるため影響なし。津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">43 森林火災 +地震</td> <td>保管場所</td> <td>地震により防火帯が崩壊する可能性があるが、消火要員による消火活動を実施することにより対応可能である。</td> </tr> <tr> <td>屋外ルート</td> <td>地震により防火帯が崩壊する可能性があるが、森林火災が発電所に到達するまでに予防散水等の対応が可能である。</td> </tr> <tr> <td>屋内ルート</td> <td>地震の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">44 森林火災 +津波</td> <td>保管場所</td> <td>森林火災及び津波の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td>屋外ルート</td> <td>津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、森林火災及び津波の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td>屋内ルート</td> <td>森林火災に対しては建屋内にあるため影響なし。津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">45 地震 +津波</td> <td>保管場所</td> <td>津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、地震及び津波の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td>屋外ルート</td> <td>津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、地震及び津波の個別評価と変わらない。</td> </tr> <tr> <td>屋内ルート</td> <td>地震の個別評価と変わらない。津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	評価		40 生物学的 事象 +森林火災	保管場所	生物学的事象及び森林火災の個別評価と変わらない。	屋外ルート	生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、生物学的事象及び森林火災の個別評価と変わらない。	屋内ルート	森林火災の個別評価と変わらない。	41 生物学的 事象 +地震	保管場所	生物学的事象及び地震の個別評価と変わらない。	屋外ルート	生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、生物学的事象及び地震の個別評価と変わらない。	屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。	42 生物学的 事象 +津波	保管場所	生物学的事象及び津波の個別評価と変わらない。	屋外ルート	生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、生物学的事象及び津波の個別評価と変わらない。	屋内ルート	生物学的事象に対しては建屋内にあるため影響なし。津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。	43 森林火災 +地震	保管場所	地震により防火帯が崩壊する可能性があるが、消火要員による消火活動を実施することにより対応可能である。	屋外ルート	地震により防火帯が崩壊する可能性があるが、森林火災が発電所に到達するまでに予防散水等の対応が可能である。	屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。	44 森林火災 +津波	保管場所	森林火災及び津波の個別評価と変わらない。	屋外ルート	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、森林火災及び津波の個別評価と変わらない。	屋内ルート	森林火災に対しては建屋内にあるため影響なし。津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。	45 地震 +津波	保管場所	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、地震及び津波の個別評価と変わらない。	屋外ルート	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、地震及び津波の個別評価と変わらない。	屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。	<p>【島根】記載内容の相違 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違。</p>
番号	評価																																															
40 生物学的 事象 +森林火災	保管場所	生物学的事象及び森林火災の個別評価と変わらない。																																														
	屋外ルート	生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、生物学的事象及び森林火災の個別評価と変わらない。																																														
	屋内ルート	森林火災の個別評価と変わらない。																																														
41 生物学的 事象 +地震	保管場所	生物学的事象及び地震の個別評価と変わらない。																																														
	屋外ルート	生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、生物学的事象及び地震の個別評価と変わらない。																																														
	屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。																																														
42 生物学的 事象 +津波	保管場所	生物学的事象及び津波の個別評価と変わらない。																																														
	屋外ルート	生物学的事象はアクセスルートに影響を与えないことから、生物学的事象及び津波の個別評価と変わらない。																																														
	屋内ルート	生物学的事象に対しては建屋内にあるため影響なし。津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。																																														
43 森林火災 +地震	保管場所	地震により防火帯が崩壊する可能性があるが、消火要員による消火活動を実施することにより対応可能である。																																														
	屋外ルート	地震により防火帯が崩壊する可能性があるが、森林火災が発電所に到達するまでに予防散水等の対応が可能である。																																														
	屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。																																														
44 森林火災 +津波	保管場所	森林火災及び津波の個別評価と変わらない。																																														
	屋外ルート	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、森林火災及び津波の個別評価と変わらない。																																														
	屋内ルート	森林火災に対しては建屋内にあるため影響なし。津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。																																														
45 地震 +津波	保管場所	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、地震及び津波の個別評価と変わらない。																																														
	屋外ルート	津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達しないことから、地震及び津波の個別評価と変わらない。																																														
	屋内ルート	地震の個別評価と変わらない。津波に対しては、津波防護施設及び浸水防止設備により津波が敷地内に到達しないことから影響なし。																																														

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>作業環境：竜巻による飛散物の撤去作業と堆積土砂の撤去作業が輻射するため作業量が増加するものの、対応は可能である。</p> <p>屋外ルート：同上。</p> <p>屋内ルート：増長する影響モードなし。</p> <p>(20) 竜巻×火山の影響 設備の耐性：竜巻と火山の影響は独立事象であり、各々の発生頻度が小さく同時に発生する確率は極めて低いことから、重量を考慮しない。</p> <p>作業環境：同上。</p> <p>屋外ルート：同上。</p> <p>屋内ルート：同上。</p> <p>(21) 竜巻×生物学的事象 設備の耐性：増長する影響モードなし。</p> <p>作業環境：同上。</p> <p>屋外ルート：同上。</p> <p>屋内ルート：同上。</p> <p>(22) 竜巻×森林火災 設備の耐性：竜巻により、森林火災の輻射熱が大きくなることが想定されるが、竜巻の継続時間は短く、風向は一定でないことから、輻射熱による影響は限定的である。また、予防散水を行うことで影響を緩和可能である。（竜巻襲来が予測される場合は、予防散水を一時的に中止する。）</p> <p>作業環境：同上。</p> <p>屋外ルート：竜巻により、森林火災の輻射熱が大きくなることが想定されるが、竜巻の継続時間は短く、風向は一定でないことから、輻射熱による影響は限定的である。また、予防散水を行うことで影響を緩和可能である。（竜巻襲来が予測される場合は、予防散水を一時的に中止する。）森林火災の影響が少ないルートを選択して竜巻による飛散物の撤去作業を実施することにより対応は可能である。</p> <p>屋内ルート：増長する影響モードなし。</p> <p>(23) 竜巻×地震 設備の耐性：地震と竜巻は独立事象であり、各々の発生頻度が小さく同時に発生する確率は極めて低いことから、重量を考慮しない。</p> <p>作業環境：同上。</p> <p>屋外ルート：同上。</p> <p>屋内ルート：同上。</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(24) 竜巻×津波 設備の耐性：津波と竜巻は独立事象であり、各々の発生頻度が小さく同時に発生する確率は極めて低いことから、重量を考慮しない。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(25) 落雷×地滑り・土石流 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：落雷を避けて堆積土砂の撤去作業を実施する必要があるが、対応は可能である。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：増長する影響モードなし。</p> <p>(26) 落雷×火山の影響 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：落雷を避けて除灰作業を実施する必要があるが、対応は可能である。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：増長する影響モードなし。</p> <p>(27) 落雷×生物学的事象 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(28) 落雷×森林火災 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(29) 落雷×地震 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(30) 落雷×津波 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(31) 地滑り・土石流×火山の影響 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：堆積土砂の撤去作業と除灰が輻輳するため作業量が増加するものの、対応は可能である。 屋外ルート：堆積土砂の撤去作業と除灰が輻輳するため作業量が増加するものの、堆積土砂の影響が少ないルートを選択して除灰することにより対応は可能である。 屋内ルート：増長する影響モードなし。</p> <p>(32) 地滑り・土石流×生物学的事象 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(33) 地滑り・土石流×森林火災 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(34) 地滑り・土石流×地震 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(35) 地滑り・土石流×津波 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(36) 火山の影響×生物学的事象 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(37) 火山の影響×森林火災 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(38) 火山の影響×地震 設備の耐性：地震と火山の影響は独立事象であり、各々の発生頻度が小さく同時に発生する確率は極めて低いことから、重畳を考慮しない。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(39) 火山の影響×津波 設備の耐性：津波と火山の影響は独立事象であり、各々の発生頻度が小さく同時に発生する確率は極めて低いことから、重畳を考慮しない。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(40) 生物学的事象×森林火災 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(41) 生物学的事象×地震 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(42) 生物学的事象×津波 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(43) 森林火災×地震 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p> <p>(44) 森林火災×津波 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(45) 地震×津波 設備の耐性：増長する影響モードなし。 作業環境：同上。 屋外ルート：同上。 屋内ルート：同上。		【島根】記載内容の相違 ・外部事象の選定結果及び資料構成の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

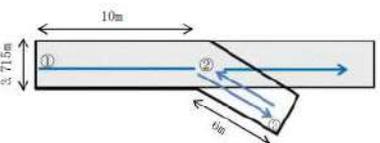
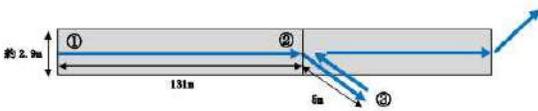
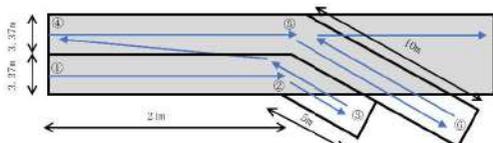
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(5)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート降灰・降雪除去時間評価について</p> <p>1. ブルドーザの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ブレード幅：約3.7m ○最大押し出し可能重量：9.12t (土砂撤去実証実験より9.12t以上押し出せることを確認済) ○走行速度（1速）：前進3.3km/h，後進4.4km/h ○移動速度（3速）：前進10.0km/h 	<p style="text-align: right;">別紙(23)</p> <p style="text-align: center;">屋外のアクセスルート 除雪時間評価</p> <p>1. ホイールローダ仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最大けん引力：16 t ○バケット全幅：292cm ○走行速度（1速）：前進0～6.6km/h，後進0～7.1km/h 	<p style="text-align: right;">別紙(5)</p> <p style="text-align: center;">屋外のアクセスルート除雪・除灰時間評価について</p> <p>1. ホイールローダ仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最大押し出し可能重量：4.5t (がれき撤去試験より4.5t押し出せることを確認済み) ○バケット全幅：337cm ○走行速度（1速）：前進10km/h，後進10km/h（補足資料(5)参照） 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・復旧用重機の相違。</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・泊は、走行速度について検証を実施し、補足資料を作成。</p>

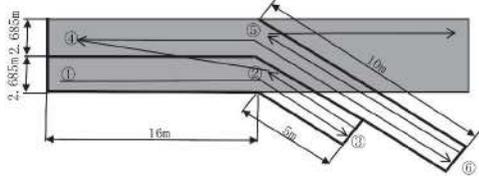
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 降灰除去速度の算出</p> <p><降灰条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚さ：15cm（設計基準） ○単位体積重量：1.5t/m³ <p><除去方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートに降り積もった降灰をブルドーザで道路脇へ押し除去する。 ・一回の押し出し可能量を9.12tとし、9.12tの火山灰を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 ・一回の集積で進める距離X $= 9.12t \div (\text{火山灰厚さ } 0.15m \times \text{幅 } 3.715m \times 1.5t/m^3)$ $= 10.9m \approx 10m$ ・1サイクル当たりの作業時間は、1速の走行速度（前進3.3km/h、後進4.4km/h）で作業すると仮定して A：押し出し（①→②→③）：$(10m+6m) \div 3.3km/h = 0.30$分 B：ギア切り替え：0.10分 C：後進（③→②）：$6m \div 4.4km/h = 0.09$分 <p>1サイクル当たりの作業時間(A+B+C)=0.30分+0.10分+0.09分=0.49分</p>  <p><降灰除去速度></p> <p>1サイクル当たりの除去延長÷1サイクル当たりの除去時間 $= 10m \div 0.49$分=20.40m/分=1.22km/h=1.2km/h</p>	<p>2. 除雪速度の算出</p> <p><降雪条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○積雪量：20cm （アクセスルート（車両）は10cmで除雪作業開始としていることから、保守的に20cmとして設定） ○単位体積重量：積雪量1cmあたり20N/m²（2.1kg/m²） 積雪密度：$2.1kg/m^2 \div 0.01m = 210kg/m^3$（0.21t/m³） （松江市建築基準法施行細則） <p><除雪方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上に降り積もった雪を、ホイールローダで道路脇へ5m押し出し除去する。 ・1回の押し出し可能量を16tとし、16tの雪を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 ・1回の集積で進める距離X=$16t \div (\text{積雪厚さ } 0.2m \times \text{幅 } 2.9m \times 0.21t/m^3) = 131.3m \approx 131m$ ・1サイクル当たりの作業時間は、1速の走行速度（前進0~6.6、後進0~7.1km/h）の平均3.3km/h（前進）、3.5km/h（後進）で作業を実施すると仮定して A：押し出し（①→②→③）：$(131m+5m) \div 3.3km/h = 148.3$秒$\approx$149秒 B：ギア切替え：3秒 C：後進（③→②）：$5m \div 3.5km/h = 5.1$秒\approx6秒 D：ギア切替え：3秒 <p>1サイクル当たりの作業時間（A+B+C+D） $= 149$秒+3秒+6秒+3秒=161秒</p>  <p><除雪速度></p> <p>1サイクル当たりの除雪延長÷1サイクル当たりの除雪時間 $= 131m \div 161$秒=2.92km/h\approx2.9km/h</p>	<p>2. 除雪速度の算出</p> <p><降雪条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○積雪量：20cm （アクセスルート（車両）は10cmで除雪作業開始としていることから、保守的に20cmとして設定） ○単位体積重量：積雪量1cm当たり30N/m²（3.1kg/m²） 積雪密度：$3.1kg/m^2 \div 0.01m = 310kg/m^3$（0.31t/m³） （北海道建築基準法施行細則） <p><除雪方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上に降り積もった雪をホイールローダで道路脇へ5m押し出し除去する。 ・1回の押し出し可能重量を4.5tとし、4.5tの雪を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 ・1回の集積で進める距離X=$4.5t \div (\text{積雪厚さ } 0.2m \times \text{幅 } 3.37m \times 0.31t/m^3) = 21.5m \approx 21m$ ・1サイクル当たりの作業時間は、1速の走行速度（前進10km/h、後進10km/h）の平均5.0km/h（前進）、5.0km/h（後進）で作業を実施すると仮定して A：押し出し（①→②→③）：$(21m+5m) \div 5.0km/h = 18.7$秒$\approx$19秒 B：ギア切替：3秒 C：後進（③→②→④）：$(5m+21m) \div 5.0km/h = 18.7$秒$\approx$19秒 D：ギア切替：3秒 E：押し出し（④→⑤→⑥）：$(21m+10m) \div 5.0km/h = 22.3$秒$\approx$23秒 F：ギア切替：3秒 G：後進（⑥→⑤）：$10m \div 5.0km/h = 7.2$秒\approx8秒 H：ギア切替：3秒 <p>1サイクル当たりの作業時間（A+B+C+D+E+F+G+H） $= 19$秒+3秒+19秒+3秒+23秒+3秒+8秒+3秒=81秒</p>  <p><除雪速度></p> <p>1サイクル当たりの除雪延長÷1サイクル当たりの除雪時間 $= 21m \div 81$秒=0.933km/h\approx0.93km/h</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は除灰速度の算出について、本項目内「4. 除灰速度の算出」に記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・除雪条件の相違。</p> <p>【女川及び島根】対応方針の相違 ・泊は、必要な道路幅（4.0m）に対し、バケット幅（3.37m）が短い。1サイクルごとに重機が往復して除雪、除灰を行う。（伊方3号炉の除灰と同様。伊方3号炉の記載は次頁に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(3) 降灰除去速度の算出</p> <p><降灰条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚さ：15cm（設計基準） ○単位体積重量：1.5t/m³ <p><除去方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上に降り積もった火山灰を、ホイールローダで道路脇へ押し出し除去する。 ・1回の押し出し可能量を10tとし、10tの火山灰を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 ・1回の集積で進める距離 $= 10t \div (\text{火山灰厚さ} 0.15m \times \text{幅} 2.685m \times 1.5t/m^3)$ $= 16.6m \approx 16m$ ・1サイクル当たりの作業時間（降灰除去幅約5m）は、以下のとおりとなる。 <p>A：押し出し（①→②→③）：$(16m+5m) \div 2.5km/h = 30.2 \text{秒} \approx 31 \text{秒}$ B：ギア切り替え：3秒 C：後進（③→②→④）：$(5m+16m) \div 4km/h = 18.9 \text{秒} \approx 19 \text{秒}$ D：ギア切り替え：3秒 E：押し出し（④→⑤→⑥）：$(16m+10m) \div 2.5km/h = 37.4 \text{秒} \approx 38 \text{秒}$ F：ギア切り替え：3秒 G：後進（⑥→⑤）：$10m \div 4km/h = 9 \text{秒}$ H：ギア切り替え：3秒</p> <p>1サイクル当たりの作業時間 $(A+B+C+D+E+F+G+H) = 109 \text{秒}$</p> <p><降灰除去速度></p> <p>1サイクル当たりの除去延長 ÷ 1サイクル当たりの除去時間 $= 16m \div 109 \text{秒} = 0.15m/\text{秒} = 0.54km/h \approx 0.5km/h$</p> 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 降雪除去速度の算出</p> <p><降雪条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚さ：43cm（石巻 既往最大積雪量） ○単位体積重量：0.35t/m³（道路橋示方書・同解説） <p><除去方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートに降り積もった雪をブルドーザで道路脇へ押し出し除去する。 ・一回の押し出し可能量を9.12tとし、9.12tの雪を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 ・一回の集積で進める距離X $= 9.12t \div (\text{積雪厚さ } 0.43m \times \text{幅 } 3.715m \times 0.35t/m^3)$ $= 16.3m \approx 16m$ ・1サイクル当たりの作業時間は、1速の走行速度（前進3.3km/h、後進4.4km/h）で作業すると仮定して A：押し出し（①→②→③）：$(16m+6m) \div 3.3km/h = 0.40$分 B：ギア切り替え：0.10分 C：後進（③→②）：$6m \div 4.4km/h = 0.09$分 1サイクル当たりの作業時間(A+B+C) = 0.40分 + 0.10分 + 0.09分 = 0.59分 <p><降雪除去速度></p> <p>1サイクル当たりの除去延長 ÷ 1サイクル当たりの除去時間 $= 16m \div 0.59分 = 27.11m/分 = 1.62km/h = 1.6km/h$</p>			<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は降雪速度の算出について、本項目内「2. 降雪速度の算出」に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

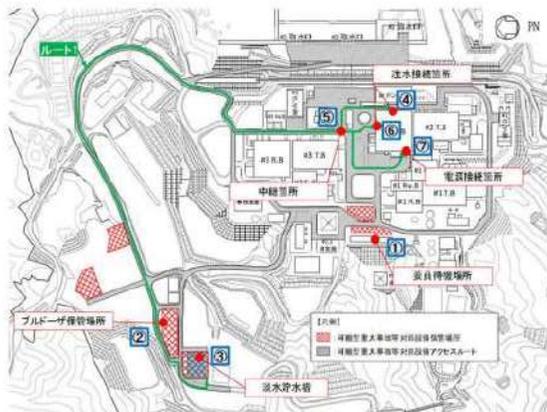
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

4. 降灰除去・降雪除去の時間評価

(1) 降灰除去時間評価（地震時のアクセスルートで時間評価）

【ルート1】



区間	距離(約m)	時間評価項目	所要時間(分)	累積(分)
—	—	状況確認・準備	15	15
—	—	ルート確認・判断	40	55
①→②	—	徒歩移動	15	70
②→③	230	降灰除去	12	82
③→②	230	重機移動	2	84
②→④	1380	降灰除去	69	153
④→⑤	160	重機移動	1	154
⑤→⑥	86	降灰除去	4	158
⑥→⑤	86	重機移動	1	159
⑤→⑦	240	降灰除去	12	171

島根原子力発電所2号炉

3. まとめ

降雪の除雪速度について、2.9km/hとする。緊急時対策所及び保管場所から可搬型設備が通行する水源（輪谷貯水槽（西1/西2）、非常用取水設備）、接続先、送水先までのルートの除雪に要する時間評価を第1図～第3図及び第1表～第3表に示す。

(1) 第1保管エリアからのルート



※：図に記載のある除雪ルートは、復旧時間が最も長いルートを記載している。

第1図 第1保管エリアからの除雪ルート（ルートA②）

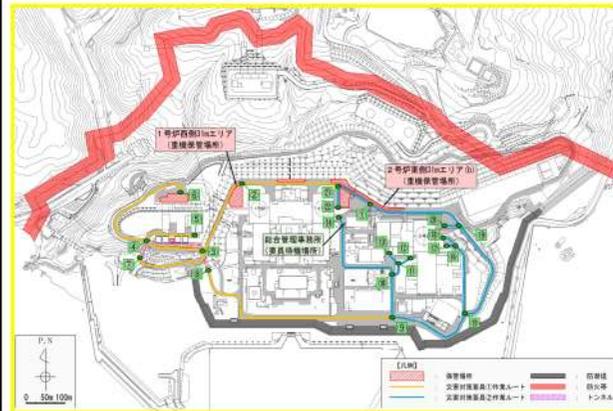
第1表 第1保管エリアからの復旧時間（ルートA②）

区間	距離(約m)	時間評価項目	速度(km/h)	所要時間(分)	累積(分)
緊急時対策所→①	750	除雪	2.9	16	16
①→②	500	移動	10	4	20
②→③	1610	除雪	2.9	34	54
③→④	240	除雪	2.9	5	59
④→⑤	130	除雪	2.9	3	62
⑤→⑥	120	除雪	2.9	3	65
⑥→⑦	120	移動	10	1	66
⑦→⑧	120	移動	10	1	67
⑧→⑦	110	除雪	2.9	3	70
⑦→④	110	移動	10	1	71
④→②	240	移動	10	2	73
②→①	150	除雪	2.9	4	77

泊発電所3号炉

3. 除雪時間評価

降雪の除雪速度について、0.93km/hとする。除雪箇所は、可搬型設備が通行するアクセスルート全域とし、災害対策要員2名が別々のルートを並行して除雪する。除雪に要する時間評価を第1図、第1表及び第2表に示す。



第1図 除雪ルート

第1表 災害対策要員①による除雪時間評価

区間	距離(約m)	時間評価項目	速度(km/h)	所要時間(分)	累積(分)
①→②	300	徒歩移動	4.0	6	6
②→③	280	降雪除去	0.93	18	24
③→②	280	重機移動	10.0	2	26
②→④	480	降雪除去	0.93	32	58
④→①	150	重機移動	10.0	1	59
①→⑤	540	降雪除去	0.93	33	92
⑤→②	490	重機移動	10.0	3	95
②→⑥	210	降雪除去	0.93	14	109
⑥→⑦	250	重機移動	10.0	2	111
⑦→②	360	降雪除去	0.93	38	149

第2表 災害対策要員②による除雪時間評価

区間	距離(約m)	時間評価項目	速度(km/h)	所要時間(分)	累積(分)
①→⑧	360	降雪除去	0.93	11	11
⑧→①	360	重機移動	10.0	1	12
①→⑨	300	降雪除去	0.93	20	32
⑨→⑧	30	重機移動	10.0	1	33
⑧→⑩	520	降雪除去	0.93	35	68
⑩→⑧	50	重機移動	10.0	1	69
⑧→⑪	30	降雪除去	0.93	2	71
⑪→⑧	210	重機移動	10.0	2	73
⑧→⑫	420	降雪除去	0.93	28	101
⑫→⑧	40	重機移動	10.0	1	102
⑧→⑬	40	降雪除去	0.93	3	105
⑬→⑧	90	重機移動	10.0	1	106
⑧→⑭	280	降雪除去	0.93	19	125

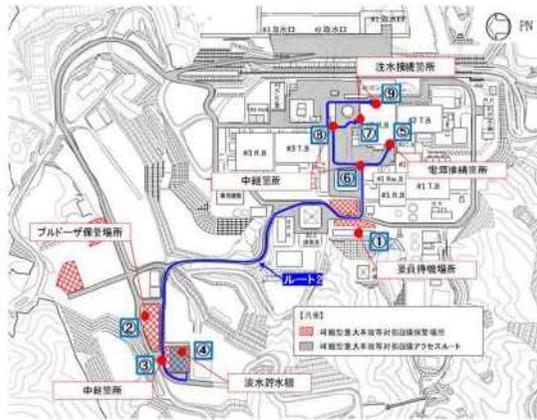
【女川及び島根】
 記載表現の相違
 【島根】記載内容の相違
 ・降雪速度の相違。
 【女川】記載箇所の相違
 ・泊は本項目内「5. 降灰時間評価」に記載。
 【女川及び島根】
 対応方針の相違
 ・泊は、可搬型設備が通行するアクセスルート全域の除雪時間を評価。
 ・泊は、要員2名（重機2台）での復旧時間を評価。
 【島根】記載内容の相違
 ・評価条件の相違に伴う評価結果の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

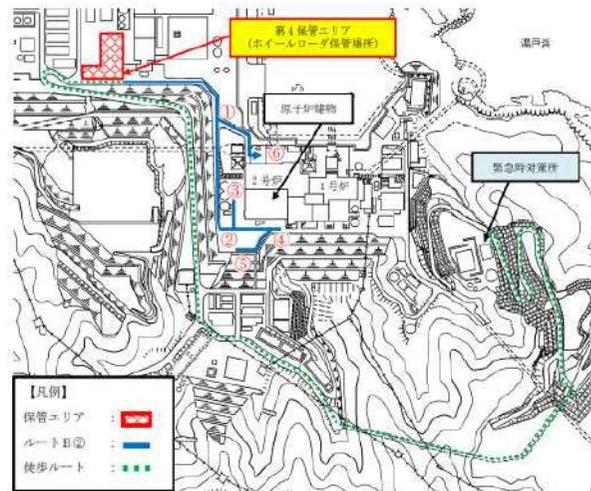
【ルート2】



区間	距離(約m)	時間評価項目	所要時間(分)	累積(分)
-	-	状況確認・準備	15	15
-	-	ルート確認・判断	40	55
①→②	-	徒歩移動	15	70
②→③	230	降灰除去	12	82
③→④	120	重機移動	1	83
④→⑤	870	降灰除去	44	127
⑤→⑥	90	重機移動	1	128
⑥→⑦	210	降灰除去	11	139
⑦→⑧	60	重機移動	1	140
⑧→①	160	降灰除去	8	148

島根原子力発電所2号炉

(2) 第4保管エリアからのルート



※：図に記載のある除雪ルートは、仮復旧時間が最も長いルートを記載している。

第2図 第4保管エリアからの除雪ルート（ルートB②）

第2表 第4保管エリアからの仮復旧時間（ルートB②）

区間	距離(約m)	時間評価項目	速度(km/h)	所要時間(分)	累積(分)
緊急時対策所 → 第4保管エリア	2,710	要員移動	4.0	41	41
第4保管エリア →①	250	除雪	2.9	6	47
①→②	240	除雪	2.9	5	52
②→③	110	除雪	2.9	3	55
③→②	110	移動	10	1	56
②→④	130	除雪	2.9	3	59
④→⑤	120	除雪	2.9	3	62
⑤→④	120	移動	10	1	63
④→②	130	移動	10	1	64
②→①	240	移動	10	2	66
①→⑥	150	除雪	2.9	4	70

泊発電所3号炉

相違理由

【女川】記載箇所の相違
 ・泊は本項目内「5. 除灰時間評価」に記載。
 【島根】記載内容の相違
 ・評価条件の相違に伴う評価結果の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

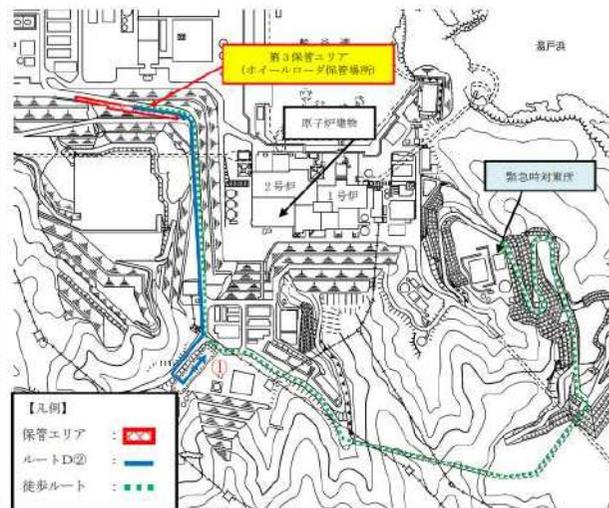
泊発電所3号炉

相違理由

(2) 降雪除去時間評価（地震時のアクセスルートで時間評価）
 【ルート1】



(3) 第3保管エリアからのルート



※：図に記載のある除雪ルートは、復旧時間が最も長いルートを記載している。

第3図 第3保管エリアからの除雪ルート（ルートD②）

第3表 第3保管エリアからの復旧時間（ルートD②）

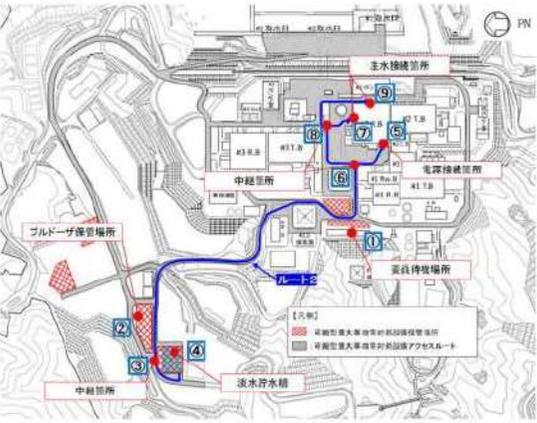
区間	距離 (約m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)
緊急時対策所→第3保管エリア	2,310	要員移動	4.0	35	35
第3保管エリア→①	820	除雪	2.9	17	52

区間	距離 (約m)	時間評価項目	所要時間 (分)	累積 (分)
—	—	状況確認・準備	15	15
—	—	ルート確認・判断	40	55
①→②	—	徒歩移動	15	70
—	—	重機運転	5	75
②→③	230	降雪除去	9	84
③→②	230	重機移動	2	86
②→④	1380	降雪除去	52	138
④→⑤	160	重機移動	1	139
⑤→⑥	80	降雪除去	3	142
⑥→⑤	80	重機移動	1	143
⑤→⑦	240	降雪除去	9	152

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・評価条件の相違に伴う
 評価結果の相違。

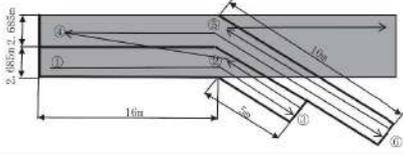
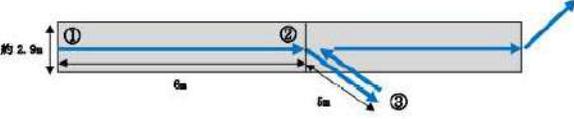
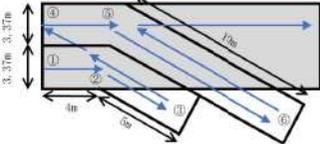
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>【ルート2】</p>  <table border="1" data-bbox="100 630 672 997"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離(約m)</th> <th>時間評価項目</th> <th>所要時間(分)</th> <th>累積(分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>ルート確認・判断</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>—</td> <td>徒歩移動</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>暖機運転</td> <td>5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>②→④</td> <td>230</td> <td>降雪除去</td> <td>9</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>④→③</td> <td>120</td> <td>重機移動</td> <td>1</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>③→⑤</td> <td>870</td> <td>降雪除去</td> <td>33</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>⑤→⑥</td> <td>90</td> <td>重機移動</td> <td>1</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>⑥→⑦</td> <td>210</td> <td>降雪除去</td> <td>8</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>⑦→⑧</td> <td>60</td> <td>重機移動</td> <td>1</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>⑧→⑩</td> <td>160</td> <td>降雪除去</td> <td>6</td> <td>134</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離(約m)	時間評価項目	所要時間(分)	累積(分)	—	—	状況確認・準備	15	15	—	—	ルート確認・判断	40	55	①→②	—	徒歩移動	15	70	—	—	暖機運転	5	75	②→④	230	降雪除去	9	84	④→③	120	重機移動	1	85	③→⑤	870	降雪除去	33	118	⑤→⑥	90	重機移動	1	119	⑥→⑦	210	降雪除去	8	127	⑦→⑧	60	重機移動	1	128	⑧→⑩	160	降雪除去	6	134			<p>【女川】記載内容の相違・評価条件の相違に伴う評価結果の相違。</p>
区間	距離(約m)	時間評価項目	所要時間(分)	累積(分)																																																											
—	—	状況確認・準備	15	15																																																											
—	—	ルート確認・判断	40	55																																																											
①→②	—	徒歩移動	15	70																																																											
—	—	暖機運転	5	75																																																											
②→④	230	降雪除去	9	84																																																											
④→③	120	重機移動	1	85																																																											
③→⑤	870	降雪除去	33	118																																																											
⑤→⑥	90	重機移動	1	119																																																											
⑥→⑦	210	降雪除去	8	127																																																											
⑦→⑧	60	重機移動	1	128																																																											
⑧→⑩	160	降雪除去	6	134																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(3) 降灰除去速度の算出 <降灰条件> ○厚さ：15cm（設計基準） ○単位体積重量：1.5t/m³</p> <p><除去方法> ・アクセスルート上に降り積もった火山灰を、ホイールロードで道路脇へ押し出し除去する。 ・1回の押し出し可能量を10tとし、10tの火山灰を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 ・1回の集積で進める距離 $= 10t \div (\text{火山灰厚さ } 0.15m \times \text{幅 } 2.685m \times 1.5t/m^3)$ $= 16.6m \approx 16m$ ・1サイクル当たりの作業時間（降灰除去幅約5m）は、以下のとおりとなる。 A：押し出し（①→②→③）：(16m+5m)÷2.5km/h=30.2秒≒31秒 B：ギア切り替え：3秒 C：後進（③→②→④）：(5m+16m)÷4km/h=18.9秒≒19秒 D：ギア切り替え：3秒 E：押し出し（④→⑤→⑥）：(16m+10m)÷2.5km/h=37.4秒≒38秒 F：ギア切り替え：3秒 G：後進（⑥→⑤）：10m÷4km/h=9秒 H：ギア切り替え：3秒 1サイクル当たりの作業時間 (A+B+C+D+E+F+G+H)=109秒 <降灰除去速度> 1サイクル当たりの除去延長÷1サイクル当たりの除去時間 $= 16m \div 109秒 = 0.15m/秒 = 0.54km/h \approx 0.5km/h$</p> 	<p>別紙(24)</p> <p>屋外のアクセスルート 除灰時間評価</p> <p>1. ホイールロード仕様 ○最大けん引力：16t ○バケット全幅：292cm ○走行速度（1速）：前進0～6.6km/h、後進0～7.1km/h</p> <p>2. 除灰速度の算出 <降灰条件> ○厚さ：56cm（設計基準） ○単位体積重量：1.5t/m³（宇井忠秀編「火山噴火と災害」東京大学出版）</p> <p><除灰方法> ・アクセスルート上に降り積もった火山灰を、ホイールロードで道路脇へ5m押し出し除去する。 ・1回の押し出し可能量を16tとし、16tの火山灰を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 ・1回の集積で進める距離X=16t÷(火山灰厚さ0.56m×幅2.9m×1.5t/m³)=6.56m≒6m ・1サイクル当たりの作業時間は、1速の走行速度（前進0～6.6、後進0～7.1km/h）の平均3.3km/h（前進）、3.5km/h（後進）で作業を実施すると仮定して A：押し出し（①→②→③）：(6m+5m)÷3.3km/h=12秒 B：ギア切替え：3秒 C：後進（③→②）：5m÷3.5km/h=5.1秒≒6秒 D：ギア切替え：3秒</p> <p>1サイクル当たりの作業時間（A+B+C+D） =12秒+3秒+6秒+3秒=24秒</p>  <p><除灰速度> 1サイクル当たりの除灰延長÷1サイクル当たりの除灰時間 $= 6m \div 24秒 = 0.9km/h$</p>	<p>4. 除灰速度の算出 <降灰条件> ○厚さ：20cm（設計基準） ○単位体積重量：1.5t/m³（宇井忠秀編「火山噴火と災害」東京大学出版） なお、条件については第6条（外部からの衝撃による損傷の防止（火山））を踏まえて設定しているが、今後の地震津波側の審査進捗により、変更となる場合がある。</p> <p><除灰方法> ・アクセスルート上に降り積もった火山灰をホイールロードで道路脇へ5m押し出し除去する。 ・1回の押し出し可能重量を4.5tとし、4.5tの火山灰を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 ・1回の集積で進める距離X=4.5t÷(火山灰厚さ0.20m×幅3.37m×1.5t/m³)=4.45m≒4m ・1サイクル当たりの作業時間は、1速の走行速度（前進10km/h、後進10km/h）の平均5.0km/h（前進）、5.0km/h（後進）で作業を実施すると仮定して A：押し出し（①→②→③）：(4m+5m)÷5.0km/h=6.5秒≒7秒 B：ギア切替：3秒 C：後進（③→②→④）：(5m+4m)÷5.0km/h=6.5秒≒7秒 D：ギア切替：3秒 E：押し出し（④→⑤→⑥）：(4m+10m)÷5.0km/h=10.1秒≒11秒 F：ギア切替：3秒 G：後進（⑥→⑤）：10m÷5.0km/h=7.2秒≒8秒 H：ギア切替：3秒</p> <p>1サイクル当たりの作業時間（A+B+C+D+E+F+G+H） =7秒+3秒+7秒+3秒+11秒+3秒+8秒+3秒=45秒</p>  <p><除灰速度> 1サイクル当たりの除灰延長÷1サイクル当たりの除灰時間 $= 4m \div 45秒 = 0.32km/h$</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は本項目内 1. 及び2. に記載。 【島根】記載箇所の相違 ・泊は本項目内 1. に記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・除灰条件の相違。</p> <p>【女川及び島根】対応方針の相違 ・泊は、必要な道路幅(4.0m)に対し、バケット幅(3.37m)が短い。ため、1サイクルごとに重機が往復して除雪、除灰を行う。 （伊方3号炉の除灰と同様。伊方3号炉の記載は本頁の女川欄に記載）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

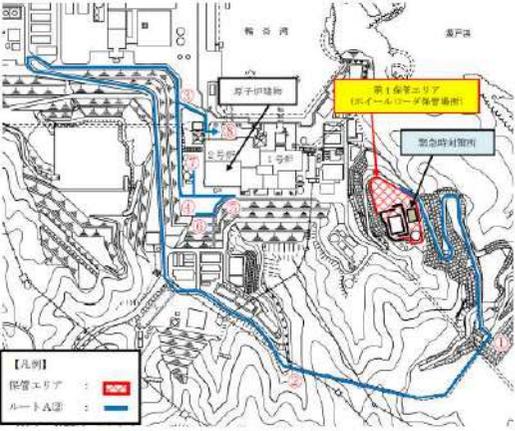
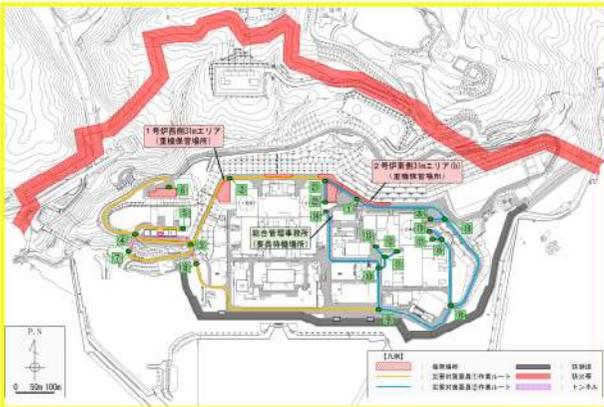
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. まとめ</p> <p>火山灰の除灰速度について、0.9km/hとする。緊急時対策所及び保管場所から可搬型設備が通行する水源（輪谷貯水槽（西1／西2）、非常用取水設備）、接続先、送水先までのルートの除灰に要する時間評価を第1図～第3図及び第1表～第3表に示す。</p>	<p>5. 除灰時間評価</p> <p>火山灰の除灰速度について、0.32km/hとする。除灰箇所は、アクセスルート（車両）全体とし、災害対策要員2名が別々のルートを並行して除灰する。除灰に要する時間評価を第2図、第3表及び第4表に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・除灰速度の相違。 【女川】記載箇所の相違 ・女川は本項目内「4. 降灰除去・降雪除去の時間評価」に記載。 【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、可搬型設備が通行するアクセスルート全域の除灰時間を評価。 ・泊は、要員2名（重機2台）での復旧時間を評価。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																				
	<p>(1) 第1保管エリアからのルート</p>  <p>※：図に記載のある除灰ルートは、仮復旧時間が最も長いルートに影響している。</p> <p>第1図 第1保管エリアからの除灰ルート（ルートA②）</p> <p>第1表 第1保管エリアからの仮復旧時間（ルートA②）</p> <table border="1" data-bbox="712 718 1321 1077"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離（約m）</th> <th>時間評価項目</th> <th>速度（km/h）</th> <th>所要時間（分）</th> <th>累積（分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所→①</td> <td>750</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>600</td> <td>移動</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>1610</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>108</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>③→④</td> <td>240</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>16</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>④→⑤</td> <td>130</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>9</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>⑤→⑥</td> <td>120</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>8</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>⑥→⑦</td> <td>120</td> <td>移動</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>⑦→⑧</td> <td>130</td> <td>移動</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td>⑧→⑨</td> <td>110</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>8</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>⑨→⑩</td> <td>110</td> <td>移動</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>⑩→⑪</td> <td>240</td> <td>移動</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>⑪→⑫</td> <td>150</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>10</td> <td>218</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離（約m）	時間評価項目	速度（km/h）	所要時間（分）	累積（分）	緊急時対策所→①	750	除灰	0.9	50	50	①→②	600	移動	10	4	54	②→③	1610	除灰	0.9	108	162	③→④	240	除灰	0.9	16	178	④→⑤	130	除灰	0.9	9	187	⑤→⑥	120	除灰	0.9	8	195	⑥→⑦	120	移動	10	1	196	⑦→⑧	130	移動	10	1	197	⑧→⑨	110	除灰	0.9	8	205	⑨→⑩	110	移動	10	1	206	⑩→⑪	240	移動	10	2	208	⑪→⑫	150	除灰	0.9	10	218	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第2図 除灰ルート</p> <p>第3表 災害対策要員①による除灰時間評価</p> <table border="1" data-bbox="1400 734 1904 997"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離（約m）</th> <th>時間評価項目</th> <th>速度（km/h）</th> <th>所要時間（分）</th> <th>累積（分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①→②</td> <td>360</td> <td>徒歩移動</td> <td>4.0</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>560</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>59</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>③→④</td> <td>260</td> <td>重機移動</td> <td>10.0</td> <td>2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>④→⑤</td> <td>480</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>96</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>⑤→⑥</td> <td>150</td> <td>重機移動</td> <td>10.0</td> <td>1</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>⑥→⑦</td> <td>340</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>68</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>⑦→⑧</td> <td>490</td> <td>重機移動</td> <td>10.0</td> <td>3</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>⑧→⑨</td> <td>210</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>42</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>⑨→⑩</td> <td>250</td> <td>重機移動</td> <td>10.0</td> <td>2</td> <td>272</td> </tr> <tr> <td>⑩→⑪</td> <td>560</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>112</td> <td>384</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4表 災害対策要員②による除灰時間評価</p> <table border="1" data-bbox="1400 1077 1904 1412"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離（約m）</th> <th>時間評価項目</th> <th>速度（km/h）</th> <th>所要時間（分）</th> <th>累積（分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①→②</td> <td>160</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>②→①</td> <td>160</td> <td>重機移動</td> <td>10.0</td> <td>1</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>①→③</td> <td>300</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>60</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>③→④</td> <td>50</td> <td>重機移動</td> <td>10.0</td> <td>1</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>④→⑤</td> <td>820</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>164</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>⑤→⑥</td> <td>50</td> <td>重機移動</td> <td>10.0</td> <td>1</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>⑥→⑦</td> <td>30</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>6</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>⑦→⑧</td> <td>210</td> <td>重機移動</td> <td>10.0</td> <td>2</td> <td>207</td> </tr> <tr> <td>⑧→⑨</td> <td>420</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>84</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>⑨→⑩</td> <td>40</td> <td>重機移動</td> <td>10.0</td> <td>1</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>⑩→⑪</td> <td>40</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>8</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>⑪→⑫</td> <td>90</td> <td>重機移動</td> <td>10.0</td> <td>1</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>⑫→⑬</td> <td>280</td> <td>降灰除去</td> <td>0.32</td> <td>56</td> <td>357</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離（約m）	時間評価項目	速度（km/h）	所要時間（分）	累積（分）	①→②	360	徒歩移動	4.0	6	6	②→③	560	降灰除去	0.32	59	58	③→④	260	重機移動	10.0	2	60	④→⑤	480	降灰除去	0.32	96	156	⑤→⑥	150	重機移動	10.0	1	157	⑥→⑦	340	降灰除去	0.32	68	225	⑦→⑧	490	重機移動	10.0	3	228	⑧→⑨	210	降灰除去	0.32	42	270	⑨→⑩	250	重機移動	10.0	2	272	⑩→⑪	560	降灰除去	0.32	112	384	区間	距離（約m）	時間評価項目	速度（km/h）	所要時間（分）	累積（分）	①→②	160	降灰除去	0.32	32	32	②→①	160	重機移動	10.0	1	33	①→③	300	降灰除去	0.32	60	93	③→④	50	重機移動	10.0	1	94	④→⑤	820	降灰除去	0.32	164	198	⑤→⑥	50	重機移動	10.0	1	199	⑥→⑦	30	降灰除去	0.32	6	205	⑦→⑧	210	重機移動	10.0	2	207	⑧→⑨	420	降灰除去	0.32	84	291	⑨→⑩	40	重機移動	10.0	1	292	⑩→⑪	40	降灰除去	0.32	8	300	⑪→⑫	90	重機移動	10.0	1	301	⑫→⑬	280	降灰除去	0.32	56	357	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違・評価条件の相違に伴う評価結果の相違。</p>
区間	距離（約m）	時間評価項目	速度（km/h）	所要時間（分）	累積（分）																																																																																																																																																																																																																																		
緊急時対策所→①	750	除灰	0.9	50	50																																																																																																																																																																																																																																		
①→②	600	移動	10	4	54																																																																																																																																																																																																																																		
②→③	1610	除灰	0.9	108	162																																																																																																																																																																																																																																		
③→④	240	除灰	0.9	16	178																																																																																																																																																																																																																																		
④→⑤	130	除灰	0.9	9	187																																																																																																																																																																																																																																		
⑤→⑥	120	除灰	0.9	8	195																																																																																																																																																																																																																																		
⑥→⑦	120	移動	10	1	196																																																																																																																																																																																																																																		
⑦→⑧	130	移動	10	1	197																																																																																																																																																																																																																																		
⑧→⑨	110	除灰	0.9	8	205																																																																																																																																																																																																																																		
⑨→⑩	110	移動	10	1	206																																																																																																																																																																																																																																		
⑩→⑪	240	移動	10	2	208																																																																																																																																																																																																																																		
⑪→⑫	150	除灰	0.9	10	218																																																																																																																																																																																																																																		
区間	距離（約m）	時間評価項目	速度（km/h）	所要時間（分）	累積（分）																																																																																																																																																																																																																																		
①→②	360	徒歩移動	4.0	6	6																																																																																																																																																																																																																																		
②→③	560	降灰除去	0.32	59	58																																																																																																																																																																																																																																		
③→④	260	重機移動	10.0	2	60																																																																																																																																																																																																																																		
④→⑤	480	降灰除去	0.32	96	156																																																																																																																																																																																																																																		
⑤→⑥	150	重機移動	10.0	1	157																																																																																																																																																																																																																																		
⑥→⑦	340	降灰除去	0.32	68	225																																																																																																																																																																																																																																		
⑦→⑧	490	重機移動	10.0	3	228																																																																																																																																																																																																																																		
⑧→⑨	210	降灰除去	0.32	42	270																																																																																																																																																																																																																																		
⑨→⑩	250	重機移動	10.0	2	272																																																																																																																																																																																																																																		
⑩→⑪	560	降灰除去	0.32	112	384																																																																																																																																																																																																																																		
区間	距離（約m）	時間評価項目	速度（km/h）	所要時間（分）	累積（分）																																																																																																																																																																																																																																		
①→②	160	降灰除去	0.32	32	32																																																																																																																																																																																																																																		
②→①	160	重機移動	10.0	1	33																																																																																																																																																																																																																																		
①→③	300	降灰除去	0.32	60	93																																																																																																																																																																																																																																		
③→④	50	重機移動	10.0	1	94																																																																																																																																																																																																																																		
④→⑤	820	降灰除去	0.32	164	198																																																																																																																																																																																																																																		
⑤→⑥	50	重機移動	10.0	1	199																																																																																																																																																																																																																																		
⑥→⑦	30	降灰除去	0.32	6	205																																																																																																																																																																																																																																		
⑦→⑧	210	重機移動	10.0	2	207																																																																																																																																																																																																																																		
⑧→⑨	420	降灰除去	0.32	84	291																																																																																																																																																																																																																																		
⑨→⑩	40	重機移動	10.0	1	292																																																																																																																																																																																																																																		
⑩→⑪	40	降灰除去	0.32	8	300																																																																																																																																																																																																																																		
⑪→⑫	90	重機移動	10.0	1	301																																																																																																																																																																																																																																		
⑫→⑬	280	降灰除去	0.32	56	357																																																																																																																																																																																																																																		

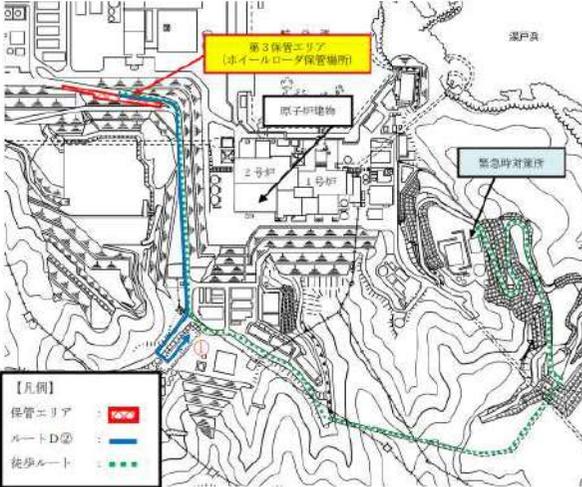
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<p>(2) 第4保管エリアからのルート</p> <p>【凡例】 保管エリア : ■ ルートB② : — 従来ルート : —</p> <p>※：図に記載のある除灰ルートは、仮復旧時間が最も長いルートを記載している。</p> <p>第2図 第4保管エリアからの除灰ルート（ルートB②）</p> <p>第2表 第4保管エリアからの仮復旧時間（ルートB②）</p> <table border="1" data-bbox="710 813 1321 1173"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離 (約 m)</th> <th>時間評価項目</th> <th>速度 (km/h)</th> <th>所要時間 (分)</th> <th>累積 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 → 第4保管エリア</td> <td>2,710</td> <td>要員移動</td> <td>4.0</td> <td>41</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア→ ①</td> <td>250</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>17</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>240</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>16</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>110</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>8</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>③→②</td> <td>110</td> <td>移動</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>②→④</td> <td>130</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>9</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>④→⑤</td> <td>120</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>8</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>⑤→④</td> <td>120</td> <td>移動</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>④→②</td> <td>130</td> <td>移動</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>②→①</td> <td>240</td> <td>移動</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>①→⑥</td> <td>150</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>10</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)	緊急時対策所 → 第4保管エリア	2,710	要員移動	4.0	41	41	第4保管エリア→ ①	250	除灰	0.9	17	58	①→②	240	除灰	0.9	16	74	②→③	110	除灰	0.9	8	82	③→②	110	移動	10	1	83	②→④	130	除灰	0.9	9	92	④→⑤	120	除灰	0.9	8	100	⑤→④	120	移動	10	1	101	④→②	130	移動	10	1	102	②→①	240	移動	10	2	104	①→⑥	150	除灰	0.9	10	114		<p>【島根】記載内容の相違・評価条件の相違に伴う評価結果の相違。</p>
区間	距離 (約 m)	時間評価項目	速度 (km/h)	所要時間 (分)	累積 (分)																																																																						
緊急時対策所 → 第4保管エリア	2,710	要員移動	4.0	41	41																																																																						
第4保管エリア→ ①	250	除灰	0.9	17	58																																																																						
①→②	240	除灰	0.9	16	74																																																																						
②→③	110	除灰	0.9	8	82																																																																						
③→②	110	移動	10	1	83																																																																						
②→④	130	除灰	0.9	9	92																																																																						
④→⑤	120	除灰	0.9	8	100																																																																						
⑤→④	120	移動	10	1	101																																																																						
④→②	130	移動	10	1	102																																																																						
②→①	240	移動	10	2	104																																																																						
①→⑥	150	除灰	0.9	10	114																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>(3) 第3保管エリアからのルート</p>  <p>【凡例】 保管エリア：黄色 ルートD②：赤線 徒歩ルート：緑点線</p> <p>※：図に記載のある除灰ルートは、仮復旧時間が最も長いルートを記載している。</p> <p>第3図 第3保管エリアからの除灰ルート（ルートD②）</p> <p>第3表 第3保管エリアからの仮復旧時間（ルートD②）</p> <table border="1" data-bbox="716 829 1310 981"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離（約m）</th> <th>時間評価項目</th> <th>速度（km/h）</th> <th>所要時間（分）</th> <th>累積（分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 → 第3保管エリア</td> <td>2,310</td> <td>要員移動</td> <td>4.0</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア → ①</td> <td>820</td> <td>除灰</td> <td>0.9</td> <td>55</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離（約m）	時間評価項目	速度（km/h）	所要時間（分）	累積（分）	緊急時対策所 → 第3保管エリア	2,310	要員移動	4.0	35	35	第3保管エリア → ①	820	除灰	0.9	55	90		<p>【島根】記載内容の相違・評価条件の相違に伴う評価結果の相違。</p>
区間	距離（約m）	時間評価項目	速度（km/h）	所要時間（分）	累積（分）																
緊急時対策所 → 第3保管エリア	2,310	要員移動	4.0	35	35																
第3保管エリア → ①	820	除灰	0.9	55	90																

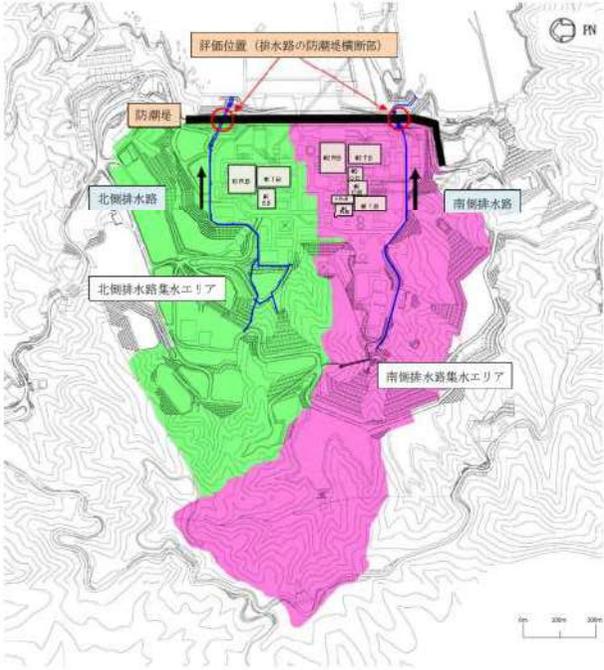
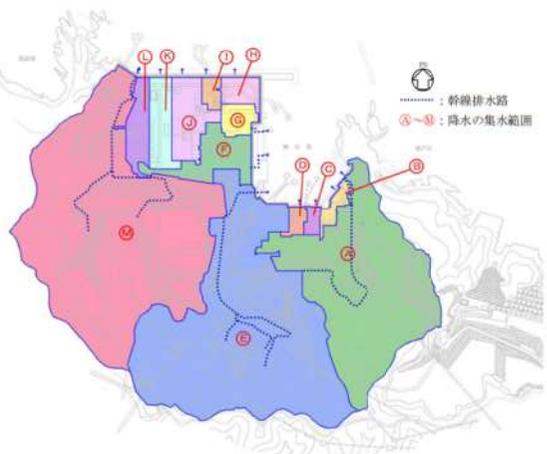
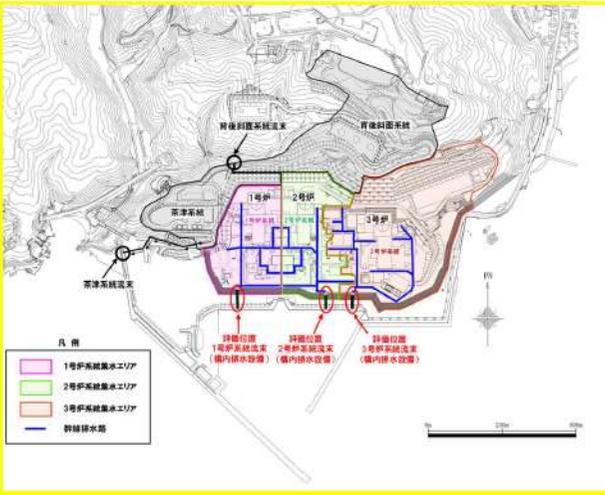
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(6)</p> <p style="text-align: center;">降水に対する影響評価について</p> <p>1. はじめに 女川原子力発電所2号炉において、降雨が継続した場合の屋外のアクセスルートへの影響について評価を実施する。</p> <p>2. 評価概要</p> <p>(1) 降雨強度 本評価については、石巻特別地域気象観測所（観測期間 1937年～2017年）において平成26年9月11日に観測された日最大1時間降水量の既往最大値である91.0mm/hの降雨が発生した際、女川原子力発電所における雨水の流入量と排水能力を比較し、降雨の影響を評価する。</p> <p>(2) 雨水流入量 女川原子力発電所周辺の雨水は、第1図のように敷地内に配置された北側及び南側の各排水路に集水され、海域に排水される。</p> <p>評価に当たっては、防潮堤横断面における各排水路の集水面積を算定した上で、91.0mm/h降雨時の雨水流入量を算出する。</p> <p>その際、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き（平成26年2月宮城県）」に基づき以下の合理式を用い、流出係数については、林地：0.5、その他箇所（裸地）：0.9とする。</p> $Q=1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$ <p>Q：雨水流入量（m³/s） f：流出係数 r：降雨強度（mm/h） A：集水面積（ha）</p>	<p style="text-align: right;">別紙(26)</p> <p style="text-align: center;">降水に対する影響評価結果について</p> <p>1. はじめに 島根原子力発電所において、降雨が継続した場合の屋外のアクセスルートへの影響について評価する。</p> <p>2. 評価概要 島根原子力発電所における雨水流出量と排水量を比較し、降雨の影響を評価する。</p> <p>(1) 降雨強度 外部事象の考慮において、松江市の観測記録の極値に基づき設計基準を設定していることから、松江地方気象台の観測記録（1941年～2018年）における既往最大時間降雨量（77.9mm/h）を用いて評価する。</p> <p>(2) 雨水流出量 島根原子力発電所の雨水は、集水範囲ごとに設置される排水路を通じて海域に排水する。</p> <p>雨水流出量の評価にあたっては、集水範囲ごとに集水面積を積算した上で、77.9mm/h降雨時の第1図及び第2図に示す排水路流末への雨水流出量を算出する。</p> <p>雨水流出量Qの算出には、「林地開発許可申請の手引き」（平成12年4月島根県農林水産部森林整備課）を参照して、以下の合理式を用いる。</p> $Q=1/360 \times f \times I \times A$ <p>ここで、Q：雨水流出量（m³/s） f：流出係数 I：降雨強度（mm/h） A：流域面積（ha）</p>	<p style="text-align: right;">別紙(6)</p> <p style="text-align: center;">降水に対する影響評価について</p> <p>1. はじめに 泊発電所において、降雨が継続した場合の屋外のアクセスルートへの影響について評価する。</p> <p>2. 評価概要 泊発電所における雨水流入量と排水可能流量を比較し、降雨の影響を評価する。</p> <p>(1) 降雨強度 本評価については、寿都特別地域気象観測所（観測記録 1938年～2021年）において平成2年7月25日に観測された日最大1時間降水量の既往最大値である57.5mm/hの降雨が発生した際、泊発電所における雨水の流入量と排水能力を比較し、降雨の影響を評価する。</p> <p>(2) 雨水流入量 泊発電所周辺の雨水は、第1図のように敷地内に配置された1号炉系統流末、2号炉系統流末及び3号炉系統流末の構内排水設備に集水され、海域に排水される。</p> <p>評価に当たっては、防潮堤横断面における構内排水設備の集水面積を算定した上で、設計基準降水量（57.5mm/h）降水時の雨水流入量を算出する。</p> <p>その際、「北海道林地開発許可制度の手引き」（令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課）に基づき以下の合理式を用い、流出係数については、すべての流域を1.0とする。</p> $Q=1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$ <p>Q：雨水流入量（m³/s） f：流出係数 r：降雨強度（mm/h） A：集水面積（ha）</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・プラント立地箇所の相違による観測記録及び設計基準値の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】設計方針の相違 ・泊は防潮堤横断面の3系統ある排水路を構内排水設備とする。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・参照する手引きの相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は流出係数を保守的に設定している。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

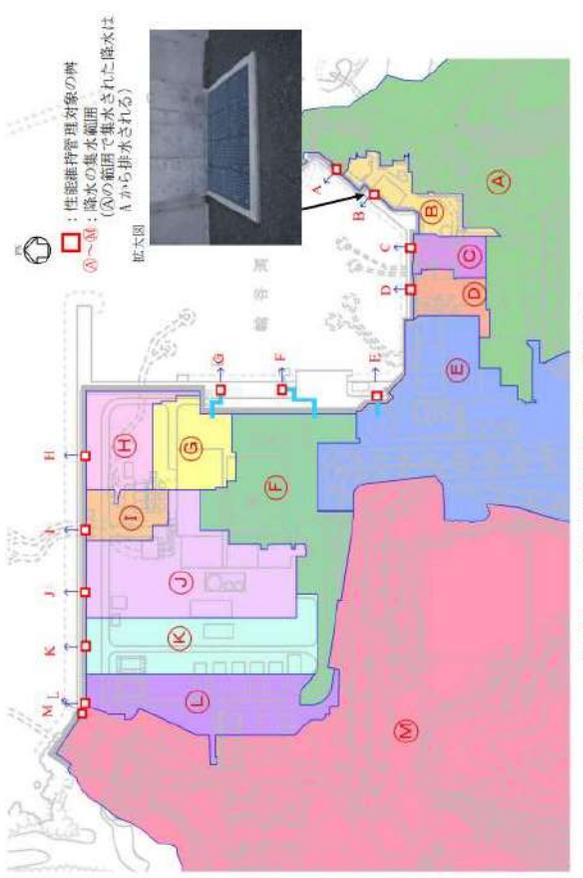
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第1図 排水路の配置概要図</p>	<p>(3) 排水量 排水路流末における排水量Q'は「林地開発許可申請の手引き」(平成12年4月島根県農林水産部森林整備課)を参照して、以下の Manning式に基づき評価する。 $V = 1/n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$ $Q' = A \cdot V$ ここで、V：流速 (m/s) n：粗度係数 R：径深 (m) = A/P A：通水断面積 (m²) P：潤辺 (m) i：水路勾配 Q'：排水量 (m³/s)</p>  <p>第1図 降水の集水範囲</p>	<p>(3) 排水可能流量 設計基準降水量 (57.5mm/h) により想定される雨水流入量に対して、裕度を持って排水可能な流量とする。構内排水設備の仕様を第1表に示す。</p> <p>第1表 構内排水設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1348 322 1953 466"> <thead> <tr> <th></th> <th>仕様</th> <th>断面積 [m²]</th> <th>排水可能流量 [m³/s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉系統流末</td> <td rowspan="3">鋼管 φ1,800</td> <td rowspan="3">2.545</td> <td>3.89</td> </tr> <tr> <td>2号炉系統流末</td> <td>3.89</td> </tr> <tr> <td>3号炉系統流末</td> <td>3.89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：構内排水設備については構造検討中</p>  <p>第1図 構内排水設備の配置概要図</p>		仕様	断面積 [m ²]	排水可能流量 [m ³ /s]	1号炉系統流末	鋼管 φ1,800	2.545	3.89	2号炉系統流末	3.89	3号炉系統流末	3.89	<p>【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・排水可能流量の設定方法の相違。(構内排水設備について構造検討中)</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による排水設備の内容の相違。</p>
	仕様	断面積 [m ²]	排水可能流量 [m ³ /s]												
1号炉系統流末	鋼管 φ1,800	2.545	3.89												
2号炉系統流末			3.89												
3号炉系統流末			3.89												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図 性能維持管理対象の枠の設置場所</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、第1図に集水エリアと構内排水設備を合わせて図示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																													
<p>(3) 排水可能流量 各排水路の排水可能流量は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」に基づき、以下のマンニング式により算定した。 マニングの粗度係数については、各排水路の仕様に応じて北側排水路は $0.023m^{-1/3} \cdot s^{*1}$、南側排水路は $0.010m^{-1/3} \cdot s^{*2}$ を使用している。 ※1 建設省河川砂防技術基準(案)同解説設計編 [I]:(社)日本河川協会、H9.10 ※2 道路土工要綱:(社)日本道路協会、H21.6</p> $V=1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ $Q=V \cdot A$ <p>Q:排水可能流量 (m³/s) V:平均流速 (m/s) n:マンニングの粗度係数 (m^{-1/3}・s) R:径深=A/S (m) A:流水断面積 (m²) S:潤辺 (m) I:排水路の勾配</p> <p>3. 評価結果 北側及び南側の各排水路における雨水流入量と排水可能流量の比較結果を第1表に示す。 各排水路ともに防潮堤横断面における排水可能流量は雨水流入量を上回り、豪雨時においても雨水排水が可能であると評価される。</p> <p>第1表 既往最大91.0mm/h降水時の雨水流入量と排水可能量との比較</p> <table border="1" data-bbox="71 997 698 1204"> <thead> <tr> <th>排水路名</th> <th>仕 様</th> <th>集水面積[※] [ha]</th> <th>91.0mm/h降水時の雨水流入量 [m³/s] a</th> <th>排水可能流量[※] [m³/s] b</th> <th>雨水流入量に対する排水可能流量の比 b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側排水路</td> <td>ボックスカバー B3500、H2500</td> <td>林地:11.47 裸地:35.14</td> <td>9.4</td> <td>51.16</td> <td>5.4 (排水可能)</td> </tr> <tr> <td>南側排水路</td> <td>ダクトボックス管 Φ1000×3</td> <td>林地:28.25 裸地:25.98</td> <td>9.5</td> <td>16.23</td> <td>1.7 (排水可能)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 林地開発許可申請書記載値(平成30年2月)</p> <p>なお、地表を流下する雨水についても、敷地傾斜に従い流下し、防潮堤横断面における各排水路より速やかに排水されること、屋外アクセスルート及びその周辺には雨水が滞留するようなくぼ地はないことから、屋外アクセスルートのアクセス性に支障はない。</p>	排水路名	仕 様	集水面積 [※] [ha]	91.0mm/h降水時の雨水流入量 [m ³ /s] a	排水可能流量 [※] [m ³ /s] b	雨水流入量に対する排水可能流量の比 b/a	北側排水路	ボックスカバー B3500、H2500	林地:11.47 裸地:35.14	9.4	51.16	5.4 (排水可能)	南側排水路	ダクトボックス管 Φ1000×3	林地:28.25 裸地:25.98	9.5	16.23	1.7 (排水可能)	<p>3. 評価結果 雨水流出量と排水路流末の排水量の比較結果を第1表に示す。 すべての排水路流末の排水量が雨水流出量を上回り、既存の排水路から雨水を海域に排水することが可能であることから、屋外のアクセスルートのアクセス性に支障はない。</p> <p>第1表 雨水流出量と排水路流末の排水量の比較結果</p> <table border="1" data-bbox="698 997 1332 1460"> <thead> <tr> <th>流域</th> <th>雨水流出量 Q (m³/s)</th> <th>排水設備</th> <th>排水路流末排水量 Q' (m³/s)</th> <th>安全率 (Q'/Q)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">5.40</td> <td>ヒューム管φ1500</td> <td rowspan="2">8.07</td> <td rowspan="2">1.49</td> </tr> <tr> <td>VS側溝 B=1000、H=700</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>0.22</td> <td>ヒューム管φ800</td> <td>2.41</td> <td>10.95</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>0.12</td> <td>ヒューム管φ800</td> <td>2.41</td> <td>20.08</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>0.15</td> <td>ヒューム管φ800</td> <td>2.41</td> <td>16.07</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>7.55</td> <td>BOX2000×2000</td> <td>16.44</td> <td>2.18</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>0.90</td> <td>ヒューム管φ800</td> <td>1.87</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>0.32</td> <td>ヒューム管φ800</td> <td>2.29</td> <td>7.16</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>0.34</td> <td>ヒューム管φ1500</td> <td>8.51</td> <td>25.03</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>0.17</td> <td>ヒューム管φ1500</td> <td>8.51</td> <td>50.06</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>0.82</td> <td>ヒューム管φ1500</td> <td>8.51</td> <td>10.38</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>0.64</td> <td>ヒューム管φ1500</td> <td>8.51</td> <td>13.30</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>0.54</td> <td>ヒューム管φ1500</td> <td>8.51</td> <td>15.76</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>8.36</td> <td>ヒューム管φ2000</td> <td>15.22</td> <td>1.82</td> </tr> </tbody> </table>	流域	雨水流出量 Q (m ³ /s)	排水設備	排水路流末排水量 Q' (m ³ /s)	安全率 (Q'/Q)	A	5.40	ヒューム管φ1500	8.07	1.49	VS側溝 B=1000、H=700	B	0.22	ヒューム管φ800	2.41	10.95	C	0.12	ヒューム管φ800	2.41	20.08	D	0.15	ヒューム管φ800	2.41	16.07	E	7.55	BOX2000×2000	16.44	2.18	F	0.90	ヒューム管φ800	1.87	2.08	G	0.32	ヒューム管φ800	2.29	7.16	H	0.34	ヒューム管φ1500	8.51	25.03	I	0.17	ヒューム管φ1500	8.51	50.06	J	0.82	ヒューム管φ1500	8.51	10.38	K	0.64	ヒューム管φ1500	8.51	13.30	L	0.54	ヒューム管φ1500	8.51	15.76	M	8.36	ヒューム管φ2000	15.22	1.82	<p>3. 評価結果 構内排水設備における雨水流入量と排水可能流量の比較結果を第2表に示す。 各号炉系統流末ともに防潮堤横断面における排水可能流量は、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を上回り、余裕をもって雨水排水が可能であると評価されることから、屋外のアクセスルートのアクセス性に支障はない。</p> <p>第2表 57.5mm/h降水時の雨水流入量と排水可能流量との比較結果</p> <table border="1" data-bbox="1332 997 1966 1204"> <thead> <tr> <th></th> <th>集水面積[※] (ha)</th> <th>雨水流入量 a (m³/s)</th> <th>排水可能流量 b (m³/s)</th> <th>安全率 b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉系統流末</td> <td>7.87</td> <td>1.26</td> <td>3.89</td> <td>3.10 (排水可能)</td> </tr> <tr> <td>2号炉系統流末</td> <td>7.75</td> <td>1.24</td> <td>3.89</td> <td>3.14 (排水可能)</td> </tr> <tr> <td>3号炉系統流末</td> <td>19.74</td> <td>3.15</td> <td>3.89</td> <td>1.23 (排水可能)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※:構内排水設備については構造検討中</p>		集水面積 [※] (ha)	雨水流入量 a (m ³ /s)	排水可能流量 b (m ³ /s)	安全率 b/a	1号炉系統流末	7.87	1.26	3.89	3.10 (排水可能)	2号炉系統流末	7.75	1.24	3.89	3.14 (排水可能)	3号炉系統流末	19.74	3.15	3.89	1.23 (排水可能)	<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、「第1図 構内排水設備の配置概要図」の前に排水可能流量を記載している。(島根と同様)</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う降水による影響評価結果の相違。</p>
排水路名	仕 様	集水面積 [※] [ha]	91.0mm/h降水時の雨水流入量 [m ³ /s] a	排水可能流量 [※] [m ³ /s] b	雨水流入量に対する排水可能流量の比 b/a																																																																																																											
北側排水路	ボックスカバー B3500、H2500	林地:11.47 裸地:35.14	9.4	51.16	5.4 (排水可能)																																																																																																											
南側排水路	ダクトボックス管 Φ1000×3	林地:28.25 裸地:25.98	9.5	16.23	1.7 (排水可能)																																																																																																											
流域	雨水流出量 Q (m ³ /s)	排水設備	排水路流末排水量 Q' (m ³ /s)	安全率 (Q'/Q)																																																																																																												
A	5.40	ヒューム管φ1500	8.07	1.49																																																																																																												
		VS側溝 B=1000、H=700																																																																																																														
B	0.22	ヒューム管φ800	2.41	10.95																																																																																																												
C	0.12	ヒューム管φ800	2.41	20.08																																																																																																												
D	0.15	ヒューム管φ800	2.41	16.07																																																																																																												
E	7.55	BOX2000×2000	16.44	2.18																																																																																																												
F	0.90	ヒューム管φ800	1.87	2.08																																																																																																												
G	0.32	ヒューム管φ800	2.29	7.16																																																																																																												
H	0.34	ヒューム管φ1500	8.51	25.03																																																																																																												
I	0.17	ヒューム管φ1500	8.51	50.06																																																																																																												
J	0.82	ヒューム管φ1500	8.51	10.38																																																																																																												
K	0.64	ヒューム管φ1500	8.51	13.30																																																																																																												
L	0.54	ヒューム管φ1500	8.51	15.76																																																																																																												
M	8.36	ヒューム管φ2000	15.22	1.82																																																																																																												
	集水面積 [※] (ha)	雨水流入量 a (m ³ /s)	排水可能流量 b (m ³ /s)	安全率 b/a																																																																																																												
1号炉系統流末	7.87	1.26	3.89	3.10 (排水可能)																																																																																																												
2号炉系統流末	7.75	1.24	3.89	3.14 (排水可能)																																																																																																												
3号炉系統流末	19.74	3.15	3.89	1.23 (排水可能)																																																																																																												

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>4. 排水設備の性能維持に係る運用管理について</p> <p>(1) 性能維持管理対象について</p> <p>排水設備の手前、複数の管路が合流する箇所等には樹が設けられている。排水設備の排水能力を維持する上では、排水設備の手前にある樹の性能が直接的に寄与することから、当該樹を性能維持管理の対象とする。性能維持管理対象とする樹の設置場所は第2図のとおり。</p> <p>なお、排水設備は敷地内の低所に設けられており、仮に当該樹に至るまでの排水路の性能が低下している場合においても道路等を伝っての流下が期待できることから、これらの排水路は維持管理対象外とする。</p> <p>(2) 運用管理について</p> <p>性能維持管理の対象である樹及び当該樹からの排水路は、外観点検を1回/年実施し、フラップゲートは、外観点検及び動作確認を実施することにより、排水能力を維持する。</p> <p>また、上記点検に併せて、樹及び当該樹からの排水路の清掃を実施する。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・構内排水設備の性能維持に係る運用管理については、補足資料(8)に記載。(女川と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
<p>別紙(7)</p> <p>可搬型設備の小動物対策について</p> <p>屋外保管場所に保管している可搬型設備については、小動物が開口部等から設備内部に侵入し、設備の機能に影響を及ぼす可能性があることから、可搬型設備に開口部がある場合には、侵入防止対策を実施する。</p> <p>以下に可搬型設備の開口部へ対策例を示す。</p>	<p>別紙(27)</p> <p>可搬型設備の小動物対策について</p> <p>屋外保管場所に保管している可搬型設備については、小動物が開口部から設備内部に侵入し、設備の機能に影響を及ぼす可能性があることから、可搬型設備に開口部がある場合には、侵入防止対策を実施する。</p> <p>以下に現状の可搬型設備の開口部有無と対策内容を示す。</p> <p>1. 可搬型設備の開口部確認結果例</p> <table border="1" data-bbox="712 491 1317 1024"> <thead> <tr> <th>可搬型設備名</th> <th>開口部有無</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高压発電機車</td> <td>有</td> <td>貫通部バッキン処理 貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>有</td> <td>閉止板設置</td> </tr> <tr> <td>可搬式窒素供給装置</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>有</td> <td>金網設置</td> </tr> <tr> <td>第1ベントフィルタ 出口水素濃度</td> <td>有</td> <td>貫通部キャップ取付 貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>無</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>無</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	可搬型設備名	開口部有無	対策内容	高压発電機車	有	貫通部バッキン処理 貫通部シール処理	大量送水車	有	貫通部シール処理	移動式代替熱交換設備	有	閉止板設置	可搬式窒素供給装置	有	貫通部シール処理	大型送水ポンプ車	有	金網設置	第1ベントフィルタ 出口水素濃度	有	貫通部キャップ取付 貫通部シール処理	タンクローリ	無	—	ホイールローダ	無	—	<p>別紙(7)</p> <p>可搬型設備の小動物対策について</p> <p>屋外保管場所に保管している可搬型設備については、小動物が開口部から設備内部に侵入し、設備の機能に影響を及ぼす可能性があることから、可搬型設備に開口部がある場合には、侵入防止対策を実施する。</p> <p>以下に現状の可搬型設備の開口部有無と対策内容を示す。</p> <p>1. 可搬型設備の開口部確認結果例</p> <table border="1" data-bbox="1348 478 1951 1037"> <thead> <tr> <th>可搬型設備名</th> <th>開口部有無</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型大容量 海水送水ポンプ車</td> <td>有</td> <td>金網設置</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>ホース延長・回収車 (送水車用)</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替電源車</td> <td>有</td> <td>貫通部シール処理</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>無</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>無</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>無</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	可搬型設備名	開口部有無	対策内容	可搬型大容量 海水送水ポンプ車	有	金網設置	可搬型大型送水ポンプ車	有	貫通部シール処理	ホース延長・回収車 (送水車用)	有	貫通部シール処理	可搬型代替電源車	有	貫通部シール処理	可搬型タンクローリ	無	—	ホイールローダ	無	—	バックホウ	無	—	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は開口部有無の明確化。 【島根】記載内容の相違 ・可搬型設備の相違による対策内容の相違。</p>
可搬型設備名	開口部有無	対策内容																																																				
高压発電機車	有	貫通部バッキン処理 貫通部シール処理																																																				
大量送水車	有	貫通部シール処理																																																				
移動式代替熱交換設備	有	閉止板設置																																																				
可搬式窒素供給装置	有	貫通部シール処理																																																				
大型送水ポンプ車	有	金網設置																																																				
第1ベントフィルタ 出口水素濃度	有	貫通部キャップ取付 貫通部シール処理																																																				
タンクローリ	無	—																																																				
ホイールローダ	無	—																																																				
可搬型設備名	開口部有無	対策内容																																																				
可搬型大容量 海水送水ポンプ車	有	金網設置																																																				
可搬型大型送水ポンプ車	有	貫通部シール処理																																																				
ホース延長・回収車 (送水車用)	有	貫通部シール処理																																																				
可搬型代替電源車	有	貫通部シール処理																																																				
可搬型タンクローリ	無	—																																																				
ホイールローダ	無	—																																																				
バックホウ	無	—																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①大容量送水ポンプ</p>   <p>開口部への金網設置</p> <p>②電源車</p>   <p>ケーブル貫通部へのシール処理</p>	<p>2. 可搬型設備の対策実施例</p> <p>(1) 大量送水車</p>   <p>ケーブル貫通部</p> <p>シール処理</p>   <p>ケーブル貫通部</p> <p>シール処理</p> <p>(2) 可搬式窒素供給装置</p>   <p>ケーブル貫通部</p> <p>シール処理</p>	<p>2. 可搬型設備の対策実施例</p> <p>(1) 可搬型大容量海水送水ポンプ車</p>   <p>開口部への金網設置</p> <p>(2) 可搬型大型送水ポンプ車</p>   <p>ケーブル貫通部へのシール処理</p> <p>(3) 可搬型代替電源車</p>   <p>ケーブル貫通部へのシール処理</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・可搬型設備の相違による対策内容の相違。</p>

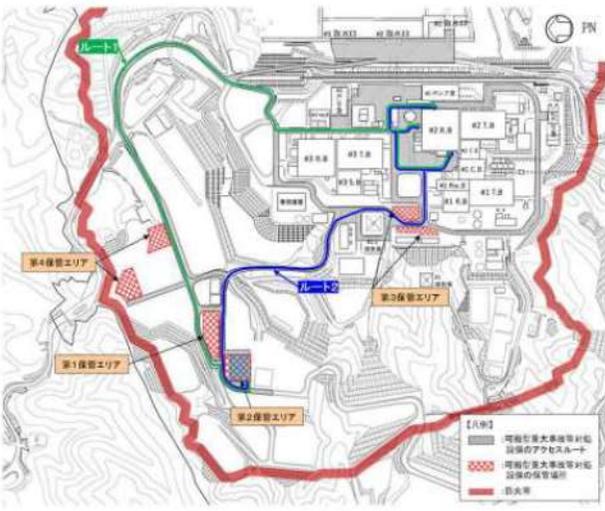
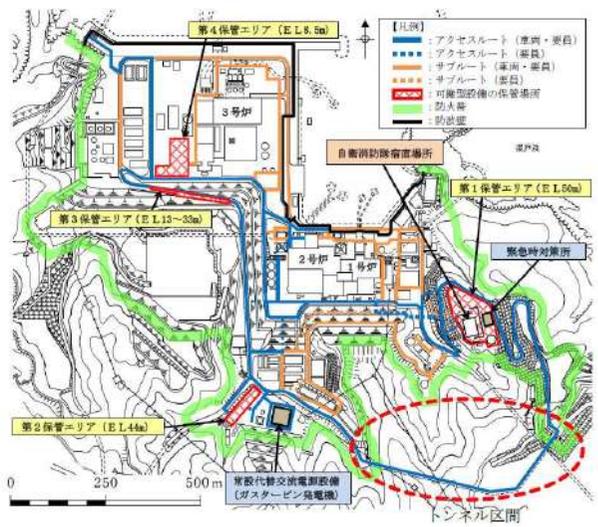
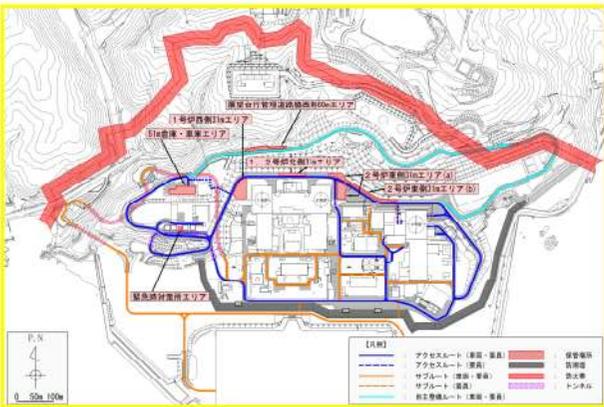
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>別紙(8)</p> <p>森林火災に対する影響評価について</p> <p>1. 保管場所及びアクセスルートと防火帯の位置について 原子力発電所敷地外で発生する森林火災が発電所に迫った場合においても、原子炉施設（安全機能を有する構築物、系統及び機器）に影響を及ぼさないよう防火帯を設定している。 重大事故等対処設備については、外部火災における防護対象設備（クラス1、2）を防護することにより、外部火災による重大事故の発生に至ることはないが、炉心損傷防止等の原子炉の安全性に係る対策に大きな影響を与えるおそれがあることから、防火帯の内側に配備する。 また、可搬型設備のアクセスルートについても防火帯の内側とする。</p>	<p>別紙(25)</p> <p>森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響</p> <p>森林火災が発生し発電所構内へ延焼するおそれがある場合は、構内道路の一部を防火帯として機能させる。その際には、防火帯内の車両を規制し、防火帯内から車両がない状態を確立する。 森林火災発生時のアクセスルートは第1図のとおりである。アクセスルートが防火帯に近接している箇所についても、空地を確保しているため、森林火災時の輻射影響を評価したところ、最大でも1.6kW/m²^{※1}程度であり、車両等の通行に影響を及ぼすことはないことを確認している。 よって、森林火災が発生した場合においても、アクセスルートは通行が可能である。 保管場所及びアクセスルートの位置関係を第1図に示す。</p> <p>アクセスルートとして設定している第二輪谷トンネル内は、防火帯の外側に位置するが、地上部ではなくトンネル区間となっている。火災による熱の影響は、地中深くなるにしたがって温度は低下するため、トンネル区間が位置するところでは、森林火災による熱的影響を受けるおそれはない。なお、トンネル区間の出入口部^{※2}は、防火帯の内側に設置しており、森林火災による熱的影響を受けるおそれはない。トンネル区間の概要図を第2図に示す。</p> <p>また、飛び火の影響については、防火帯を設置することで森林火災による飛び火が保管場所へ延焼するおそれはないが、森林火災の状況に応じて防火帯付近に予防散水を行い、万一の飛び火による影響を防止する。予防散水は、消火栓、防火水槽等から化学消防自動車等を用いて実施する。 第3図に敷地内の屋外消火栓及び防火水槽の配置を示す。</p> <p>※1：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（別紙(6)参照） ※2：第二輪谷トンネルの出入口における斜面の安定性評価については、アクセスルート周辺斜面の安定性評価において説明する。</p>	<p>別紙(8)</p> <p>森林火災に対する影響評価について</p> <p>1. 保管場所及びアクセスルートと防火帯の位置について 原子力発電所敷地外で発生する森林火災が発電所に迫った場合においても、発電用原子炉施設（安全機能を有する構築物、系統及び機器）に影響を及ぼさないよう防火帯を設定している。 重大事故等対処設備については、外部火災における防護対象設備（クラス1、2）を防護することにより、外部火災による重大事故の発生に至ることはないが、炉心損傷防止等の原子炉の安全性に係る対策に大きな影響を与えるおそれがあることから、防火帯の内側に配備する。 また、可搬型設備のアクセスルートについても防火帯の内側とする。 保管場所及びアクセスルートの位置関係を第1図に示す。</p> <p>なお、飛び火の影響については、防火帯を設置することで森林火災による飛び火が保管場所へ延焼するおそれはないが、森林火災の状況に応じて防火帯付近に予防散水を行い、万一の飛び火による影響を防止する。予防散水は、消火栓、防火水槽等から化学消防自動車等を用いて実施する。 第2図に敷地内の屋外消火栓及び防火水槽の配置を示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・森林火災による保管場所及びアクセスルートへの影響は、女川と同様に、2.以降で評価している。</p> <p>【島根】設備の相違 ・島根はアクセスルートの一部であるトンネル区間が防火帯外に位置する。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は島根と同様に飛び火の影響について記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 保管場所及びアクセスルートと防火帯の位置</p>	 <p>第1図 防火帯と保管場所及びアクセスルートの位置</p>	 <p>第1図 保管場所及びアクセスルートと防火帯の位置</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違</p>

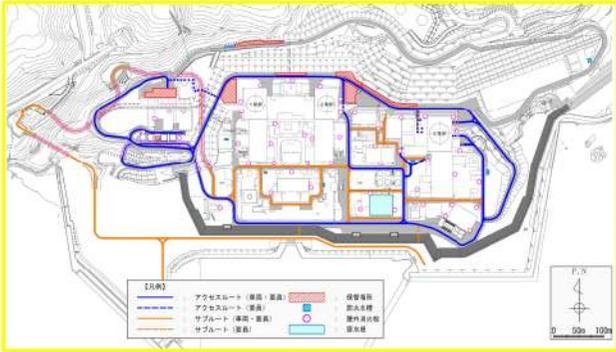
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>トンネル区間拡大図</p> <p>トンネル区間^{※1}断面図</p> <p>出入口A^{※3} (写真)</p> <p>出入口B^{※3} (写真)</p> <p>※1：火災による熱の影響は、地中深くになるにしたがって温度は低下する。*1トンネル区間は、地中に埋設されており、火災による熱的影響を受けない。 ※2：（参考文献）一般社団法人 日本森林学会 「山火事と地域環境」（森林科学 24 1998.10） ※3：トンネルの出入口部は、防火帯（約21m）の内側に設置。</p> <p>第2図 防火帯外側のトンネル区間</p>		<p>【島根】設備の相違 ・島根はアクセスルートの一部であるトンネル区間が防火帯外に位置する。</p>

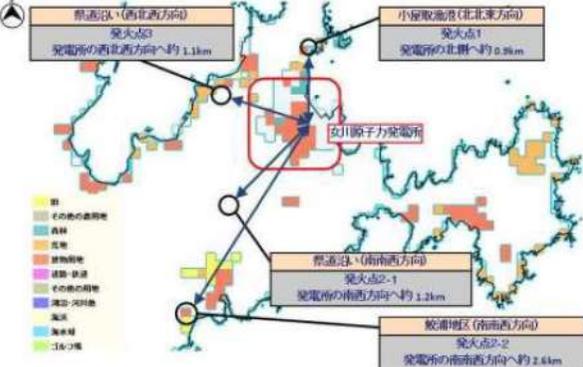
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3図 屋外消火栓及び防火水槽の配置図</p> <p>※：屋外消火栓等の設置場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	 <p>第2図 屋外消火栓及び防火水槽の配置図</p>	<p>【島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

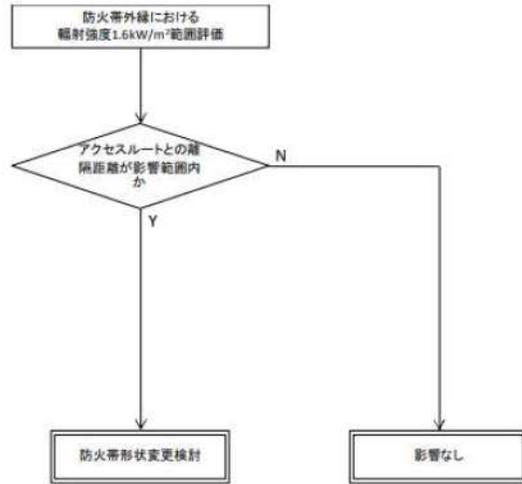
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>2. 保管場所に対する森林火災影響について</p> <p>可搬型設備の保管場所は屋外にあり、森林火災による熱影響を受ける可能性があることから、森林火災発生時には可搬型設備を森林火災の影響が及ばない位置に移動する。</p> <p>なお、森林火災発生から防火帯外縁まで最も早く到達する発火点3の火炎到達時間は約1.8時間であることから、可搬型設備の移動は可能であると考える。</p> <p>第1表 各発火点における火炎到達時間</p> <table border="1" data-bbox="156 399 616 542"> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>火炎到達時間 [h]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>約2.6</td> </tr> <tr> <td>発火点2-1</td> <td>約5.3</td> </tr> <tr> <td>発火点2-2</td> <td>約13.4</td> </tr> <tr> <td>発火点3</td> <td>約1.8</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2図 発火点位置</p>	発火点位置	火炎到達時間 [h]	発火点1	約2.6	発火点2-1	約5.3	発火点2-2	約13.4	発火点3	約1.8			<p>【女川】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は保管場所について必要離隔距離を確保していることを次項で確認する。
発火点位置	火炎到達時間 [h]												
発火点1	約2.6												
発火点2-1	約5.3												
発火点2-2	約13.4												
発火点3	約1.8												

1.0 重大事故等対策における共通事項

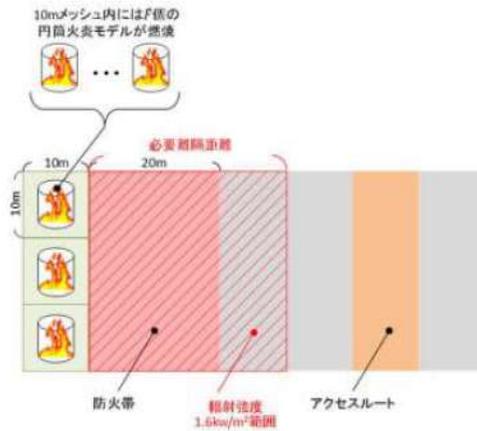
女川原子力発電所2号炉

3. アクセスルートに対する森林火災影響について
 森林火災によりアクセスルートが「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である 1.6kW/m^2 以下となることを第3図のフローにより確認する。



※ 放射強度 1.6kW/m^2 ：石油コンビナートの防災アセスメント指針における長時間さらされても苦痛を感じない放射強度

第3図 森林火災影響評価フロー



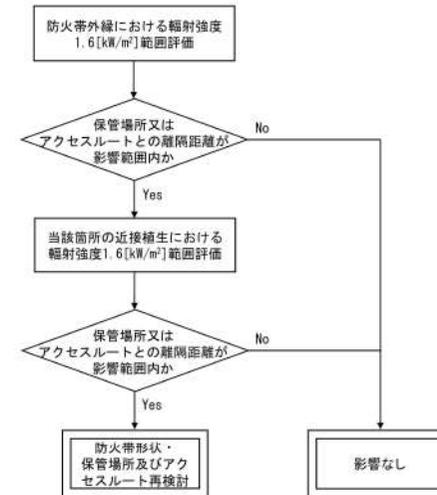
第4図 森林火災影響評価概要図

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

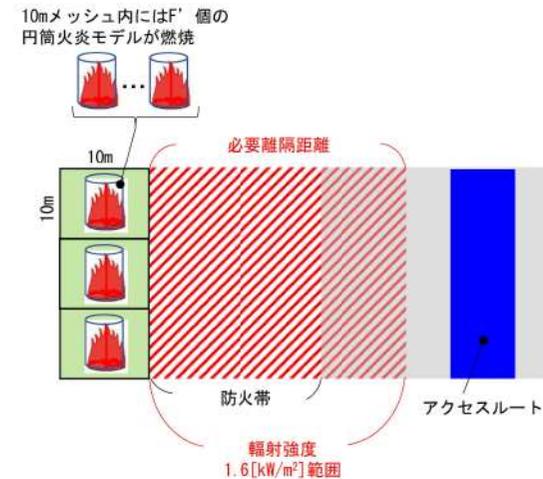
相違理由

2. 保管場所及びアクセスルートに対する森林火災影響について
 森林火災により保管場所及びアクセスルートが「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である放射強度 1.6kW/m^2 以下となることを第3図のフローにより確認する。



※1：放射強度 1.6kW/m^2 ：石油コンビナートの防災アセスメント指針における長時間さらされても苦痛を感じない放射強度

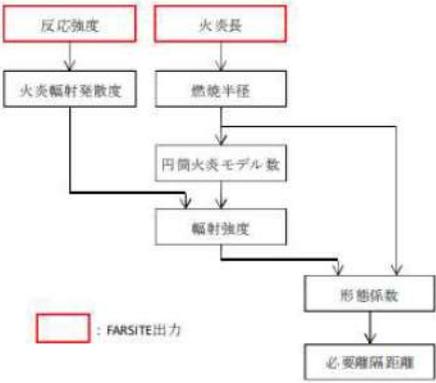
第3図 森林火災影響評価フロー



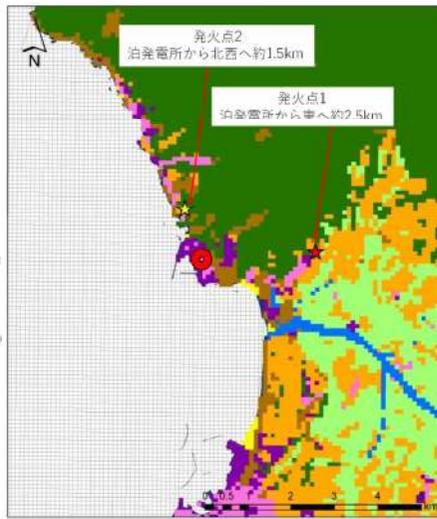
第4図 森林火災影響評価概要図

【女川】対応方針の相違
 ・泊は保管場所に対しても、必要離隔距離を確保できることを確認する。
 ・評価フローの考え方の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 必要離隔距離評価の流れ</p> <p>石油コンビナートの防災アセスメント指針における輻射強度及び、FARSITE 出力より得られた、反応強度及び火炎長より、第5図のとおり必要離隔距離を評価する。</p>  <p>第5図 必要離隔距離評価（概要図）</p> <p>a. 円筒火炎モデル数の算出</p> <p>外部火災影響評価ガイドに基づき、10mメッシュ内における円筒火炎モデル数 (\hat{F}) を次式により算出する。</p> $\hat{F} = \frac{10}{2R} \quad R = \frac{H}{3}$ <p>H: 火炎長 [m] R: 燃焼半径 [m]</p> <p>b. 火炎輻射発散度の算出</p> <p>FARSITEの結果より得られた防火帯外縁の最大反応強度に米国防火協会 (NFPA) の係数0.377^{※1}を乗じて算出する。</p> <p>※1 NFPA「THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering」に定める針葉樹の係数</p>		<p>(1) 必要離隔距離評価の流れ</p> <p>石油コンビナートの防災アセスメント指針における輻射強度並びに FARSITE 出力より得られた、反応強度及び火炎長より、第5図のとおり必要離隔距離を評価する。</p>  <p>第5図 必要離隔距離評価（概要図）</p> <p>a. 円筒火炎モデル数の算出</p> <p>外部火災影響評価ガイドに基づき、10mメッシュ内における円筒火炎モデル数 (F') を次式により算出する。</p> $F' = \frac{10}{2R}, \quad R = \frac{H}{3}$ <p>H: 火炎長[m], R: 燃焼半径[m]</p> <p>b. 火炎輻射発散度の算出</p> <p>FARSITEの結果より得られた防火帯外縁の最大反応強度に米国防火協会 (NFPA) の係数0.377^{※1}を乗じて算出する。</p> <p>※1: NFPA「THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering」に定める針葉樹の係数</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・泊は反応強度を元に火炎輻射強度を算出した後、火炎輻射発散度を算出している。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 必要離隔距離の算出</p> <p>形態係数を算出する下記式から、必要離隔距離を算出する、</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A-2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right) : \text{形態係数}$ <p>ここで、$m = \frac{H}{R} \approx 3$, $n = \frac{L}{R}$, $A = (1+n)^2 + m^2$, $B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>L : 必要離隔距離[m]</p> <p>(2) 評価結果 それぞれの発火点における必要離隔距離について第2表のとおり算出した。</p>		<p>c. 必要離隔距離の算出</p> <p>輻射強度Eが1.6[kW/m²]となる形態係数Φを式1より算出する。</p> $E = F' \times R_f \times \Phi \quad (\text{式1})$ <p>E：輻射強度(W/m²), F'：円筒火炎モデル数(10mメッシュ), R_f：輻射発散度(W/m²), Φ：形態係数</p> <p>式1で求めた形態係数Φとなる必要離隔距離Lを式2より算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2-1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A-2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right) \quad (\text{式2})$ $m = \frac{H}{R} \approx 3, n = \frac{L}{R}, A = (1+n)^2 + m^2, B = (1-n)^2 + m^2$ <p>H：火炎長[m], R：燃焼半径[m], L：危険距離[m]</p> <p>(2) 評価結果 第6図に示す発火点における必要離隔距離について第1表のとおり算出した。</p> <div data-bbox="1377 686 1489 1037"> <ul style="list-style-type: none"> ● 泊発電所 ★ 発火点1 ☆ 発火点2 <p>土地利用種</p> <ul style="list-style-type: none"> 田 その他の農用地 森林 荒地 建物用地 道路 鉄道 その他の用地 河川地及び跡地 海岸 高水域 工場 <p>※FARSITEにおいて非積土（掘削しない）エリアとして設定</p> </div>  <p>第6図 発火点位置</p>	<p>【女川】記載表現の相違・記載の充実化。</p> <p>【女川】記載箇所の相違・女川は第2図に記載しており、プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
第2表 必要離隔距離算出結果										第1表 必要離隔距離算出結果					【女川】記載内容の相違 ・プラントに相違による必要離隔距離算出結果の相違。 【女川】設備の相違 ・泊のアクセスルート及び保管場所は必要離隔距離を確保している。
発火点	必要離隔距離 [m]	最大火炎放射発散度 [kW/m ²]	円筒火炎モデル数	火炎長 [m]	発火点	最大火炎放射発散度 [kW/m ²]	火炎長 [m]	円筒火炎モデル数	必要離隔距離 [m]	発火点	最大火炎放射発散度 [kW/m ²]	火炎長 [m]	円筒火炎モデル数	必要離隔距離 [m]	
1	20.3	477	35	0.43						1	1,200	1.63	9.3	63.0	
2-1	32.8	408	12	1.31						2	1,200	3.62	4.2	94.1	
2-2	26.7	413	18	0.86											
3	31.2	421	14	1.15											
以上の評価により最大必要離隔距離が発火点2-1における32.8mであったことから、防火帯外縁からアクセスルートが必要離隔距離を確保しているか確認した結果、すべてのアクセスルートについて必要離隔距離以上確保していることを確認した。										以上の評価により最大必要離隔距離が発火点2における94.1mであったことから、防火帯外縁から可搬型設備の保管場所及びアクセスルートが必要離隔距離を確保しているか確認した結果、すべての可搬型設備の保管場所及びアクセスルートについて必要離隔距離以上確保していることを確認した。					

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(10)</p> <p>屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について</p> <p>屋外アクセスルート近傍の障害となり得る構造物を抽出し、抽出した構造物に対しアクセスルートへの影響評価を実施した。また、影響評価における建物の損壊による影響範囲については、過去の地震時の建屋被害事例から損傷モードを想定し、影響範囲を設定した。</p> <p>1. 屋外アクセスルート近傍の構造物の抽出 可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートの障害となり得る周辺構造物については、以下の手順により抽出を行った。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(28)</p> <p>保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について</p> <p>保管場所及びアクセスルート近傍の障害となり得る構造物を抽出し、抽出した構造物に対し保管場所及びアクセスルートへの影響評価を実施した。また、影響評価における建物の損壊による影響範囲については、過去の地震時の建屋被害事例から損傷モードを想定し、影響範囲を設定した。</p> <p>1. 保管場所における影響評価手順 保管場所に影響する構造物の抽出及び影響評価は以下の手順で行った。 手順①：発電所構内の構造物を抽出 発電所構内の構造物を全て抽出する。 手順②：構造物の損壊による保管場所への影響範囲の評価 各保管場所の敷地が設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。</p> <p>2. アクセスルートにおける影響評価手順 アクセスルートに影響する構造物の抽出及び影響評価は以下の手順で行った。 手順①：発電所構内の構造物を抽出（3項） 発電所構内の構造物を全て抽出する。 手順②：構造物の損壊によるアクセスルートへの影響範囲の評価（4項） 構造物が損壊した場合の影響範囲をもとに、アクセスルートへの干渉の有無を確認の上、以下の点を評価する。 ・アクセスルートに干渉する全ての構造物について、単独で損壊した場合に必要な幅員が確保可能か ・損壊時にアクセスルートに干渉する全ての構造物について、アクセスルートを挟んだ向かい側にアクセスルートに干渉する構造物の有無、ある場合は必要な幅員が確保可能か</p> <p>なお、手順②の評価結果からアクセスルートに影響がある構造物が抽出された場合は重大事故時等対応の成立性について詳細確認を行う。</p> <p>3. アクセスルート近傍の構造物の抽出 図面確認並びに現場調査により、アクセスルート近傍の障害となり得る構造物を抽出した。抽出した構造物を第1表及び第2表に示す。また、構造物の配置を第1図～第5図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(9)</p> <p>保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルート近傍の障害となり得る構造物を抽出し、抽出した構造物に対し保管場所及びアクセスルートへの影響評価を実施した。また、影響評価における建物の損壊による影響範囲については、過去の地震時の建屋被害事例から損傷モードを想定し、影響範囲を設定した。</p> <p>1. 保管場所及び屋外アクセスルート近傍の構造物の抽出 可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートの障害となり得る周辺構造物については、以下の手順により抽出を行った。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に「1. 保管場所及び屋外アクセスルート近傍の構造物の抽出」に記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
	<p style="text-align: center;">第1表 アクセスルートの周辺構造物（建物）（1/2）</p> <table border="1" data-bbox="712 204 1317 1023"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>構造物名称</th> <th>参照図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>緊急時対策所</td><td>第2図</td></tr> <tr><td>2</td><td>1号水ろ過装置室</td><td rowspan="3">第2図、第3図</td></tr> <tr><td>3</td><td>技術訓練棟2号館</td></tr> <tr><td>4</td><td>管理事務所1号館</td></tr> <tr><td>5</td><td>管理事務所2号館</td><td rowspan="2">第2図、第4図</td></tr> <tr><td>6</td><td>ガスタービン発電機建物</td></tr> <tr><td>7</td><td>協力企業A社事務所1</td><td rowspan="17">第3図</td></tr> <tr><td>8</td><td>協力企業A社事務所2</td></tr> <tr><td>9</td><td>協力企業A社事務所3</td></tr> <tr><td>10</td><td>協力企業A社事務所4</td></tr> <tr><td>11</td><td>協力企業B社事務所1</td></tr> <tr><td>12</td><td>協力企業B社事務所2</td></tr> <tr><td>13</td><td>協力企業B社事務所3</td></tr> <tr><td>14</td><td>協力企業C社事務所1</td></tr> <tr><td>15</td><td>協力企業D社売店</td></tr> <tr><td>16</td><td>合併処理施設機械室</td></tr> <tr><td>17</td><td>固体廃棄物貯蔵所B棟</td></tr> <tr><td>18</td><td>1号炉原子炉建物</td><td rowspan="14">第4図</td></tr> <tr><td>19</td><td>1号炉廃棄物処理建物</td></tr> <tr><td>20</td><td>2号炉原子炉建物</td></tr> <tr><td>21</td><td>2号炉廃棄物処理建物</td></tr> <tr><td>22</td><td>2号炉タービン建物</td></tr> <tr><td>23</td><td>屋内開閉所</td></tr> <tr><td>24</td><td>44a 盤事務所</td></tr> <tr><td>25</td><td>プラスチック固化設備建物</td></tr> <tr><td>26</td><td>西側事務所</td></tr> <tr><td>27</td><td>北口警備所</td></tr> <tr><td>28</td><td>2号炉取水コントロール建物</td></tr> <tr><td>29</td><td>2号炉鉄イオン貯蔵建物</td></tr> <tr><td>30</td><td>2号炉排気筒モニタ室</td></tr> <tr><td>31</td><td>地下湧水浄化設備</td></tr> </tbody> </table>	管理番号	構造物名称	参照図面	1	緊急時対策所	第2図	2	1号水ろ過装置室	第2図、第3図	3	技術訓練棟2号館	4	管理事務所1号館	5	管理事務所2号館	第2図、第4図	6	ガスタービン発電機建物	7	協力企業A社事務所1	第3図	8	協力企業A社事務所2	9	協力企業A社事務所3	10	協力企業A社事務所4	11	協力企業B社事務所1	12	協力企業B社事務所2	13	協力企業B社事務所3	14	協力企業C社事務所1	15	協力企業D社売店	16	合併処理施設機械室	17	固体廃棄物貯蔵所B棟	18	1号炉原子炉建物	第4図	19	1号炉廃棄物処理建物	20	2号炉原子炉建物	21	2号炉廃棄物処理建物	22	2号炉タービン建物	23	屋内開閉所	24	44a 盤事務所	25	プラスチック固化設備建物	26	西側事務所	27	北口警備所	28	2号炉取水コントロール建物	29	2号炉鉄イオン貯蔵建物	30	2号炉排気筒モニタ室	31	地下湧水浄化設備		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は女川と同様に「第2表 アクセスルートの周辺構造物」に記載している。</p>
管理番号	構造物名称	参照図面																																																																							
1	緊急時対策所	第2図																																																																							
2	1号水ろ過装置室	第2図、第3図																																																																							
3	技術訓練棟2号館																																																																								
4	管理事務所1号館																																																																								
5	管理事務所2号館	第2図、第4図																																																																							
6	ガスタービン発電機建物																																																																								
7	協力企業A社事務所1	第3図																																																																							
8	協力企業A社事務所2																																																																								
9	協力企業A社事務所3																																																																								
10	協力企業A社事務所4																																																																								
11	協力企業B社事務所1																																																																								
12	協力企業B社事務所2																																																																								
13	協力企業B社事務所3																																																																								
14	協力企業C社事務所1																																																																								
15	協力企業D社売店																																																																								
16	合併処理施設機械室																																																																								
17	固体廃棄物貯蔵所B棟																																																																								
18	1号炉原子炉建物		第4図																																																																						
19	1号炉廃棄物処理建物																																																																								
20	2号炉原子炉建物																																																																								
21	2号炉廃棄物処理建物																																																																								
22	2号炉タービン建物																																																																								
23	屋内開閉所																																																																								
24	44a 盤事務所																																																																								
25	プラスチック固化設備建物																																																																								
26	西側事務所																																																																								
27	北口警備所																																																																								
28	2号炉取水コントロール建物																																																																								
29	2号炉鉄イオン貯蔵建物																																																																								
30	2号炉排気筒モニタ室																																																																								
31	地下湧水浄化設備																																																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p style="text-align: center;">第1表 アクセスルートの周辺構造物（建物）（2/2）</p> <table border="1" data-bbox="712 194 1317 715"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>構造物名称</th> <th>参照図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>32</td><td>3号炉原子炉建物</td><td rowspan="16" style="text-align: center;">第5図</td></tr> <tr><td>33</td><td>3号炉サービス建物</td></tr> <tr><td>34</td><td>3号炉出入管理棟</td></tr> <tr><td>35</td><td>放水路モニタ建物</td></tr> <tr><td>36</td><td>給水設備建物</td></tr> <tr><td>37</td><td>野外放射線モニタ関係資材倉庫</td></tr> <tr><td>38</td><td>第1危険物倉庫</td></tr> <tr><td>39</td><td>3号炉補機海水系ポンプメンテナンス建物</td></tr> <tr><td>40</td><td>7号倉庫</td></tr> <tr><td>41</td><td>8号倉庫</td></tr> <tr><td>42</td><td>9号倉庫</td></tr> <tr><td>43</td><td>10号倉庫</td></tr> <tr><td>44</td><td>資材倉庫</td></tr> <tr><td>45</td><td>新2号倉庫</td></tr> <tr><td>46</td><td>恒常物品保管倉庫</td></tr> <tr><td>47</td><td>協力企業A社会庫1</td></tr> <tr><td>48</td><td>協力企業A社会庫2</td></tr> <tr><td>49</td><td>協力企業A社会庫3</td></tr> <tr><td>50</td><td>協力企業C社事務所2</td></tr> </tbody> </table>	管理番号	構造物名称	参照図面	32	3号炉原子炉建物	第5図	33	3号炉サービス建物	34	3号炉出入管理棟	35	放水路モニタ建物	36	給水設備建物	37	野外放射線モニタ関係資材倉庫	38	第1危険物倉庫	39	3号炉補機海水系ポンプメンテナンス建物	40	7号倉庫	41	8号倉庫	42	9号倉庫	43	10号倉庫	44	資材倉庫	45	新2号倉庫	46	恒常物品保管倉庫	47	協力企業A社会庫1	48	協力企業A社会庫2	49	協力企業A社会庫3	50	協力企業C社事務所2		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は女川と同様に「第2表 アクセスルートの周辺構造物」に記載している。</p>
管理番号	構造物名称	参照図面																																											
32	3号炉原子炉建物	第5図																																											
33	3号炉サービス建物																																												
34	3号炉出入管理棟																																												
35	放水路モニタ建物																																												
36	給水設備建物																																												
37	野外放射線モニタ関係資材倉庫																																												
38	第1危険物倉庫																																												
39	3号炉補機海水系ポンプメンテナンス建物																																												
40	7号倉庫																																												
41	8号倉庫																																												
42	9号倉庫																																												
43	10号倉庫																																												
44	資材倉庫																																												
45	新2号倉庫																																												
46	恒常物品保管倉庫																																												
47	協力企業A社会庫1																																												
48	協力企業A社会庫2																																												
49	協力企業A社会庫3																																												
50	協力企業C社事務所2																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
	<p style="text-align: center;">第2表 アクセスルートの周辺構造物（建物以外）（1/2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">管理番号</th> <th style="width: 75%;">構造物名称</th> <th style="width: 20%;">参照図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>通信用無線鉄塔</td> <td rowspan="3">第2図</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>統合原子力防災NW用屋外アンテナ</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>除あく槽設備</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1号ろ過水タンク</td> <td>第2図、第3図</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>2号閉閉所遮風壁</td> <td rowspan="14">第3図</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>2号閉閉所防護壁</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>輪谷貯水槽（西1）</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>輪谷貯水槽（西2）</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>輪谷貯水槽（東1）</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>輪谷貯水槽（東2）</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>66kV 鹿島支線No.2-1 鉄塔</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>66kV 鹿島支線No.3 鉄塔</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>220kV 第二島根原子力幹線No.1 鉄塔</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>220kV 第二島根原子力幹線No.2 鉄塔</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>第2-66kV 閉閉所屋外鉄構</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>ガスタービン発電機用軽油タンク</td> </tr> <tr> <td>Q</td> <td>ガスタービン発電機用軽油タンク用消火タンク</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>礫水洗タンク</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>協力企業B社設備1</td> </tr> <tr> <td>T</td> <td>協力企業B社設備2</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>協力企業B社設備3</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>協力企業B社倉庫1</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>協力企業B社倉庫2</td> </tr> <tr> <td>X</td> <td>宇中系統中継水槽（西山水槽）</td> <td rowspan="10">第4図</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>雑用水タンク</td> </tr> <tr> <td>Z</td> <td>2号炉NGC液体窒素貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>2号炉NGC液体窒素蒸発装置</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>1号炉復水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>固化材タンク</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>防火壁</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>原子炉建物空気冷却系冷凍機</td> </tr> <tr> <td>f</td> <td>原子炉建物空気冷却系冷凍機制御盤</td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>1,2号炉閉閉所間電路接続用隧道</td> </tr> <tr> <td>h</td> <td>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽</td> </tr> <tr> <td>i</td> <td>第1ベントフィルタ格納槽</td> </tr> </tbody> </table>	管理番号	構造物名称	参照図面	A	通信用無線鉄塔	第2図	B	統合原子力防災NW用屋外アンテナ	C	除あく槽設備	D	1号ろ過水タンク	第2図、第3図	E	2号閉閉所遮風壁	第3図	F	2号閉閉所防護壁	G	輪谷貯水槽（西1）	H	輪谷貯水槽（西2）	I	輪谷貯水槽（東1）	J	輪谷貯水槽（東2）	K	66kV 鹿島支線No.2-1 鉄塔	L	66kV 鹿島支線No.3 鉄塔	M	220kV 第二島根原子力幹線No.1 鉄塔	N	220kV 第二島根原子力幹線No.2 鉄塔	O	第2-66kV 閉閉所屋外鉄構	P	ガスタービン発電機用軽油タンク	Q	ガスタービン発電機用軽油タンク用消火タンク	R	礫水洗タンク	S	協力企業B社設備1	T	協力企業B社設備2	U	協力企業B社設備3	V	協力企業B社倉庫1	W	協力企業B社倉庫2	X	宇中系統中継水槽（西山水槽）	第4図	Y	雑用水タンク	Z	2号炉NGC液体窒素貯蔵タンク	a	2号炉NGC液体窒素蒸発装置	b	1号炉復水貯蔵タンク	c	固化材タンク	d	防火壁	e	原子炉建物空気冷却系冷凍機	f	原子炉建物空気冷却系冷凍機制御盤	g	1,2号炉閉閉所間電路接続用隧道	h	低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	i	第1ベントフィルタ格納槽		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は女川と同様に「第2表 アクセスルートの周辺構造物」に記載している。</p>
管理番号	構造物名称	参照図面																																																																														
A	通信用無線鉄塔	第2図																																																																														
B	統合原子力防災NW用屋外アンテナ																																																																															
C	除あく槽設備																																																																															
D	1号ろ過水タンク	第2図、第3図																																																																														
E	2号閉閉所遮風壁	第3図																																																																														
F	2号閉閉所防護壁																																																																															
G	輪谷貯水槽（西1）																																																																															
H	輪谷貯水槽（西2）																																																																															
I	輪谷貯水槽（東1）																																																																															
J	輪谷貯水槽（東2）																																																																															
K	66kV 鹿島支線No.2-1 鉄塔																																																																															
L	66kV 鹿島支線No.3 鉄塔																																																																															
M	220kV 第二島根原子力幹線No.1 鉄塔																																																																															
N	220kV 第二島根原子力幹線No.2 鉄塔																																																																															
O	第2-66kV 閉閉所屋外鉄構																																																																															
P	ガスタービン発電機用軽油タンク																																																																															
Q	ガスタービン発電機用軽油タンク用消火タンク																																																																															
R	礫水洗タンク																																																																															
S	協力企業B社設備1																																																																															
T	協力企業B社設備2																																																																															
U	協力企業B社設備3																																																																															
V	協力企業B社倉庫1																																																																															
W	協力企業B社倉庫2																																																																															
X	宇中系統中継水槽（西山水槽）	第4図																																																																														
Y	雑用水タンク																																																																															
Z	2号炉NGC液体窒素貯蔵タンク																																																																															
a	2号炉NGC液体窒素蒸発装置																																																																															
b	1号炉復水貯蔵タンク																																																																															
c	固化材タンク																																																																															
d	防火壁																																																																															
e	原子炉建物空気冷却系冷凍機																																																																															
f	原子炉建物空気冷却系冷凍機制御盤																																																																															
g	1,2号炉閉閉所間電路接続用隧道																																																																															
h	低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽																																																																															
i	第1ベントフィルタ格納槽																																																																															

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

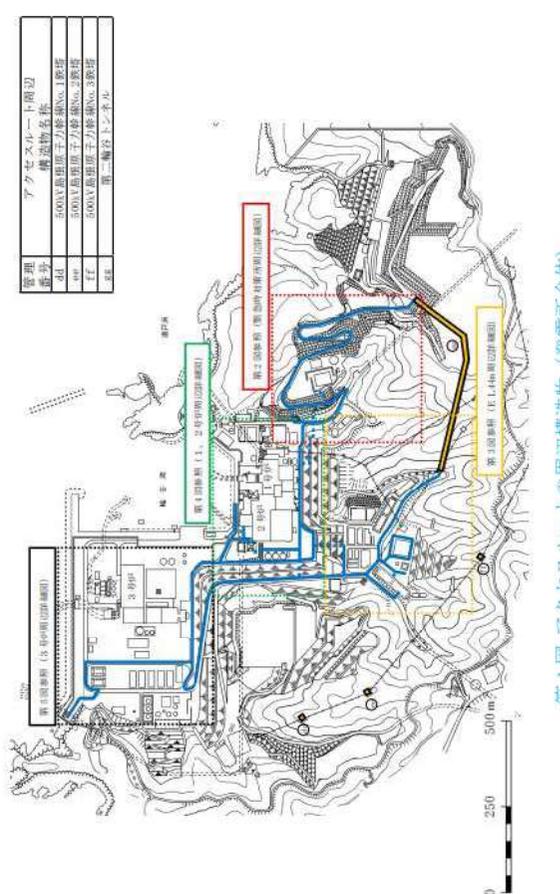
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																											
	<p style="text-align: center;">第2表 アクセスルートの周辺構造物（建物以外）（2/2）</p> <table border="1" data-bbox="712 199 1317 869"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>構造物名称</th> <th>参照図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>j</td><td>補助消火水槽</td><td rowspan="14">第4図</td></tr> <tr><td>k</td><td>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク</td></tr> <tr><td>l</td><td>2号炉復水貯蔵タンク</td></tr> <tr><td>m</td><td>2号炉補助復水貯蔵タンク</td></tr> <tr><td>n</td><td>2号炉トラス水受入タンク</td></tr> <tr><td>o</td><td>2号炉排気筒</td></tr> <tr><td>p</td><td>燃料移送ポンプエリア電巻防護対策設備</td></tr> <tr><td>q</td><td>2号炉鉄イオン溶解タンク</td></tr> <tr><td>r</td><td>取水槽除じん機エリア防水壁</td></tr> <tr><td>s</td><td>取水槽海水ポンプエリア防水壁</td></tr> <tr><td>t</td><td>2号炉起動変圧器</td></tr> <tr><td>u</td><td>2号炉所内変圧器</td></tr> <tr><td>v</td><td>2号炉主変圧器</td></tr> <tr><td>w</td><td>取水槽ガントリクレーン</td></tr> <tr><td>x</td><td>1号炉排気筒</td><td rowspan="2">第4図、第5図</td></tr> <tr><td>y</td><td>防波壁</td></tr> <tr><td>z</td><td>配管ダクト出入口建物</td><td rowspan="3">第5図</td></tr> <tr><td>aa</td><td>配管・ケーブル架台</td></tr> <tr><td>bb</td><td>訓練用模擬水槽</td></tr> <tr><td>cc</td><td>非常用ディーゼル発電設備軽油クック(D)</td><td rowspan="3">第1図</td></tr> <tr><td>dd</td><td>500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔</td></tr> <tr><td>ee</td><td>500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔</td></tr> <tr><td>ff</td><td>500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔</td></tr> <tr><td>gg</td><td>第二輪谷トンネル</td><td>第1図、第3図</td></tr> <tr><td>hh</td><td>連絡通路</td><td>第2図、第4図</td></tr> </tbody> </table>	管理番号	構造物名称	参照図面	j	補助消火水槽	第4図	k	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク	l	2号炉復水貯蔵タンク	m	2号炉補助復水貯蔵タンク	n	2号炉トラス水受入タンク	o	2号炉排気筒	p	燃料移送ポンプエリア電巻防護対策設備	q	2号炉鉄イオン溶解タンク	r	取水槽除じん機エリア防水壁	s	取水槽海水ポンプエリア防水壁	t	2号炉起動変圧器	u	2号炉所内変圧器	v	2号炉主変圧器	w	取水槽ガントリクレーン	x	1号炉排気筒	第4図、第5図	y	防波壁	z	配管ダクト出入口建物	第5図	aa	配管・ケーブル架台	bb	訓練用模擬水槽	cc	非常用ディーゼル発電設備軽油クック(D)	第1図	dd	500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔	ee	500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔	ff	500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔	gg	第二輪谷トンネル	第1図、第3図	hh	連絡通路	第2図、第4図		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は女川と同様に「第2表 アクセスルートの周辺構造物」に記載している。</p>
管理番号	構造物名称	参照図面																																																												
j	補助消火水槽	第4図																																																												
k	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク																																																													
l	2号炉復水貯蔵タンク																																																													
m	2号炉補助復水貯蔵タンク																																																													
n	2号炉トラス水受入タンク																																																													
o	2号炉排気筒																																																													
p	燃料移送ポンプエリア電巻防護対策設備																																																													
q	2号炉鉄イオン溶解タンク																																																													
r	取水槽除じん機エリア防水壁																																																													
s	取水槽海水ポンプエリア防水壁																																																													
t	2号炉起動変圧器																																																													
u	2号炉所内変圧器																																																													
v	2号炉主変圧器																																																													
w	取水槽ガントリクレーン																																																													
x	1号炉排気筒	第4図、第5図																																																												
y	防波壁																																																													
z	配管ダクト出入口建物	第5図																																																												
aa	配管・ケーブル架台																																																													
bb	訓練用模擬水槽																																																													
cc	非常用ディーゼル発電設備軽油クック(D)	第1図																																																												
dd	500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔																																																													
ee	500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔																																																													
ff	500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔																																																													
gg	第二輪谷トンネル	第1図、第3図																																																												
hh	連絡通路	第2図、第4図																																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

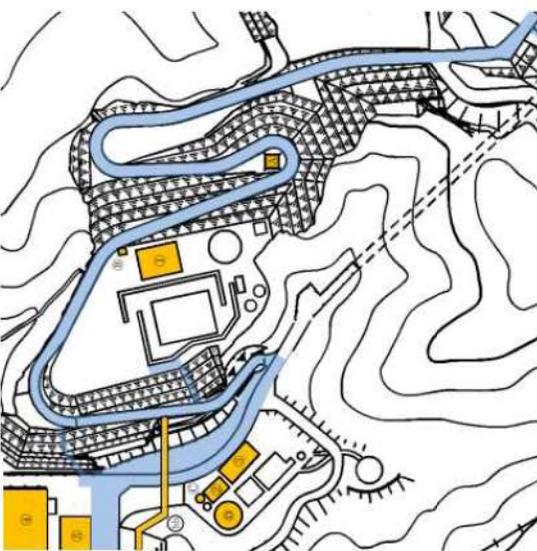
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 アクセスルート周辺の周辺構造物（発電所全体）</p>		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は女川と同様に「第3図 アクセスルートの周辺構造物」に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	 <table border="1" data-bbox="728 726 952 1045"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>アクセスルート周辺構造物名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1号水の通気塔</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>核燃料組立機2号機</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>管理事務所1号館</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>管理事務所2号館</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>統合原子力防災NIM用野外アンテナ</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>除じん機設備</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1号の廃水タンク</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>連絡通路</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1288 319 1321 901" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2図 アクセスルートの周辺構造物（緊急時対策所周辺詳細図）</p>	管理番号	アクセスルート周辺構造物名称	1	緊急時対策所	2	1号水の通気塔	3	核燃料組立機2号機	4	管理事務所1号館	5	管理事務所2号館	A	統合原子力防災NIM用野外アンテナ	B	除じん機設備	C	1号の廃水タンク	D	連絡通路		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に「第3図 アクセスルートの周辺構造物」に記載している。</p>
管理番号	アクセスルート周辺構造物名称																						
1	緊急時対策所																						
2	1号水の通気塔																						
3	核燃料組立機2号機																						
4	管理事務所1号館																						
5	管理事務所2号館																						
A	統合原子力防災NIM用野外アンテナ																						
B	除じん機設備																						
C	1号の廃水タンク																						
D	連絡通路																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="741 177 1252 1043" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1279 341 1312 879" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 214px;"> 第3図 アクセスルート周辺の構造物（E.L.44m 周辺詳細図） </div> <div data-bbox="781 1066 1285 1102" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に「第3図 アクセスルート周辺の構造物」に記載している。</p>

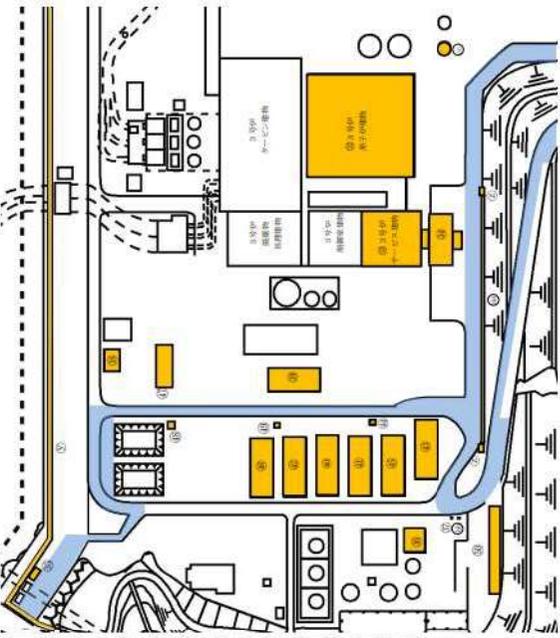
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<div data-bbox="734 180 1272 1074" style="border: 1px solid black; height: 560px; width: 240px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1279 347 1312 906" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第4図 アクセスルートの周辺構造物（1，2号炉周辺詳細図） </div> <div data-bbox="786 1091 1292 1129" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に「第3図 アクセスルートの周辺構造物」に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
	 <p style="text-align: center;">第5図 アクセスルート周辺の周辺構造物（3号炉周辺詳細図）</p> <table border="1" data-bbox="728 805 1153 1093"> <thead> <tr> <th>管理番号</th> <th>アクセスルート周辺構造物名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>32</td><td>3号炉原子力発電所</td></tr> <tr><td>33</td><td>3号炉タービン発電機</td></tr> <tr><td>34</td><td>3号炉出入管理棟</td></tr> <tr><td>35</td><td>放水塔モニタリング棟</td></tr> <tr><td>36</td><td>給水塔監視棟</td></tr> <tr><td>37</td><td>野外部材運搬モニタリング監視員倉庫</td></tr> <tr><td>38</td><td>第1貯油庫</td></tr> <tr><td>39</td><td>3号炉関連機器部品保管棟</td></tr> <tr><td>40</td><td>7号倉庫</td></tr> <tr><td>41</td><td>8号倉庫</td></tr> <tr><td>42</td><td>9号倉庫</td></tr> <tr><td>43</td><td>10号倉庫</td></tr> <tr><td>44</td><td>資料倉庫</td></tr> <tr><td>45</td><td>第2号倉庫</td></tr> <tr><td>46</td><td>非常時物品保管倉庫</td></tr> <tr><td>47</td><td>電力企業A社倉庫1</td></tr> <tr><td>48</td><td>電力企業A社倉庫2</td></tr> <tr><td>49</td><td>電力企業A社倉庫3</td></tr> <tr><td>50</td><td>電力企業B社事務所2</td></tr> <tr><td>Y</td><td>防護壁</td></tr> <tr><td>Z</td><td>配管タクト出入口建物</td></tr> <tr><td>aa</td><td>配管・ケーブル架台</td></tr> <tr><td>bb</td><td>相模川防護堤</td></tr> <tr><td>cc</td><td>非常用ディーゼル発電機設置専用タンク</td></tr> </tbody> </table>	管理番号	アクセスルート周辺構造物名称	32	3号炉原子力発電所	33	3号炉タービン発電機	34	3号炉出入管理棟	35	放水塔モニタリング棟	36	給水塔監視棟	37	野外部材運搬モニタリング監視員倉庫	38	第1貯油庫	39	3号炉関連機器部品保管棟	40	7号倉庫	41	8号倉庫	42	9号倉庫	43	10号倉庫	44	資料倉庫	45	第2号倉庫	46	非常時物品保管倉庫	47	電力企業A社倉庫1	48	電力企業A社倉庫2	49	電力企業A社倉庫3	50	電力企業B社事務所2	Y	防護壁	Z	配管タクト出入口建物	aa	配管・ケーブル架台	bb	相模川防護堤	cc	非常用ディーゼル発電機設置専用タンク		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に「第3図 アクセスルートの周辺構造物」に記載している。</p>
管理番号	アクセスルート周辺構造物名称																																																				
32	3号炉原子力発電所																																																				
33	3号炉タービン発電機																																																				
34	3号炉出入管理棟																																																				
35	放水塔モニタリング棟																																																				
36	給水塔監視棟																																																				
37	野外部材運搬モニタリング監視員倉庫																																																				
38	第1貯油庫																																																				
39	3号炉関連機器部品保管棟																																																				
40	7号倉庫																																																				
41	8号倉庫																																																				
42	9号倉庫																																																				
43	10号倉庫																																																				
44	資料倉庫																																																				
45	第2号倉庫																																																				
46	非常時物品保管倉庫																																																				
47	電力企業A社倉庫1																																																				
48	電力企業A社倉庫2																																																				
49	電力企業A社倉庫3																																																				
50	電力企業B社事務所2																																																				
Y	防護壁																																																				
Z	配管タクト出入口建物																																																				
aa	配管・ケーブル架台																																																				
bb	相模川防護堤																																																				
cc	非常用ディーゼル発電機設置専用タンク																																																				

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																
<p>① 調査対象範囲の設定</p>  <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートに影響を与えると想定されるエリアを周辺地形から調査対象範囲として設定する。 <p>② 机上調査による抽出</p>  <ul style="list-style-type: none"> 調査対象範囲内の屋外設備の竣工資料（設備図面、設備仕様）をもとに、地震により倒壊・損壊した際に保管場所及びアクセスルートの障害となり得る設備を抽出する。 <p>③ 現場調査による抽出</p>  <ul style="list-style-type: none"> 机上調査において抽出された設備のデータを持って現地に出向き、抽出された設備の確認を行う。また、机上調査で抽出されなかった設備が確認された場合は、その設備の仕様をもとに抽出対象設備となるか判断する。 <p>④ 抽出した周辺構造物のリスト化</p> <table border="1" data-bbox="78 662 324 758"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>材質</th> <th>重量</th> <th>高さ</th> <th>幅</th> <th>奥行き</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1図 周辺構造物の抽出検討フロー</p>	品名	規格	材質	重量	高さ	幅	奥行き	備考		<p>① 調査対象範囲の設定</p>  <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートに影響を与えると想定されるエリアを周辺地形から調査対象範囲として設定する。 <p>② 机上調査による抽出</p>  <ul style="list-style-type: none"> 調査対象範囲内の屋外設備の竣工資料（設備図面、主要仕様）を基に、地震により倒壊・損壊した際に保管場所及び屋外アクセスルートの障害となり得る設備を抽出する。 <p>③ 現場調査による抽出</p>  <ul style="list-style-type: none"> 机上調査において抽出された設備のデータを持って現地に出向き、抽出された設備の確認を行う。また、机上調査で抽出されなかった設備が確認された場合は、その設備の仕様を基に抽出対象設備となるか判断する。 <p>④ 抽出した周辺構造物のリスト化</p> <table border="1" data-bbox="1355 678 1556 742"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>材質</th> <th>重量</th> <th>高さ</th> <th>幅</th> <th>奥行き</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1図 周辺構造物の抽出検討フロー</p>	品名	規格	材質	重量	高さ	幅	奥行き	備考	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は本資料の冒頭に記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による調査対象範囲等の相違。</p>
品名	規格	材質	重量	高さ	幅	奥行き	備考																												
...																												
品名	規格	材質	重量	高さ	幅	奥行き	備考																												
...																												

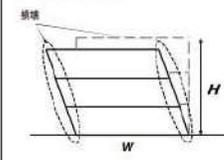
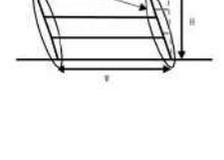
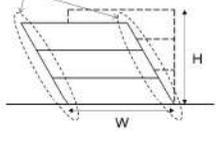
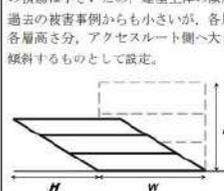
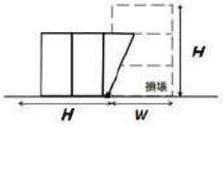
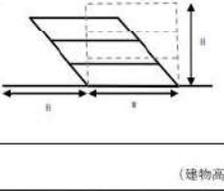
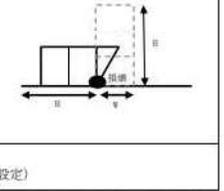
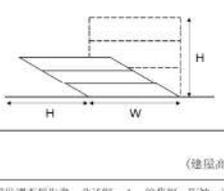
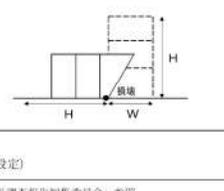
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 構造物の損壊による保管場所及び屋外アクセスルートへの影響範囲の評価</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートの障害となり得るとして抽出した構造物のうち、耐震Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物については、基準地震動Ssにより損壊するものとしてアクセスルートへの影響評価を実施した。</p> <p>構造物のうち建屋の損壊による影響範囲は、過去の被害事例から建屋の損傷モードを想定し評価した。第1表に示すとおり、建屋の損傷モードを層崩壊、転倒崩壊とし、影響範囲は全層崩壊又は建屋の根元から倒壊するものとして建屋高さ分を設定した。</p> <p>建屋以外の構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとし、構造物の高さHとして設定した。</p> <p>構造物の損壊による保管場所又はアクセスルートへの影響評価結果を第2表及び第3表、損壊により影響を与える構造物の位置を第3図に示す。保管場所は構造物の損壊による影響範囲にかかった場合、アクセスルートに必要な幅員（3.7m[*]）を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</p> <p>※可搬型設備において最大車幅（2.5m）となる「熱交換器ユニット」に必要な道路幅に余裕をみた道路幅</p> <p>第2図 個別影響評価要否判断フロー</p>	<p>4. 構造物の損壊によるアクセスルートへの影響範囲の評価</p> <p>アクセスルート近傍の障害となり得るとして抽出した構造物のうち、耐震Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物については、基準地震動Ssによりがれきが発生するものとしてアクセスルートへの影響評価を実施した。</p> <p>構造物のうち建物の損壊による影響範囲は、過去の被害事例から建物の損傷モードを想定し評価した。第3表に示すとおり、建物の損傷モードを層崩壊、転倒崩壊とし、影響範囲は全層崩壊、又は建物の根元から転倒するものとして建物高さ分を設定した。</p> <p>建物以外の構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に影響するものとして設定し評価した。</p> <p>構造物の損壊によるアクセスルートへの影響評価方法を第4表、影響評価結果を第5表～第6表に示す。損壊時にアクセスルートに干渉する全ての構造物のうち、必要な幅員（3.0m[*]）を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</p> <p>また、損壊時にアクセスルートに干渉する全ての構造物について、アクセスルートを挟んだ向かい側にアクセスルートに干渉する構造物の有無、ある場合は必要な幅員が確保可能か確認し、確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</p> <p>※：可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）及び使用ホース中最大サイズの300Aホース1本敷設の幅（約0.4m）を考慮し設定。なお、その他のサイズのホース使用時も1本敷設で使用する。</p>	<p>2. 構造物の損壊による保管場所及び屋外アクセスルートへの影響範囲の評価</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートの障害となり得るとして抽出した構造物のうち、耐震Sクラス（Ss機能維持含む。）又は基準地震動で倒壊・落橋しないことを確認するもの以外の構造物については、基準地震動により損壊するものとして保管場所及びアクセスルートへの影響評価を実施した。</p> <p>構造物のうち建屋の損壊による影響範囲は、過去の被害事例から建屋の損傷モードを想定し評価した。第1表に示すとおり、建屋の損傷モードを層崩壊、転倒崩壊とし、影響範囲は全層崩壊又は建屋の根元から倒壊するものとして建屋高さ分を設定した。</p> <p>建屋以外の構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとし、構造物の高さHとして設定した。</p> <p>構造物の損壊による保管場所及びアクセスルートへの影響評価結果を第2表及び第3表、損壊により影響を与える構造物の位置を第3図に示す。保管場所は構造物の損壊による影響範囲にかかった場合、アクセスルートに必要な道路幅（4.0m[*]）を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。</p> <p>また、損壊時にアクセスルートに干渉するすべての構造物について、アクセスルートを挟んだ向かい側にアクセスルートに干渉する構造物の有無、ある場合は必要な道路幅が確保可能か確認し、確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価した。評価結果を第4図に示す。</p> <p>※：必要な道路幅4.0mは可搬型重大事故等対処設備のうち最大車幅の可搬型代替電源車約3m及び可搬型ホースの敷設幅0.9m（150Aホース計3本敷設した場合の占有幅0.45mに余裕を考慮）を考慮して設定</p> <p>第2図 個別影響評価要否判断フロー</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】資料構成の相違・泊は島根と同様にアクセスルートを挟んで損壊する構造物がある場合の影響を評価。</p> <p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違によるアクセスルートに必要な幅員の相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

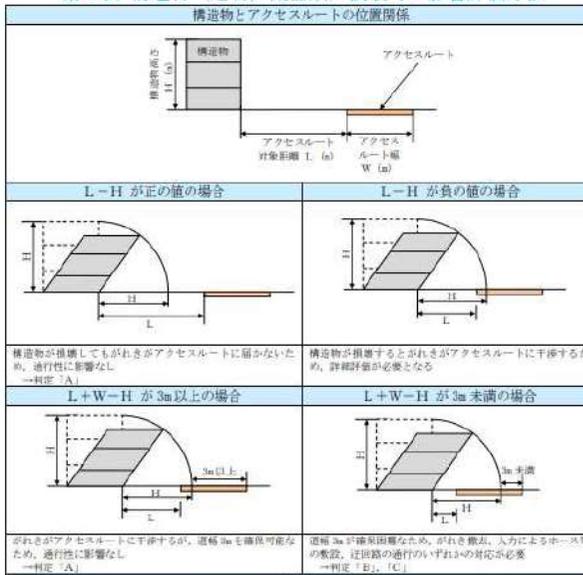
女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第1表 建屋の損傷モード及び損壊による影響範囲		第3表 建物の損傷モード及び損壊による影響範囲		第1表 建屋の損傷モード及び損壊による影響範囲		
<p>損傷モード</p> <p>阪神・淡路大震災時の被害の特徴[※]</p> <p>○崩壊形状としては、1階層崩壊・中間層崩壊・全層崩壊 ○柱の耐力不足、剛性の偏在や層間での急な剛性、耐力の違い、重量偏在が崩壊の主な原因に挙げられる。 ○1階層崩壊の被害事例はピロティ構造物の被害率が著しく高い。 ○中間層崩壊は、6～12階建ての建築物に確認されている。</p>	<p>層崩壊</p> <p>○崩壊形状としては、1階層崩壊・中間層崩壊・全層崩壊 ○柱の耐力不足、剛性の偏在や層間での急な剛性、耐力の違い、重量偏在が崩壊の主な原因に挙げられる。 ○1階層崩壊の被害事例はピロティ構造物の被害率が著しく高い。 ○中間層崩壊は、6～12階建ての建築物に確認されている。</p>					
<p>想定される損傷モード</p> <p>隣接するアクセスルートへの影響範囲が大きくなると想定される全層崩壊を損傷モードに選定した。</p> 	<p>1階層崩壊後に倒壊に至る崩壊を想定。</p> 	<p>隣接するアクセスルートへの影響範囲が大きくなると想定される全層崩壊を損傷モードに選定した。</p> 	<p>1階層崩壊後に倒壊に至る崩壊を想定。</p> 	<p>隣接するアクセスルートへの影響範囲が大きくなると想定される全層崩壊を損傷モードに選定した。</p> 	<p>1階層崩壊後に倒壊に至る崩壊を想定。</p> 	
<p>想定する建屋の損壊範囲</p> <p>全層崩壊は地震時に構造物が受けるエネルギーを各層で配分することから、各層の損傷は小さいため、建屋全体の傾斜は過去の被害事例からも小さいが、各層が各層高さ分、アクセスルート側へ大きく傾斜するものとして設定。</p> 	<p>上述の損傷モードに基づき、建屋高さH分には到達しないものHとして設定。</p> 	<p>全層崩壊は地震時に構造物が受けるエネルギーを各層で配分することから、各層の損傷は小さいため、建屋全体の傾斜は過去の被害事例からも小さいが、各層が各層高さ分、アクセスルート側へ大きく傾斜するものとして設定。</p> 	<p>上述の損傷モードに基づき、建物高さH分には到達しないものHとして設定。</p> 	<p>全層崩壊は地震時に構造物が受けるエネルギーを各層で配分することから、各層の損傷は小さいため、建屋全体の傾斜は過去の被害事例からも小さいが、各層が各層高さ分、アクセスルート側へ大きく傾斜するものとして設定。</p> 	<p>上述の損傷モードに基づき、建屋高さH分には到達しないものHとして設定。</p> 	
<p>建屋の損壊による影響範囲</p> <p>H (建屋高さ分を設定)</p>		<p>建屋の損壊による影響範囲</p> <p>H (建屋高さ分を設定)</p>		<p>建屋の損壊による影響範囲</p> <p>H (建屋高さ分を設定)</p>	<p>建屋の損壊による影響範囲</p> <p>H (建屋高さ分を設定)</p>	

※：「阪神・淡路大震災調査報告書 共通編-1 総集編、阪神・淡路大震災調査報告編集委員会」参照

※：「阪神・淡路大震災調査報告書 共通編-1 総集編、阪神・淡路大震災調査報告編集委員会」参照

※ 「阪神・淡路大震災調査報告書 共通編-1 総集編、阪神・淡路大震災調査報告編集委員会」参照

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">第4表 構造物（建物、機器類）損壊時の影響評価方法</p> <p style="text-align: center;">構造物とアクセスルートの位置関係</p>  <p style="text-align: center;">【判定】</p> <p>「A」：通行性に影響がない構造物 （耐震性があるため損壊しない、がれきがルートに干渉しない、がれきがルートに干渉するがルートの必要幅が確保可能、源頭の手洗等の処理を可能） 「B」：がれき除去によりアクセスルートを確保する構造物 （単向通行のみの場合はがれき除去不能な構造物も含む。） 「C」：がれき発生時は迂回路を通行する構造物</p> <p>アクセスルート対象距離：Lの設定にあたり、全ての構造物の影響範囲を確認（参考資料-1）した上で、アクセスルートに干渉する可能性のある面との距離を算出する。</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は構造物損壊時の影響評価方法について記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第2表 アクセスルートの周辺構造物

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法 [単位: m]			個別影響評価	参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ			
1	出入管理室(1, 2号)	③	17.51	18.21	8.62		第3-2図	
2	1, 2号巻揚設備	③	70.50	50.20	1.25		第3-2図	巻揚設備の奥行き、幅、高さ記載
3	3号巻揚設備	③	198.36	8.27	1.27		第3-2図	巻揚設備の奥行き、幅、高さ記載
4	1号液体窒素貯槽	③	2.30	2.30	5.89	○	第3-2図	
5	No.2 ナプレシヨンプール水貯蔵タンク	③	13.90	13.90	11.33		第3-2図	
6	トリンプ入口 (1F-1H)	③	3.52	3.00	1.80		第3-2図	
7	No.1 ナプレシヨンプール水貯蔵タンク	③	17.80	17.80	12.18	○	第3-2図	
8	1号海水貯蔵タンク	③	18.85	18.85	12.20		第3-2図	
9	1, 2号開閉所留熱機	③	2.50	44.50	28.00		第3-2図	
10	1号主変圧器	③	7.30	12.20	8.80	○	第3-2図	
11	1号内変圧器B	③	4.90	5.00	1.30	○	第3-2図	
12	1号内変圧器A	③	4.90	5.00	1.30	○	第3-2図	
13	1号起動変圧器	③	6.55	8.47	6.20	○	第3-2図	
14	開閉所がいし吊掛台	③	2.70	3.80	1.80		第3-2図	
15	1号ガスボンベ庫	③	9.91	11.91	4.04	○	第3-2図	
16	新燃料貯蔵庫	③	23.40	25.90	13.27		第3-2図	
17	1号燃料貯蔵庫	③	3.04	1.50	1.96	○	第3-2図	
18	1号放射性ソーダ貯蔵庫	③	5.04	2.50	4.06	○	第3-2図	
19	1号プロパンガスボンベ庫	③	1.50	5.30	1.70	○	第3-2図	
20	主変圧器電解脱イオン注入装置電機庫	③	1.60	1.60	4.50	○	第3-2図	
21	0F 潤滑油トリンプ入口	③	2.80	3.40	2.00		第3-2図	
22	0F 潤滑油機庫	③	8.30	4.65	1.60		第3-2図	
23	1号海水ポンプ室門型クレーン	③	14.00	21.80	15.23		第3-2図	
24	1号防雨壁	③	23.50	35.60	1.00		第3-2図	
25	1号貯蔵装置電機庫	③	8.90	15.30	4.30		第3-2図	
26	1号貯蔵装置タンク	③	8.70	8.70	6.11	○	第3-2図	
27	1, 2号ボグート前検査所	③	5.45	16.88	1.53		第3-2図	
28	再生純水タンク	③	13.60	13.60	10.67	○	第3-2図	
29	ガスボンベ庫 (化学分析用)	③	1.50	4.20	1.70	○	第3-2図	
30	底層設備デラワー	③	1.00	3.00	1.30		第3-2図	
31	1号制御塔型	③	41.05	53.85	18.36	○	第3-2図	
32	1号原子炉建屋	③	43.85	53.35	47.68		第3-2図	
33	1号タービン建屋	③	93.50	61.05	19.53		第3-2図	

島根原子力発電所2号炉

第5表 アクセスルートへの影響評価結果(建物) (1/3)

参照図面	管理番号	アクセスルート周辺の構造物	構造物表示			評価方法	新設評価	判定
			高さ (m)	幅 (m)	奥行き (m)			
第2図	1	緊急時貯蔵庫	—	—	—	新設評価に基つき影響がないことを確認	—	A
第2図	2	1号水素処理装置	1	4.80	13.90	構造による影響範囲を目として評価	0.00	A
第3図	3	長尺加圧機2号船	1	8.00	3.20	構造による影響範囲を目として評価	27.80	A
第3図	4	管理事務所1号船	6	24.90	29.41	構造による影響範囲を目として評価	-2.40	A
第4図	5	管理事務所2号船	6	38.80	6.00	構造による影響範囲を目として評価	4.51	A
第3図	6	ガスタービン建屋(機庫)	—	—	—	構造による影響範囲を目として評価	-11.00	A
第3図	7	機庫企業A 仕事所1	1	4.21	3.00	構造による影響範囲を目として評価	-1.21	A
第3図	8	機庫企業A 仕事所2	1	6.88	3.40	構造による影響範囲を目として評価	6.19	A
第3図	9	機庫企業A 仕事所3	1	8.78	18.00	構造による影響範囲を目として評価	18.79	A
第3図	10	機庫企業A 仕事所4	1	11.65	27.70	構造による影響範囲を目として評価	18.59	A
第3図	11	機庫企業B 仕事所1	1	3.70	2.40	構造による影響範囲を目として評価	5.62	A
第3図	12	機庫企業B 仕事所2	1	12.16	8.00	構造による影響範囲を目として評価	9.22	A
第3図	13	機庫企業B 仕事所3	2	8.55	35.00	構造による影響範囲を目として評価	16.05	A
第3図	14	機庫企業C 仕事所1	1	12.49	15.92	構造による影響範囲を目として評価	25.85	A
第3図	15	機庫企業D 仕事所1	1	4.00	2.00	構造による影響範囲を目として評価	8.50	A
第3図	16	合併処理浄化槽	1	3.40	12.00	構造による影響範囲を目として評価	-1.30	A
第3図	17	副燃料貯蔵庫	1	30.00	13.90	構造による影響範囲を目として評価	-4.16	A

【判定】
 ○ : 「A」通行性に影響がない構造物（相違性がないため相違しない、またはルートに干渉しない）
 □ : 「B」が、ルートに干渉するがルートとの距離が確保可能、設備の修繕等の対策を要する
 △ : 「C」が、ルートに干渉するがルートとの距離が確保できず、撤去不要な構造物を含む。

泊発電所3号炉

第2表 アクセスルートの周辺構造物(1/7)

管理番号	構造物名称	評価フロー	寸法 [単位: m]			個別影響評価			参照図面	備考
			奥行き	幅	高さ	火災	薬品	浸水		
1	1号炉原子炉建屋	②	74.00	55.00	63.73				第3-2図	
2	2号炉原子炉建屋	②	74.00	55.00	63.73				第3-2図	
3	1号及び2号炉補助建屋	③	63.90	110.00	29.80				第3-2図	
4	1号炉タービン建屋	③	96.79	43.63	28.23				第3-2図	
5	2号炉タービン建屋	③	96.79	43.63	28.23				第3-2図	
6	1号及び2号炉補助ボイラー建屋	③	27.89	19.33	8.15				第3-2図	
7	管理事務所	③	26.70	46.20	14.70				第3-2図	
8	1号及び2号炉循環水ポンプ建屋	③	31.10	72.50	24.70				第3-2図	
9	1号及び2号炉給排水処理建屋	③	27.64	73.44	13.45	○	○		第3-2図	
10	放射性廃棄物処理建屋	③	26.00	34.50	14.30				第3-2図	
11	1号炉燃料取扱用水タンク建屋	③	19.00	19.00	10.16				第3-2図	
12	2号炉燃料取扱用水タンク建屋	③	19.00	19.00	10.16				第3-2図	
13	屋外電気室	③	9.94	22.49	6.62				第3-2図	
14	放射性廃棄物処理建屋ボシム庫	③	4.00	12.05	5.75	○			第3-2図	
16	固体廃棄物貯蔵庫	③	44.70	49.75	16.80				第3-3図	
16	防雪小屋(給排水設備)	③	4.50	3.60	4.35				第3-2図	
17	1号炉タービン建屋前警備所	③	9.75	13.75	7.70				第3-2図	
18	1号炉発電機用ガスボンベ庫	③	12.10	8.50	4.55	○			第3-2図	
19	1号及び2号炉海水電解装置建屋	③	9.56	8.56	6.50				第3-2図	
20	残留塩素計建屋	③	5.12	6.82	4.10				第3-1図	
21	給食庫	③	12.19	8.19	4.07	○			第3-2図	
22	2号炉発電機用ガスボンベ庫	③	12.10	8.50	4.55	○			第3-2図	
23	運営管理センター	③	20.10	20.15	18.20				第3-2図	
24	ゴミステーション	③	3.90	2.70	2.80				第3-2図	
25	定検トイレ	③	7.30	9.15	5.10				第3-2図	
26	定検機材倉庫	③	40.90	16.70	26.50				第3-3図	
27	総合管理事務所	③	25.65	58.54	24.20				第3-2図	

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・プラントの相違による周辺構造物の相違。